

平成 2 2 年 旭 市 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9月1日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
議長報告事項	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案上程	4
議案第 1 号 平成 2 1 年度旭市一般会計決算の認定について	
議案第 2 号 平成 2 1 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 3 号 平成 2 1 年度旭市老人保健特別会計決算の認定について	
議案第 4 号 平成 2 1 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第 5 号 平成 2 1 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 6 号 平成 2 1 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 7 号 平成 2 1 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について	
議案第 8 号 平成 2 1 年度旭市水道事業会計決算の認定について	
議案第 9 号 平成 2 1 年度旭市病院事業会計決算の認定について	
議案第 1 0 号 平成 2 1 年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について	
議案第 1 1 号 平成 2 2 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 1 2 号 平成 2 2 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について	
議案第 1 3 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 1 4 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 1 5 号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 1 6 号 市道路線の認定及び廃止について	

議案第 17 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

報告第 1 号 平成 21 年度旭市土地開発基金の運用状況について

報告第 2 号 平成 21 年度旭市奨学基金の運用状況について

報告第 3 号 平成 21 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について

報告第 4 号 平成 21 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について

報告第 5 号 平成 21 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について

報告第 6 号 株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について

提案理由の説明並びに政務報告..... 5

議案の補足説明及び報告の説明..... 16

散 会..... 70

第 2 号 (9月3日)

議事日程..... 71

本日の会議に付した事件..... 71

出席議員..... 71

欠席議員..... 72

説明のため出席した者..... 72

事務局職員出席者..... 72

開 議..... 74

議案質疑..... 74

議案第 17 号直接審議 (先議) 96

決算審査特別委員会設置..... 97

決算審査特別委員会委員の選任..... 97

決算審査特別委員会議案付託..... 98

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告..... 99

常任委員会議案付託..... 99

常任委員会陳情付託..... 99

散 会..... 100

第 3 号 (9月7日)

議事日程	1 0 1
本日の会議に付した事件	1 0 1
出席議員	1 0 1
欠席議員	1 0 1
説明のため出席した者	1 0 1
事務局職員出席者	1 0 2
開 議	1 0 3
一般質問	1 0 3
1 番 大 塚 祐 司	1 0 3
9 番 林 七 巳	1 1 3
7 番 平 野 忠 作	1 2 3
1 7 番 日 下 昭 治	1 4 6
5 番 伊 藤 保	1 5 9
2 0 番 高 橋 利 彦	1 6 7
会議時間の延長	1 8 8
散 会	1 9 3

第 4 号（9月8日）

議事日程	1 9 5
本日の会議に付した事件	1 9 5
出席議員	1 9 5
欠席議員	1 9 5
説明のため出席した者	1 9 6
事務局職員出席者	1 9 6
開 議	1 9 7
一般質問	1 9 7
1 2 番 滑 川 公 英	1 9 7
1 5 番 木 内 欽 市	2 1 7
4 番 太 田 將 範	2 3 2
8 番 伊 藤 房 代	2 4 4

16番 佐久間 茂 樹	251
会議時間の延長	275
10番 向 後 悦 世	275
議案上程	292
議案第18号 工事請負契約の締結について	
提案理由の説明	292
議案の補足説明	293
議案質疑	294
常任委員会議案付託	300
散 会	300

第 5 号 （9月22日）

議事日程	301
本日の会議に付した事件	301
出席議員	301
欠席議員	302
説明のため出席した者	302
事務局職員出席者	303
開 議	304
決算審査特別委員長報告	304
質疑、討論、採決	307
常任委員長報告	309
質疑、討論、採決	312
常任委員長陳情報告	314
質疑、討論、採決	315
発議案上程	317
発議第1号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書の提出について	
発議第2号 国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直し を求める意見書の提出について	
提案理由の説明	317

質疑、討論、採決.....	3 2 0
事務報告.....	3 2 1
閉　　会.....	3 2 1

平成22年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成22年9月1日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也

15番 木内 欽市
17番 日下 昭治
19番 嶋田 茂樹
21番 林 正一郎

16番 佐久間 茂樹
18番 林 俊介
20番 高橋 利彦
22番 林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 明智 忠直
教育長 刃田 哲雄
秘書広報課長 米本 壽一
総務課長 平野 哲也
財政課長 加瀬 正彦
環境課長 浪川 敏夫
健康管理課長 石毛 健一
子育て支援課長 林 芳枝
商工観光課長 横山 秀喜
建設課長 北村 豪輔
下水道課長 佐藤 邦雄
消防長 佐藤 清和
病院事務部長 渡辺 清一
国民宿舎支配人 増田 富雄
学校教育課長 平野 一男
国体推進室長 高野 晃雄
農業委員会事務局長 伊藤 浩

副市長 増田 雅男
代表監査委員 木村 哲三
行政改革推進課長 林 清明
企画課長 神原 房雄
税務課長 堀川 茂博
保険年金課長 花香 寛源
社会福祉課長 在田 豊
高齢者福祉課長 渡辺 輝明
農水産課長 堀江 隆夫
都市整備課長 伊藤 恒男
会計管理者 高山 重幸
水道課長 小長谷 博
病院経理課長 鈴木 清武
庶務課長 加瀬 寿一
生涯学習課長 野口 國男
監査委員事務局長 平野 修司

事務局職員出席者

事務局長 堀江 通洋

事務局次長 向後 嘉弘

開会 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

皆さん方にご報告申し上げます。暑いですから上着脱いでいただいて結構でございますので、よろしくお願いいたします。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本会議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（林 一哉） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成22年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（林 一哉） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（林 一哉） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

9番、林七巳議員、10番、向後悦世議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（林 一哉） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から９月２２日までの２２日間といたしたいと
思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から９月２２日までの２２日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお
願いいたします。

○議長（林 一哉） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第１７号まで
の１７議案と報告第１号から報告第６号までの報告６件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（林 一哉） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第１７号までの１７議案と報告第１号から報告第６号までの報告６件を一
括上程いたします。

議案第 １号 平成２１年度旭市一般会計決算の認定について

- 議案第 2 号 平成 21 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 3 号 平成 21 年度旭市老人保健特別会計決算の認定について
- 議案第 4 号 平成 21 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 議案第 5 号 平成 21 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 6 号 平成 21 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
- 議案第 7 号 平成 21 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 議案第 8 号 平成 21 年度旭市水道事業会計決算の認定について
- 議案第 9 号 平成 21 年度旭市病院事業会計決算の認定について
- 議案第 10 号 平成 21 年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について
- 議案第 11 号 平成 22 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 12 号 平成 22 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 13 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第 17 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第 1 号 平成 21 年度旭市土地開発基金の運用状況について
- 報告第 2 号 平成 21 年度旭市奨学基金の運用状況について
- 報告第 3 号 平成 21 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
- 報告第 4 号 平成 21 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
- 報告第 5 号 平成 21 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について
- 報告第 6 号 株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（林 一哉） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成22年旭市議会第3回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

平成22年度も上半期を過ぎようとしておりますが、議会をはじめ、市民各位のご支援とご協力により、市政も順調に進展しております。ここに深く感謝を申し上げる次第であります。

はじめに、提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号から議案第10号までは、平成21年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第1号は、平成21年度旭市一般会計決算でありまして、歳入総額288億8,871万8,493円、歳出総額は272億4,840万6,976円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億8,877万8,273円を差し引いた実質収支は14億5,153万3,244円となりました。

議案第2号は、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計決算でありまして、事業勘定は、歳入総額84億1,533万2,101円、歳出総額83億9,350万6,544円、差し引き2,182万5,557円となりました。施設勘定は、歳入総額8,459万9,431円、歳出総額6,870万6,322円、差し引き1,589万3,109円となりました。

議案第3号は、平成21年度旭市老人保健特別会計決算でありまして、歳入総額9,324万4,050円、歳出総額6,045万9,777円、差し引き3,278万4,273円となりました。

議案第4号は、平成21年度旭市後期高齢者医療特別会計決算でありまして、歳入総額3億9,972万3,450円、歳出総額3億8,694万6,469円、差し引き1,277万6,981円となりました。

議案第5号は、平成21年度旭市介護保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額36億1,951万6,826円、歳出総額35億9,000万9,301円、差し引き2,950万7,525円となりました。

議案第6号は、平成21年度旭市下水道事業特別会計決算でありまして、歳入総額10億8,261万3,696円、歳出総額10億525万9,060円、差し引き7,735万4,636円となりました。

議案第7号は、平成21年度旭市農業集落排水事業特別会計決算でありまして、歳入総額5,095万7,730円、歳出総額4,519万9,443円、差し引き575万8,287円となりました。

議案第8号は、平成21年度旭市水道事業会計決算でありまして、年度末の給水状況は、給水件数1万8,736件、普及率は81.5%、年間給水量は600万7,747立方メートルとなりました。

決算額については、収益的収支において、事業収益は16億1,720万5,275円、事業費用は13億7,919万435円、差し引き2億3,801万4,840円の純利益となり、累積欠損金は平成21年度で解消しました。

また、資本的収支は、収入 7 億 6,456 万 8,900 円、支出は 12 億 6,543 万 8,462 円となり、収支不足額 5 億 86 万 9,562 円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

議案第 9 号は、平成 21 年度旭市病院事業会計決算でありまして、病院本体の入院患者数は 29 万 5,567 人、外来患者数は 81 万 49 人となりました。

決算額については、収益的収支において、事業収益は 314 億 3,485 万 9,017 円、事業費用は 309 億 8,080 万 1,377 円、差し引き 4 億 5,405 万 7,640 円の純利益となりました。

また、資本的収支は、収入 43 億 6,381 万 1,000 円、支出は 69 億 1,906 万 8,567 円となり、収支不足額 25 億 5,525 万 7,567 円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

議案第 10 号は、平成 21 年度旭市国民宿舎事業会計決算でありまして、業務実績は、宿泊者 1 万 3,095 人、休憩者 5,906 人となりました。

決算額については、収益的収支において、事業収益は 1 億 7,850 万 9,257 円、事業費用は 2 億 3,594 万 7,386 円となり、差し引き 5,743 万 8,129 円の純損失となりました。

また、資本的収支は、収入 525 万円、支出は 2,485 万 6,108 円となり、収支不足額 1,960 万 6,108 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに建設改良積立金で補てんいたしました。

議案第 11 号は、平成 22 年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 9 億 1,200 万円を追加し、予算の総額を 278 億 5,900 万円とするものであります。

議案第 12 号は、平成 22 年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収支において、事業収益に 1 億 3,545 万 4,000 円、事業費用に 6,300 万円をそれぞれ増額するとともに、資本的支出において 1 億 9,740 万円を減額するものであります。

議案第 13 号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防法に基づく検査手数料等の額の改正を行うものであります。

議案第 14 号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国より通知された「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に基づき所要の改正を行うものであります。

議案第 15 号は、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、神経精神科入院患者の積極的な自立支援を目的として、平成 22 年 11 月よりグループホームを設置するため所要の改正を行うものであります。

議案第 16 号は、市道路線の認定及び廃止についてでありまして、南堀之内バイパス整備等

に伴い2路線を認定、1路線を廃止するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち12月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

私は、熱田みち子氏が適任であると考え、提案するものであります。

なにとぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

報告第1号は、平成21年度旭市土地開発基金の運用状況について、報告第2号は、平成21年度旭市奨学基金の運用状況について、報告第3号は、平成21年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第4号は、平成21年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、報告第5号は、平成21年度の旭市公営企業会計決算における資金不足比率について、報告第6号は、株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について、それぞれ報告するものであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告申し上げます。

はじめに、財政健全化判断比率について申し上げます。

平成21年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率は、いずれも判断基準を下回っております。

とりわけ実質公債費比率は17.7%となり、昨年度の18.6%から0.9ポイント下がり、地方債の発行に際し県の許可が必要となる18.0%を下回りました。

実質公債費比率は、平成19年度、20年度、21年度の3年間の平均で算定しておりますが、平成21年度の単年度だけを見ますと16.5%となっており、平成20年度の17.5%から1.0ポイント下がっております。

今後も、これに安心することなく、徹底した行財政改革を推進し、健全な財政運営に取り組んでまいります。

次に、総合計画の後期基本計画策定状況について申し上げます。

本計画の策定にあたり、このたび、本市の住みよさや満足度、将来像、合併に対する評価などを調査項目として、20歳以上の市民3,000人の方々にアンケート調査を実施し、現在、回収作業を進めております。また、来る11月2日から11月10日までの間、市内6か所において地区懇談会を開催することといたしました。

今後は、市民アンケートの分析結果や地区懇談会における市民の皆様のご意見やご意向を、

計画の基礎資料として役立ててまいりたいと考えております。

次に、定住自立圏構想策定事業について申し上げます。

本事業については、現在、「定住自立圏共生ビジョン」の策定に向け取り組んでおります。策定にあたり、協議・検討の場として、去る8月23日に医療・福祉・教育・産業等の関係者で構成する「旭市定住自立圏共生ビジョン懇談会」を設置いたしました。

今後は、本懇談会における様々な協議を踏まえ、ビジョンを策定してまいります。

次に、国勢調査について申し上げます。

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人・世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするために、来る10月1日を調査期日として行われます。

本市においても国勢調査の重要性に鑑み、調査に万全を期すため、平成22年国勢調査旭市実施本部を設置いたしました。

国勢調査によって得られる様々な統計は、国や地方行政の基礎資料として利用されるほか、学術、教育、企業などの幅広い分野で利用され、市民のより良い暮らしや住みよいまちづくりに活かされますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、生活環境について申し上げます。

地球温暖化防止対策については、温室効果ガスの排出状況や削減目標値などを盛り込んだ「旭市地球温暖化対策推進実行計画」に基づき、市の施設や関連施設における温室効果ガス量等の排出削減に努めております。

次に、社会福祉について申し上げます。

敬老大会については、来る9月20日の敬老の日に、保育所や文化協会等のご協力をいただき、東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの3施設を会場として開催いたします。

また、長寿祝金については、本年から対象年齢と支給額を変更して実施することから、各区への文書回覧や広報紙に掲載するとともに、80歳以上の高齢者全員に個別通知を行い、混乱が生じないように周知を図ったところであります。

次に、保健事業について申し上げます。

乳幼児医療費助成事業については、本年12月から「子ども医療費助成事業」と改称し、県の基準に合わせて助成対象を小学校3年生まで拡大するとともに、自己負担額を200円から300円に引き上げ、所得制限を設けることとし、現在、円滑な実施に向けて準備を進めております。

次に、病院事業について申し上げます。

全国の医療機関が、医師・看護師不足等による医療体制確保に悩まされ、地域医療が深刻な状況におかれている中、中央病院においては、医師・看護師の確保を図りつつ経営の効率化に努めてきたところであり、今後も健全経営を維持し、地域の基幹病院としての役割を果たしてまいります。

病院再整備事業については、現在、最上階の12階の工事に着手しており、来年3月の完成に向け工事は順調に進捗しております。

また、完成後の新病棟へ利用者が安全に移れるよう準備を進めているところであります。

次に、義務教育施設の整備状況について申し上げます。

中央小学校北校舎改築事業については、7月下旬に躯体工事が終了し、現在はサッシ等の内装工事と並行し、電気工事や設備工事を行っており、来年3月の完成に向けて順調に進捗しております。

第一中学校屋内運動場改築事業については、去る8月26日、関係者の出席をいただき、起工式が挙行されました。今後は、来年3月末の完成に向けて工事を行ってまいります。

矢指小学校改築事業については、現在、建築工事について一般競争入札の執行に向けた準備を進めているところであり、この結果によりましては、本定例会の期間中に契約案件として追加提案をしたいと考えております。

次に、学校教育について申し上げます。

外国語指導助手派遣事業については、昨年に引き続き5名のALTにより英語指導や国際理解を深める教育を推進しております。

また、来年度から小学校の5年生、6年生を対象に、週1時間の外国語による授業が本格的に実施されることから、本市では、三川小学校が県の外国語活動実践研究事業指定校として、また矢指小学校、滝郷小学校が市の研究指定校として事業を実施しております。

現在、文部科学省が配布している英語ノート等の教材の効果的な活用や評価のあり方、担任とALT、英語補助教諭との連携等、実践的な研究のまとめに入っており、来年度からの市内各小学校の授業に寄与できるものと考えております。

学校給食センター統合改築事業については、去る8月24日に実施設計業務の契約を締結したところであり、今後は、早期に事業着手できるよう事務を進めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

子どもたちが親元を離れて、団体生活の中から家族との関係を見つめ直し、生きる力を育

むことを目的に、第4回「ユートピア通学合宿」を去る6月17日から3日間実施いたしました。合宿には、飯岡小学校と三川小学校の5年生、6年生の児童35名が参加し、地域の方々に関わる中で、貴重な体験が得られたものと考えております。

文化振興については、去る8月1日に、第6回旭市民音楽祭を開催いたしました。当日は16団体から207名が出演し、ピアノ、吹奏楽、ロックなどが演奏され、900人の観客の方々に好評をいただいたところであります。

次に、市民体育祭について申し上げます。

来る10月17日に、旭市民の一体感を醸成する事業として、「第1回旭市民体育祭」を、千葉県総合スポーツセンター東総運動場を会場として開催することといたしました。

大会には、市内15小学校区の全地区から参加をいただくこととなり、現在までに実行委員会、専門部会、地区代表者会議等を開催して万全の準備を進めており、参加者の募集等も行っているところであります。

今後も、市民の皆様が楽しく進んで参加できるような大会にしていきたいと思っております。

次に、国民体育大会について申し上げます。

長期間にわたり準備を進めてまいりました「第65回国民体育大会卓球競技会」も、開催まで残すところ29日となりました。

開催に向けた「おもてなし活動」の一環として、去る7月17日に、4つのボランティア団体にご協力をいただき、装飾用プランターの製作や飾花の定植を行い、市内公共施設、宿泊施設、商店街などに配布し、市を挙げて開催気運を高めております。

去る8月6日には、旭市七夕市民まつりパレードコースにて、「大会旗・炬火リレー」を実施いたしました。リレーには市内小・中学生をはじめ、パラリンピック金メダリストの「荒井のり子」さんをはじめ多くの市民の参加をいただき盛大に行われたところであります。

また、本大会の少年女子の部に、第一中学校3年生の「林めぐみ」さんが出場することになりました。林さんには、大会を通じ、さらに飛躍することを期待するものであります。

なお、開催にあたりましては、全国47都道府県から選手・監督460名のほか、大勢の応援団が旭市を訪れますので、この機会に本市の観光、物産など、さまざまな情報を全国に発信するとともに、市民の協力のもと旭市の魅力を満喫していただけるよう、万全の体制で臨んでまいります。

次に、商業振興について申し上げます。

依然として厳しい経済情勢の中、旭市商業振興連合会が、去る7月4日から販売した期限付きプレミアム商品券1億3,200万円分は、消費刺激と利用者の利便を考慮し、使用期間を1年の期限付きとしたことから順調に使用され、8月24日現在の換金率は34.1%となっており、消費拡大を喚起し、各商店街の活性化に寄与していると考えております。

次に、観光について申し上げます。

夏期観光については、今年も7月17日から8月22日までの37日間、飯岡と矢指ヶ浦の海水浴場を開設いたしました。

期間中は天候にも恵まれ、海水浴やサーフィンなどを楽しむ多くの人々で賑わい、区域内での事故もなく無事終了することができました。

また、期間中には「あさひ砂の彫刻美術展」、「いいおかYOU・遊フェスティバル」、「サマーフェスタ・イン矢指ヶ浦」、「旭市七夕市民まつり」など多くのイベントが開催され、県内外から30万人を超える観光客があり、盛況のうちに終了することができました。事業運営にご協力をいただきました観光協会をはじめ、各関係機関に心より感謝を申し上げる次第であります。

次に、秋の観光について申し上げます。

恒例となりました長熊釣堀センター及び袋公園のへら鮎釣り大会や菊花大会の開催が予定されております。

また、ツール・ド・ちば実行委員会が主催するサイクリングを楽しむ「ツール・ド・ちば2010」が来る10月9日から11日にかけて開催されることになりました。初日の9日には、選手が市内を力走する予定でありますので、市民の皆様には沿道より温かい声援をお願いいたします。

さらに、11月27日には、千葉県・秋の観光キャンペーンとして、JR東日本の臨時列車“ぐるっと ゆめ半島号”が運行され、運行時の列車内や停車駅では、地元の特色を活かした様々な「おもてなし」が行われます。本市では、この一環として、特産品の「丸干しイワシ」の配布や、いわしのつみれ汁を振る舞う予定であります。

このような各種イベントの開催により、旭市の観光PRを行い、観光客の誘致に努めてまいります。

次に、雇用対策について申し上げます。

雇用を取り巻く環境は、依然として厳しい状況になっております。このような中、新たに高等学校を卒業する方々に対する就職支援として、去る8月5日、本市では銚子公共職業安

定所と合同で商工会を訪問するとともに、従業員が一定規模以上の市内企業等に対し、来春の採用数拡大の要請を行いました。

この活動により、多くの地元就職希望者の雇用の改善が図られることを期待しているところであります。

次に、農業について申し上げます。

水田農業については、戸別所得補償モデル対策の対象となる生産者2,654名に加入促進を行ってきたところ、加入した生産者は270名で、加入率は10.17%となりました。

また、生産調整については、飼料用米等への転作を柱に推進し、市内で124.6ヘクタール取り組むことができました。

本年の作況は全国的に豊作と予想されておりますが、水稻生産者においては、なお一層厳しい経営状況が続く中、農業経営の安定を図るため、今後も更なる戸別所得補償制度の充実を関係機関に要望してまいります。

野菜の生産振興については、本年も県補助事業「園芸王国ちば」強化支援事業を積極的に活用し、施設園芸の規模拡大や生産管理機械等の導入に対して農家への支援を進めており、現在、10件の事業に取り組んでおります。

水産関係のイベントとしては、去る6月13日に、飯岡漁港内において第4回目となる「いおか港・水産まつり」を開催いたしました。当日は千葉県知事にもお越しをいただき、旭で水揚げされる魚介類のPRや試食をしていただくなど、会場を盛り上げていただきました。来場者は2万1,000人と過去最多となり、大盛況のうちに無事終了することができました。

次に、農業基盤整備事業について申し上げます。

現在、市内の7地区で経営体育成基盤整備事業が進められている中、飯岡西部地区の基盤整備事業については、県営事業として事業計画確定を受けるため、地元工区より施行申請したところであります。

また、仁玉川改修事業については、10月以降に事業着手が予定されております。

次に、「幽学の里で米作り交流事業」について申し上げます。

去る7月3日、4日の2日間、大原幽学遺跡の水田において「草取り」と「環境調査」が実施されました。6団体と一般を合わせた参加者300名は、草取り作業に汗を流すとともに、田んぼに生息する様々な生き物を調査し、農業と自然環境の関わりについて認識を深めることができました。

また、7月30日、31日には、大原幽学先生の教えのひとつである換子教育を現代に置き換

えた一泊二日の「換子教育宿泊体験」が実施され、市内外から小学生14名が参加されました。参加した子どもたちにとって、昔の暮らしや遊びを通じて先人の教えを学ぶことは貴重な体験であり、成長するための一助になったのではないかと考えております。

食育推進活動の一環として、昨年から行っている市内小学校5年生、6年生を対象とした版画教室において、本年度は「野菜を食べて元気になろう」をテーマとして、野菜を食べることの重要性や本市の農産物の紹介、地産地消についての講話を行うとともに、テーマを表現した版画を、市内ショッピングセンターの会場をお借りして展示を行いました。

この取組みを通じて、次代を担う子どもたちの「食と農」に対する意識の向上が図られることを期待するものであります。

次に、今年で4回目を迎える農業体験宿泊学習については、ジェフユナイテッド市原・千葉レディースの中学校1年生から高校3年生までのプロサッカー選手を目指す女子38名が、去る8月16日から20日までの5日間、市内の受入農家13軒へ宿泊し、様々な農作業を体験するとともに、市内小中学生とのサッカー交流や、お世話になった農家の方々を招いて、選手たちの手料理による交流が図られたところであります。

次に、「旭市道の駅等設置推進委員会」について申し上げます。

本委員会は、これまでに3回開催され、具体的な内容についての議論がなされております。農水工商が連携した「地産地商」の推進と地域産業の活性化に必要な施設の設置に向け、今後も積極的なご提案、ご検討をお願いするものであります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道整備事業におけるＪＲの跨線橋工事については、現在、ＪＲに工事を委託すべく協議を進めているところであります。

また、南堀之内バイパス整備事業については、関係地権者のご協力が得られる見込みがついたことから、用地取得にあたり必要となる路線の認定等の議案を、今議会に提案したところであります。

次に、街路事業について申し上げます。

谷丁場遊正線については、関係地権者のご理解とご協力をいただき、全体の約73%の用地を取得いたしました。本年度は、橋台部の建設工事を予定しており、現在、発注に向けて設計等の準備を進めておりますが、今後、契約事務を執行するにあたり、工事期間を確保することが困難な状況となりましたので、あらかじめ予算を翌年度に繰り越すため、今議会に関連する補正予算を提案したところであります。

次に、旭駅前線について申し上げます。

旭駅前線は、平成9年度から県事業により整備を進めてきたところであり、このたび関係する地権者のご理解をいただき、事業用地に係る全ての契約を終了することができました。

本線並びに駅前広場の本格的な築造までには、しばらくの期間を要することとなりますが、これで旭駅前線の完成によりやく目途が立ったこととなります。これも県当局をはじめ、関係地権者のご理解とご協力の賜ものと深く感謝を申し上げる次第であります。

なお、現在の駅前広場は未整備の状況にあり、大変ご不便をおかけしておりますが、9月末開催の国体に合わせて暫定的な整備を行う予定であります。

この整備により、駅前広場内は一方通行の規制が適用され、車両等の流れに変更が生じることから、市民の皆様には広報紙を通じて周知を図ったところであります。

次に、J R旭駅並びに干潟駅の環境整備事業については、既にトイレの改修工事に着手したところであり、それぞれ9月末には完成する予定であります。

国体をはじめとする駅利用者の利便性向上に繋がるものと考えており、今後も市の顔である駅周辺の環境整備に取り組んでまいります。

次に、公園事業について申し上げます。

文化の杜公園及び袋公園については、今年度が事業の最終年度となりますので、年度末の完成に向けて早期に発注できるよう準備を進めているところであります。

工事期間中は、近隣の住民の皆様や利用者にご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、消防行政について申し上げます。

平成22年7月末現在の消防活動の状況は、火災出場は13件で、うち建物火災は6件、救助出場12件、救急出場は1,528件となっており、前年同月と比べ火災出場においては7件の減、救助出場においては16件の減、救急出場においては12件の増となっております。火災出場件数の減少は大変喜ばしいことではありますが、今後も市民の皆様に対し、機会をとらえ火災予防を呼びかけてまいりたいと思っております。

次に、防災について申し上げます。

去る8月29日、房総沖を震源とする大地震が発生し、道路の崩壊、多数の家屋の倒壊や火災が発生したという想定のもとに、干潟小学校を主会場として「防災対応型」の総合防災訓練を実施しました。当日は猛暑の中、会場周辺の住民の方々や関係諸団体の皆様、総勢1,370人が参加され、避難誘導訓練をはじめ、非常食糧の炊き出し配布、ライフラインの復

旧、消防署・消防団による火災防御訓練、医師会等による救急救命訓練やAEDを用いての応急手当訓練などを行いました。

特に、近年の災害発生では、被害者となられた方々の多くが障害者や高齢者であることから、このような「災害時要援護者」に配慮した避難誘導訓練を新たに加え実施したところがあります。

今後も地域住民の防災意識の高揚を図りながら、災害に強いまちづくりに努めてまいります。

最後に、子ども議会について申し上げます。

去る7月27日に開催した子ども議会においては、本市を活気づけるための様々な提言をはじめ、通学路の改善や身近な諸問題に関する質問など、多岐にわたって貴重な意見をいただきました。

今回参加された児童・生徒の皆様や傍聴された大勢の保護者の方々が、これを機会に議会の仕組みや行政運営について理解を深め、市政をより身近なものとして関心を持っていただければ幸いです。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 一哉） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第7 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（林 一哉） 日程第7、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第1号、平成21年度旭市一般会計決算について補足説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、お手元にお配りしております平成21年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧くださいと思います。この資料にな

ります。

資料の 1 ページをお願いいたします。

第 1 の決算規模です。

資料は 1,000 円単位でまとめてございますが、1 円単位までご説明申し上げます。

平成 21 年度一般会計の決算規模は、歳入が 288 億 8,871 万 8,493 円で、前年度と比べて 31 億 2,901 万 4,661 円、12.1% の増、歳出が 272 億 4,840 万 6,976 円で、前年度と比べて 24 億 6,226 万 6,709 円、9.9% の増となり、翌年度へ繰り越すべき財源 1 億 8,877 万 8,273 円を差し引いた実質収支は 14 億 5,153 万 3,244 円となりました。

次に、2 ページをお願いいたします。

第 2 の歳入の決算額です。第 2 の 1 表は、歳入の構成比の推移を表したものです。

平成 21 年度の決算では、割合が一番多いのは地方交付税で 28.3%、2 番目は市税で 24.2% となっております。

続いて、3 ページをお願いいたします。

第 2 の 2 表は、主な歳入 4 項目について決算額の推移を表したものです。

平成 21 年度は、前年度と比べて市税は 2.8% の減、地方交付税は 7.8% の増、国県支出金は 48.0% の増となりました。市債については 33.8% の増となっております。それぞれの額は記載のとおりです。

4 ページに移りまして、第 3 の歳出の決算額です。第 3 の 1 表は、目的別歳出の決算額の推移を表したものでございます。

大きいものは民生費、総務費、土木費、公債費、教育費の順となっております。

次に、5 ページに移りまして、第 3 の 2 表、性質別歳出の構成比です。

人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の割合は、前年度と比べて 3.3 ポイント低下し、経常的経費の割合は 1.0 ポイント上昇しております。また、投資的経費の割合は 0.3 ポイント低下しております。

次に、6 ページをお願いいたします。

第 4 の財政の弾力性ですが、第 4 表は、経常収支比率の推移を表したものです。

21 年度の経常収支比率は 87.2% で、前年度の 90.4% と比べて 3.2 ポイント下がりがして、多少ではございますが財政に弾力性が出てまいったものと考えております。

次に、右側の 7 ページに移りまして、第 5 の将来の財政負担であります。このうち上のグラフ、第 5 の 1 表は、健全化判断比率の一つ、実質公債費比率の推移を表しています。

21年度の決算では17.7%となり、前年度の18.6%と比べて0.9ポイント下がりました。起債の借入れに対して同意で済むこととなります。

なお、グラフにも表示されておりますが、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっており、基準を下回っております。

下の第5の2表は、これも健全化判断比率の一つであります将来負担比率を表しています。これは一般会計をはじめ、公営企業や一部事務組合、地方公社も含めて旭市が将来負担する実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であります。

平成21年度決算の数値は104.2%となり、前年度の97.6%と比べて6.6ポイント上がりましたが、本数値につきましても、早期健全化基準の350%を下回っております。

なお、健全化判断比率につきましては、後ほど報告第4号でご説明申し上げます。

8ページをお願いします。

第5の3表は、市債現在高・借入額・償還額の推移を表しております。

市債の現在高は、平成21年度末で264億1,860万5,000円となり、前年度と比べて2億6,947万8,000円増加しております。

右側の9ページに移りまして、第5の4表、市債現在高と交付税算入見込額でございます。棒グラフの平成21年度をご覧いただきたいと思います。短いほうが一般会計だけ、長いほうが全会計を合わせたものとなっております。

初めに、短いほうのグラフですが、一般会計の平成21年度末の市債現在高264億1,860万5,000円に対しまして、交付税算入見込額が188億4,753万5,000円と約71.3%となっております。

また、長いほうのグラフの全会計では、平成21年度末の市債現在高485億8,656万1,000円に対しまして、交付税算入額が258億4,732万3,000円と約53.2%となっております。

なお、交付税の算入見込額は、国の理論計算に基づき積算したものでございます。

10ページをお願いいたします。

第6、基金の現在高でございます。第6表は、一般会計の基金現在高の推移を表したものです。

平成21年度末における基金の総額は57億350万8,000円で、前年度と比べて2億6,540万3,000円増えております。

増の主な理由は、庁舎整備基金が増えたことによるものであります。

なお、特別会計を含めた全基金の総額は、下の表にありますように62億8,581万7,000円と

なっております。

以下、11ページは歳入歳出の決算の総括表、12ページは歳入の状況、13ページは市税の徴収実績表です。

14ページ、これは目的別歳出の状況、15ページは性質別歳出の状況で、1人当たり及び1世帯当たりの額を表示いたしました。

16ページは目的別・性質別歳出決算のクロス表となっております。

17ページは目的別歳出の財源内訳の表、18ページと19ページは、目的別歳出における節別集計表です。

20ページは、一部事務組合負担金の概況と推移、小・中学校及び保育所経費の推移、それを表にしております。

なお、小・中学校の経費は、学校建設費を除く経常経費を比較したものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

市債の現在高と交付税算入見込額です。起債の種類や交付税算入率などを他会計も含めて一覧を示したものとなっております。

なお、先ほども申し上げましたが、交付税算入額は、国の理論計算に基づき積算したものでございます。

あと、23ページ以降、主な施策に関する事項は、21年度決算における主な施策の事業概要を、決算書の掲載ページ順に掲載しております。これらも後ほどご覧いただければと思います。

以上で、資料による説明は終わります。次に、決算書によりご説明いたしますので、お手元に決算書をご用意いただきたいと思います。

それでは、決算書によりご説明いたします。

まず、決算書の3ページから17ページまでは歳入歳出決算書及び事項別明細書の歳入総括表でございますので、説明は省略いたしまして、18ページの歳入からご説明申し上げます。

18ページで見開きになっております。右ページの収入済額をご覧いただきたいと思います。

なお、各款ごとの差し引き増減は、先ほど説明いたしました決算説明資料12ページに記載はしております。

まず、1款の市税でございます。収入済額69億8,746万7,909円で、前年度比2億303万8,014円、2.8%の減となっております。

市税の主な項目について、前年度との比較を申し上げますと、1項市民税は、収入済額33

億1,981万1,842円で、前年度比8,690万3,185円、2.6%の減、2項固定資産税は、収入済額28億3,520万346円で、前年度比9,104万2,065円、3.1%の減、3項軽自動車税は、収入済額1億3,311万2,184円で、前年度比160万9,149円、1.2%の増、4項市たばこ税は、収入済額4億4,479万4,166円で、前年度比2,079万3,841円、4.5%の減、6項入湯税は、収入済額1,090万7,550円で、前年度比5万4,150円、0.5%の増、7項都市計画税は、収入済額2億4,358万1,821円で、前年度比590万2,222円、2.4%の減となっております。

なお、市税については、先ほどの決算に関する説明資料の13ページに、市税徴収実績表を掲載しております。

次に、決算書の20、21ページをお願いいたします。

2款地方譲与税は、収入済額3億8,975万5,447円で、前年度比2,462万5,553円、5.9%の減となっております。

3款利子割交付金は、収入済額2,262万6,000円で、前年度比499万4,000円、18.1%の減となっております。

4款配当割交付金は、収入済額1,029万2,000円で、前年度比272万6,000円、20.9%の減となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額529万円で、前年度比97万5,000円、22.6%の増となっております。

6款地方消費税交付金は、収入済額6億7,903万7,000円で、前年度比3,563万2,000円、5.5%の増となっております。

次に、22、23ページをお願いいたします。

7款自動車取得税交付金は、収入済額1億5,204万5,000円で、前年度比8,028万1,000円、34.6%の減でございます。

8款地方特例交付金は、収入済額1億1,174万円で、前年度比2,488万6,000円、28.7%の増となっております。増の主な理由でございますが、自動車取得税の減収分を補てんするための特例交付金の新設されたことによるものでございます。

9款地方交付税は、収入済額が81億7,159万6,000円で、前年度比5億8,984万8,000円で、7.8%の増となっております。

内訳といたしましては、備考欄の1番、普通交付税が72億8,187万6,000円で、前年度比5億4,646万円、8.1%の増、増の理由は、地域雇用創出推進費の創設、それから病院分の算入額の増などによるものでございます。

備考欄の2番、特別交付税が8億8,972万円で、前年度比4,338万8,000円、5.1%の増となっております。増の理由は、病院分の算入単価の増などによるものです。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額1,363万円で、前年度比10万9,000円、0.8%の増となっております。

24ページをお願いします。

11款分担金及び負担金は、収入済額7億2,090万7,703円で、前年度比158万9,108円、0.2%の減となっております。

主な理由は、老人施設入所者負担金、学校給食費負担金などの減によるものです。収入の内容は、説明欄記載のとおりでございます。

12款使用料及び手数料は、収入済額3億8,540万979円で、前年度比453万5,945円、1.2%の減となっております。

主な理由は、市営住宅使用料、塵芥処理手数料の減などによるものです。同じく収入内容は、説明欄記載のとおりでございます。

少し飛びまして、28ページをお願いいたします。

13款国庫支出金、収入済額45億725万5,127円で、前年度比20億6,764万7,706円、84.8%の増となっております。

増の主な理由は、30ページの1目総務費国庫補助金の備考欄記載の20年度から繰り越された定額給付金事業費の補助金、国の経済危機対策による第1次補正予算により創設されました地域活性化・経済危機対策臨時交付金並びに公共投資臨時交付金などによるものでございます。

30ページをお願いいたします。

備考欄1番の市町村合併推進体制整備費補助金2億1,800万円は、防災行政無線統合整備事業に対して交付されたものです。

同じく2番の地域活性化・経済危機対策臨時交付金5億95万円は、学校情報通信環境整備事業、公共施設地上デジタル化対策事業、安全安心な暮らしづくり事業などに対して交付されました。

3番、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金1,300万円は、20年度からの繰越事業で、中央小学校の改築事業と矢指小学校の改築事業に交付されたものです。

同じく4番の地域活性化・生活対策臨時交付金4億3,284万5,000円は、20年度からの繰越事業で、安全安心な暮らしづくり事業、下宿ふれあい公園整備事業、旭駅前広場等整備事業

などに交付されたものです。

5番の地域活性化・公共投資臨時交付金2億6,544万9,000円は、水産基盤整備事業、道路新設改良事業などに対して交付されたものでございます。

備考欄6番の定額給付金給付事業費補助金10億7,131万3,645円は、20年度からの繰越事業で、定額給付金給付事業に対して交付されております。

2目1節の社会福祉費国庫補助金の備考欄の1番、住宅手当緊急特別措置事業費補助金149万6,000円は、離職者に対する住宅費給付に対して交付されたものです。

2節の児童福祉費国庫補助金の備考欄の3番、子育て応援特別手当給付事業費補助金3,359万3,000円は、20年度からの繰越事業で、子育て応援特別手当給付事業に対して交付されたものです。

32ページをお願いします。

4目4節まちづくり交付金は、旭中央病院アクセス道などの事業に対して交付されております。

6目1節教育総務費国庫補助金の備考欄の2番、学校情報通信環境整備事業補助金1億9,348万9,518円は、小・中学校への教育用パソコン導入等に対して交付されたものです。

2節の小学校費国庫補助金、この備考欄の1番、安全・安心な学校づくり交付金と、2番の公立学校施設整備補助金は、中央小学校改築事業に対して交付されております。

同じページの下から4行目になりますが、14款県支出金は、収入済額17億6,124万6,324円で、前年度比3,577万9,616円、2.0%の減となっております。

少し飛びまして、36ページをお願いいたします。

2目1節保健衛生費県補助金の備考欄3番の妊婦健康診査支援基金事業費補助金は、妊婦の一般健康診査に対して交付されたものです。

3目1節労働諸費県補助金、備考欄1番の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金は、雇用の創出を図るための事業に対して交付されております。

次に、40ページをお願いいたします。

15款財産収入は、収入済額5,107万1,698円で、前年度比391万5,796円、8.3%の増となっております。

次に、42ページの下の方になります。

16款寄附金、収入済額131万7,000円で、前年度比511万8,000円、79.5%の減となっております。

44ページをお願いいたします。

17款繰入金です。収入済額 5 億5,221万6,659円で、前年度比5,461万6,597円、9.0%の減となっております。

46ページになりますが、2項2目減債基金繰入金の減と、それから減の主な理由なんですけれども、前年度にあった国民健康保険事業特別会計繰入金の皆減というのがございます。

18款の繰越金は、20年度の決算剰余金で 9 億7,356万3,565円、前年度比9,016万2,613円、10.2%の増となっております。

その下の19款諸収入は、収入済額 4 億2,456万82円で、前年度比1,735万7,621円、3.9%の減となっております。

少し飛びまして、50ページをお願いいたします。

20款市債になります。収入済額29億6,770万円で、前年度比 7 億5,050万円、33.8%の増となっております。

増の主な理由は、1項3目土木債、それから4目消防債、6目の臨時財政対策債が増になったことによるものでございます。

以上で歳入の説明を終わりにさせていただきます。

○議長（林 一哉） 議案の補足説明は途中ですが、ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時20分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第1号の補足説明を求めます。

財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） それでは引き続き、歳出につきまして款ごと、それから主要な事業につきましてご説明いたします。

54ページをお願いいたします。

1 款議会費になります。支出済額 2 億1,357万5,116円で、前年度比1,719万4,464円、7.5%の減となっております。

次に、56ページをお願いいたします。下のほうになります。

2款総務費です。支出済額46億3,328万4,116円、前年度比10億9,870万313円、31.1%の増で、翌年度繰越額は2,500万円となっております。翌年度への繰越事業といたしましては、庁舎の改修事業でございます。

少し飛びまして、75ページをお願いいたします。

1項6目財産管理費の備考欄の4番、基金積立金4億1,127万4,699円は、財政調整基金への積み立てを行ったものです。

次に、77ページになります。

1項7目企画費の備考欄3番、公共施設地上デジタル化対策事業4,802万3,230円は、平成23年7月のアナログ放送終了に対応するため、国の平成21年度補正予算により創設された地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、地上デジタル放送対応設備の整備を行ったものでございます。

少し飛びまして、87ページの一番下になります。

備考欄9番、婚活サポート事業200万円は、未婚者の増加や晩婚化対策の一環として、新たな出会いの場を提供し、婚活を支援する事業などを行ったものでございます。

次に、91ページをお願いいたします。

1項11目諸費、備考欄の5番、定額給付金給付事業10億7,547万2,216円は、20年度からの繰越事業で、市内居住者6万9,836名に定額給付金の給付を行ったものでございます。

なお、総務費に係ります主要事業は、先ほどの決算に関する説明資料の23ページから31ページに記載してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、少し飛びまして、112ページをお願いいたします。

3款民生費になります。支出済額56億9,685万6,259円で、前年度比1億9,836万2,738円、3.6%の増となっております。

続いて、121ページ、お願いいたします。

1項2目の障害者福祉費です。備考欄11番、地域生活支援事業5,570万6,869円と、次のページの備考欄の12番、自立支援給付事業5億2,547万8,790円は、相談支援事業をはじめとする各種の障害福祉サービスを行ったものでございます。

少し飛びまして、128ページになります。

2項2目後期高齢者医療費でございます。備考欄の2番、広域連合負担金3億8,161万9,595円と3番の後期高齢者医療特別会計繰出金1億1,026万6,080円、これが主なものでござ

ざいます。

次に、133ページになります。

3目の生活支援費、備考欄の10番、小規模福祉施設整備事業532万8,000円は、消防法施行令改正に伴う小規模福祉施設へのスプリンクラー設置に対して補助を行ったものでございます。

次に、139ページになります。

3項1目の児童福祉総務費、備考欄11番、子育て応援特別手当給付事業3,360万5,870円は、20年度からの繰越事業で、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の児童について、1人当たり3万6,000円を支給したものでございます。

なお、民生費に係ります主要事業は、説明資料の32ページから44ページに記載してございますので、また後ほどご覧いただければと思います。

次に、少し飛びまして152ページをお願いいたします。

4款衛生費は、支出済額15億5,902万2,879円で、前年度比8,621万6,079円で5.2%の減となっております。

次に、160ページ、お願いいたします。

1項2目予防費です。1億4,005万2,207円は、各種がんの早期発見のための検診事業をはじめ、感染症予防対策事業などを行ったものでございます。

なお、衛生費に係る主要事業は、説明資料の45ページから50ページに記載しております。

次に、少し飛びまして、184ページをお願いいたします。

6款農林水産業費は、支出済額15億4,986万7,260円、前年度比2,478万7,186円で1.6%の増で、翌年度繰越額は4,455万9,000円となっております。翌年度への繰越事業としましては、農業振興事務費ほか2事業でございます。

次に、193ページをお願いいたします。

1項3目農業振興費の備考欄の7番、米の力再発見事業281万3,530円は、旭市産の米を使った米粉の利用拡大を推進するため、米粉めんを学校給食へ採用するための経費などに対して補助を行ったものでございます。

次に、199ページ、お願いいたします。

備考欄の17番の原点回帰・飼料増産緊急対策事業1,224万2,000円は、飼料自給率向上のため、家畜飼料増産に必要な機械の購入経費の一部に対して補助を行ったものです。

201ページになります。

4目の畜産振興費です。備考欄3番と4番は、畜産環境総合整備統合事業で、20年度からの繰り越し分を含めた1億7,133万9,000円は、堆肥生産施設等の整備として浄化処理施設などの整備を行ったものでございます。

少し飛びまして、210ページになります。

3項2目水産振興費の備考欄2番、地域水産物供給基盤整備事業3,256万6,943円は、漁業経営の安定及び地域水産業の振興を図るため、タイ・ヒラメ等を対象とした魚礁設置を行ったものでございます。

なお、農林水産業費に係る主要事業は、説明資料の51ページから63ページに記載してございます。

次に、212ページをお願いいたします。

7款商工費です。支出済額3億8,566万9,527円、前年度比1億5,548万6,552円、28.7%の減となっております。減の主な理由でございますが、平成20年度に長熊スポーツ公園整備事業がございましたが、これが完了したことによるものでございます。

次に、215ページをお願いいたします。

1項2目商工振興費の備考欄2番、中小企業金融対策事業1億29万4,000円は、銀行への預託金と代位弁済でございます。

なお、商工費に係る主要事業は、説明資料の64ページから69ページに記載しております。

少し飛びまして、226ページになります。

8款土木費は、支出済額35億503万1,927円、前年度比12億2,572万4,671円、53.8%の増で、翌年度繰越額は、繰越明許費5億641万5,545円、事故繰越6,956万167円となっております。翌年度への繰越事業としましては、旭中央病院アクセス道整備事業ほか15事業がございます。

少し飛びまして、235ページをお願いいたします。

2項2目道路維持費、備考欄2番の緊急雇用創出・道路維持管理事業489万6,419円は、国の平成20年度第2次補正予算関連事業で、緊急の雇用創出を図るため、臨時職員を採用し、通学路等の草刈りなどを行ったものでございます。

次に、239ページになります。

3目道路新設改良費の備考欄4番、排水路整備事業、これは西野地区になります。2,829万7,500円は、排水路整備工事の費用でございます。

備考欄の5番と6番は、旭中央病院アクセス道整備事業で、20年度からの繰越分を含めた7億4,347万2,579円は、橋梁の下部工事、道路改良工事、用地取得、物件補償などの費用で

ございます。

241ページをお願いいたします。

備考欄 8 番、南堀之内バイパス整備事業1,809万3,600円は、20年度からの繰越事業で、調査・設計業務委託を行ったものです。

243ページになります。

4 目橋梁維持費の備考欄 2 番、更正橋改修事業3,719万1,000円は、橋梁の長寿命化を図るための改修工事を行ったものでございます。

245ページをお願いいたします。

3 項 1 目都市計画総務費の備考欄 3 番、都市計画マスタープラン策定事業598万5,000円は、都市計画マスタープラン策定のための支援業務を委託したものです。

247ページをお願いいたします。

2 目街路費の備考欄 3 番と、次のページの備考欄 4 番は、街路整備事業で20年度からの繰越分を含めた 4 億512万3,536円は、谷丁場遊正線の不動産鑑定業務委託、道路新設工事、用地取得、物権補償などを行ったものでございます。

同じページの備考欄の 5 番と 6 番は、旭駅前広場等整備事業で、20年度からの繰越分を含めた 1 億3,164万7,215円は、県事業に対する負担金と駅前広場整備工事、用地取得、物件補償などを行ったものでございます。

少し飛びまして、255ページをお願いいたします。

備考欄の 4 番、袋公園整備事業7,111万 8 円は、公園整備工事、用地取得などの費用でございます。

備考欄 5 番、文化の杜公園整備事業 3 億4,076万1,610円は、公園整備工事、用地取得分などでございます。

257ページになります。

備考欄 6 番、下宿ふれあい公園整備事業 1 億2,738万5,479円は、20年度からの繰越事業で、公園整備工事、用地取得などの費用でございます。

259ページをお願いいたします。

4 項 1 目住宅管理費の備考欄 5 番と、次のページの備考欄 6 番は、安心安全な暮らしづくり事業で、20年度からの繰越分を含めた 2 億326万2,328円は、市営住宅の改修工事や土地・建物購入などを行ったものでございます。

なお、土木費に係ります主要事業は、説明資料の70ページから84ページに記載してござい

ます。

同じ260ページになります。

9款消防費、支出済額17億1,853万7,941円、前年度比2億4,124万134円は16.3%の増で、翌年度繰越額7,269万7,950円となっております。繰越事業は、消防車両整備事業ほか2事業でございます。

263ページ、一番下の行になります。

1項1日常備消防費の備考欄3番、消防施設整備事業3,036万5,486円は、地下埋設の耐震性貯水槽100立米型1基と40立米型2基の設置工事、防火水槽有蓋化工事などが主なものでございます。

265ページ、お願いします。

備考欄の4番、消防車両整備事業5,034万6,600円は、消防署配備の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台と指揮車1台を購入したものでございます。

次に、269ページになります。

2目の非常備消防費でございます。備考欄の5番、消防庫整備事業2,608万5,990円は、海上地区、飯岡地区各1棟の消防庫の改築などを行いました。

備考欄6番、消防団車両整備事業1,976万1,833円は、小型ポンプ付積載車2台と水槽付小型ポンプ付積載車1台を購入したものでございます。

271ページをお願いいたします。

3目の災害対策費の備考欄3番、防災行政無線統合整備事業6億4,393万5,700円は、旭地区及び干潟地区と海上地区の一部について、デジタル防災行政無線システムの更新整備を行ったものでございます。

なお、消防費に係る主要事業は、説明資料の85ページから90ページに記載してございます。

272ページになります。

10款教育費です。支出済額29億9,141万8,526円、前年度比4億5,467万9,038円、13.2%の減で、翌年度繰越額は、繰越明許費8億8,528万4,111円、事故繰越2,552万5,500円となっております。翌年度への繰越事業としましては、公立学校施設整備事業ほか7事業でございます。

少し飛びまして、279ページをお願いします。

1項2目事務局費の備考欄11番、学校情報通信環境整備事業3億9,298万4,392円は、各学校の情報通信環境の整備を図るためのネットワーク機器や教育用パソコン・校務用パソコン

整備及びテレビ放送のデジタル化に対応するためのデジタルテレビなどの整備を行ったものでございます。

少し飛びまして、287ページになります。

2項1目学校管理費の備考欄3番、小学校施設改修事業9,388万3,982円は、小学校15校の施設改修を行ったものでございます。

備考欄の4番と5番は、中央小学校改築事業で、20年度からの繰越分を含めた1億8,181万1,220円は、設計業務委託、北校舎改築工事分などでございます。

289ページをお願いします。

備考欄の6番、矢指小学校改築事業3,889万3,500円は、20年度からの繰越事業で、設計業務委託、用地購入及び購入に伴う補償などを行ったものでございます。

291ページになります。

2目教育振興費の備考欄8番、放課後児童健全育成事業6,232万5,054円は、学童クラブを14校で行ったものでございます。

少し飛びまして、297ページになります。

3項1目学校管理費の備考欄4番と5番は、第二中学校改築事業で20年度からの繰越分を含めた1億7,741万225円は、部室棟の改築工事と屋外運動場整備工事などでございます。

299ページになります。

備考欄6番、飯岡中学校改築事業909万3,000円は、既存校舎・屋内運動場・技術教室棟の第二次耐震診断調査を行ったものでございます。

備考欄の7番、第一中学校改築事業892万5,000円は、実施設計業務委託、既存屋内運動場の耐力度調査を行ったものです。

少し飛びまして、335ページをお願いします。

4項12目になります。大原幽学記念館費です。この備考欄4番、大原幽学遺跡史跡公園管理費1,902万1,428円は、公園の維持管理のほか、防犯・防火対策の監視カメラ設置工事、給排水設備工事などを行ったものでございます。

備考欄の5番、大原幽学遺跡「旧宅」半解体修理事業1,224万2,521円は、家具の工事や表門の修理、屋根工事等を行ったものでございます。

次に、337ページをお願いいたします。

13目のキャンプ場費の備考欄1番、海上キャンプ場管理費871万470円は、昨年4月に県から移譲された海上キャンプ場の維持管理を行ったものでございます。

339ページの一番下になります。

5項1目保健体育総務費の備考欄3番、国民体育大会開催事業3,995万8,684円は、ゆめ半島千葉国体旭市実行委員会補助金等でございます。

少し飛びまして、355ページになります。

3目学校給食費の備考欄9番、学校給食センター統合改築事業2,364万955円は、新センター建設用地の購入などを行ったものです。

なお、教育費に係る主要事業は、説明資料の91ページから114ページに記載してございます。

次に、356ページになります。

11款災害復旧費は、支出済額はゼロでございます。

次に、358ページの12款公債費です。支出済額31億2,255万6,316円で、前年度比1億6,060万4,949円、5.4%の増となっております。

同じページの13款諸支出金は、支出済額18億4,212万3,626円で、前年度比2億2,751万9,965円、14.1%の増となっております。

以上で歳出の説明を終わりにさせていただきます。

それでは最後に、財産に関する調書についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の末尾から4枚ほど戻っていただきまして562ページになります。財産に関する調書でございます。

まず、1の公有財産の(1)土地及び建物について異動状況を説明いたします。

決算期間中の増減高の欄をご覧くださいと思います。

最初に土地の増減です。その他の行政機関のうち消防施設91平方メートルの減は、万力地区土地改良事業により、消防施設用地が消滅したことによるものでございます。

次に、下へ行きまして、公共用財産のうち、学校1,520平方メートルの増は、矢指小学校用地として買収したものが1,020平方メートル、法定外公共物を用途廃止後学校用地へ種別替えしたものが500平方メートルとなっております。

次に、公園2万7,085平方メートルの増は、旭文化の杜公園用地、それとして買収したものが1万7,760平方メートル、法定外公共物、これは道・水路でございますけれども、それを用途廃止後、公園用地へ種別替えしたものが7,384平方メートル、三川ふれあい公園、これは下宿ふれあい公園であったものでございますけれども、その用地として買収したものが1,941平方メートルでございます。

次に、その他の施設5,231平方メートルの増は、新しい学校給食センター用地として買収したものが5,086平方メートル、法定外公共物、これは水路でございますが、用途廃止後、その他施設用地へ種別替えしたものが145平方メートルとなっております。

次に、普通財産になります。田畑21平方メートルの減は、農道整備に伴いまして道路敷の一部として千葉県へ売り払いしたものでございます。

次に、木造建物の増減になります。公共用財産のうち、公園90平方メートルの増は、下宿ふれあい公園のトイレ新設によるものが24平方メートル、あさひ健康パーク休憩所の新設によるものが66平方メートルでございます。

次に、その他の施設1,382平方メートルの増は、海上キャンプ場管理棟などが千葉県から譲渡されたことによるものでございます。

次に、普通財産のうち、宅地の建物48平方メートルの減は、寄附を受けた未使用の建物を老朽化により取り壊したことによるものです。

次に、建物の非木造の増減です。その他の行政機関のうち、消防施設156平方メートルの増は、消防庫の建て替えによるものでございます。

次に、公共用財産のうち、学校の1,266平方メートルの減は、中央小学校の校舎建て替えに伴う旧校舎の取り壊しが主なものでございます。

次に、公共用財産のうち、その他の施設の1,540平方メートルの増は、海上キャンプ場体育館などが千葉県から譲渡されたことによるものでございます。

次に、普通財産のうち、宅地70平方メートルの減は、寄附を受けた未使用の建物を取り壊したことによるものでございます。

次に、564ページをお願いいたします。

(3) 出資による権利になります。7,727万1,000円の増で、年度末現在高は30億5,530万3,000円となりました。増の理由でございます。東総広域水道企業団への出資金7,727万1,000円の増によるものでございます。

次に、右側の565ページになります。

2の物品の増減内容についてご説明申し上げます。

乗用車3台と貨物自動車1台の増及び軽自動車1台の減は、公用車の更新などによるものでございます。

次に、消防車5台の減は、消防車両の更新及び消防団の再編に伴う部の統廃合によるものでございます。

なお、このほか増減数値には表れておりませんが、特殊自動車2台、パッカー車とボートトレーラーがございますが、それぞれ更新を行っております。

次に、566ページから568ページまでは、平成21年度末の基金現在高でございます。

主なものといたしまして、（１）の中の一般財政調整基金18億7,669万円、（２）の減債基金7,557万5,000円、（３）の庁舎整備基金6億21万7,000円、（４）の地域振興基金が19億2,635万2,000円となっております。

以上で議案第1号、平成21年度旭市一般会計決算についての補足説明を終わりとさせていただきます。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号、議案第4号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 花香寛源 登壇）

○保険年金課長（花香寛源） 議案第2号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成21年度の国保事業の状況について申し上げます。

年間平均の国保世帯数は1万3,492世帯で、前年度比65世帯、0.5%の減であります。被保険者数は2万9,455人で、前年度比333人、1.1%の減であります。

年度末の加入割合は、世帯比で56.6%、人口比で42.2%となっております。

被保険者数の内訳は、一般被保険者が2万8,487人で、前年度比216人、0.8%減であります。退職被保険者が968人で、前年度比117人、10.8%の減であります。介護保険2号被保険者は1万2,310人で、前年度比159人、1.3%の減となっております。

国民健康保険税の税率について申し上げますと、医療給付費分が所得割6.5%、資産割30%、均等割1万2,000円、平等割2万円、介護納付金が所得割1.2%、均等割1万2,000円、後期高齢者支援金分が所得割1.5%、均等割1万2,000円、課税限度額は、医療給付費分が47万円、介護納付金が9万円、後期高齢者支援金分が12万円であります。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

決算書の363ページをお開きください。

まず、事業勘定において、歳入決算額は84億1,533万2,101円で、前年度比1.0%の増となり、歳出決算額については83億9,350万6,544円で、前年度比5.9%の増となっております。

ちょっと飛びまして、372ページをお開きください。

歳入歳出差引残額2,182万5,557円につきましては、平成22年度に財政調整基金へ1,100万

円を積み立てまして、残額1,082万5,557円は繰越金とするものです。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

382ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税の収入済額は25億6,175万9,195円となり、前年度比で1.8%の減となっております。不納欠損額は1億2,396万2,278円で、収入未済額は13億3,745万6,948円であります。

1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分の収入済額は15億8,217万4,115円となり、収納率は87.30%であります。

2 節後期高齢者支援金分現年課税分の収入済額は4億6,940万3,418円となり、収納率は86.17%であります。

3 節介護納付金分現年課税分の収入済額は2億1,397万6,000円となり、収納率は85.55%であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分の収入済額は7,297万805円となり、収納率は94.28%であります。

2 節後期高齢者支援金分現年課税分の収入済額は2,115万6,059円となり、収納率は94.0%であります。

3 節介護納付金分現年課税分の収入済額は1,832万3,435円となり、収納率は93.97%であります。

保険税の1人当たりの調定額は、医療給付費分が6万4,156円で、前年度比1,002円、1.5%の減、介護納付金分は2万1,902円で、前年度比397円、1.8%の減、後期高齢者支援金分は1万9,258円で、前年度比11円、0.1%の減でありました。

384ページをご覧ください。

4 款国庫支出金の収入済額は24億3,700万8,322円となり、前年度比3.7%の増であります。

1 項 1 目療養給付費等負担金、1 節現年度分の収入済額は18億8,710万9,361円となり、前年度比0.6%の増であります。

2 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は4,663万6,284円であります。

3 目特定健康診査事業費等負担金は1,199万6,000円でありました。

386ページをご覧ください。2 項 1 目財政調整交付金の収入済額は4億8,033万円で、前年

度比13.5%の増であります。内訳は、普通調整交付金として4億1,681万5,000円、特別調整交付金として6,351万5,000円であります。

5款1項1目療養給付費等交付金は、退職被保険者等のうち、65歳未満の方の医療費に対する交付金で、収入済額は2億556万9,000円となり、前年度比41.3%の減でありました。

6款1項1目前期高齢者交付金は、65歳以上74歳以下の方に係る医療費への交付金となります。収入済額は8億214万5,755円であります。前年度比7.3%の減でありました。

388ページをご覧ください。

7款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金の収入済額は、国庫負担金と同額の4,663万6,284円であります。

2目特定健康診査事業費等負担金は、これも国庫負担金と同額の1,199万6,000円であります。

2項1目県財政調整交付金は3億7,468万2,000円で、前年度比13.5%の減になります。

8款共同事業交付金の収入済額は9億7,558万5,963円で、前年度比9.2%の増となっております。

その内訳を申し上げますと、1項1目高額医療費共同事業交付金の収入済額については1億5,868万384円で、前年度比36.9%の増となっております。これは高額医療費のうち1か月につき80万円を超えるものについて、交付の対象となるものであります。

2目の保険財政共同安定化事業交付金については、収入済額は8億1,690万5,579円で、前年度比5.1%の増となっております。内容としましては、高額医療費のうち1か月につき30万円を超え80万円以下のものが交付の対象となっております。

10款の繰入金について申し上げます。

390ページをご覧ください。

1項1目一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金は、収入済額が1億6,846万7,553円となり、前年度比24.3%の増であります。内訳は保険税軽減分が1億2,753万6,400円で、保険者支援分が4,093万1,153円であります。

2節職員給与費等繰入金の収入済額は4,145万5,000円となり、前年度比1.1%の増であります。

3節出産育児一時金等繰入金の収入済額は4,046万6,000円となり、前年度比22.9%の増であります。

4節財政安定化支援事業繰入金の収入済額は2,061万2,000円となりまして、前年度比

42.3%の減であります。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、収入済額が4億4,600万円となり、前年度比93.9%の増であります。

11款繰越金の収入済額は2億43万5,838円で、前年度比8.0%の減であります。

12款諸収入の収入済額は8,125万5,800円で、主なものは保険税に係る延滞金や特定健診の受託収入並びに交通事故等による第三者納付金であります。

続きまして、事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。

396ページをご覧ください。

1款総務費の支出済額は3,674万5,745円となり、前年度比3.5%の減であります。

1項1目一般管理費の2,603万925円は、国保事業の管理運営費で、前年度比0.9%の減であります。

2款保険給付費の支出済額は50億7,413万9,682円となり、前年度比6.0%の増であります。また、審査支払手数料と第三者納付金並びに返納金を差し引いた1人当たりの給付費は17万1,149円で、前年度比7.2%の増でありました。

1項療養諸費の支出済額は44億9,595万5,217円となり、前年度比5.2%の増であります。

400ページをご覧ください。

2項高額療養費の支出済額は5億357万6,435円となり、前年度比11.9%の増であります。

404ページをご覧ください。

3款後期高齢者支援金の支出済額は13億819万5,196円となり、前年度比11.3%の増であります。

5款老人保健拠出金の支出済額は9万606円であります。

406ページをご覧ください。

6款介護納付金の支出済額は5億5,747万2,535円となり、前年度比2.4%の減であります。これは第2号被保険者分の納付金であり、1人当たりの負担額は5万246円で、1万2,649人分を支払基金へ納めたもので、前年度に対しまして1人当たり613円の増であります。

7款共同事業拠出金は11億1,284万2,796円で、前年度比5.2%の増であります。

その主な内容を申し上げますと、1項1目高額医療費共同事業拠出金の支出済額は1億8,651万6,009円で、前年度比14.5%の増であります。

2目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入の交付金のところでもご説明したとおり、1か月につき30万円を超え80万円以下的高額医療費が対象でありまして、その

支出済額は9億2,632万4,927円で、前年度比3.4%の増であります。

408ページをお願いします。

8款保健事業費は1億456万666円となり、前年度比5.1%の増であります。

410ページになります。

11款諸支出金は1億9,529万円で、その主なものは国保税の還付と、国・県からの直営診療所への補助金の繰り出し、並びに国及び社会保険診療報酬支払基金への実績に伴う精算であります。

434ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

すみません、373ページへお戻りください。

施設勘定、つまり滝郷診療所の決算についてご説明します。

歳入決算額は8,459万9,431円となり、前年度比4.2%の増となっております。歳出決算額は6,870万6,322円となり、前年度比10.9%の増となります。

378ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額1,589万3,109円につきましては、平成22年度に財政調整基金へ800万円を積み立てまして、残額789万3,109円は繰越金とするものであります。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

飛びまして418ページをご覧ください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款診療収入の収入済額は6,529万4,307円となり、前年度比0.5%の増であります。

2款使用料及び手数料の収入済額は8万4,500円となっております。内容は往診等に係る手数料となっております。

420ページをご覧ください。

6款繰入金の収入済額は928万4,000円となっております。

7款繰越金の収入済額は926万764円であります。

8款諸収入の収入済額は63万9,660円で、主な内容は医師派遣並びに校医及び保育所嘱託料となっております。

続いて、歳出、426ページをお開きください。

1款総務費ですが、支出済額は3,474万2,635円となり、前年度比11.1%の増となっております。

ます。

428ページをご覧ください。

2 款医業費ですが、これは医薬品や器材の購入となっております。支出済額は3,329万5,316円となり、前年度比10.2%の増となっております。

430ページをお開きください。

3 款施設整備費、これは施設の修繕及び備品の購入に充てられたものですが、支出済額は63万2,171円となっております。

435ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で議案第2号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についての補足説明を終わります。

議案第3号、平成21年度旭市老人保健特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成20年度に後期高齢者医療制度が発足したことに伴い、平成20年3月診療分をもちまして老人保健制度が終了しましたので、平成21年度における当会計での歳入歳出は、過去の過誤調整等の精算が対象であることを、あらかじめご報告いたします。また、このことによりまして、以後説明する中で、前年度比が大幅に減少しておりますことをご了承いただきたいと思います。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

437ページをお開きください。

歳入決算額は9,324万4,050円となり、前年度比82%の減となっております。歳出決算額は6,045万9,777円となり、前年度比86.3%の減であります。

歳入歳出差引残額は442ページにございますように、3,278万4,273円であります。

決算の内容につきましては、決算事項別明細書により、主な項目についてご説明申し上げます。

446ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款支払基金交付金の収入済額は53万3,719円となり、前年度比99.7%の減であります。その内容は、1 項1 目医療費交付金であります。

2 款国庫支出金の収入済額は754万3,156円となり、前年度比92.8%の減であります。

3 款県支出金の収入済額は101万9,789円となり、前年度比96.2%の減であります。

4 款繰入金の収入済額は35万3,000円となり、前年度比99.0%の減であります。

内訳は、1 項 1 目 1 節事務費一般会計繰入金18万9,000円と 2 節医療費一般会計繰入金16万4,000円で、これは自己負担後の総医療費から、支払基金交付金・国庫支出金・県支出金を除いた市の負担額であります。

5 款繰越金の収入済額は7,761万2,125円となり、前年度比47.4%の減であります。

6 款諸収入の収入済額は618万2,261円で、その主なものは、3 項 1 目 1 節第三者納付金587万1,104円です。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

452ページをご覧ください。

1 款総務費の支出済額は14万7,856円となり、前年度比95.7%の減であります。

2 款医療諸費の支出済額は25万5,117円となり、前年度比99.9%の減であります。

その主なものは、1 項 2 目医療費支給費で、高額医療費の口座振込支給と現金支給分であり、その支出済額は25万3,347円となり、前年度比98.4%の減であります。

3 款諸支出金の支出済額は6,005万6,804円となり、前年度比16.4%の減であります。

その主なものは454ページになりますが、2 項 1 目一般会計繰入金の6,000万円で、これは老人保健会計への清算に向けて、一般会計から繰り入れておりました一部を返還したものであります。

456ページになります。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で議案第 3 号、平成21年度旭市老人保健特別会計決算についての補足説明を終わります。

議案第 4 号、平成21年度旭市後期高齢者医療特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成21年度の後期高齢者医療の状況について申し上げます。

被保険者数の年間平均は8,488人で、前年度比1.9%増、人数で155人増であります。被保険者数の内訳は、一部負担金の割合で 3 割負担の方が359人で、前年度比 7 人、1.9%の減、1 割負担の方は8,129人で、前年度比162人、2.0%の増となっております。

保険料率につきましては、平成20年度と同率であります。これは千葉県下での均一のものがございますが、旭市におきましては過去の高齢者にかかる医療費が低いということから、減額された率で設定されております。

その内容ですが、均等割につきましては、県下均一で年額 3 万 7,400 円のところを、旭市在住の方につきましては 5,000 円安い 3 万 2,400 円となっております。所得割につきましても 7.12% のところを 0.96% 低い 6.16% となっております。また、限度額につきましては、県下一律で 50 万円となっております。

なお、保険料の軽減につきましては、世帯の所得の状況に応じまして均等割においては 9 割・8.5 割・5 割・2 割の軽減措置がとられ、所得割においても 5 割軽減がとられたものがあります。また、国民健康保険以外の健康保険の被扶養者であった方は、所得割はかからず、均等割も 9 割軽減されております。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

457 ページをお開きください。

歳入決算額は 3 億 9,972 万 3,450 円で、前年度比 41.7% の減となり、歳出決算額は 3 億 8,694 万 6,469 円で、前年度比 42.6% の減となっております。歳入歳出差引残額は 462 ページにございますように 1,277 万 6,981 円でありまして、平成 22 年度へ繰越金とするものです。

決算の内容につきましては、決算事項別明細書により、主な項目についてご説明申し上げます。

466 ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款保険料の収入済額は 2 億 7,702 万 6,500 円となり、収入率は 98.9% であります。前年度比は 1.1% の増となっております。収入未済額は 301 万 4,600 円であります。

1 項 1 目後期高齢者医療保険料、1 節現年度分特別徴収保険料の収入済額は 1 億 8,375 万 6,100 円となり、収入率は 100% であります。

2 節現年度分普通徴収保険料の収入済額は 9,246 万 2,700 円となり、収入率は 97.79% であります。

3 節滞納繰越分普通徴収保険料の収入済額は 80 万 7,700 円となり、収入率は 46.63% であります。

2 款繰入金の収入済額は 1 億 1,026 万 6,080 円で、前年度比 73.1% の減となっております。これは徴収事務費等に係る経費と、保険料の軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れたもので、医療費に係る市の負担分については、平成 21 年度からは一般会計に計上し、一般会計から広域連合へ納入したため、20 年度に比べ大幅に減額となっておりますのでございます。

3 款繰越金の収入済額は 1,099 万 6,698 円となっており、前年度に比べまして皆増でありま

す。

4 款諸収入の収入済額は143万4,172円、前年度比3.8%の減となっております。

この主な内容は、保険料の延滞金収入と、広域連合に代わって作成した帳票類の業務委託金を受け入れたものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

472ページになります。

1 款総務費の支出済額は969万3,889円となり、前年度比5.0%の減であります。

1 項 1 目一般管理費の767万3,253円は、広域連合に代わって各種届出を処理するための事務的経費で前年度比5.4%増であります。

2 項 1 目徴収費の202万636円は、保険料の徴収に要した経費が主なもので、前年度比30.9%の減であります。

2 款広域連合納付金の支出済額は 3 億7,692万6,580円となり、前年度比43.2%の減であります。これは右の備考欄をご覧くださいなのですが、保険料納付金で徴収した保険料と、県と市で負担する保険料の軽減分を広域連合へ支出したものであります。前年度比が減となっている主な理由は、歳入でもご説明申し上げましたが、医療給付費負担金を平成21年度から一般会計で支出することになったことによるものでございます。

3 款諸支出金、支出済額は32万6,000円となり、これは474ページの右の備考欄、保険料還付金が主なものです。

476ページになります。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で議案第 4 号、平成21年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についての補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため、午後 1 時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 1 7 分

再開 午後 1 時 2 0 分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第5号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

(高齢者福祉課長 渡辺輝明 登壇)

○高齢者福祉課長(渡辺輝明) 議案第5号、平成21年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成21年度末における介護保険の状況について申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料をお開きください。

1ページです。

1番の高齢者人口等ですが、この資料は平成22年3月末の状況を第4期介護保険事業計画と比較しておりますが、私の補足説明は前年度と比較してご説明を申し上げます。

上から2行目のB欄です。65歳以上の第1号被保険者数は1万6,447人で、対前年180人の増、伸び率は1.1%です。

3行下になります。65歳以上の人口比率、いわゆる高齢化率は23.4%で、対前年0.3ポイントの増です。

要介護認定者数は2,166人で、対前年126人の増、伸び率6.2%で、一番下の欄になりますが、第1号被保険者数に占める割合は12.7%で、対前年0.7ポイントの増です。

以下、2番は介護度別認定者数、2ページは3番、介護保険料、4番、所得段階別第1号被保険者数、3ページは5番、保険料納付状況、6番、保険給付費のサービス別支出状況が記載のとおりとなっております。後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、決算書についてご説明を申し上げます。

477ページをお開きください。

歳入歳出予算額36億9,526万円に対し、歳入決算額は36億1,951万6,826円で、対前年5.8%の増です。歳出決算額は35億9,000万9,301円で、対前年6.9%の増で、歳入歳出差引残額は2,950万7,525円となっております。

次の478ページから482ページまでの歳入歳出決算の内容については、483ページからの歳入歳出決算事項別明細書によりご説明をいたします。

484ページは、歳入の事項別明細書の総括です。

次の486ページの歳入から決算の内容について順を追ってご説明をいたします。

1款保険料は、収入済額5億9,255万2,935円、対前年7.2%の増で、収納率は95.8%です。

3行下になります。1項1目1節現年度分特別徴収保険料は5億3,664万8,478円で、収納

率は100%です。

2節現年度分普通徴収保険料は5,233万1,227円で、収納率は83.2%です。

3節過年度分普通徴収保険料は357万3,230円で、収納率は19.1%です。

2款国庫支出金は、収入済額8億2,776万3,900円で、対前年2.1%の増です。内容は、介護給付費負担金並びに調整交付金及び地域支援事業交付金のそれぞれルール分でございます。

3款支払基金交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、収入済額は10億3,174万9,000円で、対前年4.1%の増です。内容は、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金のルール分でございます。

488ページになります。

4款県支出金は、収入済額5億1,716万3,737円で、対前年6.3%の増です。内容は国庫支出金と同様、介護給付費負担金と地域支援事業交付金のルール分です。

6款繰入金は、1項の一般会計繰入金として、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金及び事務費繰入金で4億9,494万1,000円、2項の基金繰入金として、介護保険給付費準備基金から6,400万円、介護従事者処遇改善臨時特例基金から1,923万4,000円を繰り入れいたしました。繰入金の総額は5億7,817万5,000円で、対前年19.8%の増となっております。

490ページになります。

7款繰越金は、収入済額6,250万5,013円で、前年度からの繰越金です。

8款諸収入は、収入済額937万4,837円で、主なものは第三者納付金505万9,889円、地域支援事業利用収入384万9,954円で、備考欄記載のとおりでございます。

以上で歳入関係の説明を終わります。

続きまして、494ページになります。

歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

1款総務費は、支出済額3,881万325円で、介護保険事務費、保険料賦課徴収費及び介護認定審査会費等です。

一番下の欄になります。3項1目介護認定審査会費は、審査会に係る経費2,006万29円で、審査回数は96回、審査件数は2,761件です。

496ページになります。

2目認定調査費は、認定調査に係る経費1,217万5,013円で、調査件数は2,766件です。

498ページです。

2款保険給付費は、支出済額34億1,709万4,334円で、対前年2億7,525万3,888円の増、伸

び率8.8%です。保険給付の月平均利用者数は、居宅サービスが1,227人、地域密着型サービスが87人、施設サービスが528人で、合計1,842人です。

1 項介護サービス等諸費は、要介護者の保険給付費です。主なものは、1 目居宅介護サービス給付費は11億5,719万5,235円です。

2 目地域密着型介護サービス給付費は2 億2,971万9,825円で、原則として旭市民が利用できるサービスで認知症対応型のグループホームと小規模特別養護老人ホーム等が該当します。

3 目施設介護サービス給付費は15億7,937万3,058円で、月平均の施設入所者数は528人です。内訳は、老人福祉施設329人、老人保健施設194人、療養型医療施設5 人です。

500ページです。

6 目居宅介護サービス計画給付費は1 億5,588万3,749円で、ケアプランの作成費です。

2 項介護予防サービス等諸費は9,754万6,783円で、要支援者の保険給付費です。

502ページになります。

中段でございます。3 項1 目審査支払手数料は394万2,640円で、国保連合会の介護給付費に係る審査支払手数料で4 万9,283件分です。

4 項高額介護サービス等費は4,731万693円で、利用者負担が高額になったときに支給するもので4,758件分です。

504ページになります。

5 項高額医療合算介護サービス等費は491万1,959円で、介護保険の利用者負担額と医療保険の一部負担金等の合計額が高額になったとき、所得区分により定められた限度額を超過した部分について軽減するもので、支給件数は76件です。

6 項特定入所者介護サービス等費は1 億2,583万6,590円で、低所得者対策としての補足給付に係るもので、22年2 月末における食費・居住費の負担限度額認定者は445人、介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定者は24人で、軽減対象者の合計は469人です。

506ページになります。

4 款基金積立金は、支出済額2,390万9,974円です。

これは剰余金を介護保険給付費準備基金へ積み立てたものです。なお、21年度末の介護保険給付費準備基金の残高は2 億8,177万2,441円となっております。

5 款地域支援事業費は、支出済額6,915万6,171円です。

地域支援事業の主なものは、508ページになります。1 項1 目介護予防特定高齢者施策事業費の備考欄2 番、通所型介護予防事業265万800円は、介護予防拠点において、運動器によ

る機能向上等の予防事業を行ったもので、対象者は延べ191人です。

2目介護予防一般高齢者施策事業費の備考欄4番、高齢者筋力向上トレーニング事業967万500円は、あさひ健康福祉センターで行っている事業で、1日の平均利用者は19人です。

2項1目包括的支援事業費、これは510ページになりますが、備考欄3番、総合相談・支援事業で、13委託料500万円は、市内5か所の事業所に在宅介護支援センター事業を委託したものです。

512ページになります。

3項1目任意事業費は2,555万6,605円で、主なものは備考欄記載のとおり、1番、家族介護用品給付事業、2番、介護相談員派遣事業、3番、配食サービス事業等を行いました。

514ページになります。

6款諸支出金は、支出済額4,103万8,497円で、主なものは1項2目償還金4,069万123円で、20年度保険給付費の精算による国・県及び一般会計への返還金です。

以上で歳出関係の説明は終わります。

次の516ページになります。

実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 佐藤邦雄 登壇）

○下水道課長（佐藤邦雄） 議案第6号、平成21年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

補足説明に入る前に、公共下水道の整備状況についてご説明申し上げます。

平成22年3月末の供用開始区域は165.2ヘクタールで、処理区域内人口は5,844人、供用人口は3,375人であります。

普及率は、行政区域内人口6万8,955人に対して処理区域内人口5,844人で8.5%となっており、前年度比0.6ポイント増であります。また、水洗化率は処理区域内人口5,844人に対して供用人口3,375人で57.8%、前年度比1.1ポイント減となっております。

なお、供用開始区域165.2ヘクタールは、事業認可区域202ヘクタールに対して81.8%が整備されたことになります。

それでは、決算書の517ページをお開きください。

平成21年度の下水道事業特別会計の決算額は、歳入10億8,261万3,696円、歳出10億525万9,060円で、歳入歳出の差引額は7,735万4,636円であり、翌年度への繰越金であります。

歳入歳出決算額の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。

526ページをお開きください。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金は受益者負担金であり、2,253万6,200円で、これは17年度から21年度に賦課した負担金の5年分割したうちの21年度納付分と一括納付分等の合計であります。

なお、21年度の受益者負担金の納付率は43.6%であります。

2款使用料及び手数料ですが、使用料は6,160万3,151円、納付率は95.4%であります。

手数料24万670円は、下水道排水設備指定工事店の登録手数料20件分と受益者負担金の滞納整理に伴う督促手数料であります。

3款国庫支出金は2億4,264万6,000円であり、中央污水ポンプ場及び処理場建設工事費並びに管渠建設事業費に対する補助金で、うち1,750万円が処理場建設工事費の繰越明許分であります。

5款繰入金は4億4,524万2,000円で、支出に対する収入の不足分を繰り入れたものであります。

6款繰越金は4,116万6,120円で、前年度からの繰越金及び繰越明許費繰越金であります。

528ページをお開きください。

7款諸収入は125万5,840円で、主な内容といたしましては、受益者負担金の滞納整理に伴う延滞金18万3,200円、消費税及び地方消費税還付金99万7,400円、日本下水道協会からの広報活動助成金7万円であります。

8款市債は2億6,790万円でありまして、内容といたしましては、補助裏分で2億260万円、単独分で2,620万円、特別措置分2,340万円、繰越明許分1,570万円であります。

次に、歳出について説明申し上げます。

532ページをお開きください。

1款総務費は7,016万9,606円で、これは給料・手当等の人件費及び需用費等の事務費であります。

534ページをお開きください。

2款事業費は6億4,836万4,284円であります。

1 項の管理費は 1 億1,737万3,227円であります。

不用額の1,572万7,773円の主な内容としましては、運転業務委託及び水質分析委託における入札執行残、汚泥処理に係る汚泥等運搬処理量が少なかったこと、維持管理費において補修工事があまり発生しなかったことなどによるものであります。

537ページをお開きください。

2 項の工事費は 5 億3,099万1,057円であります。

主な内容としましては、13節委託料は 4 億6,087万8,500円で、ポンプ場等整備委託料及び処理場等整備委託料並びに面整備等委託料でありまして、うち3,500万円が処理場等整備委託料の繰越明許分であります。

15節工事請負費は6,826万3,895円で、二の袋地先の面整備工事及び20年度整備地区の舗装復旧工事などを行ったものであります。

なお、不用額 1 億2,580万9,943円の主な内容としましては、13節委託料及び15節工事請負費の入札執行残、19節負担金補助及び交付金で管渠工事に伴う水道管の切廻し工事に係る負担金が現場対応により不要となったことなどによるものであります。

538ページをお開きください。

3 款公債費は 2 億8,672万5,170円でありまして、起債借入金の償還金であります。

内訳は、元金支払費が 1 億9,417万7,040円、利子支払費が9,254万8,130円であります。

540ページは、平成21年度旭市下水道事業特別会計実質収支に関する調書であり、記載のとおりでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 一哉） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第 7 号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第 7 号、平成21年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成21年度末におけます農業集落排水事業の状況につきまして申し上げます。

お手元の歳入歳出決算書に関する説明資料、これをお開き願いたいと思います。3 ページをつづったものでございます。薄いものでございます。

この資料の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

1の普及状況であります。平成21年度全体の処理区域内人口2,163人に対しまして、使用人口は1,511人で普及率69.9%であります。それ以外につきましては、説明を省かせていただきます。

それでは、大変申し訳ありませんが、決算書のほうをお願いいたします。決算書につきましてご説明申し上げます。

541ページをお開きいただきたいと思います。

決算書の541ページから歳入歳出予算額5,280万円に対しまして、歳入決算額につきましては5,095万7,730円で、予算額に対する割合は96.5%であります。歳出決算額につきましては4,519万9,443円で、予算額に対する割合は85.6%でございます。

次の542ページから546ページ、歳入歳出決算の内容につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明を申し上げます。

550ページをお開きいただきたいと思います。

歳入についてご説明をいたします。

1款分担金及び負担金の収入済額は42万円であります。内訳といたしまして、江ヶ崎地区現年度分1件であります。

収入未済額540万8,000円の未納件数は、過年度分で江ヶ崎地区6件、琴田地区8件であります。

2款使用料及び手数料は1,475万924円でありまして、処理施設の使用料であります。内訳といたしまして、江ヶ崎地区現年度分1,030万604円、過年度分4万6,725円、琴田地区現年度分438万6,375円、過年度分1万7,220円であります。

3款繰入金は3,056万8,000円でありまして、全体事業費から特定財源を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れさせていただいたものでございます。

4款繰越金は521万8,806円でありまして、前年度繰越金であります。

5款諸収入はゼロ円でございます。

以上で歳入関係の説明を終わります。

554ページをお開きいただきたいと思います。

歳出につきましてご説明いたします。

1款総務費の支出済額は749万8,276円で、農業集落排水事業に携わります人件費及び事務経費でございます。

2款事業費は1,632万2,351円で、江ヶ崎地区、琴田地区処理施設の維持管理費及び資源循

環事業費でございます。

558ページをお開きいただきたいと思います。

3款公債費は、地方債の償還金および償還利子で2,095万8,816円であります。借入先は財務省資金運用部及び公営企業金融公庫であります。

なお、平成21年度末の地方債残高は2億9,957万1,680円であります。

4款繰出金は42万円であります。これは平成21年度受益者分担金42万円を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 小長谷 博 登壇）

○水道課長（小長谷 博） それでは、議案第8号、平成21年度旭市水道事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、水道事業の概況から申し上げます。

決算書の12ページをお開きください。

事業報告書でございます。

（1）総括事項、3行目からになりますが、本年度も昨年に引き続き、飯岡配水区と干潟配水区の一部に配水区域変更に伴う配水管布設工事等を実施し、安定供給を進めてまいりました。また、中期経営計画に基づく民間的経営手法導入への取り組みとして、料金収納業務、開閉栓業務等を民間業者に包括委託し、旭市水道お客様センターをスタートいたしました。これにより職員の適正配置と業務の効率化を図ることができました。

次に、業務状況でございますが、年度末の給水人口は5万7,187人、給水件数は1万8,736件、普及率は81.5%となり、前年度と比較し1.7ポイント上昇いたしました。

年間給水量については600万7,747立方メートルとなり、前年度と比較しますと10万9,426立方メートルの減少となりました。

また、料金収入の基礎となります年間有収水量は588万6,600立方メートルとなり、前年度と比較しますと8万5,387立方メートルの減少となりました。

2行下の後半になりますが、有収率は98.0%で、前年度と比較しますと0.4ポイント向上しました。

次に、建設状況でございますが、平成21年度の建設改良工事につきましては、三川、萬力、

新町、神宮寺、その他地先に口径75ミリから150ミリの配水管等を延べ3,445.15メートル布設いたしました。

次の経理状況につきましては、この後の決算状況の中で説明させていただきます。

それでは、前に戻りまして、1ページをご覧ください。

平成21年度の決算報告書でございます。この報告書の金額につきましては、消費税が含まれて記載されております。

初めに、（１）収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第１款水道事業収益の予算額16億9,861万2,000円に対し、決算額16億9,192万8,791円となり、収入率は99.6%となりました。

なお、第１項の営業収益は水道料金等、第２項の営業外収益の主なものは他会計補助金等であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第１款水道事業費用の予算額15億1,914万6,000円に対し、決算額は14億5,026万7,439円となり、執行率は95.5%となりました。

第１項の営業費用は受水費、減価償却費、人件費等で、第２項の営業外費用は企業債利息等、第３項の特別損失は不納欠損等であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、２ページをお開きください。

次は、（２）資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第１款資本的収入は、予算額８億103万6,000円に対し、決算額は７億6,456万8,900円となり、収入率は95.4%となりました。

この決算額の内訳ですが、第１項企業債は補償金免除繰上償還に伴う借換債及び配水管布設工事に係る企業債です。

第２項出資金は、合併特例債活用事業に係る一般会計からの出資金であります。

第３項負担金は、消火栓設置に伴う一般会計からの負担金で、第４項は給水申込納付金であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出の部に入ります。

第１款資本的支出は、予算額13億2,195万6,000円に対し、決算額は12億6,543万8,462円となり、執行率は95.7%であります。

この決算額の内訳ですが、第１項建設改良費は拡張工事費等で、第２項企業債償還金は借り換えによる繰上一括償還金及び建設改良費等に係る企業債償還金でありまして、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。なお、高利率企業債の21年度借換による利息軽減額は

9,923万8,749円となります。

工事概要につきましては、後ほど14ページをご覧くださいと思います。

2 ページの一番下の欄外、細かい数字で恐縮でございますけれども、資本金収入額が資本金支出額に不足する額5億86万9,562円は、当年度分消費税及び地方消費税資本金の収支調整額359万7,412円、過年度分損益勘定留保資金4億9,727万2,150円で補てんいたしました。

続いて、3 ページの損益計算書でございます。

この金額につきましては、消費税抜きで記載されております。

1 の営業収益として、2 列目の数字になりますが、15億406万299円、2 の営業費用として12億8,958万3,712円、差し引き営業利益は、3 列目の2億1,447万6,587円となりました。

続いて、4 ページです。

3 の営業外収益として、やはり2 列目になりますが、1億1,314万4,976円、4 の営業外費用として8,674万6,432円、差し引きは3 列目の2,639万8,544円となり、3 ページの営業利益を加えますと、経常利益は2億4,087万5,131円となりました。

この経常利益から5 の特別損失の過年度損益修正損286万291円を引いた額2億3,801万4,840円が21年度の純利益でございます。

この純利益から次の行の前年度繰越欠損金7,016万1,345円を差し引いた1億6,785万3,495円が当年度未処分利益剰余金となり、累積欠損金は21年度で解消することができました。

次に、5 ページの剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部につきましては、ただいまご説明申し上げましたとおり、当年度未処分利益剰余金として1億6,785万3,495円を計上いたしました。

資本剰余金の部については、1 の補助金は11億2,553万5,263円で、国・県・市補助金の累計額であり、当年度の増減はありません。

続きまして、6 ページに移ります。

2 の負担金は、消火栓設置等に係る一般会計からの負担金でありまして、当年度消火栓設置費409万5,000円を加え、年度末残高は5億1,159万1,981円となります。

3 の給水申込納付金は、水道の加入申し込み時点でいただいている納付金でありまして、当年度収入額2,711万8,000円を加え、年度末残高は14億7,580万6,280円となります。

4 の受贈財産評価額は、宅地開発などで水道管を布設したもののうち、道路部分について寄附を受けたもので、当年度収入額は383万9,763円を加え、年度末残高は4億630万5,229円となります。

次は、7 ページに移ります。

5、その他資本剰余金の増減はなく、年度末残高は42万8,640円となり、翌年度繰越資本剰余金は、以上5項目の資本剰余金合計額35億1,966万7,393円となります。

次の剰余金処分計算書につきましては、当年度末処分利益剰余金の1億6,785万3,495円を法定積立の減債積立金として処分する予定です。

次に、8 ページの貸借対照表について申し上げます。

資産の部の1、固定資産、次のページの2、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列66億4,705万2,318円となります。

負債の部の3、固定負債、次のページになりますが、4、流動負債の合計である負債合計は1億7,226万8,445円となります。

資本の部、5、資本金、6、剰余金の合計額は、11ページの下から2行目に記載してあります資本合計64億7,478万3,873円となり、これと前段の負債合計を加えた負債資本合計は66億4,705万2,318円となりまして、資産合計と一致いたします。

次のページの事業報告は、先ほどご説明いたしましたので、13ページをご覧ください。

こちらは(2) 議会議決事項、(3) 行政官庁認可事項、(4) 職員に関する事項であり、(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項については該当がありません。

続きまして、14ページ、2、工事についてですが、(1) は建設工事の概況、15ページ、(2) は保存工事の概況を記載してあります。

16ページは、年間の業務量でありまして、前年度と比較して記載してございます。

17ページは、事業収入に関する事項、18ページは、事業費に関する事項で、それぞれ消費税抜きの前年度比較で記載してあります。

19ページになりますが、4、会計、(1) は重要契約の要旨です。

続いて20ページになりますが、(2) は企業債及び一時借入金の概況であり、(3) その他経理に関する重要事項は該当事項ありません。

5、その他、(1) は、他会計補助金の使途について記載してあります。

21ページから26ページまでは収益費用明細書であり、消費税抜きの科目ごと明細となっております。

次に、27ページは固定資産明細書、28ページは企業債明細書となっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で議案第8号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 一哉） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第9号、平成21年度旭市病院事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、病院事業の概況から申し上げます。

決算書の15ページをお開きください。

事業報告書でございます。

まず、総括事項でございますが、診療報酬マイナス改定等による医療費抑制策や、深刻な医師不足により地域医療が未曾有の危機に直面している中、当院では、医師、看護師等の確保を図り、公営企業の目的である公共性と経済性を発揮し、地域医療の確保と向上に努めてまいりました。

その結果、当期利益金4億5,400万円を計上することができ、引き続き健全な経営を維持しております。

次に、16ページをお開きください。

業務状況でございますが、患者数は、入院患者数及び入所者数、年間延べ38万1,619人、1日平均1,046人、外来患者数及び通所者数、年間延べ82万2,292人、1日平均3,365人となりました。

また、収益的収支は、収入総額315億1,071万3,729円、支出総額310億1,717万7,983円となり、差し引き4億9,353万5,746円、税抜き処理純利益4億5,405万7,640円となりました。

資本的収支の状況でございますが、収入総額43億6,381万1,000円、支出総額69億1,906万8,567円、内訳、建設改良費56億3,174万8,144円、企業債償還金12億8,732万423円となりました。

それでは、前に戻りまして決算書の1ページをお開きください。

決算報告書であります。この決算額につきましては、税込み処理で記載されております。

（1）収益的収入及び支出の、まず収入について申し上げます。

第1款病院事業収益は、予算額315億4,425万4,000円、決算額は315億1,071万3,729円となり、収入率は99.9%となりました。

収入のうち主なものとしたしましては、第1項医業収益の決算額は283億722万1,888円で、収入率は99.7%でした。この内訳は、入院収益138億89万692円、外来収益135億4,906万220

円等でした。

第2項医業外収益の決算額は20億8,456万6,120円で、収入率は101.5%でした。主なものは受託収益であります。救急搬送地域支援事業収益1,790万8,758円等であります。

次に、2ページをお開きください。

支出について申し上げます。

第1款病院事業費用は、予算額312億6,751万6,000円に対し、決算額は310億1,717万7,983円となり、執行率は99.2%でした。

支出のうち、主なものといたしましては、第1項医業費用の決算額は282億8,351万2,195円で、執行率は99.8%でした。主なものは給与費133億6,467万4,841円、材料費98億7,381万5,919円であります。

第2項医業外費用の決算額は15億4,030万9,464円で、執行率97.3%でした。

次に、3ページをお開きください。

(2) 資本的収入及び支出の、まず収入について申し上げます。

第1款資本的収入は、予算額43億6,482万5,000円に対し、決算額43億6,381万1,000円で、収入率は99.9%となりました。

第1項企業債37億5,000万円で、収入率は100%となりました。

第2項補助金は6億1,381万1,000円で、収入率は100%となりました。

4ページをお開きください。

支出について申し上げます。

第1款資本的支出は、予算額78億6万7,479円に対し、決算額は69億1,906万8,567円で、執行率は88.7%でした。翌年度繰越額1億9,651万4,638円は、開発費（医療情報機能改修、電子カルテ看護勤務機能）等の予算繰り越しであります。

第1項建設改良費の決算額は56億3,174万8,144円となり、執行率は86.5%でした。主なものは工事費45億7,320万5,342円などであります。

第2項企業債償還金の決算額は12億8,732万423円で、執行率は99.9%でした。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額25億5,525万7,567円は、当年度分損益勘定留保資金や建設改良積立金などで補てんいたしました。

次に、5ページをお開きください。

損益計算書ですが、この金額につきましては税抜き処理で記載されております。

1、医業収益は（1）入院収益から（4）介護保険事業収益までの合計は282億4,473万

8,897円であります。

2、医業費用は（1）給与費から（6）研究研修費までの合計281億4,370万7,500円で、差し引き医業利益は1億103万1,397円となっております。

3、医業外収益から、次ページの9、訪問看護ステーション事業収益までの計は31億9,012万120円でした。

10、医業外費用から16、訪問看護ステーション事業費用までの計は28億3,709万3,877円でした。

この結果、当年度経常利益、純利益は、4億5,405万7,640円となりました。これに前年度繰越利益剰余金16億996万8,371円を合わせた当年度末処分利益剰余金20億6,402万6,011円となっております。

8ページをお開きください。

剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部Ⅰ、減債積立金の2、前年度繰入額8,500万円は、前年度の決算議会において処分案が承認されたことによるものであります。

Ⅲ、未処分利益剰余金の3、当年度末処分利益剰余金20億6,402万6,011円は、先ほど損益計算書で説明申し上げたとおりであります。

9ページをお開きください。

次に、資本剰余金の部であります。Ⅰ、国県補助金の3、当年度発生高6億1,381万1,000円は、施設設備に対する県からの公的医療機関整備事業補助金等であります。

Ⅱ、受贈財産評価額、Ⅲ、寄附金の増減はありません。

10ページをお開きください。

Ⅳ、再評価積立金の増減はなく、翌年度繰越資本剰余金は100億2,842万6,234円となっております。

剰余金処分計算書は、1、当年度末処分利益剰余金20億6,402万6,011円のうち、2、利益剰余金処分額（1）減債積立金に1億400万円を積み立てて、残りの19億6,002万6,011円は、3、翌年度繰越利益剰余金にしようとするものであります。

次に、11ページからの貸借対照表について申し上げます。

資産の部、1、固定資産のうち（1）有形固定資産の合計は325億3,258万2,160円でした。

次の12ページをお開きください。

（2）無形固定資産と（3）投資を含めた固定資産合計は325億8,719万9,847円となって

おります。

2の流動資産の合計は110億702万3,808円となっております。

3、繰延勘定の合計13億3,004万4,750円を合わせた資産合計額は449億2,426万8,405円となっております。

次の13ページをお開きください。

次に、負債の部であります、4、固定負債、5、流動負債を合わせた負債合計は15億9,961万8,310円となっております。

次の14ページをお開きください。

続きまして、資本の部であります。

資本の部、6の資本金と7の剰余金の合計額は、資本合計433億2,465万95円になり、これと負債合計を合わせた負債・資本の合計は449億2,426万8,405円となりまして、資産合計と一致するものであります。

15ページからは事業報告書であります。

1、概要、(1)は総括事項となっております。

17ページの(2)は議会議決事項、次の18ページの(3)は行政官公庁許認可事項となっております。

19ページ(4)は職員に関する事項が記載されております。

21ページ(5)は料金その他の供給条件の改定・変更に関する事項が記載されております。

22ページの2、工事には(1)建設改良工事の概況、23ページには(2)保存工事の概況等が記載されております。

次の24ページの3、業務には(1)業務量が記載されております。

25ページ(2)は事業収入に関する事項、次の26ページ、(3)は事業費に関する事項です。これは20年度決算額と21年度決算額を税抜き処理で比較したものが記載されております。

続いて、27ページをお開きください。

27ページから29ページは、4、会計、(1)重要契約の要旨、(イ)工事請負、(ロ)医療機器、(ハ)ソフト開発費等の契約内容が記載されております。

31ページから38ページまでは、収益及び費用の明細で税抜き処理で記載されております。

39ページは、固定資産の明細となっております。

40ページから43ページは、企業債の明細となっております。

以上で議案第9号につきましての補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 一哉） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

（国民宿舎支配人 増田富雄 登壇）

○国民宿舎支配人（増田富雄） 議案第10号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、国民宿舎の事業報告書についてご説明申し上げます。

決算書の9ページをお開きください。

本年度は、旭市の食材資源を生かす「食彩の宿」として、新しい経営基盤づくりに努めてまいりました。

経営状況につきましては、宿泊者1万3,095人、休憩者5,906人でありまして、前年度と比較しますと、宿泊者で484人の増加、休憩者で8人の増加となりました。

経理状況につきましては、決算報告書で説明をいたします。

1ページをお開きください。

決算報告書の決算額につきましては、消費税を含んだ額で記載してございます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、国民宿舎事業収益の予算額2億1,045万2,000円に対し、決算額1億8,728万6,386円となり、収入率は89%となりました。

この決算額の内容は、宿泊料金などの営業収益で1億8,341万5,653円、他会計補助金等の営業外収益で387万733円となりました。

支出につきましては、国民宿舎事業費用の予算額2億4,237万1,000円に対し、決算額は2億4,096万8,246円となり、執行率は99.4%となりました。

この決算の内容は、人件費、食材費、減価償却費等の営業費用で2億3,256万3,671円、企業債利息等の営業外費用で840万4,575円となりました。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入は、予算額525万円に対し、決算額は525万円となっております。予算に対し100%となっております。

資本的支出は、予算額3,048万円に対し、決算額は2,485万6,108円となり、執行率は81.5%であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,960万6,108円は、当年度分消費税及び地

方消費税資本的収支調整額117万3,053円、建設改良積立金1,843万3,055円で補てんいたしました。

次に、3ページをお開きください。

損益計算書についてご説明いたします。この金額については消費税抜きで記載してございます。

営業収益として1億7,468万2,374円、営業費用として2億3,002万1,611円、差し引き営業損失は5,533万9,237円となりました。

営業外収益として382万6,883円、営業外費用として592万5,775円、差し引き営業外損失は209万8,892円となり、5,743万8,129円の経常損失となりました。

この損失につきましては、経営改善費用、老朽化した設備の修繕、急激な景気の低迷等によるものでございます。この経常損失は、当年度純損失となり、前年度繰越欠損金5,414万7,990円を加算し、1億1,158万6,119円が当年度未処理欠損金となります。

なお、この欠損金につきましては、新たな経営改善や経営手法等により、解消に向け積極的に取り組んでまいります。

続きまして、4ページをお開きください。

剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部につきましては、ただいま説明いたしましたとおり、当年度未処理欠損金1億1,158万6,119円を計上しておりますが、建設改良積立金の当年度末の残高は1,562万7,740円となっております。

続きまして、5ページの欠損金処理計算書でございますが、未処理のまま翌年度に繰り越すものでございます。

次に、6ページをお開きください。

貸借対照表について申し上げます。

資産の部の資産合計は7ページになります。7億6,990万9,269円であります。

8ページをご覧ください。

負債合計6,385万7,032円と資本合計7億605万2,237円を合わせました負債・資本の合計は7億6,990万9,269円となり、資産合計と一致しております。

続きまして、10ページになります。

事業報告書として、議会議決事項、職員に関する事項を掲載してございます。

次に、11ページになります。

料金その他供給条件の設定、変更に関する事項、建設改良工事の概況となっております。

以上のとおり、決算報告書及び財務諸表について、その概要を説明いたしましたが、12ページ以降の資料につきましては、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で議案第10号の補足説明を終了させていただきます。

○議長（林 一哉） 国民宿舎支配人の補足説明は終わりました。

ここで、代表監査委員より、平成21年度一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について報告を求めます。

木村哲三代表監査委員、ご登壇願います。

（代表監査委員 木村哲三 登壇）

○代表監査委員（木村哲三） 代表監査委員の木村です。

平成21年度の旭市一般会計及び国民健康保険事業特別会計をはじめとした六つの特別会計並びに水道事業、病院事業、国民宿舎事業の公営企業会計までの各決算の審査結果についてご報告申し上げます。

本決算の審査につきましては、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、市長より審査に付されました決算書及び決算関係書類について審査を実施いたしました。

審査の方法については、決算の計数は正確であるか、予算執行は適正に効率的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、担当課より内容について聴取し、また質疑し、併せて関係諸帳簿及び証書類等を照合・精査し、さらに、平成21年度中に実施した定期監査及び例月出納検査を参考に慎重に審査をいたしました。

審査の結果、審査に付された一般会計、各特別会計、歳入歳出決算書と各公営企業会計における決算諸表等は、いずれも法令に準拠して作成しており、計数についても関係書類と符合し、正確でありました。

予算の執行及び事務処理については、所期の目的に沿って適正に執行されたものと認められました。

次に、基金の運用状況の審査結果についてご報告申し上げます。

審査の方法については、基金の設置趣旨に沿って、適正かつ効率的に運用されているかを主眼として審査を実施しました。

審査の結果、定額の資金を運用している各基金の運用状況について、関係書類の計数はい

ずれも正確で、適正かつ効率的に運用されているものと認められました。

また、各公営企業会計においては、公営企業の基本原則に留意され、その事業運営は国民宿舎事業を除き、いずれも健全で効率的な経営であると認められました。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付されました、健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果についてご報告申し上げます。

審査の方法については、健全化判断比率及び資金不足比率の算定は、法令等の趣旨に沿って適切に算定されているかどうかを主眼として審査を実施しました。

本市の健全化判断比率の審査の結果、基礎事項を記載した書類については、法令等の趣旨に沿って適切に算定されており、いずれの比率も早期健全化基準をクリアした比率であることが認められました。

実質公債費比率についても、3か年平均で17.7%、平成20年度の同比率は18.6%で、0.9ポイント低下しており、改善が図られております。なお、早期健全化基準は25%以下となっております。

公営企業及び法非適用企業の資金不足比率の審査の結果、基礎事項を記載した書類については、法令等の趣旨に沿って適切に算定されており、いずれも資金不足額は生じていないため、資金不足比率は算出されず良好であることが認められました。

審査の概要につきましては、意見書に記載されておりますので省略させていただきます。

また、平成21年度は、多くの地方公共団体において不適正な経理処理が行われていた実態が明らかになりました。このことから、本市においてもその実態把握のため、昨年の消耗品費の監査に続き、本年は備品購入費に関しサンプル調査を市関係部署等のすべてにおいて実施したところです。

その結果、各部署等において不適正な経理処理は認められず、適正な処理が行われていたことを報告いたします。

一般会計、特別会計において、本年度実施しました事務・事業は、おおむね計画的に実施され、効率的な予算執行のもと、それぞれに成果を上げたものと認められました。

平成17年7月の合併から平成21年度で5年目の決算となりましたが、今後も事業の必要性、緊急性、投資効果などを十分に考慮した施策を実施し、市全体の均衡ある発展に寄与されるよう要望いたします。

次に、個別の事業の中で、特に配慮しなければならない2事業について申し上げます。

1 番目は、下水道事業であります。

下水道事業は、多額の先行投資と長い年月が必要であり、運営費としての財源は分担金や負担金、使用料、国庫補助金や企業債等であります。

平成21年度の運営費の不足分として、一般会計からの繰入金が4億4,500万円ほどとなっており、今後も不足を補うため一般会計からの繰入金は増加することが見込まれております。このことから、整備計画に当たっては、地域住民の意向把握に努めるとともに、理解を得ながら進めることが重要です。

また、収入増を図るため受益者負担金の回収、普及率の向上も併せて努めていただきたいと思います。

今後の投資については、経済性の面から抑制することが必要であり、行政区域内人口に占める下水道利用者数を考慮し、判断するよう望むものであります。

2 番目は、国民宿舎事業であります。

国民宿舎をリニューアルし、コンサルタント会社より経営指導を受けたにもかかわらず、収入・支出関係では平成21年度決算でもマイナスとなっております。

運転資金不足により、平成21年度も一般会計から2,500万円借り入れしていますが、今後も資金不足が予想され、追加資金の投入が続くと予想されます。

平成21年度の未処理欠損金が年間総事業収益の60%を上回る現状において、今まで以上の経営意識・改善に徹し、今後の国民宿舎事業のあり方の検討、指定管理者制度等を視野に入れた的確で早急な対策を期待しております。

加えて、これら2事業の決定プロセスを再評価し、その結果を今後の行政の適正な執行を図るために生かすようお願いいたします。

最後に、むすびとして申し上げます。

行政の透明性、説明責任が求められる中、入札、契約事務、補助金支出業務等の日常業務の執行に当たっては、慣行によることなく法令・条例等を遵守し、効率的、効果的な事務執行を図り、市民生活の向上と市政の発展に努められるよう要望し、平成21年度一般会計決算、各特別会計決算及び各公営企業会計決算の審査結果報告といたします。

○議長（林 一哉） 代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 3時 0分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

続いて、補正予算及びその他の議案について説明を求めます。

議案第11号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第11号、平成22年度旭市一般会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ9億1,200万円を追加し、予算の総額を278億5,900万円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の設定でありまして、これは後ほどご説明申し上げます。

2ページから4ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略いたしまして、5ページをお開き願います。

第2表の繰越明許費です。街路整備事業、これは谷丁場遊正線ですけれども、この事業につきまして、J R東日本との施工協議及び用地交渉に不測の日数を要しており、年度内の完成が困難であると見込まれるため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、主な歳入についてご説明申し上げます。

なお、詳しい事業内容につきましては、歳出のほうでご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

9ページをお願いいたします。

13款2項3目衛生費国庫補助金54万2,000円の追加は、説明欄にあるとおり、がん検診推進事業費補助金の増によるものでございます。

一つ飛ばしまして、4目の労働費県補助金458万6,000円の追加は、ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金の増によるものでございます。

5目農林水産業費県補助金260万9,000円の追加は、水田農業構造改革推進事業費補助金152万1,000円の増と、農地制度実施円滑化事業費補助金108万8,000円の新規計上によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

18款1項1目繰越金です。8億9,988万4,000円の追加は、繰越金の中から今回の補正財源として計上するものでございます。

19款5項3目雑入190万1,000円の追加は、説明欄にあるとおり消防団員安全装備品整備等助成金107万3,000円と、説明欄2番のスポーツ振興くじ助成金82万8,000円を新規に計上するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、歳出になります。

11ページになります。

2款1項6目財産管理費7億3,000万円の追加は、説明欄1番の財政調整基金積立金で、平成21年度決算の確定に伴い、繰越金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

11目諸費440万円の追加は、説明欄1番、国庫支出金等返還金の増によるものでございます。

4款1項2目予防費233万円の追加は、がん検診事業で、検診受診者数の増加によるものでございます。

3目母子保健費983万5,000円の追加は、乳幼児医療費助成事業で、乳幼児医療扶助費の増と12月に実施予定の制度改正に対応するための予算でございます。

12ページをお願いいたします。

6款1項1目農業委員会費108万8,000円の追加は、説明欄にあるとおり農地制度実施円滑化事業で、遊休農地の有効活用を図るための調査費用で、全額県補助金で行うものでございます。

3目の農業振興費1,572万6,000円の追加は、説明欄1番の水田農業構造改革推進事業の飼料用米作付農家の増加による補助金1,097万円の増と、同じく説明欄の2番、農水産物直売施設整備事業の直売施設整備に向けた、よりよい施設の検討・精査を行うための委託料など475万6,000円の増によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

7款1項2目商工振興費458万6,000円の追加は、説明欄1番、ふるさと雇用再生ふるさと産品ショップ運営事業で、旭駅前に設置した「おあがん旭」の運営を円滑に行うために追加するもので、これも全額県補助金により行うものでございます。

8款3項4目公園費285万円の追加は、説明欄1番の公園維持管理費で、海上コミュニティ運動公園に設置されておりますローラースライダー及び複合遊具の修繕を行い、利用者の安全を確保するものでございます。

14ページをお願いいたします。

9款1項2目非常備消防費107万3,000円の追加は、説明欄1番、消防団施設強化事業で、消防団14部へ投光器等を配備するもので、消防団員等公務災害補償等共済基金からの助成金で行います。

10款1項2目事務局費90万円の追加は、教育総務事務費で、県立旭農業高等学校創立百周年記念事業に対しまして補助金を交付するものでございます。

2項2目教育振興費10万円の追加は、外国語活動実践研究事業で、三川小学校において英語の授業のあり方に関する実践研究事業として、これも全額、県の補助金で行うものでございます。

15ページになります。

4項1目社会教育総務費69万2,000円の追加は、文化財保護事務費で、旭市指定文化財の修復復旧事業について補助金を交付するものでございます。

5目青年の家費196万6,000円の追加は、青年の家管理費で、特殊建築物の検査の際に指摘された非常用照明器具の改修工事を行うためのものでございます。

5項1目保健体育総務費100万円の追加は、スポーツ振興事業で、旭市民体育祭に対する補助金を追加するものでございます。

13款2項2目病院事業公営企業費1億3,545万4,000円の追加は、病院事業会計繰出金で、病院事業に係る普通交付税算入額の増により、今回、補正を行うものでございます。

以上で議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第12号、平成22年度旭市病院事業会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則であります。

第2条は、収益的収支予定額の補正で、病院事業収益既決予定額323億6,336万2,000円に

対し、普通交付税増額交付 1 億3,545万4,000円を増額し、324億9,881万6,000円に補正するものであります。

また、病院事業費用既決予定額321億9,304万5,000円に対し、新棟への引越し費用3,150万円、医師の研究研修費用3,150万円の合計6,300万円を増額し、322億5,604万5,000円に補正するものであります。

続いて、2 ページをお開きください。

第3条は、資本的収支予定額の補正で、資本的支出既決予定額205億4,753万4,000円に対し、再整備事業新本館建設工事等 7 億5,390万円の減額、既存棟LAN敷設工事3,150万円の増額、医療機器購入 5 億2,500万円の増額により、相対的に 1 億9,740万円を減額し、203億5,013万4,000円に補正するものであります。

以上で議案第12号についての補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第13号、議案第14号について、消防長、登壇してください。

（消防長 佐藤清和 登壇）

○消防長（佐藤清和） 議案第13号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

今般、特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等に係る審査業務の効率化が図られたこと等によりまして、実費に変動が生じていることが判明したことから、当該タンクの設置許可等に係る手数料額を引き下げるものであります。

また、特定屋外タンク貯蔵所と岩盤タンク貯蔵所に係る設置許可等の区分に、新たに浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の区分を追加するものです。

議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

近年、共同住宅の一部を利用して小規模なグループホーム等の福祉施設を開設する例が増加しているところでありまして、既存の共同住宅にこれらの施設が入居した場合、複合型居住施設となり、新たに共同住宅部分についても消防用設備等の設置・改修が必要となるケースがあります。

これら小規模福祉施設等に対応した複合型居住施設用自動火災報知設備の実用化及び商品化に向けた技術開発が進んだことを踏まえ、本条例に関連条文を追加するものであります。

以上であります。

○議長（林 一哉） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、病院経理課長、登壇してください。

(病院経理課長 鈴木清武 登壇)

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第15号は、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、平成22年11月より「ぴあハウス」という名称のグループホーム、ケアホームを設置するため、条例の改正を行うものです。

このグループホームは、当院精神科に入院している患者様の社会復帰に向け、共同住宅での団体生活の中で一定期間自立支援を行うことを目的としております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、建設課長、登壇してください。

(建設課長 北村豪輔 登壇)

○建設課長（北村豪輔） 議案第16号、市道路線の認定及び廃止について補足説明を申し上げます。

認定する2路線は、南堀之内バイパス整備事業に伴い1路線を、路線組み替えのため1路線を認定するものです。

廃止する1路線は、重複する路線について廃止するものです。

以上で議案第16号についての補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 建設課長の補足説明は終わりました。

議案第17号について、秘書広報課長、登壇してください。

(秘書広報課長 米本壽一 登壇)

○秘書広報課長（米本壽一） 議案第17号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市には、現在、人権擁護委員が10名おります。このうち1名が12月31日に任期満了となります。後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たりまして、議会の意見を求めるものであります。

推薦したい方は、旭市米込2265番地にお住まいの熱田みち子氏、昭和21年11月26日生まれの方であります。

熱田みち子氏は、長年にわたり小・中学校の養護教諭として、心身ともに健やかな子どもたちの育成に努めてこられました。温厚誠実なお人柄で、地域での信望も大変厚く、委員と

して適任の方ですので、新たに推薦するものでございます。

なお、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項については、該当する事項はありません。

また、委員の任期は3年でございます。

以上で議案第17号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第4号、報告第5号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 報告第1号、平成21年度旭市土地開発基金の運用状況についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、初めに報告第1号の1枚めくっていただきまして、一番右下の数字をご覧いただきたいと思います。合計の一番右下の数字になります。

この9億6,382万7,042円が土地開発基金の平成21年度末の現在高でありまして、20年度末と比べまして125万1,626円の増となっております。

その内訳は、下から1行目と2行目をご覧いただきたいと思います。

現金・預金につきましては、6,152万1,338円増加しまして3億9,003万810円となっております。

増の主なものは、袋公園用地1,059平方メートルの市への売り払いと、旭市土地開発公社への貸付金2億2,874万8,683円及び千葉県地方土地開発公社への貸付金120万円が返済されたことによるものでございます。

また、次の土地の保有高につきましては423万4,266円増加しまして1億349万1,396円となっております。

増の理由は、旭駅前線道路用地を基金で購入したことによるものでございます。

貸付金のところですが、これは貸し付けと返済の差し引きで6,450万3,978円減少いたしまして4億7,030万4,836円となっております。

これは、旭市土地開発公社へ新たに貸し付けたもの、それから従来貸し付けていた旭駅前線の道路用地、それから谷丁場遊正線の道路用地及び文化の杜公園用地の貸付金、これらが返済されたことによるものでございます。

以上で報告第1号の説明は終わります。

続きまして、報告第4号、平成21年度決算に基づきます旭市の健全化判断比率についてご説明申し上げます。

この健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定することになっているものでございます。

まず、算定項目1の実質赤字比率であります。これは一般会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、本市におきましては黒字でございますので、この欄は該当いたしません。

次に、2の連結実質赤字比率であります。これは公営企業会計を含むすべての会計を合計した実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。全会計を合計しても黒字でございますので、ここも該当いたしません。

なお、これら二つの指標の括弧書きにつきましては、参考といたしまして黒字の比率を表したものを示してございます。

次に、3の実質公債費比率であります。これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合までを含めて旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、本市は早期健全化基準の25%を下回る17.7%となっております。昨年度の18.6%と比べますと0.9ポイント下がりました。地方債の発行に際し許可が必要となる18%の基準も下回ったところでございます。

なお、この17.7%の比率につきましては、過去3か年の平均数値で計算しておりまして、平成21年度の単年度だけの実質公債費比率は16.57%となっております。

次に、4の将来負担比率であります。これは一般会計から公営企業、一部事務組合、地方公社までを含めて旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率でありまして、本年度は104.2%となり、昨年度の97.6%と比べまして6.6ポイント上がりましたが、早期健全化基準の350%を大きく下回っておるところでございます。

以上のとおり、平成21年度決算に基づきます健全化判断比率につきましては、4指標とも基準をクリアいたしておりますけれども、これに安心することなく、これからも財政の健全性確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告第4号の説明を終わります。

続きまして、報告第5号、平成21年度の旭市公営企業決算における資金不足比率についてご説明申し上げます。

本件は、報告第4号と同じく、公営企業につきましても、地方公共団体の財政の健全化に

関する法律によりまして資金不足比率を算定することとなっております。

それでは、平成21年度の旭市の資金不足比率につきましてご説明いたします。

表に記載してございますとおり、平成21年度においては資金不足が生じた公営企業はありませんので、すべて該当いたしません。また、括弧書きにつきましては、参考として資金剰余比率を表したものでございます。

以上のとおり、平成21年度はすべての公営企業会計において経営健全化基準をクリアいたしました。一般会計と同じく公営企業につきましても、引き続き財政の健全性確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告第5号の説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の説明は終わりました。

報告第2号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 平野一男 登壇）

○学校教育課長（平野一男） 報告第2号、平成21年度旭市奨学基金の運用状況についてご報告申し上げます。

初めに、本基金は、合併前の旧海上町及び旧飯岡町における奨学資金の貸し付けを実行するために継承したものであり、貸し付け対象者に対する経過措置の終了により新たな貸し付けはございません。

表をご覧くださいと存じます。

A欄の積立でございますが、運用利息1万7,205円を積み立ててございます。

B欄の基金現在高は、平成21年度末6,739万6,085円となりました。

C欄の返還につきましては566万6,000円が返済されました。月ごとの返済額については記載のとおりでございます。

D欄の貸付残高、これが未返済残高となりますが、21年度末で44人、2,632万3,000円となります。

E欄の預金残高は4,107万3,085円となっております。

貸付残高と預金残高を合わせたB欄に記載してございます6,739万6,085円が基金現在高となります。

以上で報告第2号の説明を終わります。

○議長（林 一哉） 学校教育課長の説明は終わりました。

報告第3号について、保険年金課長、登壇してください。

(保険年金課長 花香寛源 登壇)

○保険年金課長（花香寛源） 報告第3号、平成21年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてご報告申し上げます。

表をご覧ください。

初めに、B欄の基金現在高でございますが、平成21年度末で1,000万円であります。

貸付でございますが、平成20年度末の貸付残高が4件、23万9,000円でございます。それにC欄、平成21年度中におきまして、合計で24件、379万6,900円を貸し付けしました。

D欄の返済でございますけれども、平成21年度中に合計で19件、349万6,900円が返済されました。

この結果、E欄の貸付残高は、21年度末で9件、53万9,000円となり、F欄の預金残高は946万1,000円となっております。

以上で報告第3号の説明を終わります。

○議長（林 一哉） 保険年金課長の説明は終わりました。

報告第6号について、農水産課長、登壇してください。

(農水産課長 堀江隆夫 登壇)

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、報告第6号、株式会社千葉県食肉公社の平成21年度の事業経営状況及び平成22年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして報告をさせていただきます。

初めに、平成21年度事業報告書及び決算書につきましてご説明いたします。

公社の当期の経営は、牛、豚のと畜頭数につきましては、計画に対しまして大幅な増加となっております。

収支面では、牛、豚ともにと畜頭数の大幅な増加により、計画・前年度実績に対しまして大幅な増益となっております。

1ページのほうをお開きいただきたいと思います。

と畜頭数では、牛が1万5,191頭、これは対前年度比1,693頭の増、112.5%となっております。豚が40万181頭、これは対前年度比3万5,346頭の増、109.7%となっております。

次に、収支であります。損益計算書でご説明いたします。

9ページをお開きいただきたいと思います。

売上高の計は60億1,684万1,000円で、前年の63億8,287万1,000円より3億6,603万円の減となっております。これは対前年度比94.3%でございます。

なお、営業利益につきましては1億9,789万6,000円で、前年の8,978万5,000円より1億811万1,000円の増、これは対前年度比220.4%、税引き後の当期純利益は9,245万8,000円となっております。

続きまして、13ページをお開きいただきたいと思います。

これは平成22年度事業計画でございます。

1つ目の集荷目標、豚で37万900頭、牛で1万3,800頭を見込んでおります。

2番目の事業方針につきましては、安全・安心で、より衛生的な食肉の提供を目指しまして、ISO22000及びコンプライアンス体制の継続推進によりまして、衛生・環境管理体制のさらなる強化を図りながら経営体質の強化に取り組んでいくというものでございます。

14ページのほうをお開きいただきたいと思います。

平成22年度収支見込みであります。

本年度は、効率的な経営と一般管理費の削減等に努めるとしまして、当期利益を4,433万1,000円余りと見込んでおります。

なお、損失補償に係ります借入金額は32億6,600万円に対しまして、当期までの返済元金の累計は20億1,573万円余りとなりまして、返済計画に対しまして着実に償還が行われております。

以上で報告第6号、株式会社千葉県食肉公社の平成21年度事業経営状況及び平成22年度の事業計画についての報告を終わります。

○議長（林 一哉） 農水産課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は3日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時32分

平成22年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成22年9月3日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 決算審査特別委員会設置
 - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 第 6 常任委員会議案付託
 - 第 7 常任委員会陳情付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 追加日程 議案第17号直接審議（先議）
 - 日程第 2 決算審査特別委員会設置
 - 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 日程第 6 常任委員会議案付託
 - 日程第 7 常任委員会陳情付託
-

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英

13番 嶋田哲純
15番 木内欽市
17番 日下昭治
19番 嶋田茂樹
21番 林 正一郎

14番 柴田徹也
16番 佐久間茂樹
18番 林 俊介
20番 高橋利彦
22番 林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 明智忠直
教育長 刃田哲雄
行政改革推進課長 林 清明
企画課長 神原房雄
税務課長 堀川茂博
環境課長 浪川敏夫
健康管理課長 石毛健一
子育て支援課長 林 芳枝
商工観光課長 横山秀喜
建設課長 北村豪輔
下水道課長 佐藤邦雄
消防長 佐藤清和
病院事務部長 渡辺清一
国民宿舎支配人 増田富雄
学校教育課長 平野一男
国体推進室長 高野晃雄
農業委員会事務局長 伊藤 浩

副市長 増田雅男
秘書広報課長 米本壽一
総務課長 平野哲也
財政課長 加瀬正彦
市民課長 石井 繁
保険年金課長 花香寛源
社会福祉課長 在田 豊
高齢者福祉課長 渡辺輝明
農水産課長 堀江隆夫
都市整備課長 伊藤恒男
会計管理者 高山重幸
水道課長 小長谷 博
病院経理課長 鈴木清武
庶務課長 加瀬寿一
生涯学習課長 野口國男
監事 査務委員局長 平野修司

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋

事務局 次長 向 後 嘉 弘

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

先日の本会議で申し上げましたけれども、こういうもう猛暑というようなことで、クーラー、空調、入っておりますけれども、議員をはじめ執行部の皆さん方も上着を脱いでいただいて結構でございますので、もう本会期中もずっと脱いで結構でございますので、あとは申しませんので、よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（林 一哉） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第17号までの17議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、18ページの市税についてお尋ねをいたします。

まず、前年より減収の原因は何であったのか。

それから、項目別の不納欠損件数と、なぜ不納とするのか、その不納認定の定義。

3点目としては、休日、時間外の納税相談を今行っておりますが、その件数と徴収金額、そしてまたそれらにかかわる手当等の費用はどのぐらいかかっているのか。

それから4点目としては、不納欠損をなくすための保全措置はどのようにしているのか。

それから、二・三年前ですか、税源移譲がありました。その税源移譲前の市税と、それから現在の市税ですか、それはどのぐらい違うのか、その点をお尋ねします。

そして次に、81ページですか、80ページですね、80でも81でも同じですが、1項の電算システムの運用事業、これは1億8,000万円ほどかかっているわけですが、いずれに

しましても電算というのは、組織に合った機能、これではなくちゃならないわけでございます。そういう中で、これは入札に適さないと思うんでございますが、いずれにしても、その中でだいぶ莫大な電算の費用がかかっております。ですから、この電算の費用、どのぐらいかかっているのか。

そして中を見てもみますと、保守管理手数料ですか、これがかなりありますが、旭市がこれだけの電算の費用をかけた中で、ホストコンピュータというのは何台くらいあるのか。保守委託手数料があるということは、これはそれぞれが本体の違うものだと思うんですが、その辺をお尋ねします。

○議長（林 一哉） もう2点、たしか通告であります。

○20番（高橋利彦） 失礼しました。

それから、ページ87ですか、ページ87と89、これは同じようなものでありますが、87ページに出会いの場合創設事業150万円あります。そして89ページに婚活サポート事業補助金200万円ありますが、これは同じような事業と見受けられますが、どのような事業で、またこれはどのように仕分けをしているのか、そしてこの事業の内容についてお尋ねをいたします。

これだけです。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） それでは初めに、市税が減った原因についてということでございますけれども、平成21年度決算における市税の収入済額につきましては、69億8,746万7,909円となっており、20年度決算額と比べますと2億303万8,014円、2.6%の、議員おっしゃるとおり、減となっております。

個人市民税から項目ごとに申し上げますと、個人市民税の収入済額は29億1,441万4,955円で、前年度と比べ1,996万2,372円、0.7%の減となっております。主な理由といたしましては、給与所得が増となったものの、営業所得、農業所得、特に株式等の譲渡所得が大幅な減となったことによるものです。

次に、法人市民税の収入済額は4億539万6,887円で、前年度と比べまして6,694万813円、14.2%の減となっております。主な理由といたしましては、景気低迷に伴う業績不振によるものと考えております。

続きまして、固定資産税については、21年度は、3年ごとに行われる評価替えの年度であり、これに伴う家屋の減価が大きく影響し、収入済額28億3,520万346円で、前年度と比較い

たしますと9,104万2,065円、3.1%の減となっております。

次に、軽自動車税でございますけれども、収入済額は1億3,311万2,184円で、前年度と比べまして160万9,149円、1.2%の増となっております。主な理由は、乗用軽自動車の人気によって登録台数が増えたことによるものでございます。

次に、市たばこ税の収入済額でございますけれども、4億4,079万4,166円で、前年度と比べ2,079万3,841円、4.5%の減となっております。主な理由といたしましては、健康志向による消費量の減によるものと思っております。

続きまして、都市計画税でございますけれども、24億4,358万1,821円で、前年度と比べまして590万2,222円、2.4%の減となっております。主な理由といたしましては、固定資産税と同様に、評価替えに伴う家屋の減価によるものでございます。

続きまして、都市計画税ですけれども、ちょっと誤ってお話したようでございます。訂正させていただきたいと思います。都市計画税の収入済額は24億……、すみません、ちょっと原稿のほうが悪ってしまったもので。都市計画税の収入済額は2億4,358万1,821円でございます。訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

次に、2点目の不納欠損についてでございますけれども、不納欠損の基準につきましては、地方税法の規定に基づき適正に行っております。5年時効が18条第1項、3年時効が15条の7第4項、これは通常、執行停止と呼んでおりますけれども、滞納処分の執行停止を行ってから3年経過したら消滅と。最後に即時消滅というのがございまして、これは15条の7第5項になります。これは、本人が死亡して相続人がなかったりとか、相続放棄とか、あるいは倒産とかそういった場合に適用しております。

続きまして、徴収費用の経費でございますけれども、市税ということで全般にご質疑をいただいておりますので、市税の徴収に要する経費ということで、これは全体的に申し上げますので、市税のほうのトータルで69億8,746万8,000円ということで、これを人件費、あるいは需用費、21年度までは前納報奨金がございましたので、それらも含め、さらには事務費交付金をこれは加えまして割り算をいたしますと、約、市税の経費としては3.9%ぐらいというふうに試算しております。

それから、税源移譲との比較ということでございますけれども、ご存知のとおり、三位一体の改革によりまして平成18年の後半から19年に税源移譲が行われまして、所得税を下げて地方税を上げたということで、現在、6%の4%で10%が住民税ということになりますけれども、金額的には、ちょっと計算してございませぬので、対前年比で5億9,000万円、約6

億円というふうにとっていただければと思います。ただし、県税のほうもございますので、取り扱い税額としては10億円を超えるものというふうに思っております。

第4点目に、不納欠損をなくすための……

(発言する人あり)

○税務課長（堀川茂博） はい、じゃ、もう少し納税相談ということで、そちらのほうで答えたいと思いますけれども、納税相談につきましては、夜間と休日がございますけれども、21年度ということで、夜間が年間で24回、21年度中に実施いたしました。件数としては、相談件数になりますけれども、1,891件、前年度比で11.6%の増、徴収金額で2,886万3,138円、これは前年度比で3.4%の増となっております。それから、休日の納税窓口でございますけれども、去年は5回実施いたしまして、件数といたしましては626件、前年度比で13.6%増、徴収金額で1,311万8,873円、前年度比で9.6%減っております。合計いたしますと4,200万円の納付がございます。

経費につきましては、先ほど全体を申し上げましたけれども、経費は納付額の約3%程度と思われ、効果があるものと考えております。さらに今年度からは、フレックス制度の導入等でさらに経費を下げる、経費が下がる見込みでございます。

なお、休日窓口につきましては、本年度から毎月1回と、それから夜間が2回ということで、参考までに4月から8月までの状況を申し上げますと、納税者数で295人、納税額で1,550万円、納税相談者数そのほかに30人、それから、その他の公金の取り扱いが65件となっております。

それでよろしいでしょうか、3点目でございますけれども。

続きまして、4点目の不納欠損をなくすためにどうしたらよいかということでございますけれども、これについては、やはりできるだけ徴収率を上げる方法、先ほどの休日、夜間とか、あるいは滞納処分につきましても公平な処分を行って納税意識を高めていくということが大事だと思います。ただし、特別な事由で不納欠損事由に、この4点目でおっしゃっているのは5年時効の話だと思いますけれども、そのほかについてはそれ相当の事由がなければ行っておりませんので、できる限り努力して納税意識を高め、徴収率を上げ、さらには、ひいては不納欠損を減らしていくということになろうかと思います。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（林 一哉） 終わったらいいんだよ。よろしいでしょうかも何もないんだ。

次、企画課長。

○企画課長（神原房雄） それでは、決算書81ページの電算システムの運用事業について2点ご質問がございました。費用がどれぐらいかかるのかという部分と、ホストコンピュータの数ということでございます。

初めに、旭市の電算システムについてちょっとお話ししたいと考えています。

旭市の電算システムにつきましては3種類ございます。

一つは、市役所内の事務を行う内部情報系システム、これは、財務会計、文書管理など職員が事務を行うシステム。これについては、インターネットとつながっておりまして、千葉県、それから他の自治体とのメールのやりとりを行うのもこの内部情報系システムになります。

二つ目、住民情報系システムというのがございます。これは、住民票、国民健康保険、住民税、固定資産税など各種税金などを管理するシステムでございまして、これらのシステムに含まれるデータはすべて市民の個人情報ですから、情報漏えいの防止などセキュリティー対策もありまして、インターネットにつながっている内部情報系システムとは切り離して運用をしております。

三つ目でございますが、三つ目のシステムにつきましては、一つの課、単体の課でしか使用しないシステム、これは個別システムでございますけれども、例としては、戸籍システムや農家台帳システム、それから蓄犬登録とか図書館の情報システムと、そういう部分については一つの課でという部分での部分でございます。

そこで、電算システムでございますが、費用にどれぐらいかかっているかということでございます。決算のほうでお話がありました1億8,553万774円という部分でございまして、一般会計で全体で電算関係にかかる経費については、総額で約3億円というふうになります。先ほど議員から指摘があった、ほかの課にも保守委託があるという部分を含めた中においては3億円というふうになります。

二つ目の質問でございますが、ホストコンピュータの数ということでございますが、今話をしました住民情報系システムについては、ホストコンピュータ、サーバーでございますけれども、18台、それから内部情報系システムにつきましてはホストコンピュータは43台と、この二つについては61台のホストコンピュータがございます。

以上です。

次に、87ページ、89ページの出会いの場創出事業、それから89ページ、婚活サポート事業についてのご質問でございます。

事業内容という部分でございまして、87ページの出会いの場創出事業につきましては、若者の定住化、それから後継者の結婚対策等を促進するため平成19年度に設置しました旭市後継者対策協議会、これは通称出会いコンシェルジュと呼んでおりますが、そこに対する補助金150万円であります。その全額が市の一般財源ということでありまして、使われている費用につきましては、チラシ等の印刷、消耗品、通信運搬、ホームページの作成・保守等でございます。平成21年度につきましては、イベントの企画、それから会議を8回開催しました。それから、出会いの場としてパーティーを15回開催し、男性170名、女性154名、計324名の参加をいただいたところでございます。

次に、89ページの婚活サポート事業でございますが、これも少子化対策の一環としまして、これは、平成21年度の国の補正予算で新たに創設された安心子ども基金の地域子育て創生事業という事業がありまして、これにつきましては、従来の、先ほど申し上げました出会いの場創出事業をさらに充実させるために、追加して新たに行う事業として200万円を国のほうへ申請して交付を受けたものでございます。ですから、従来のものに充当はできません。新たなものということで、婚活を充実させるために国から200万円をいただいたものでございます。

この200万円につきましても、出会いコンシェルジュに対する補助金でございます。このこちらのほうの主な事業内容としましては、新たな取り組みとしての会員データベースの作成費用、それからパーティー開始前に実施します女性に対するビューティレッスンの講師料、それから講演会の講師謝金など、そのほか婚活のハンドブックの作成費用等々に活用しているところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 最初の市税の関係ですか、私の質問とちょっと答弁違うんですが、座ってそれは直してもらってもいいんですが、回数がありますから改めて質問しますけれども、不納欠損の件数ですか、これが先ほどの答弁になかったんですよ。それとともに、この不納の認定ですね、結局不納欠損に落とすときにはどういうふうに落としているのか、誰が最終的に決めるのか、その認定の定義なんですよ。

それから、4番目の不納欠損をなくすための保全措置はどのようにという質問に対して、5年とか何とか、これじゃなく、例えば3年したら税金を保全するために、例えば裁判所である程度の執行命令を、執行命令じゃなく裁判所へ申し立てをするとかそういうことなんで

すよ。やっぱりそれをやらないと、みんなこういうふうにな納欠損が、極端に言えば、土地があったって不納欠損になっちゃうわけですね。

それから、次の電算の関係でございますが、先ほど全体で3億円ということでございますが、これは例えばこの21年の予算に出ただけですよ。このコンピュータというのは買い取りですから、それを年間に割り返しますとそれ以上かなりかかっていたと思うんですよ。それらを含めた中であと3億円にどのぐらい上乗せになるのか。

そしてまた、これだけのコンピュータが、電算システムが入っていて、それでなぜ個別にそれぞれの組織で持たなくちゃならないのか。

それから、いずれにしましても、この電算というのはいかに使いこなしていくか、もう今は電算の進歩は日進月歩なんです。そんな中で果たして、このこれだけの機械を入れるときに購入サイドの市が、その担当がその機能を知り尽くしてこれを購入しているのか。例えば機械でも同じですよ。幾らいいものでも、それが使いこなせなかったら、またその作業に合わなかったら何もならないわけですよ。そういう中で、かなりこれ、私、見ていますと、ロスになるような感じがします。ロスになるというより、ロスが出ているような感じがします。そのいい例が、今度の、けさの新聞ですか、載っていましたが、旭市でもかなりの高齢者が出ていますよね。本来だったらこれだけのシステムが入っていれば、そんなの今さら出る必要もないと思うんですけれどもね。

それからあと、出会いの場創出事業ですか、婚活サポート補助事業、これは相対で350万円使っているんですが、200万円はこれは今年からということでございますが、この結果、どういう成果があったのか、その辺、取りあえずお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 初めに、不納欠損の数ということでございますけれども、個人市民税としては2,991件でございます。人数にいたしまして689人。

それから、認定をどのようにしているかということでございますけれども、認定につきましては、議員ご存知のとおり、決裁という方法になりますけれども、課内の担当職員の決裁、それから、個人の恣意にとられることのないように決裁の方法をとることによりまして、公平な判断をした上で不納欠損を行っております。

それから、3年したらというお話ですが、これは滞納処分というご理解でよろしいでしょうか。方法としては差し押さえということになりますけれども、これにつきましては、

差し押さえにつきましては、年数にとらわれることなく、それぞれの事案によって行っております。差し押さえの件数につきましては、20年度につきましては、不動産から債権もろもろでございますけれども、合計いたしますと20年度は102件でございました。本決算の21年度につきましては234件となっております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 企画課長。

○企画課長（神原房雄） 初めに、電算システムの費用でございますが、平成17年度から平成22年度までの予算ベースで合計しますと21億9,000万円になります。

それから、個別のコンピュータの必要性というお話がありました。これにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、トータル的にいろんな課が使う場合には、ネットワークとかそういう部分の中で必要性はございますけれども、単体で使う部分の部分につきましては、そのものを例えば情報系システムの中に入れますと、そのものの費用が単体よりもかかる可能性もございます。それと、そのもの単独で動いたほうがパッケージ的にも安いという部分がございますので、いましばらくはこの単体の部分については単体でいったほうがいいのかなど。ただし、この中においても、今後構築する上におきましては、住民情報系システム、それから内部情報系システムの中に取り入れたほうがベターであるという部分については、検討した中で今後入れていきたいというふうに考えております。

それから、機能を分かっていない中での購入というのは危険じゃないかというお話だと思いますが、現行システムの決定につきましても、この現行システムにつきましては合併するときでございましたので、1市3町の合併という部分の中で、今まで1市3町がそれぞれに実施していたものを一つにまとめたという部分でございまして、その中におきましては、委託業務を選定する部分につきましては、電算システム導入業者選定委員会等を設置、これは前回の導入したときでございますけれども、1市3町の助役、それから電算担当者という部分の中で、そういう組織を作って検討して選んだという部分でございます。また、それだけではなくて、電算システム構築の専門のコンサルタントにつきましても意見をもらって、その部分で最終的には委員会で決めたという部分でございます。

それから、出会いの場創出事業、それから婚活サポート事業の効果ということでございますが、これにつきましては微妙でございまして、追跡調査等はあまりしておりません。イベント開催後に回収したアンケートによりますと、毎回数組のカップルができていると。また次に会う約束ができているという部分もありますし、また、男女別のセミナー等に参加した

ことによりまして、今まで気づかなかった服装や髪型にも気を配るようになって、異性の気持ち思いやり、どう行動したらよいかを考えるようになったりと、自分が変わることができたという意見などもいただいておりますし、個人のプライバシーに関することでございますけれども、先ほど言いましたが、細かく追跡調査しておりませんが、10名の方が結婚をしたと、また結婚予定であるという部分を退会の申し出の中で受けております。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） まず、税の問題ですが、不納の認定ですか、これについては担当課を含めた中でやるということでございますが、そうしますと、もう5年したら時効ですから、担当課が認めてくればこれで税金を納めなくていいということになっちゃうわけですね。ちょっとこれは質疑が一般質問みたいになっちゃいますけれども、そういうことになっちゃうわけですよ。やっぱりそういう中で、税金というのは公平に納めてもらう、そしてまた行政は税金を取る義務がございますので、不公平感がないように対応した中で、いずれにしても一つのボーダーラインは作っておくべきだと思うんですよ。

それからあと、不納欠損をなくすための保全措置ですか、ここに21年度もかなり不動産関係の不納欠損があるわけですよ。ですから、そういう中で、不動産にかかわる何でも、例えば3年なら3年したら市は保全措置をとるんだと、そういう一つのルール、やっぱり決め事をやっておかないと、法律は何でも決め事があるわけで、そして市として決め事があれば、例えば3年したら固定資産税についてはみんな差し押さえするんだという決め事を作っておけば、今度は担当者も行って相手側と話をしやすいと思うんですよ。そのルールが何もないから、ただ個人的な感情でやるから今度はそういう問題も対処し切れない。つまり、行っても、何だおまえら、おれを何で差し押さえする、隣はやらないでと、こういうことになっちゃう。それが一つのルールを決めてあれば、担当者も動きやすいと思うんですよ。いずれにしても、その税を徴収する側として職員がやりいいような方法をとっていただきたいと思います。

それから、電算の問題でございますが、今の答弁でございますと、助役が入った、それからそのほかの課長が入ったといっても、幾ら助役が入ったって、機械のことが分からないで、やっぱりその機械を使いこなせる人、そのためにはまず人づくりなんですよ。コンピュータをよく、電算をよく知り尽くした人。人事の中でいろんな問題はあるかもしれませんが、これからはやはりそういう専門職は作っていく、つまり人づくり、これが大事だと思います。

それがやはり機械の電算の有功利用になると思いますよ。

それからあと、出会いの場創出事業ですか、これは今年は200万円多くなったわけですが、つき合いとかそういうのは関係なく、最終的には、やはりこれによって結婚が最終目的なんですよ。ですから、その辺は把握しておくべきだと思います。ひとつそういう中で、やはり今、少子高齢化ですからね、なるべくこの事業を活用していただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） それでは最初に、不納欠損の処理の仕方でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、決裁という方法を使っていると。これは税務課に限らず全課がそうだと思いますけれども、税務課内だけでは不納欠損はできません。当然、上司の決裁もいただくということで、最終的に監査委員さん方にも場合によっては監査を受ける場合もございます。

それから、もう一つの質問ですけれども、不納欠損、あるいは滞納処分、両方というふうにならざるを得ないという状況ですけれども、何か年数とか基準を定めてはどうかというご質問でございますけれども、現在、私の無知なのかもしれませんが、近隣の状況等で、こういった滞納処分に対しての基準等についてはちょっと承知しておりません。ただ、議員のおっしゃる考え方も、これはおっしゃるとおり、職員としてはやりやすいということになろうかと思っておりますけれども、ただ、ケースバイケースで、それぞれの事案によって、例えば相続とか失業とか、急に何らかの原因で税金を納付できなくなったとかそういう事案もありますので、基準については、今後、課内、あるいは庁内で検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 企画課長。

○企画課長（神原房雄） 電算につきまして、専門職という、人づくりをしたという部分でございます。現在でも企画のほうの情報管理班が電算専門で扱っております。職員は5人います。常に研修等に参加し、技能向上に努めてもおります。現在の法制度、法改正が非常に早くて電算が追いつかないという部分も、その対応に追いつかないという部分もありまして、銚子市などは、単独である程度そういう専門職という部分があって修正もしているんですが、そういう法制度、法改正がかなりの大きなものがあるという中において、銚子市では逆に委

託を検討しているという部分もあります。いずれにしても、旭市としてどういう形がいいのかまた検討していきたいというふうに思います。

それから、結婚という部分につきましては、把握をするという部分もございますが、先ほど申し上げましたけれども、非常にデリケートな部分でございますが、個人のプライバシー等もございますけれども、その事業、結婚に向けて我々も努力しているわけで、協議会についてもそういう形でボランティアでやっていただいておりますので、一人でもそういう人が多くなるように、またその結果、成果が得られるような形で進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、12ページから13ページにかけての1番目として、農業振興費の農水産物直売施設整備事業の475万6,000円ですか、それについての13番の委託料、コンサルタント業務委託ということで435万8,000円ありますけれども、詳しい内容ができていればお示し願いたいと思います。

また、その下の商工費の商工振興費に、ふるさと雇用再生ふるさと産品ショップ運営事業としてやはり458万6,000円が出ておりますけれども、これは、今、駅前にあるおあがん旭に対するまた委託であるか、その辺のことも明細にお答えいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員のご質問の農水産物直売施設整備事業の中のコンサルタント業務委託料の内容につきましてお答えさせていただきます。

この件につきましては、現在進めております道の駅等の設置推進構想につきまして、市長の政務報告にありましたように、32名の委員によりまして、現在、旭市道の駅等設置推進委員会、これを立ち上げて検討を進めております。今回、専門的な知識を有しますコンサルタントに参画願い、よりよい施設の整備計画を作成するために必要な経費を計上させていただいたものでございます。

委託の内容としましては、地域の実情に合った必要機能の調査に基づきまして、施設のイメージ、あるいは概算の事業費、あるいは整備手法や管理運営体制等の検証を想定しております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、ご質問のふるさと雇用再生ふるさと産品ショップの運営事業の内容はということですので、ご説明申し上げます。

まず最初に、議員おっしゃるとおり、この補正の内容につきましては、駅前でございますおあがんな旭に対する補正ということになります。

内容ですが、ご案内のとおり、県のふるさと雇用再生特別基金を活用した事業でありまして、雇用の場の創出、中心市街地の活性化策、地域産品のPRというようなことを目的としておりまして、商工会へ委託した事業です。

業務委託に当たりまして商工会と協議していく中、当初、雇用人数は3人を予定しておりましたが、定休日なしの店舗運営ですとか勤務体制の見直しなどから、雇用人数は4人とさせていただきます。また、バーコードによる販売管理や出店者への売上金入金業務を行うには、通常のレジスターでは対応できないというようなことから、委託販売の事務管理ができますPOSレジというシステムですが、これを導入したいというようなことなどから委託費が増となるということが分かりまして、県と協議をした結果、補助金の増額が認められましたので、補正させていただきたく提案させていただいたものです。

主な内訳としましては、人件費の増が201万6,000円、備品リース料の増が145万8,000円などです。

なお、歳入については、9ページの14款2項4目、9ページをご覧になっていただきたいんですが、労働費県補助金、説明欄1番、ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金458万

6,000円で、補助率は10分の10となっております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） じゃ、コンサルタントの中で直売館のほうなんですけれども、昨年の9月議会におきまして明智市長は、道の駅ということでやるというような構想を持っておりながら、今年度の3月議会におきましては、その構想を実現するための予算が一円も計上されていなかった。また、今回、やっとこれだけの予算を計上していただいているわけですが、それにつきまして、どうして今になったのか、もうちょっと早くできなかったのか、その辺をお聞きしたいんですが。

あと、ふるさと雇用再生につきましては、最初、商工会のお話では、借りるところだけを行政のほう側でやって、あとみんな丸投げされたと、これでは我々は大変だと言われているんですが、その辺のことにつきまして事務局のほうではちゃんと検討しておったんでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 現在の農水産物の直売施設の整備事業でございますけれども、実は当初予算の中に38万円ほど計上させていただいてありまして、現在まで進んでおったところでございます。ただ、いろいろ検討する中で、例えば先進地の視察へ行きますと、視察先で、負担金というんですかね、ただでは見せませんよという、ちゃんとお支払いをくださいと、今のところだいたいそういう施設が結構多くなってきております。そんなようなことで、今回、報償金としまして12万5,000円、さらに食料費、委員さん方のいろんな会議経費等でございます、これが10万4,500円。それと先ほどのコンサルタントの委託料としまして43万8,000円、さらに研修会等で車の借り上げ等16万8,000円、こういう追加の補正措置を今回計上させていただいたものでございます。そんなことで、4月から、市長からは、早急に施設ができるように検討を進めろと、そういう指示をいただいております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 場所につきましては、確かに市のほうで事前にいろいろな所を調査させていただきまして、数か所、候補の所を当たったというふうに私も、途中からですが聞いています。その中で中心市街地の活性化というようなことも、先ほど申し上げました

が、大きな目的のうちの一つというようなことから、あの地域の中で当たった条件の中で最良の場所ということで、市のほうでは選んだということでご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） ふるさと雇用再生につきましては、お隣の匠瑳市は同じような金額を多分使っていると思いますが、幕張にやはりアンテナショップを造っているわけですね。地元のアンテナショップというのは、道の駅以外というのはあまり聞いていないんですけれども、これだけの1,370万円に四百何十万円と、一千五・六百万円のお金を使うわけですから、もうちょっと検討していただければよかったんじゃないかと。私どもの所にも相当、何であそこだということで苦情が殺到しているのもうちょっと丁寧な場所ですか、その辺は考えてもよかったんじゃないかと思ひまして質問いたしました。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、補正の予算の12ページですか、農地制度実施円滑化事業108万8,000円、これについてお尋ねします。

これは遊休農地の有効利用ということですが、旭市には遊休農地の面積は今どのぐらいあるのか、そして、この事業の対象となる面積ですか、それから、どの地域をするのか、また、これには、結局、遊休農地から農地に復元するわけですね、その復元後の条件はどのようにしているのか。そうでないと、ただ草を刈ってきれいになっただけになっちゃうわけですね。ですから、例えば復元した場合は何年間は農地で使うとか、そういう条件はついているのか。

それから、同じく12ページの農産物直売施設の整備事業、先ほど滑川議員からも質問が出ましたが、475万6,000円、この中で、この475万6,000円というのはコンサルタント料になるわけですね。この前の説明では、何ですか、直売施設ということでありましたね。きょうは、道の駅構想の中でのという話ですが、直売施設でも道の駅構想でも、これは場所が決まっているのか。それとともに、何を目的としてこれを造るのか、その辺、決まっているんですかね。こういうコンセプトがない中でコンサルタントを頼んでも、コンサルタントも困っちゃうと思うんですよ。コンサルタントというのは結局、助言、指導をもらうために頼むわけでしょう。何もない中で、何でコンサルタント料を、ここへ補正で組んだ中でコンサルを頼むんですかね。その意味合いがちょっと分からないので、これを市長にお尋ねします。

それからあと、同じく12ページのふるさと雇用再生ふるさと産品ショップ運営事業、これ

も滑川議員からありましたが、この前の委員会の説明ですか、この際に全部商工会に委託したということでありましたが、今、場所だけは市が決めて、それであとは商工会に全面的に委託したということですが、なぜそのように話が違うのか。そしてまた、任せるなら一切合財、むしろ商工会のほうがそういう商売に関しては熟知していると思うんですよ、生半可、公務員が手を出すよりね。なぜ、だから場所だけ市で決めて、それでほかは商工会に委託したのか、その辺です。

それとともに、これは補助金制度でやっているわけですから、市は、この補助金がなくなった後、このおあがんな旭ですか、これはどういうふうに持っていくのか。

それからあと次は、14ページですか、教育総務事務費ですね、90万円、これは旭農業高校の創立記念事業補助金ということになるわけですが、旭市には県立高校がもう1校ありますね、東総高校ですか。それからまた、近隣にも高校はたくさんありまして、旭市の住民はその辺もかなり関係者が多いわけですよ。そういう中で、これからの学校の創立記念等においても、それらは補助金の対象とするのか。また、今回、この補助金90万円に決めましたが、これは何を基準に90万円出すことにしたのか。

それからあと、次は15ページですか、スポーツ振興事業100万円補正を組んでありますが、これは当初予算350万円であったですね。その中で100万円ということは、皆さんにとっては微々たるものかもしれませんが、率にしますと3割ですか、アップですね。ということは、当初予算の組み方がずさんであったということも言われかねないわけですよ。そういう中で、この体育祭ですか、どのような計画でやっていくのか、その内容をお尋ねします。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 高橋議員の質問に答弁をいたします。

私のほうへ、道の駅の目的、そしてまたコンサルを頼むに当たりましての、いろんなどういったものをやるのかということもまだ全然決まっていないのに、頼む今時期なのかというようなご質問の趣旨だと思います。

道の駅の問題につきましては、当初、道の駅等農水産物直売館の設置検討委員会ということで立ち上げたわけでありまして、今、農水産物直売施設だけではいろんな交流施設にはならないというような思いの中で、道の駅、総合的なその拠点施設というようなことを考えて、そういった方向へ今進んでいるところでありまして、一つには、32名の検討委員会

を作った、これが多いのか少ないのかという議論もたくさんあるわけでありましてけれども、やはり私が思うその交流施設というようなことで、本当にそれで進んでもいいのかというような部分は、市民のコンセンサス、これは大事だというような思いの中で、多くの市民に、検討委員の方々にいろいろ勉強してもらい、そういった方向で進めたいという思いを私から語りまして、その検討委員の皆さん方に今検討をしていただいているところでありまして、方向性としては、ぜひやってもらいたいというような方向で今進んでいるところでありまして。

目的としましては、先ほど言いましたように、農水産物の直売、すべての畜産物、果樹、野菜、園芸、そして水産物、そういった部分の直売施設、そしてまた交流施設、観光客といいたいでしょうか、旭市へ来ていただくためのその施設、そういったものをぜひやりたいと。例えばミニ遊園地とか体験学習のビニールハウスを周りに造るとか、そういった部分でいろいろこれはあると思います。そのほかには、やはりレストランといいたいでしょうか、食堂もやらなければ、道の駅にはなくてはならない施設だというようなことの中で、そういったレストランもその計画の中に入りたいと、そんなような思いの中で、もう一つには、今、雇用状況は非常に厳しいわけでありまして。そんな中で、内需拡大といいたいでしょうか、地場産業の中でそういった雇用する場所ができないのかと、そういうことも一つは考えているわけでありまして、そういった総合的なものの中で、コンサルに今この計画を語って、そこの中である程度の助言をいただきたいと、そういうような思いで今コンサルタントをお願いするということになっているわけでありまして。

場所については、もう当初から、私のほうといいたいでしょうか、いろんな考え方はあろうと思いますけれども、ゼロから出発していただきたいというような思いで今いるところでありまして、検討委員の中でもいろんなことを考えていると思います。それはまた、場所についてが最大のその問題点でありますので、これから具体的に進めていきたいと。今はまだゼロというようなことでやってきて、施設とその目的といいたいでしょうか、そういった部分で今コンサルに相談相手になってもらいたいと、そういった、今、状況でありますので、よろしくをお願いします。

○議長（林 一哉） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（伊藤 浩） それでは、農業委員会の所管についてご回答いたします。

まず、農地制度円滑化事業の概要ですけれども、現在、耕作放棄地面積はどのくらいあるかということですが、今、私どものほうで把握している限りでは約500町歩ございます。今後、その対象農地をどこにするかということですが、私どもは今現地調査が始まっておるわ

けなんです、農振地域内の農用地区域、これを基本的に対象にしていこうと。結果的には全体なんです、それが約300町歩あります。筆数にして約6,000筆、農振外が約200町歩で、これも約6,000筆ですね。双方で1万2,000筆あるということになります。

それで、議員ご質問の復元後の利用ということなんです、私どものほうで今考えておりますのは、この復元できなかった土地、これをどのようにするかということを今、委員会自体で協議しています。1年以上作っていないということで、周辺農地等にも悪影響を及ぼすであろうと判断した場合には、私どものほう、委員会の会長名で営農計画の指導をしたり、その通知をしたり、それから、遊休農地ですから何らかの対策をしてくださいよ、それから、今後の利用計画はありますかと、要は農業経営の利用計画ですね、その辺を段取りをつけながら周知をしていって、やはり耕作放棄地をなくしていただくということを基本原則にします。

その辺へいって、まだそれでも経営の中でもう農業をやるのを無理だというような判断ができた場合には、今現在、9月1日から施行されておるんですが、農水産課のほうで農地利用円滑化事業という団体を今、つくる…、規約ができました。できればそういう団体に、そういう土地の集約をしまして、私は売りたいんだ、それから貸してもいいよという方々を募った中で、その組織に委託しようというように考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、ご指摘の場所は市で決めてというお話ですが、実は一切合財、商工会のほうにお任せしたほうが、向こうはプロだからというお話、ご指摘だと思います。これに関しましても、実は予算化、事業計画化されていった段階から、中心市街地の活性化も目的の中に入れようと、その中で空き店舗ということの中から絞っていったときに、可能性のある場所については当たらせていただいて、先ほど申し上げましたとおり、一番いい場所ということで市のほうでは考えて、そこでどうかというようなことを商工会のほうに申し上げました。経緯ですが、商工会の中の役員会のほうでも、2階ではなというようなご意見がありました。でも最終的に経緯を話させていただいてご理解いただいたというように思っています。

次に、補助金がなくなった場合にこの事業の継続はということのご質問ですが、今、まだ始まって2か月ちょっとの状態です。目的の中に、一番大きな目的は、補助金のほうにもありますように、雇用の場の創出ということで、現在4人の方々がそこで働いていただい

るんですが、その事業の目的、それを達成するためには1年でも2年でも雇用を確保できればいいというのは、ご承知のとおりだと思います。しかしながら、補助金がなくなって、全額、例えば今年のベースでいきますと1,800万円を一般財源だけでやれるのかという、もう少し事業を検証していかなければ、もしくは今後の成り行き等を考えていかなければ難しいのかなというような感じがします。

それともう一つ、今検討されています道の駅等の絡みもあると思いますので、そちらのほうで検討していくということになるのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは私のほうから、教育総務事務費、県立旭農業高校創立記念事業補助金の関係についてお答え申し上げます。

議員のほうから、市内に県立がもう1校ございます。それと近隣の高校もある。それで、これからもこのような補助事業をどうするのという質疑でございました。

これにつきましては、ここでやるやらないと断言する段階ではないと思いますが、今までこのような同様な事業、旧1市3町時代にもございました。それぞれ補助金申請を受けまして、効果があるということでやってきた経緯もございます。これからも事業の申請を受けまして、私たち、旭市の子どもたちが通っている学校をそういう観点から、これは間違いない事業であるということで、補助事業を市としてやるべきだと考えております。1点目はそうでございます。

それと90万円の根拠でございます。旭農業高校のこの記念事業、全体予算額3,600万円というお話をいただいております。このうち生徒にかかわる事業、旭農業高校の場合、生徒にかかわる事業の予算として250万円ございまして、これに対して補助金90万円を交付というふうに私どもは決めました。この90万円の算出根拠であります。本年5月1日現在の旭農業高等学校へ通っております市内の生徒数182名おります。このことから、1人当たり5,000円を目安にしまして人数を掛けました。それで、端数を切り捨てまして90万円、このように補助金の額を決定したものでございます。

ちなみに、今年、たまたま県立銚子高校、こちら100周年記念事業の年でございました。当初予算にこちらは計上させていただいておりますが、こちらはやはり同様の1人頭5,000円の計算をしております。ただ、銚子高校の場合、市外の高校ということでございまして、全体で計算しました分の2分の1ということの判断をいたしまして、こちらは28万

円、このような補助事業をしております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、スポーツ振興事業の中の体育祭につきまして答弁させていただきます。

まず、体育祭ですけれども、当初予算に計上させていただきました。今回の趣旨は、市民の一体感を醸成したいということが一つございます。そんな中で、スポーツを通してふれあいを深めて市民のきずなを作っていこうというのが一つの基本事項でございます。そんな中で、やはり一定枠の中でこれは実施しようじゃないかということで当初予算の予算をいただきました。

それともう一つ、やはり市民のきずなを築くということで、地域の意見をやはり十分取り入れた体育祭にしていきたいというのがもう一つのコンセプトでございます。行政主導ではなくて市民自らが作る大会にしたいと、こういうことでございます。これを受けまして、実行委員会のほうを3回開催させていただきました。そのほか、実行委員会から派生いたします専門委員会、これも開催をさせていただきました。また、これと並行いたしまして、各地区ですね、小学校区対抗ということで今回実施させていただきますので、各地区への説明会も併せて開催させていただきました。

これらの会議を経て、9月1日の広報で発表させていただきましたけれども、プログラムのほうが決定いたしました。そのほか、運営計画の見通しがつきましたので、当初は見込んでいなかった経費、これに不足額が生じたので、補正予算を計上したところでございます。

主な内容につきましては、まず、地域の区分するゼッケンがございますね、このゼッケン、それと、地区の選手の、あるいは応援者の送迎のバスですね、この関係、それと、やはりもう一つ市民に周知をしたいということで、市民への啓発用のチラシ、これの印刷と配布、それと賞品の中でその参加賞のほうを配布しようと、こういうことで、以上が主な内容でございます。これを市民体育祭実行委員会のほうへ追加補助金として交付するものでございます。

なお、この体育祭ですけれども、地方公共団体が行うスポーツ活動ということで、日本スポーツ振興センター、これは独立行政法人ですけれども、補助金の内定をいただきました。19款の諸収入のほうに、スポーツ振興くじ助成金として82万8,000円を今回の補正予算のほうへ併せて計上させていただいております。

なお、全体の計画はということでございますけれども、種目と参加者数を申し上げたいと思います。

まず、15小学校区の採点種目ですけれども、13種目を予定しております。参加予定数を各小学校区103名で1,545名を予定しております。そのほか、オープン種目ということで7種目、参加者を590名予定しております。合わせまして2,135人の参加ということになります。

なお、採点種目、オープン種目のほかにエキシビションとしまして、小・中学校の吹奏楽、また、国体のダンス、あるいはスポーツ少年団のリレー、あるいはアスリートの模範演技、それとあさひのまつりということでおはやしもプログラムの中に入れております。また、アトラクションということで、お楽しみ抽せん会や商工会、あるいはJ Aちばみどりによります踊り等も予定しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 農産物直売施設ですか、この問題について市長から説明がありましたが、まだ場所も決まっていない、それでどういうふうにするかも決まっていない、そんな中でコンサルタント料、これは時期尚早だと思うんですが、コンサルも困っちゃうと思うんです、何もこのコンセプトがない中で。ちょっとこれは私はおかしいと思うんですよ。

また、その説明の中で、直売施設、それから食堂も造る、それから体験のハウスも造るといったって、そうなりますと、またかなり条件が決められちゃう。

それから、こういう施設、今、やっぱり国もだいぶ見直しをしていると思うんですよ。そういう道の駅構想だって、農振地域でなくちゃできない部分もあるんですよ。そういう中で旭市の場合にはかなり限定されると思うんですが、そんな中で、何が何だか、結局構想もない中でのコンサル料ですか、これはただ捨て金になっちゃうと思うんですよ。もしこれができなかった場合は全部捨て金でしょう。

○議長（林 一哉） 高橋議員、議案の質疑ですからね。質問の内容を聞くだけにしてください。

○20番（高橋利彦） わかりました、はい。

それからあと、ふるさと産品ショップですか、いずれにしてもだいぶ厳しいような話ですが、今、どのぐらい日に売れているのか。そんな中で、やはり始まったからにはこれがずっと続くようなシステムづくりをお願いしたいと思います。

それからあと、教育総務事務費の問題でございますが、私は、市外の学校ですか、その補

助金は半分ということでございますが、その辺はやはり、これがこの農学校が市立であれば問題ないと思うんですが、同じ立場でございますので、むしろ市外から行ったほうが引け目を感じるわけですから、同じくらい、これからそういう申請が出た場合はお願いしたいと思っています。

それからあと、スポーツ振興の件につきましては分かりました。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） おあがんな旭の経営状況ということで回答を申し上げます。

6月30日から8月いっぱいということで、63日間営業してございます。1日平均ですが、来店者数で76.1名、購入者数で50名、販売金額1日当たりの平均ですが、4万801円という現在の状況です。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農水産物直売施設整備に係りますコンサルの業務につきまして、ご質問につきましてお答えさせていただきます。

場所が先でないかというご指摘もありましたけれども、実は我がほうとしましては、場所を選定して先にいっちゃいますと、例えば、市長が言いました、この旭市につきましては農水産業が盛んである、ほかの方々からしてみると、例えば体験をする施設が必要じゃないか、そういう意見もございます。そんなことで、本来、市が今これからイメージする施設、どのくらいの面積があったらいいのか、あるいは先進事例等もぜひ我々、専門的な立場の方々からも聞いてみたい。そんなことで、今回、場所の選定をひとつ先送りしまして、例えば施設の規模、そういうことも含めまして計画の概要、あるいは現在の社会情勢、経済情勢、あるいはこれからの必要な機能はどうあるべきか、あるいは機能の配置、動線計画はどうあるべきか、あるいは施設のイメージ、あるいは平面プラン、概算の事業費はどのくらいかかるか、あるいは整備手法、管理運営体制はどうあるべきか、いろんな課題をひとつ専門的な立場で検証していただいて、次の用地の選定に当たりたい。そんなことで、決して捨て金にならないように、生きた金として使うべく検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第17号直接審議（先議）

○議長（林 一哉） おはかりいたします。議案第17号は、人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第17号は、人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第17号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第17号は同意することに決しました。

◎日程第2 決算審査特別委員会設置

○議長（林 一哉） 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第10号までの10議案については、決算認定の議案であります。各常任委員会から3名ずつ委員を選出し、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第3 決算審査特別委員会委員の選任

○議長（林 一哉） 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任いたしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任すること
に決しました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

大塚祐司議員、飯嶋正利議員、伊藤保議員、島田和雄議員、平野忠作議員、伊藤房代議員、
向後悦世議員、景山岩三郎議員、滑川公英議員、以上の9名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任すること
にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

◎日程第4 決算審査特別委員会議案付託

○議長（林 一哉） 日程第4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第10号までの10議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、14日までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において委員長及び副委員長を選出していただき、その結果
を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時47分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第５ 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（林 一哉） 日程第５、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長に滑川公英議員、副委員長に景山岩三郎議員、以上のとおりであります。

◎日程第６ 常任委員会議案付託

○議長（林 一哉） 日程第６、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第11号中の所管事項、議案第13号、議案第14号の３議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第11号中の所管事項、議案第12号、議案第15号の３議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第11号中の所管事項、議案第16号の２議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第７ 常任委員会陳情付託

○議長（林 一哉） 日程第７、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第11号の１件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

これより文教福祉常任委員会に陳情第11号の1件を付託いたします。

付託いたしました陳情は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は7日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時50分

平成22年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

平成22年9月7日(火曜日) 午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(22名)

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也
15 番	木 内 欽 市	16 番	佐久間 茂 樹
17 番	日 下 昭 治	18 番	林 俊 介
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦
21 番	林 正一郎	22 番	林 一 哉

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 改 革 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	米 本 壽 一	管 理 推 進 課	林 清 明

総務課長	平野哲也	企画課長	神原房雄
財政課長	加瀬正彦	税務課長	堀川茂博
市民課長	石井繁	環境課長	浪川敏夫
保険年金課長	花香寛源	健康管理課長	石毛健一
社会福祉課長	在田豊	子育て支援課長	林芳枝
高齢者福祉課長	渡辺輝明	商工観光課長	横山秀喜
農水産課長	堀江隆夫	建設課長	北村豪輔
都市整備課長	伊藤恒男	下水道課長	佐藤邦雄
会計管理者	高山重幸	消防長	佐藤清和
水道課長	小長谷博	病院事務部長	渡辺清一
病院経理課長	鈴木清武	国民宿舎 支配人	増田富雄
庶務課長	加瀬寿一	学校教育課長	平野一男
生涯学習課長	野口國男	国体推進室長	高野晃雄
監査委員 局長	平野修司	農業委員会 事務局長	伊藤浩

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋	事務局次長	向後嘉弘

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 大 塚 祐 司

○議長（林 一哉） 通告順により、大塚祐司議員、ご登壇願います。

（1番 大塚祐司 登壇）

○1番（大塚祐司） 1番議員、大塚祐司、通告順に質問いたします。

昨年の上長選挙において私の知る限り、明智市長は、中央病院の医師・看護師から圧倒的な支持を受けていました。その理由は、中央病院をよりよい病院にさせていただきそうだという期待からです。しかしながら、その期待とは裏腹に、中央病院に関しては、現状維持に近い政策がとられているように思えます。

こちらは当方の選挙参謀にお借りしたチラシ、それから、こちらは向後悦世議員よりコピーさせていただいた選挙広報です。ここに書かれた明智市長の中央病院に関する政策には、公設公営の堅持とは書かれていても、地方公営企業法全部適用の堅持、あるいは現在の経営形態の堅持とは一言も書かれていません。それにもかかわらず、昨年9月の日下議員の質問に対して、市長は、現在の地方公営企業法全部適用を維持する旨の答弁をし、いつの間にか地方独立行政法人の選択肢がなくなっていました。

地方独立行政法人とは、一言でいうと、地方自治体を作る会社のようなものです。株式会

社の場合、会社を設立する際に発起人が投資を呼びかけ、株主が株を購入して資金を出します。会社が設立されると、発起人が株を購入していた場合は他の株主と同等の地位に立ち、株を購入していない場合は役割を終えます。そして、株主は経営の責任者である取締役を選任し、経営は取締役に任せます。

一方、地方独立行政法人は、一つ以上の地方自治体が設立団体となります。発起人との違いは、自らが独法の総資産のうち2分の1以上、金銭、土地、建物などで出資しなければならないことです。また、出資団体は設立団体の呼びかけに応じて、金銭、土地、建物等を出資して役割を終えます。

例えば、設立団体が旭市で、出資団体が匝瑳市、東庄町、千葉県の場合、旭市は中央病院の土地、建物等を、匝瑳市は匝瑳市民病院を、東庄町は東庄病院を現物出資します。そして千葉県は、中央病院の土地、建物等の評価額から匝瑳市民病院と東庄町病院の土地建物等の評価額の合計を引いた差額を超えない範囲で、現金の出資ができます。

中央病院の資産の評価額がピークに達するのは来年6月です。独法化が早いほど、多くの現金による出資を千葉県に、また、法律上は鹿行南部地域の救急医療を中央病院に頼っている財政基盤の強い茨城県鹿嶋市、神栖市にも出資を求めることができます。

独法の一般的な制度に話を戻します。設立団体は、独法を設立した後に経営責任者である理事長を選任します。ここまでは株式会社と類似していますが、株式会社と大きく異なる点は、理事長に経営を一任せずに、大株主に相当する設立団体が経営方針の根幹をなす中期目標を作成するということです。つまり、株式会社では取締役が担う経営方針の決定を独法では設立団体が行うのです。それゆえ、地方独立行政法人は公設公営に分類されます。

医師・看護師の多くは経営形態にこだわりはなく、今の中央病院への一極集中から来る患者さんの不利益とスタッフの過酷な労働環境を改善してほしいと願っています。それがゆえになぜ、中央病院で起きている多くの問題を解決し得る地方独立行政法人の選択肢をなくし、現在の経営形態である地方公営企業法全部適用の維持になってしまったのか、ご説明をお願いします。

次の質問に移ります。

中央病院の公設民営化がうまくいかなかった主な理由は、次の3点だと考えています。

1、病院職員の退職金を支払う千葉縣市町村総合事務組合脱退に伴う市の負担、2、病院職員が住宅ローンなどで利用し、将来年金の支払いを受けることになる千葉縣市町村職員共済組合脱退に伴う職員の負担、3、議会での議論が不十分であった。

今回、明智市長は伊藤市長と同じく、三つ目の誤りを繰り返しつつあるように思えます。市長は、市政運営にかかわる強大な権限を持っており、基本的には市の運営主体は市長であります。しかしながら、中央病院は規模が大きく、その経営形態は東総地域のみならず、千葉県全域及び茨城県南部の医療に大きな影響を与えます。このような巨大な病院の経営形態を市長の独断で決めることは危険だと考えます。

実際、首長の政策ミスにより医療体制が崩壊した公立病院は多数あります。ですから、少なくとも民意を反映した議会の意見、そして専門家並びに当事者としての中央病院の意見も聞くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

三つ目の質問に入ります。

6月議会でも申し上げたように、公立病院同士の連携では、病院及び自治体ごとの意識に温度差があり、中央病院からの患者の転院が必ずしも円滑に行われていません。それに加えて幾つものデメリットがあります。ここでは6月議会で述べていない連携のデメリットを二つ追加して指摘いたします。

一つ目は、経営の効率化ができていくということです。大多数の国立病院が経営統合して作られた独立行政法人国立病院機構では、高額な医療機器の集約化、医療品の共同購入などによりコストを抑え、独法化後の6年間で、傘下の黒字病院の割合を5割弱から8割弱にまで増やすことに成功しています。単なる連携であれば、同じことができず、規模が大きくなることによるメリットが生かせません。

二つ目は、人件費に関する問題です。総務省が発行した平成20年度地方公営企業年鑑によれば、東総地域の病院の人件費の中で、事務職員の平均月収が病院ごとに大きく異なっています。1万円未満切り捨てで申し上げますと、旭中央病院47万円、匝瑳市民病院57万円、多古中央病院57万円、東庄病院57万円、東陽病院49万円、小見川総合病院52万円となっています。

現在、千葉県が推進している地域医療再生計画では、中央病院が医師を出すことを前提としています。その最大の目的は、地域医療を守ることですが、同時に財政面での問題を解決する側面もあります。経済危機を回避するための民間企業同士の連携では、助けてもらう側のほうが助ける側よりも給料が少ないのが常識です。それにもかかわらず、当地域では、救済する側の中央病院の給与が一番低くなっています。医師を出せば、病院の経営状態は改善します。旭市以外の市町では、事務職員は役所からの出向です。中央病院が育てた医師が、旭市に何の見返りもなく他市町の財政を助けることは、あまりにもお人好し過ぎるのではな

いかと思います。

以上のような連携のデメリットについて、市長はどのようにお考えかお聞かせ願います。

次の質問に移ります。

現在、旭市では、市が関与しているイベントをホームページにて紹介しています。しかし、さらにたくさんのイベントに市長は出席して、あいさつをしています。例えば、地引き網です。何度か参加させていただき、私のブログやミクシィで告知し、中央病院職員宿舎の子どもたちも一緒に連れていったことがあります。好評でした。しかし、参加者の中には、地引き網があるといううわさを聞いて市役所のホームページを調べたけれども、書いていなかったとおっしゃっていた方もいらっしゃいました。

現在でも、市のイベントについてはホームページにて紹介されていますが、民間のイベントでも参加資格に限定がなく、市長があいさつするイベントについても紹介すると、参加者が増えて盛り上がるのではないかと思います。

これとは別に、市長の活動の宣伝にも市のホームページが有効に使えらると思います。例えば、大阪府箕面市の倉田市長は、日々の活動や市政に関する考え方などをブログに書きつづり、市役所のホームページにリンクさせています。神奈川県横須賀市では、ホームページに市長の部屋というコーナーを設け、市長の日記にて、市長の活動を写真入りで報告しています。こちらは市長が書いているのか秘書課が書いているのかは不明ですが、自らブログを執筆する時間がとれない場合は、市役所職員が市長の活躍ぶりを報告するという手段も考えられ、その点において、横須賀市のホームページは参考になると思います。

以上のように、市のホームページを生かして、市内で行われるイベントや市長の活躍ぶりを宣伝することが大切だと思います。

最後の質問に移ります。

日本は世界で最もブログやツイッターが盛んな国の一つで、日本語での情報発信の多さは英語と並んでいます。ブログのよい所はリアルタイムで身近な情報を発信することができることであり、旭市民の日常生活を他の地域の方に知ってもらうには、適した手段だと思います。佐賀県武雄市では、武雄市に関することを書いているブログを登録し、市のホームページにリンクさせています。登録されているブログの数は133に登り、公立学校、公民館のような公的なものから一市民が書いた私的なものまで、さまざまなブログが登録され、情報発信の源となっています。

旭市では、武雄市ほど多数のブログは書かれていませんが、旭市をより多くの人に知って

もらうための手段として、ブログを有効活用することを考えてもよいのではないのでしょうか。

以上で1度目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 大塚議員のご質問に対しまして、私のほうから中央病院について、1、2、3の項目をお答えをいたします。

まず最初に、市長の選挙公約、公設公営の堅持であって、地方公営企業法全部適用ではないのではないかというご質問であります。

旭中央病院については、設立以来、57年間黒字経営を堅持し、今、再整備中の現在においても、そしてまた今後についても、安定した経営が見込まれております。旭中央病院は地域の医療の拠点であり、宝であります。そしてまた、本市の経済の大きな力となっておりますことは議員ご承知のとおりと思います。

中央病院の経営形態については、公設公営ということを選挙中ではお約束をしました。しかし、選挙後の議会の中でも何度かご質問がありました。そんな中で、今の再整備事業を進めている中で、経営の問題は、昨年3月に総務省からの公立病院の経営改革プラン、そういったものを答申を出せというようなことの中で、ある程度の結果を報告をしたわけでありませう。その中でも、今、答弁を申しましたように、黒字経営の中で今再整備をやっている中で、経営形態のことについては、もう結論がある程度出ているというようなことも踏まえまして、私は今のままの公設公営、そして地方公営企業法全部適用ということで、当分の間、今までどおりにやっていきたい、そんなような答弁をしたようであります。

そしてまた、大塚議員からのご質問がありましたように、地方公営企業法とかそういったほかのいろんな独立行政法人とか、いろんな経営形態について、タブー視するというようなことではなくて、大いに議論はして進めてもらおうと、そういうことも答弁をしたような思いがあります。経営形態について、市長そしてまた病院事業管理者、そういった中で、それぞれの個人的な部分で考えられるような問題ではないと思いますので、大勢の皆さん方のコンセンサスといいましょうか、いろんな理解を持ちながら、この問題は対応していきたいと、そんなように今思っているところであります。

また、患者の一極集中から来る諸問題は、私も本当に大変だなと、そんなように感じているところでありますけれども、今、進められております地域医療再生計画の中で、今進捗を

しながら検討しているところであります。県の指導のもとに、今着々とそういった部分での解消も図っていききたいと、そんなような議論を今、進めているところであります。

また、現在の経営形態を維持すると判断するに当たって、議会及び中央病院の意見を聞いたのかというようなことでありますけれども、このことについては、今も申し上げましたように、昨年3月に、総務省より公立病院の改革プランを平成20年度までに策定するような通知がありました。旭市でも改革プランの策定に向けて、総合病院国保旭中央病院の経営形態等に関する検討委員会を設置し、経営形態等について検討を行いました。その結果、公営企業法全部適用、地方独立行政法人、指定管理者制度ということについても、十分その検討委員会の中で調査研究をし、議論を重ねていったわけであります。

そしてまた、その結果は議会全員協議会に報告がされました。その中で、総務省から求められている公立病院の改革プラン、経営形態の見直し計画については、旭中央病院については将来とも黒字経営を維持できる見通しであることから、当面、現状の経営形態を継続することになっています。

検討委員会には委員として市会議代表及び常任委員長並びに旭中央病院院長を初め、事務部長等も検討委員会のメンバーとして出席しており、旭市議会及び旭中央病院の意見の集約が図られたものと考えております。現在も私はその考えを踏襲し、当面は現状の経営形態を継続してまいります。

次に、公立病院同士の連携の短所についてであります。

今、千葉県香取・海匝地域医療再生計画の趣旨については、医療機関の役割分担、機能再編、ネットワーク化を完成させることであります。

千葉県香取・海匝地域医療再生計画で示された内容等を旭中央病院の不利益にならないように、審議して、今、再生計画で議論をしているところであります。

この問題については、私も何回か出席をさせていただきましたけれども、地域医療が本当に協力し合ってやっていくということは、今、中央病院の労働過重といいたいでしょうか、そういったものを解消するのには本当に役立つと、そういうような思いは持ってはおりますけれども、なかなか各市町とも、自分の町の公立病院ということで、やはりその壁を取り払って協力し合うというのは、首長さんそしてまた病院長さん、なかなか合意ができない難しい問題があるかと思えます。

今後も真剣に、医療提携に向けては協議していききたいと、そんなように思っているところであります。

以上です。

○議長（林 一哉） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（米本壽一） インターネットの有効活用についての1点目でございます。

市長の出席する民間行事について、ホームページで紹介したらどうかとの質問です。

現在、市のホームページでは、まるごと旭どっこむというサイトにイベント情報として、市長の出席を問わず、民間行事についても掲載できるようになっております。これは行事の主催者側が直接掲載するのですけれども、この利用は少ないのが現状と、このような状況であります。また、市といたしましても、広報あさひ情報ボックスの中で、民間のイベント情報を掲載しております。

さて、本件につきましては、市長が出席する参加資格に限定のない民間行事とのことでございますけれども、いずれにしても、この件に関しましては、多くの市民に参加していただきたい民間のイベント、参加者が多ければより盛り上がるだろう民間のイベントについては、主催者側と連携を図るということが最も大切だろうなというふうに考えております。市長のブログの件と併せまして、今後とも相談し、検討を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、市民の書いたブログを市のホームページで紹介する件でございますけれども、現在市、ホームページではやっぱり、まるごと旭どっこむの井戸端会議、これはテーマあさひという項目ですけれども、市民が耳よりな情報や意見などを自由に書き込めるようになっております。全国には議員がおっしゃられますように、市民の書いたブログを市のホームページ上で紹介している事例があるのは存じております。本件についても、よく検討させていただきたいと思いますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 先ほどの改革プラン、それには、現在の経営形態を当面は維持するという事で、今後の課題として、地方独立行政法人、それから指定管理者というのが載っていたと思いますので、必ずしも今の経営形態を維持するという答申ではないととらえています。

念のため、市長に伺いたいのですが、地方独立行政法人というのは、公設公営、公設民営、民設民営、この分類に従うとするならどこに入るとお考えかお聞かせ願います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 分類的には、公設公営の分類に入ると思いますが、今、地方独立行政法人という経営形態でありますけれども、地方独立行政法人ということの身分の問題がかなりありまして、身分を公務員化ということでは国が認めないというような非公務員化というようなこともありますし、その辺が一番ネックになって、今後議論になるのではないかなど、そんなように思いますので、分類的には公設公営の分類に入ると私は認識しております。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） おっしゃるとおり、公設公営、市長が参加されました総合病院国保旭中央病院の経営形態等に関する検討委員会でも、こちらに公設公営と分類されていますので、そのような認識でよろしいかと思います。

ただし一つ、中央病院の経営形態について検討すると、選挙に影響する、あるいは市民が、職員が混乱するとお考えかもしれませんが、これについては全くの杞憂であるということを申し上げておきます。

周囲の公立病院との経営統合の成否にかかわらず、中央病院の独法化により、私立を含めた地域の病院に民間人となった医師を派遣できるようになり、中央病院の混雑は緩和され、入院が必要な患者さんに、今よりも迅速に対応できるようになります。また、独法移行時に退職金を精算するの必要がないため、市の負担もほとんどありません。

さらには、医師を初めとする職員の収入増により、市税は増え、地域経済活性化の一助となります。例えば、医師1人が週に1回民間病院に派遣された場合、平均で1日の報酬は8万円、年間50回の派遣として400万円の収入増になります。50人の医師が派遣された場合、トータルで年間2億円の収入増となります。この収入増の部分の何割かは市や地域に落ちることになります。また、収入増により、医師は開業する必要がなくなり、医師の定着率も上がる可能性があります。

以上をきちんと説明すれば、市民が中央病院独法化に反対する理由はありません。公設民営化に反対していた看護助手、事務職員などの病院職員にとっても独法化は多くのメリットがあります。

まず、雇用の保障ですが、中期目標に、雇用不安等が起きないように職員が安心して働ける職場環境を整えることと一言書き、独法をチェックする評価委員会の委員に病院職員と面接できる権限と、資料提出を求める権限を持たせれば、労働法に反したリストラなどができなくなり、雇用不安は生じ得ません。さらには、職員が住宅ローンに利用し、将来年金を受

け取ることになる共済組合も継続加入となり、身分は民間人でも、年金などの社会保障と退職手当は公務員と同等となるため、職員も反対する理由がありません。どうしても公務員の身分を守りたい職員については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律により、職員を市役所から独法に派遣して、独法から給料を受け取る形をとることができます。

ただし、今後、救急や不採算部門を抱えている中央病院のような病院に保健診療所の追い風が吹き、国策にて収益の大きな外国人患者を誘致する医療観光が推進され、また、経営統合がうまくいけば、150人を超える長期入院者の転院が促進されるため、独法の業績が大きく上向くことは目に見えています。

そのような中、業績に連動して報酬が引き上げられる民間人となった独法職員と、景気が回復して国と地方の財政状況が改善するまでは収入増が見込まれない所属が市役所に移った公務員とでは、同じ仕事をしていても、年収、ひいては年金と退職手当受給額にはっきりとした格差が付くことが予想され、最終的には全員が独法職員を選択するものと考えられます。

以上のように、公設民営化にはあったハードルが独法化ではなく、説明と議論により、患者さん、市民、職員が混乱に陥ることは予想できないということを認識していただきたいと思います。

以上で、一つ目の質問を終わります。

二つ目につきましては、その当時、議会及び中央病院の意見を反映された答申が出されたということについては認識しましたが、先ほども申し上げましたように、これは当面でありまして、将来的には地方独法、指定管理者制度の選択肢もあると、私は公設民営は反対ですけれども、地方独法は積極的に検討していくべきではないかというふうに考えています。

三つ目の公立病院同士の連携の短所につきましてはですけども、こちら、市長には認識されていて、やはり周囲の首長さんとの話し合いも何度かなされて、ご努力をなさっているということは認識させていただきます。今後また広く、まだ公設民営と地方独法の区別がついていない方が職員にも多数いらっしゃいまして、私が何か公設民営化論者のようなデマもいまだに流れています。

ただし、一つ理解していただきたいのは、私の選挙を応援してくださった職員は多数いらっしゃいますけれども、地方独法という政策を出して選挙に出ました。一番たくさん身内を選挙事務所に派遣するなどして応援してくださった方々は看護助手です。その次に数が多かったのが事務職員、つまり、公設民営には反対していた方々が私の選挙には応援してくださ

いました。つまり、説明すれば職員も理解していただけるということを理解していただきたいというふうに思います。

これで、中央病院についての質問を終わります。

次に、市政へのインターネットの有効活用ですけれども、まるごと旭どっとこむ、確かにあそこはすごくいいサイトです。何がいいサイトかといいますと、情報が網羅されています。

例えば、旭市は今の時期はナシが大変おいしくて、うちも実家の横浜に送って大好評で、追加注文が入っているんですけれども、「ナシ、旭市」と入れると、まるごと旭どっとこむのサイトが引っかかってきて、ナシ園がずらっと並んでくる。その情報が豊富なんですね。そういう意味で、例えばイチゴとかも同じです。飲食店も出ています。

そういうことでは使い勝手がすごくいいんですけれども、旭市をどんなものか知るときにあそこにアクセスしても、よく分からないんですね。そういう場合は、やはり、イベントとか、そういうものを紹介してくださる所があると、やはり皆さん「旭市」と入れると、市役所のホームページが出てくるので、そのあたり、今すぐとは申し上げません、やはりインターネットというのは難しい面もありますので、今後の課題にしていきたいと思います。

それから最後に、2の2ですけれども、これは確かにリスクがあります。市のホームページに市民のブログをリンクさせることは、名誉毀損を含む公序良俗違反などのリスクを伴いますが、契約をきちんと結ぶことにより、リスクを避けることができます。

例えば、旭市に移住してきた市民に、移住大使としてブログを書いてもらう際に、旭市のよさを発信する、週に3回以上更新する、写真を入れる、管理権限を市にゆだねるなどの事項を契約することにより、トラブルを避けることができます。

このようにいろいろインターネットというのはお金があまりかからないという最大のメリットがありますので、ここでどうこうするという約束はできないと思うんですね。今後検討するとはできないんですけれども、有効活用していただきたいなと思います。

特に、横須賀市のホームページはぜひ見ていただいて、写真入りで、明智市長も朝から晩まで大変忙しく働いていらっしゃるので、その活躍ぶりを市民の皆様に紹介して、こういう行事が旭市にあるんだというふうに市民の皆様に知ってもらうということは、大変いいことだと思います。

インターネットについては、こちらが満足する答弁が得られましたので、これで私の一般質問を終了いたします。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の一般質問を終わります。

◇ 林 七 巳

○議長（林 一哉） 続いて、林七巳議員、ご登壇願います。

（9 番 林 七巳 登壇）

○9 番（林 七巳） おはようございます。9 番、林七巳です。

このたび、9 月議会に質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

今、世界では株安円高と動いております。日本では民主党の党首の選挙の真っ最中です。一刻も早く経済政策を出していただきたいと思います。

それで、私は大きく 4 項目質問させていただきます。また、細かく 9 項目質問いたします。

それでは最初に、旭中央病院についてでございます。

ホームページにパソコンの紛失と書かれておりました。7 月 26 日付です。平成 22 年 7 月 21 日、病院の手術用物品管理システムを委託しているホギメディカル社員が、出勤途中に車中のノートパソコンを盗難される事件がありましたという中で、パソコンの中に含まれた情報として、患者の I D 番号、手術時間、麻酔時間、患者の住所・氏名は含まれておりませんと書いてありました。あとは職員のデータ、物品データとありました。このようなことがありまして、その後どのように処理したのかお聞きいたします。

また、工事の進捗状況についてもお聞きしたいと思います。

それから医療事故について、この前、新聞に医療事故のことが書かれておりまして、当市が裁判にかけられているように書いてありましたが、その後の状況をお聞きいたします。

それから、あとはインターネット光通信についてでございます。

進捗状況についてお聞きいたしたいと思います。また、今後の見通しについてもお聞きいたしたいと思います。

また、隣町の匝瑳市では、市がお金を出して工事をしたということもお聞きしております。当旭市においては、どのようなことをするのかお聞きしたいと思います。

また、9 月 1 日付の読売新聞に、「光の道 30 億円要求、総務省が大綱」として出ておりました。2015 年までに光ファイバー、高速ブロードバンドを日本全世帯に普及させるというような内容でございました。ぜひともその点、知っているところをお聞きしたいと思います。

それでは、飯岡の防衛庁の問題についてお聞きいたします。

私は、この施設は日本において大変重要な必要な施設と思っております。それにおいて、私が前に、四・五年前、議員になってから質問いたしまして、市当方ではどのような対策を

とり、どのようなことをしたのかお聞きしたいと思います。

このような重要な施設ですから、危険は付きものです。ですから、この迷惑施設といったらちょっと言葉に語弊がありますが、こういう施設ですから、交付金の増額を防衛庁に要求してはどうかと思ひまして、質問いたします。

それから4番目に、飯岡西部地区の整理についてお尋ねいたします。

今、どのぐらい進んでいるのか。今後どのようにしていくのか、お聞きしたいと思います。

再質問につきましては自席にて質問いたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 林七巳議員のご質問に対し、私のほうから3番目の飯岡防衛庁についてということでお答えをしたいと思います。

前に質問してからどのようなことをしたかということでもありますけれども、平成18年第1回定例会において、林七巳議員のご質問を受けて、国のほうにお願いしていきたいと前市長より回答申し上げておりました。その後、平成19年の第2回定例会の公営企業常任委員会において、飯岡地区の防衛省施設を視察のため前市長も同行され、説明等を受けました。そのことは、林議員も私も当時、常任委員会のメンバーでありましたので、ご承知のとおりであります。

補助金関係については、当時から今も続いています。防衛施設周辺民生安定事業として、道路整備関係の予算をいただいております。担当課を通じて、この事業予算の配分等の要望、協議が行われていたところではありますが、この関係については、担当課より経過を説明させていただきます。

そして、私が平成21年7月31日に市長に就任してから1か月ほど経過した9月15日に、防衛省航空幕僚幹部運用支援・情報部運用支援課より3名、防衛省北関東防衛局企画部基地対策室より2名、防衛省技術研究本部電子装備研究所飯岡支所より2名の合計7名の関係者が市役所に来庁されました。いわゆるカメラレーダー、FPS-5開発試作機を、平成21年10月から平成24年度までの間、ミサイル防衛システムの総合検証に活用するとの説明がありましたが、その中で、住民への不安、そしてまた安全、そういった面で、交付金の支援について、引き続き格段の協力、配慮をされるよう要望したところであります。

今後の迷惑施設の交付金の増額についてということで、2番目にご質問がありました。

本市に所在する防衛省所管施設に関連する施設周辺整備事業につきましては、旧飯岡町、旧海上町、それぞれの町時代より、防衛施設周辺民生安定施設整備事業を実施してきており、さまざまな関連施設等が整備をされてきたわけであります。現在においても、本整備事業により、継続的な施設周辺道路整備に取り組んでいるところであります。

林議員からの質問の交付金の増額を要求してはということではありますが、機会をとらえながら必要な要望をしまいたいと考えておりますが、当面は、現在実施しております防衛施設周辺民生安定施設整備事業の継続した実施を、担当課を中心に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 中央病院関係の３点につきまして答えさせていただきます。

まず、１点目のパソコンの紛失事件でございますけれども、平成22年７月21日に、病院の手術用物品の管理システムを委託しております業者担当者が、出勤途中に車中のノートパソコンを盗難されるという事件が発生いたしました。患者様の氏名、住所等の個人情報に含まれておりませんでしたけれども、当該パソコンには、本来持ち出しを禁止しております病院情報が入っており、結果的に病院情報が漏えいするおそれがあるということで、公表をいたしましたところでございます。

個人情報の管理につきましては、病院としては極めて重大なことでありまして、改めて情報管理体制をチェックするとともに、職員に対して個人情報に関する管理の徹底を図ったところでございます。なお、会社が病院の許可なく持っておりましたバックアップデータ等につきましても、物理的に破壊をして抹消いたしております。

次に、中央病院の新本館の工事の進捗状況についてお答えいたします。

新本館建設工事におきましては、躯体工事のほうは11階フロアのコンクリート打ちが終了いたしまして、最上階の12階の鉄筋・型枠の施工を行っているところでございます。内部の仕上げ工事、それから設備配管・配線工事も当初工程に沿って順調に進んでいるところでございます。また、電気設備におきましては、10月に受電を予定しております。

今後とも、病院を利用される方々の安全には十分配慮いたしまして、来年３月の完成に向けて工事を進めてまいりたいと思っております。

それから、３点目の医療事故のお尋ねですが、７月６日に読売新聞に、旭中央病院の手術でタオルの置き忘れがあったということで、市を相手に損害賠償が提起されたという記事が

あったわけですが、平成20年5月29日にこれは発覚いたしましたものでございますが、この時点で、調査をいたしまして、患者には昭和58年に当院で手術を行っておりますけれども、それ以外に手術痕がなかったということで、当院の医療過誤ということで判断をいたしております。

このため、ご本人に対しましては速やかに謝罪いたしまして、示談交渉も重ねてまいったところでございますけれども、一たんは本人と和解の合意ということで至ったわけですが、改めて要求額が上がりまして、当院が用意した金額と大きな差があるということで、解決には至らなかったということで、それが平成22年5月21日付で東京地裁のほうに訴状が提出されたということでございます。被告としては旭市と、上記代表者といたしましては病院事業管理者吉田象二となっているものでございます。

現在、裁判につきましては2回行われておりますけれども、損害賠償請求額の積算根拠の妥当性を争点として進行していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 企画課長。

○企画課長（神原房雄） それでは、インターネットの光通信について、進捗状況と今後の見通しという部分についてお答えいたします。

初めに進捗状況でございますが、市内のブロードバンドの現状につきましては、旭地域につきまして、NTTの光ファイバー通信サービスの提供エリアというふうになっております。また、海上、飯岡、干潟地域におきましては、ADSLのサービス提供がされているところでございます。

しかしながら、エリア内すべての世帯がこのサービスを受けられる状況ではないということとありますので、市内全域に光ファイバー通信サービスを早期に提供されるよう、NTTなどの電気通信事業者に働きかけをしております。

そういった中、電気通信事業者でありますNTTから、光ファイバー通信サービスの要望書の取りまとめをお願いするという要請がございました。これにつきましては、3地域の区長会長をお願いをいたしまして、要望書の取りまとめをいただき、本年5月28日に市庁舎におきまして、NTT銚子営業支店長に対しまして、市長からの早期の着工のお願い、それと併せまして、3地域の区長会長から要望書を提出したところでございます。そのほかにも、商工会にも要望書の取りまとめをお願いしまして、総数で約2,400件の要望書を提出したところでございます。

今後の見通しという部分でございますが、光ファイバー通信サービスの導入の見通しでございますが、市からNTTに対しまして、要望としまして、実施するかどうかの決定については、実施時期を含め年度内に回答をいただけるようお願いしているところでございます。そのためにも、導入に向けた自治会、それから商工会と連携した地域活動の取り組み、それから働きかけが大切ということから、再度、3地域の区長に要望書の取りまとめをお願いしまして、現在取りまとめを行っているところでございます。市としまして、情報格差の解消という点からも、光ファイバー通信サービスの提供エリアとなるよう、電気通信事業者にさらに要望してまいります。

それから、議員から匝瑳市のお話がありました。匝瑳市につきましては、光通信を自前で整備しております。これについては、国からの補助金を活用しての部分でございます。この補助金を受けるためには、通信サービス、ADSL、そういうものがある程度設置がされていないところに対しての整備補助金でございまして、旭市地域につきましては条件不利地域というふうになっておりませんので、国の採択を受けるのには非常に難しいという部分が旭市はございます。匝瑳市は不利な地域という条件の中において、国から示された地域情報通信基盤整備事業という事業に乗っかりまして、その事業によって整備したと。もちろんそれで全額負担ができるわけではございませんので、その不足する分につきましては、臨時交付金を活用して実施したという部分でございます。旭市については、今申し上げたとおり、そういう条件不利地域というふうになっておりませんので、基盤整備事業の対象にはならないという部分でございます。

ただ、今申し上げましたとおり、先ほど議員からも、9月1日付の新聞ということで、光の道30億円という部分のお話がありました。総務省のほうもかなり力を入れている部分であります。NTTからももうしばらくという部分で話は聞いております。

以上が見通しということでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員質問の飯岡西部の区画整理につきましてお答えをさせていただきます。

今、どのくらい進んでいるか、あるいは今後どのようにしていくかというご質問でありますけれども、飯岡西部地区の土地改良事業につきましては、本年度、国の農業農村整備事業の予算が前年度比63%減という厳しい情勢、こういう情勢になっております。この中で、既

に今年度県予算の経営体育成基盤整備事業交付金、この中で、同地区につきましては、平成22年度から平成27年度、これを工期としまして、本年度は測量試験費等6,000万円の事業費が既に確保されているところでございます。

事業費は確保されておりますけれども、この事業につきましては、県営の土地改良事業として実施いただくべく、現在進んでおります。事業施行申請の手続き、こういうことを今進めておるわけでありまして、土地改良法の手続きの中では、事業参加権利者の3分の2以上の同意、こういう同意があればできるということにはなっております。ただし、県の指導の中で、換地原案のスムーズな作成のためには98%以上の同意、これが求められておるところでございます。なお、現在の同地区の同意率、これは96.1%という率になっております。

次に、今後の予定でございますけれども、今後の予定につきましては、換地原案をスムーズに進めていくためにも、事業参加者の本同意率を、担当課としましては限りなく100%に近づける、これが最重要課題と考えております。

今後につきましては、地元工区の役員あるいは大利根土地改良区、市等、関係機関が一体となりまして、同意率向上に鋭意推進してまいりたいというふうに考えております。

なお、土地改良事業、これは単に区画の整理が最終の目的でない、こういうことで我々は理解しております。土地改良事業を契機に、地元の農業者の農業所得の向上を目指す、これが重要でありまして、意欲ある農業者の経営規模拡大、こういうものにつきまして各種国・県の補助事業の導入につきましても併せて支援できるような体制を進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それでは、パソコンの紛失について再度質問させていただきます。

本来、これは持ち出しを禁止している情報なんですよ。そうすると、これは病院側から提供された情報でしょうか。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） これは、本来持ち出しを禁止している情報でございます。これは、手術のコスト分析等の関係の附帯業務としてお願いした関係で、データとしてはお渡ししていたものでございます。あくまでも院内で処理をするという前提で渡していたものでございます。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） そうすると、この業者には何らかのペナルティーが科せられたのか、その部分をお聞きいたします。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） これについては、事業者側としては、当然、関係者等に対する処罰等の対応は行っておりますけれども、病院といたしましては、契約解除や損害賠償等含めまして何ができるのかということを、現在、弁護士にも確認して検討中というところでございます。まだちょっと結論は出ておりません。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 今後、このようなことのないようにしていただきたいと思ひまして、この質問を終わりにさせていただきます。

それでは、工事の進捗状況について、計画どおりに進んでいるのですか。また、事故等のあれはなかったですか。お聞きいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 計画どおりに進んでおります。特に大きな事故等は聞いておりません。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それでは、次の医療事故についてお聞きいたします。

この医療事故があったころは、中央病院として医療事故に対する保険に入っていた時期なんでしょうか。また、入っていなかった時期なんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 病院として医療保険には入っております。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 今後、このようなことが旭市に持ち込まれないよう、努力していただきたいと思ひます。

それでは次に、インターネットの光通信についてお聞きいたします。

総務省の要求に対して、旭市ではどのような対応を今後とるつもりでしょうか。お聞きいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） この総務省の補助金につきましては、9月1日に出て、内容等は精査してございませんけれども、今、先ほど申し上げましたけれども、今後の進捗状況という部分の中におきましては、今、干潟地域、海上地域についても、光ケーブルの基幹回線工事が行われておりますので、私どもとしては、年内には決定の回答がいただけるというふうに思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 合併して5年が過ぎようとしております。その中で、旭市は、もう四・五年前に整備されて、ほかの3町は、まだその整備の時期さえ分からないというようでは、行政のほうで隣の市は行政がお金を出して整備をしている。その中で、当市においては、旧3町は遅れても構わないというようなお考えでいたのかお聞きいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（神原房雄） 決してそういう考えはございません。先ほど申し上げましたけれども、合併した中で情報格差があるという部分は確かでございますので、市としましてもNTTに対しまして積極的な働きかけをする上において、それなりの結果が表れるというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 一日も早く、開設できるよう努力していただきたいと思います。

次に、飯岡の防衛庁のことでお聞きいたします。

前に質問してから、市長、副市長、飯岡に防衛省、また自衛隊の施設が二つあります。そこへ出向いて、どのような業務をしているのか把握したことがあるのか、市長、副市長にお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申し上げましたように、平成19年にガメラレーダーの設置してある施設に視察に行ったということで、それ以外は現場へは視察には行っておりません。必

要があればというようなことのほかに、そういう危険といいたいでしょうか、そういう施設があるということで、早急に現場というか施設を見にいかねばというような思いは持っておりますので、ぜひ早期に実現をしたいと、そんなように考えておるところであります。

○議長（林 一哉） 副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまのご質問でございますが、ガメラレーダーのほうは、現場のほうは私は行ったことはございます。もう一つの海上自衛隊の飯岡受信所のほうは、申し訳ございませんが、まだ現地のほうは行っておりません。内容のほうにつきましては、申し訳ありませんが、現時点で聞いておる内容でございますが、それにつきましては、ご答弁させていただきます。

海上自衛隊の中央システム通信隊飯岡受信所と言われておりまして、衛星通信用のパラボラアンテナなどが設置されております。主といたしまして、海上自衛隊の艦船及び航空機からの通信を受信するために必要な通信設備等を保有し、これらの設備の保守業務を中心に行っている施設で、受信した電波を市ヶ谷の司令部に送信するためのいわば電波を経由する施設のようであります。このように聞いております。

以上です。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 旭市にこのような重要な施設があるんですから、市長、副市長それから市の幹部、どのような業務をしているのか、ぜひとも把握して、市民に安心を持たせていただきたいと思います。

前に、飯岡町のときは、桜の時期には歩け大会を行い、市民に開放していただき、大変きれいな桜を見た経過があります。今後、市としては、そのような計画を入れるつもりがあるのかないのかお聞きいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、林議員のご質問でございます。

旧飯岡町時代には、桜の時期に市民開放といえますか、そういった形でやられていたというお話も聞いております。

消防団関係でも、施設の芝生を使って操法大会をやらせていただいたりということで、先ほど市長が申し上げましたように、防衛省関係の方が昨年9月にお見えになったときに、どうぞ何なりとということはないんですけれども、いろいろ相談には乗りますのでというお話

はいただいておりますので、今後どのような形のものができるのかということで、またお話を
する機会があればしてみたいなということで考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 今後、そのような市民に安心を与えられるような行事をそこでやってい
ただければ、私は施設が迷惑施設から少しでも開放されるのではないかと、質問いた
しました。

次に、飯岡西部地区の整理についてお伺いいたします。

今、受益者は一日も早く進めていただきたいと思っている声が私に聞こえてきます。前の
計画から若干遅れているようなお話をお聞きしますが、どのようになっているのでしょうか。
お尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 議員のほうからも一日も早くというようなことでありましたけれ
ども、担当課としても一日も早くという、そういうことでは考えております。

ただし、どうしても土地改良事業、3分の2以上の同意という法律にはなっておりますけ
れども、あくまでも個人の土地を構うということで、県のほうからは、なるべく多くの方の
同意取得、そんなことで言われております。

ただし、実は先ほど、96.1%という同意率ということでお話をしましたけれども、これは
相続関係、例えば亡くなられている方5人相続人がいますと、全員から同意を取得してこい
という、今、そういう状況になっております。

そういうような状況になっておりまして、96.1%という率でありますけれども、実は耕作
者の同意率、これは98.7%という相当高い率になっております。こういうことにつきまし
ても、県の担当の方にも十分説明しまして、なるべく早い県の事業としての採択、これを今進
めておるところでございます。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 今後ともしっかりとした姿勢をお願いして、質問を終わりにしたいと思
います。

ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時20分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 平 野 忠 作

○議長（林 一哉） 引き続き平野忠作議員の一般質問を行います。

平野忠作議員、ご登壇願います。

（7番 平野忠作 登壇）

○7番（平野忠作） 議席番号7番、平野忠作です。

平成22年9月定例議会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今年の夏は、気象庁の予想では、平年並みかもしくは冷夏の予想が一転して、日本列島が猛暑に見舞われ、真夏の平均気温は観測史上過去最高となりました。地球温暖化の前ぶれか分かりませんが、いまだ猛暑の陰りが見えません。

早速ですが、質問に入らせていただきます。

大きい1番、道の駅等の設置推進について。

（1）必要性について。

旭市の農業生産額は418億円、千葉県トップ、全国自治体約1,800ある中で、堂々の9位です。トマト、キュウリ等の施設園芸、牛、豚、養鶏等の畜産業、米、切り花、メロン、ナシ、路地野菜等、バランスのよさは日本でもトップクラスです。

飯岡漁港の水揚げは銚子港に次いで県下2位です。ほかにも落花生製品、魚の加工品、漬物等の製品が数多くあります。農水商工業が連携して、地産地消の取り組みと情報発信基地を持った地域の拠点となる道の駅及び直売施設が必要だと思いますが、まず、市長の考えをお聞きしたいと思います。

（2）国・県等の支援について。

国・県からどのような支援が受けられるのか、また、まちづくり交付金等が活用できるの

かお聞きしたいと思います。

(3) 設置推進委員会についてお尋ねします。

私もメンバーの1人ですが、推進委員はどのように構成されたのかお聞きしたいと思います。

(4) 設置場所及び規模について。

成功のかぎを握るのは場所と規模と思いますが、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

大きい2番、あさひパークゴルフ場について伺います。

あさひパークゴルフ場は平成20年7月1日にオープン、今年7月で丸2年が経過し、予想をはるか上回る方々が毎日プレーしています。

このコースの特徴は、九十九里海岸に面し、全国でも数少ないシーサイドコースです。自信を持って全国に発信できるパークゴルフ場だと思います。今後も旭市の看板となり、さらに成長が期待できる施設です。

(1) 入場者数の推移について伺います。

平成21年度の入場者について、まずお聞きしたいと思います。

また、平成21年度の市内及び市外利用者数、また、土日祝日及び月決め会員の利用状況も併せてお知らせ願いたいと思います。

(2) 維持管理費等について。

平成21年度の維持管理費等について、まずお聞きしたいと思います。

また、平成20年度についても、あまり変わりがないと聞いていますけれども、一応数値のほうをお知らせ願いたいと思います。

(3) 今後の課題について。

オープンしてから丸2年が経過、コースの改造は考えているのでしょうか、お聞きします。

大きい3番、夏期観光の動向について。

今年の夏は、今までに例のないほどの暑さと好天に恵まれ、夏にいろいろな観光イベントが開催され、期間中には36万人前後の人出があると言われています。

旭市にとりましては、最高の夏だったと思われます。総括の意味合いからお聞きしたいと思います。

(1) 市内の海水浴客の動向について。

市内には矢指ヶ浦海水浴場と飯岡海水浴場があります。過去3年間の入り込み数について

お聞きしたいと思います。

(2) 七夕市民まつりについて。

旧旭市の時代から数えて56回開催され、伝統のあるまつりだと思います。過去3年間の入り込み数についてお聞きしたいと思います。

(3) 食彩の宿いいおか荘及び市営プールについて。

いいおか荘はリニューアルして2年、これからが真価が問われるときです。夏期の売上げは重要な位置を占めると考えられます。平成21年7月、8月、そしてまた平成22年7月、8月の宿泊数、レストランの利用数、売店等の数値をお聞きしたいと思います。

市営プールについては、過去3年間の入り込み数をお知らせ願いたいと思います。

再質問は自席で行いますので、よろしくお願いします。

○議長(林 一哉) 平野忠作議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長(明智忠直) 平野議員の質問に対しまして、私のほうから道の駅の必要性についてということでお答えをいたしたいと思います。

旭市は、先ほど議員のほうからもお話がありましたように、県下一、そして全国9位という生産高を誇っている全国でも有数の農業生産地であります。温暖な気候に恵まれ、施設、路地野菜を初め米、畜産、花卉生産も盛んであり、また、水産業の水揚げについても県下2位という、本当に大生産地帯であります。そして、このことは大都市東京、千葉、そうした部分に食料供給基地としての確実なポジションを確立していると言っても過言ではないと思います。

その中におきまして、前述のような何でもあるバラエティーに富んだ農水産物を擁しながらも、知名度においてはいま一つ、他産地に及ばないのが現状であると思います。

これら特産物の新たな需要を開拓し、農水商工業が連携した地産地商、地産地商と言いましても、地物のとれたものを地元の方々に売ってもらうと、そういった商いのほうの地商ということも含めまして、その取り組みを推進していきたいと考えているところであります。また、農水産業のみならず、地域産業全体の活性化がこの拠点づくりによって、活性化が図られると考えているところであります。

そのためには、道の駅に代表される情報発信機能を持った地域の拠点施設と併せて、直売施設、レストラン、体験を備えた施設、さらにはミニ遊園地等、交流の場の施設を整備した

いと考え、本年5月に旭市道の駅等設置推進委員会を発足させ、現在まで、地域の実情に合ったよりよい施設の整備のために幅広く意見をちょうだいしているところであります。

さまざまな意見があることはもとよりであります。私はこの大生産地に発信基地として、作るということはぜひ必要不可欠であると、議員当時から思っておりまして、一般質問で執行部にも質問したこともありますし、周りの議員とも話をしていたわけでありまして。

今後につきましては、後発の強みを生かしながら、さまざまな例を参考にさせていただきながら、地域整備や予算、人材、雇用を含めた管理運営方針等についてもさらに検討を進めることとしており、そのために必要な経費を補正予算の中にも盛り込んでおりますので、改めてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、平野議員ご質問の道の駅等の設置に関しまして、国あるいは県の支援等につきましてご回答させていただきます。

実は、道の駅に係ります国・県の支援、いろいろ今調査をしておるところですけれども、なかなかいいものがないというのが実は現状でございます。

ただ、私ども、農林水産省所管の補助金あるいは交付金、この事業の中で、今、若干国に打診をしているということで、お答えさせていただきます。

一つは農林水産省の中に、地産地消あるいは、6次産業化の推進、あるいは農商工連携での活用できそうな事業メニュー、これにつきまして国・県からいろんな情報収集に努めておるところでございます。

実は、去る8月に、国から平成23年度以降の事業要望調査、これが国から送られてきました。この中で、旭市としましては、本年度より創設されております経営体育成交付金、この事業のメニューの中に実は共同利用施設整備事業、そういうものがございました。これを活用すべく、現在要望しているところでございます。

この交付金につきましては、直売所やあるいは加工施設等の整備に対しまして、事業費の2分の1以内を国が補助をする。補助の対象は施設本体というようなことでございます。なお、要望した事業費等につきましては、時間があまりなかったもので、市長と協議をしまして、近くにありますオライはすぬま、ここが実は全体事業費が4億5,638万円、これの1.5倍を想定しまして、その2分の1を国のほうに取りあえず要求させていただきました。取りあえずということで、どうしても手を挙げないと、これは乗れないんじゃないかと、そんなこ

とで、取りあえず3億4,000万円ほど要望をさせていただいているという現状でございます。

それと、設置の推進委員会でございます。

これにつきましては、現在、委員32名で、旭市の議会を初めとしまして農業委員会、あるいは商工会、農協、漁協からの推薦あるいは直売所を既にやられておる方々、あるいは農産物を生産している方々、あるいは消費者等、こういう方々に入っていただきまして、現在委員会を立ち上げてございます。多くの方々から幅広い意見、ご提案をいただきたいという趣旨で今設置をしているところでございます。

あと、設置の場所、規模等につきましてでございます。

場所あるいは施設の規模に関しましては、道の駅等を設置する際に根幹となる部分である、そんなことで、設置の推進委員会の中でも早急に決定すべきという、そういうご意見もいただいております。ただ、現時点では、今後、設置推進委員会により各種の議論を行っていただいた後に検討したい、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、2番目のパークゴルフ場の、まず1番目の入場者の推移ということでご答弁申し上げます。

パークゴルフ場につきましては、平成21年度福祉協会の事業計画におきましては、年間見込み人数を2万人というふうに想定しておったんですが、この予想をはるかに上回る3万5,022人の利用をいただいております。

議員のご質問にございましたように、その内訳を見てみますと、まず、市内の皆さんのご利用が3万1,231人、パーセントにしますと89%でございます。市外の皆さんは3,791人でございます。それから、土日と平日の利用ということでございますが、平日の利用につきましては2万8,314人でございます。1日あたりに平均いたしますと117人となっております。土日の利用につきましては6,708人、1日あたり平均56人の利用となっております。これを平日と土日と単純にパーセントで比べてみますと、8割が平日の皆さんにご利用いただいているという状況でございます。

次に、月決めの会員の皆さんのご利用ですが、これは平日に限っての利用となりますが、全体では2万3,317人、総体の利用の66.5%、平日に限って言えば82%が会員の皆さんのご利用ということでございます。月平均になりますと、大体少ない月で210名、それから多い月ですと260名、平均しますと、大体230名の皆さんが月決めの会員ということでござい

す。

それから3番目、課題ということで若干申し上げますと、先ほどお話をさせていただきましたように、土日の利用が平日の約半分になっておりますので、この土日の利用をいかに高めるかということが課題として残されております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

ご質問の2点目のパークゴルフ場ですが、初めに、維持管理費について申し上げます。

パークゴルフ場は、議員のご質問にもありましたように、平成20年7月にオープンをいたしまして、3年目を迎えたところでございます。

この間、維持管理費は、指定管理料を含めまして、平成20年度が約1,255万円、平成21年度は1,270万円となっております、ほぼ同額で推移をしているものであります。

このうち、パークゴルフ場の基本的な維持管理費、これは芝刈りから剪定、施肥、薬剤防除などがございますが、これらは平成20年度、平成21年度分につきましては一般会計で支出をしていたものでございます。ちなみに、指定管理料は20年度は520万円、21年度は410万円、一般会計の支出分は20年度が735万円、21年度が860万円となっております。

この間、ただいま在田課長から答弁がありましたように、当初の予想を大幅に上回る入場者がございます、結果として、市への戻入金がございます。戻入金は2か年とも約800万円となっております。この戻入金と、これまで一般会計で支出をしておりました維持管理費がほぼ同額となっておりますので、平成22年度につきましては、試みとして指定管理料に維持管理費を合わせて委託することとしたものでありまして、指定管理料の総額は、22年度分は1,230万円となっております。

今後もパークゴルフ場の維持管理費につきましては、特別な要因が発生しない限り、同額程度で推移していくものと考えているところでございます。

次に、コースの改修についてのご質問にお答えいたします。

パークゴルフ場の施設につきましては、これまでも利用者の皆様からいろいろな角度で要望をいただいているところでありますが、ご質問のコースの改修といっても、いろいろさまざまあると思います。例えば、抜本的にコースレイアウト等の変更を行うものや、コース内の起伏等の改善を行うもの、補修を行うものなど、さまざまあると思っております。

このパークゴルフ場につきましては、ご質問にもありましたように、開場以来まだ3年目を迎えたところでありまして、建設に当たりましては多額の国庫補助金が投入されておりますので、補助金の適正化に関する法律、すなわち会計検査等についても考慮しなければならないものと考えております。

市といたしましては、まず3年から4年を一つの区切りとして考えておりますので、当面は現状の形態を維持する中で、コースの改修等につきましては、今後の課題として受け止めさせていただきたいと考えております。

なお、市民の健康増進施設として予想を大幅に上回る利用をいただいておりますが、一方で、利用者の増に伴いコースの補修等の必要性も生じてきております。例えばスタート台やグリーン回りなどには顕著に影響が出てきております。今後は率直に利用者の皆様との意見交換も考えておりますので、その中で緊急性のあるもの、段階的に改修するものなど、優先度を見きわめながら対応してまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 私のほうから、夏期観光の動向についてのうちの一つ目、海水浴客の動向及び2番目の七夕市民まつりの動向についてご回答申し上げます。

まず、1点目の海水浴客の動向ですが、入り込み客というお尋ねですので、そちらについてご回答申し上げます。

市内の海水浴場の3年間の入り込み状況について申し上げます。平成20年ですが、天候に恵まれまして矢指ヶ浦海水浴場が約1万9,200人、飯岡海水浴場が約5万9,400人で、合計約7万8,600人となり、前年比11.3%増、8,000人の増となりました。翌年の平成21年ですが、梅雨明けが早かったものの、7月下旬から前線や低気圧の影響により曇りや雨などはっきりしない天候が続きましたが、8月上旬から徐々に天候が回復し、矢指ヶ浦海水浴場が約2万300人、飯岡海水浴場が約6万4,200人で、合計約8万4,500人となり、前年比7.5%増、5,900人の増となりました。

今年平成22年ですが、近年にない天候に恵まれ、矢指ヶ浦海水浴場が約2万4,000人、飯岡海水浴場が約6万6,500人で、合計約9万500人となり、前年比7.1%増、6,000人の増ということになりました。

続きまして、2番目の七夕市民まつりの入り込み客ということでご回答申し上げます。

七夕市民まつりの3年間の入り込み状況について申し上げますと、平成20年並びに平成21

年とも8月6日、7日の2日間で約12万人、今年は7日が銚子市の銚子みなとまつり花火大会と重なったためと推測されますが、前年比約2万人減の約10万人ということになっております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） それでは、食彩の宿いいおか荘及び市営プールについての夏期観光の動向についてお答え申し上げます。

まず、宿泊者でございますが、平成21年7月が1,259人、22年7月が1,138人、差し引き121人の減少、平成21年8月が1,974人、22年8月が1,799人で、差し引き175人の減少となっております。

また、休憩者でございますが、平成21年7月が441人、22年7月が418人で差し引き23人の減少、21年8月が228人、22年8月が229人、差し引き1人の増加となっております。

レストランの売上げに関しましては、21年7月が208万円、22年7月が150万円、差し引き58万円の減少、21年8月が237万円、22年8月が167万円で、差し引き70万円の減少となりました。

また、売店売上げでございますが、21年7月が129万円、22年7月が193万円で、差し引き64万円の増加、21年8月が201万円、22年8月が278万円で、差し引き77万円の増加となっております。

また、市営プールの利用状況でございますが、20年度7,405人、平成21年度8,283人、平成22年度1万116人と大幅に増加しております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、道の駅はまちづくり交付金で整備できないかということですが、平成22年度から新規事業は社会資本整備総合交付金に統合されておりますので、駐車場のみが整備できますので、補助率は55%です。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） まず、道の駅等の設置の一つ目の必要性について。

先ほど市長さんのほうから、これは旭市にとっても必要不可欠と、そのような心強い答弁がございまして、本当にありがたく思っています。

これは、平成18年の旭市総合計画策定にかかわる市民アンケート、道の駅・直売所の食の郷の部分、その部分で圧倒的な第1位に記録されています。これはどういうことかといいますと、やはり市民の皆様方も大変に期待を抱いていると、そのように思いますし、また、地産地商、交流の場所としても、ぜひこの旭市にはなくてはならない、そういう施設だと思います。

市長も、今から4年前の平成18年9月議会に一般質問で、やはりこの道の駅の構想に対しまして並々ならぬ質問をしていた、そういう経緯がございますので、ぜひとも頑張って、これは旭市のこれからの目玉としてやっていただきたいと思います。

(2)の国・県等の支援についてに行きたいと思います。

先ほど、課長のほうからご説明がございまして、経営体育成交付金事業のメニューの施設等にかかわる予算の中で、2分の1相当が見込まれるということでございました。そしてまた、建設課長のほうからは、まちづくり交付金を利用した場合には、駐車場のみのほうが整備ができるということでございます。

いずれにしても、いろんな方策をとりまして、よりよい活性化をしていただきまして、今後整備のほうを前向きに、ぜひとも検討していただきたいと思います。

そして(3)に行っちゃいます。

先ほど、設置推進委員会についてでございます。私も確かにメンバーの1人でございまして、いろんな方面からそのメンバーを構成されたと聞きまして、私はそれで結構だと思います。

今まで、視察研修を含めまして3回の会合が持たれました。今後、あとどのくらいの会合を持ちまして、方向性を出されるのか、そのタイミングといいましょうかりミットといいましょうか、どのように考えているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、これからの設置推進委員会の方向でありますけれども、担当課としましては、現在まで5月、7月、8月、それぞれ視察あるいは会合等持たせていただきました。今後は9月から12月、この4か月につきまして、概ね3回程度、分科会等も含めまして、委員さん方にご出席をいただきたいなど。年を明けまして、また一・二回、これは視察も含めまして、できれば合計8回程度、お打ち合わせをしていただきまして、最後3月には、この推進委員会でのいろんな議論等につきまして市長へ報告をしたい、そういう

ふうを考えております。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） そうしますと、大体、来年3月というとやっぱり年度末ですよ。それまでに数回あるということを今聞いていまして、その中で、方向性と申しますか、それはやっぱり委員会の意見といいますか議論といいますか、それはかなり重要視なされるものでしょうか、それともあくまでもこれは議論として聞いておくものなのか、その辺はどのようなお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 我々もですね、32名の方、本当に忙しい中、ボランティアでご出席をいただいております。いろんな分野から出ていただいておりますので、この意見等につきましては、9月議会にご提案してありますコンサルの委託業務、これと併せまして、この中で十分この意見が設置に向けて大きなはずみになる、そういうふうを考えております。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、私もメンバーですので一生懸命、前向きに取り組んでいきたいと思います。

それでは、（4）の設置場所及び規模について。

先ほど課長さんからいろいろお話がありました。これは私ども、建設経済常任委員会でも、今年7月21日から3日間、日本一の新潟県妙高市のあらいという道の駅へ行ってきました。それと2番の群馬県の藤岡、ららん藤岡というところでございます。この場所と申しますか、これは本当にすばらしい場所で、高速道路あるいは一級国道の出入り口がインターチェンジあるいはサービスエリアに直結していますし、これをおりた瞬間に道の駅に入るというような仕組みがなされていたわけございまして、これが妙高市の場合にはたしか人口が4万人弱だと思いますけれども、入場者数が250万人以上、売上高も25億円ということでございます。また、2番目の群馬県藤岡市ららん藤岡、これもやはり高速道路の関越、上信越道から入るようになっていまして、こちらも負けず劣らず、入り込み数が230万人、売上高が22億円、この店舗も見ましたが、テーマパークみたいなのになって、こういうものはたしかにすばらしいけれども、ちょっとこれは旭市の状況に照らし合わせますと、交通量とか、そのようなことを比べますと格段の差があるということで、ちょっとこれは大変だなということで思っています。

先ほど、課長さんが示してくれました規模については、オライはすぬまの1.5倍ぐらいの大きさと、予算も10億円かかる、かからないということを書いていましたけれども、私もそれが一番、この辺の考え方としてはベターではないのかなと、そのように思っています。

この道の駅にしましては、今までは道の駅というのは通過点、旅行に行くときにはトイレ休憩とか、あるいはちょっとした休憩が主であったんですけれども、今は道の駅そのものが目的地になっています。あそこの道の駅はうまいものがあるから行こうと、このようになっていますし、それと同時に、それから今度はやはりみんな趣味が変わりまして、特産物が買える、食べられる、遊べる、楽しめると、いろんな要素を含めないと、道の駅も今、全国に940あると聞いていますけれども、やはり経営が厳しくなっているところも多々あると聞いていますから、今後、旭市におきまして、これらの要素を組み入れていけば、かなり期待が持てるのかと思っていますけれども、その辺課長さん、どのようにお考えでしょうか。よろしく願います。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員のほうからおっしゃいましたいろんな道の駅のあり方があるかと思います。旭市につきましては、若干遅いというご意見もあるわけですが、この遅いというのを逆にとって、全国の至る所のいい所を、ここだけをまねをして、経営的にまずい所、これを参考にしながら、これから道の駅の推進につきましては、検討していきたい、そういうふう考えております。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、この道の駅はくれぐれも、まず一番の重要視は、我々今まで研修をたしか十数か所行きましたけれども、やはり決め手は交通量、それと利便性、目立つ所、その次には支配人と申しますか、この四つが一緒にならないと、どれが一つ欠けても成功をおさめることはできませんので、その辺も、今後まだ時間がありますから、十分に取り入れていただきまして、後発のそれこそ、さっき課長さんおっしゃいましたように、波及するためには、この四つをどうか含んでいただければよろしいと思います。

それでは、次のパークゴルフ場について伺います。

先ほど、在田課長のほうからお話もございまして、平成21年度の見込み数が2万人、それに対して3万5,022人、大変な人がプレーなされた。これは大変に結構なことと同時に、また、関係各位の皆さん方が大変努力をされたたまものだと私は思っています。

その中で、課長さんもおっしゃいましたように、どうも土日祝日、その入り込み数が手元にあるデータでは、21年度では平均56人、市内のプレーヤーが40人、市外が16人、それで20年度も若干ですが、7月から3月まで、その間があります。そのときも大体土日祝日は平均64人、市内が47人、市外が17人でございまして、これ平均しますと、数値が下がっているんですよ。本来であれば、集客数が2万人の見込みが3万5,000人を超えているということは、これも多少なりともアップしても通常はよろしいと私は思っているんですけども、あと、このパンフレットとか啓蒙運動はどの程度、今、集客に対してなされているものか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） ご答弁申し上げます。

PR関係につきましては、オープン当初、これは、もちろんパークゴルフ新聞ですとか、市内の宿泊施設、それから市のさまざまな公共施設等へパンフレット等を置きまして、PRをしております。そしてまた、市のホームページ等でもご利用の呼びかけをさせていただいております。また、向太陽杯など全国規模の大会も行ってきましたし、また、パークゴルフ協会、県の大会もあさひパークゴルフ場へぜひお願いをしたいというようなことの働きかけも実施をしてきておるところでございすけれども、実態は今、議員おっしゃられましたように、若干、土日に限って申し上げれば、利用者数が伸び悩んでいるということでございますので、この辺、もう一度原点に帰りまして、PR活動については我々知恵を出して実施をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、再々質問でございます。

私は思うんです。土日祝日は年間約120日前後ございます。そうしますと、大体3分の1は土日祝日ということになるんですよ。そこで、今、市内と市外料金というのを分けてございます。市内の皆さんは半分の500円、1日は1,000円と、こういうことで、市外の皆さんは750円の1,500円、ですから、もう設備投資はもう既に済ませてありますし、維持管理等ももう、このように皆さんの大変な努力で、前年と変わらないぐらいのあれでやっています。ここはちょっと思い切って、月決め会員は除きますけれども、市外の皆様方も市内の皆さんと同額くらいの金額でプレーなされれば、この土日祝日の、特に市外の皆様が十四・五人、ですからこれの向上が10人あるいは15人なされますと、現金収入で入りますし、年間の金額

というのは、恐らく300万円、400万円入ると思います。そうすると、この指定管理料もそんなにいらなくなると。かなり物すごいいい施設になると思いますので、その辺、急にはどうかと思いますけれども、今後、検討してもらう意味はあるんじゃないかと思いますが、課長さん、いかがなものでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 確かに、市外の皆さんのご利用も含めましてPRをしていけば、それは利用料の収入に即はね返ってくるということになるわけです。そして、市外の料金に差を付けているということに関しまして、若干ご説明を申し上げますと、ほかの体育施設やほかの施設もそうなんです、このパークゴルフ場につきましても、基本的には市民の皆さんの健康増進、市民の皆さんにご利用いただくということを基本に設置をさせていただきました。ほかの施設もやはりそうなんです、市外の皆さんと市民の皆さんの差は50%とかということであつてあるのも、これも事実でございます。

確かに、その料金を見直すということに関しまして、ほかの施設との料金の設定の際の決め方のバランスというものも、これは十分に図らなければならないと思いますので、いずれにしましても、パークゴルフ場だけでそれらを即見直すというようなことに関しましては、まだ課題として問題は残るということでございますので、今後の検討とさせていただきたいということでございます。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、今後検討ということで、ひとつよろしくお願いします。

それでは、（2）の維持管理費等について。

先ほど、都市整備課長さんのほうからご説明がございまして、入場者は1万数千人も上回っているのに、維持管理料は100万円ちょっとでおさまっているということで、これは皆さん大変なご努力のあったことを思っております。

私、今、コースの整備のためになかなか整備が、年中無休なものでございますから、整備のためになかなか休業はとっていないということで、一応提案ということでございますけれども、思い切って月1回休業日にさせていただいて、その日をコースのメンテナンスに組み入れるというのはいかがということでございます。課長さんに聞きましたら、今まで今年に入って、もう既に6回休業してやっているということでございますので、これは隣の福祉センターの絡みもあると思いますが、あちらのほうもやはり年中無休でやっているわけで、

やはりおふろ等も配管等いろいろ設備の問題もあると思いますので、思い切って連携して、月1回くらいの休業を、もう既に6回やっていますので、組み入れたらいかがだと思いますけれども、またこの従業員の休暇等の兼ね合いもありますし、その辺お考えはどうでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 議員からお話ありましたように、平成20年におきましても、どうしてもコースのメンテナンス上、そしてまた、職員がパークゴルフ場とおふろのほうと両方を管理をしている関係で、その臨時職員のもろもろのシフトの関係ですとか、いろんな状況の中で、どうしても休みにせざるを得ない、そういうような日が生じておるのも確かでございますので、ゴルフ場のほうに限っていえば、先ほどの都市整備課長の話もありましたけれども、コースメンテナンス上、どうしても休みにして、一斉にコース整備に当たるというような日も、これは必要でございます。良好なコンディションに保つことがご利用いただける皆様に気持ちよくプレーをしていただく、そういうことにつながってきますので、今後、今ご提案いただきましたような定休日の設定等につきましては、福祉協会の理事会等でこれは十分に検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、再質問でございまして、今、私どものほうのパークゴルフ場にはたくさんの植林、大きい木がコースに配置されています。開業1年は、たしかコースを造られた会社が1年間は保障するというので、それがもう既に過ぎています。その後も枯れが何か所が目立つようなんですけれども、私はやっぱりコースに木があるというのは、このコースの重み、あるいはグレードと申しましょうか、大変高まる、やっぱりコースのよさの一つだと思います。たしか建設経済でも、沖縄のほうの観光農園のパークゴルフ場にやはり視察に行きましたら、向こうのほうは木がないんですね。のっぺらぼうでたしか36ホールあったんですけれども、これはちょっと重みがないなということでございます。

ですから、私どものほうのコースは海に近いために、塩害というのはかなりこうむる度合いが高いと思います。しかしながら、やはりコースのよさを県内あるいは県外にアピールするためにも、潮風に強い樹木を選んで、今後も管理運営させていただきたいと思います。

それで、現在の実態はどのようになっているか、ひとつよろしく説明のほうをお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

枯木とか樹木の管理ということで、ご質問にお答えをさせていただきます。

造成当時には高木を、約4メートルぐらいの高木であります、合計1,260本余り植えております。植栽をしております。今、議員お話がありましたけれども、比較的潮風に耐久性のあると言われている樹木、クロマツ、ウバメガシ、モチノキなどがございますが、これらを移植したわけでありまして、ご質問にありましたように、1年以内に枯れてしまった樹木というものが約330本ほどございました。これらにつきましては、枯れ保障としてすべて植え替えを行っておりますが、現在塩害による被害というものが一部に見受けられる、つまり4メートルの木の一部、上部の部分について塩害が見受けられるのが115本ほどありました。また、実際に枯れてしまっている樹木につきましても28本ございまして、これらの多くは、比較的潮風の通り道となる東側から中央部にかけて多く見受けられております。

議員からのご指摘にもございましたように、このパークゴルフ場につきましてはシーサイドということが欠かせないということで、樹木は絶対に必要でありますので、今後は高木だけにとらわれずに、中木や低木などの植樹を検討する中で、適切な時期に植え替えを実施したいと、このように思っております。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） どうもありがとうございます。

やはりコースの重み、グレードの高さというのは、やはりコースのそういう植林とか芝生の管理が一番物を言うと思いますので、これからもよろしくお願いします。

コースのメンテナンスなんですけれども、福祉施設の皆さんがコースの草取りとか、あるいはそういうのにいろいろ参加していただいているということをちょっと聞きましたけれども、それは年間何回ぐらいで、どういう所なんですか。ちょっと分かれば簡単で結構ですので、よろしくお願いします。コースの維持管理は本当に暑い中、ご苦労になっているということで、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 平成22年4月から10月末までの7か月間で、市内にございますひまわり工房という就労支援のための事業所がございますが、そこの皆さんに月15日、大体

1日4人から6人入っていただいています。そして1日の就労時間は3時間ということで、契約をさせていただいております。

契約金額をちなみに申し上げますと、月額10万円ということをお願いをしております。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、パークゴルフ場のほうの最後の、今後のことについてでございます。先ほどはコースのことで課長さんおっしゃいました。3年間はあまり構わないということで、私もそれで3年間は結構だと思います。そのいい例が2万人のこの見込み客に対して3万5,000人を超えているということは、やはりコースがいいから来ると思います。それはあまりにも簡単に易し過ぎると、やはりゲームですので飽きると思いますので、今しばらくは、そういう木の管理とか芝生の管理とかしまして、コースはそんなに構わないで、やはり今のこの難しいとよく言われますけれども、これで少しは我慢して、もっともっとチャレンジ精神をプレーヤーの皆さんに抱いていただきたいなと思います。

それともう一点、パークゴルフ場は年中無休が売り物でございます。たまには管理のために休むということも聞いていますけれども、問題は年末年始、要は大晦日と元旦ですね。この受け付けをやっている皆さんとか、いろんな皆さんもやはりみんな家庭を持っている人たちでございますので、ここは思い切って、大晦日と元旦ぐらいは休業に前向きに検討してもらっても、今の時代はよろしいじゃないかと思えますけれども、その辺いかがに思っていますでしょうか。お願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 年末年始休まず営業しているというのは、市の施設の中でもパークゴルフ場と、それからあさひ健康福祉センターということになるわけですが、今、議員のほうからおっしゃられましたように、臨時の皆さんのシフトを組んでいくのも、かなり年末年始難しいような所もございますし、また皆さん、家庭で主婦をされている方もいらっしゃいますので、そういうことからすれば、大晦日と元旦ぐらいは定休日にできればということも、また理事会の中で検討をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、ご検討のほどよろしくお願いします。

最後に、このパークゴルフ場の件で要望でございますけれども、私も、プレーは年間に

二・三回しかやりませんが、この間行きましたら、今、確かにいいベンチがたくさんございますし、皆さん休憩するには本当にいい材料で感謝しています。その中で、もう数か所あれば、なおいいということと言われましたもので、それはくろしおコースのナンバー5、ナンバー8、それとしおさいのナンバー8ですね。ほかはかなりベンチ等がありますし、またプレーしている皆さんが、大体見ますと、平均70歳前後、あるいはそれ以上の人がかなり多くしているということを聞いていますし、何か簡単に腰をおろすのがあればいいなということを要望されたものですから、これは要望ということで、よく考えておいていただきたいなと思います。

よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時半まで休憩いたします。

休憩 午後 零時17分

再開 午後 1時30分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き平野忠作議員の一般質問を行います。

平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、3番目の夏期観光の動向について。

（1）市内の海水浴場の動向についてでございます。

先ほど、課長さんのほうから入り込み数におかれましては、矢指ヶ浦海水浴場が昨年より3,700人の増、飯岡も2,300人増ということです。この要因は、これはまれに見る好天に恵まれたおかげだと、このように思っています。

再質問でございます。

現在、矢指ヶ浦海水浴場の駐車場台数は何台ぐらい置けるか、それと飯岡海水浴場の駐車場の台数、それと併せて、飯岡の海水浴場の両わきに砂浜の用地がございます。西側と東側、これは推定で構いませんけれども、どのくらいの駐車スペースがあるか、分かればお知らせのほうお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、駐車場の台数ということですので、回答申し上げます。

矢指ヶ浦の海水浴場ですが、舗装された駐車場として190台、未舗装の臨時駐車場として約90台の合計約280台の駐車スペースとなっております。

飯岡海水浴場ですが、舗装された駐車場として萩園公園レストハウス駐車場の40台、萩園海岸駐車場の200台の合計240台です。

さらに、分かれば砂浜のほうということですので、萩園の海水浴場の西側にある砂浜の駐車場、これは駐車場の案内をしまして、こちらのほうでは約1,300台の駐車を考えています。合計しますと1,540台というふうになります。それともう1か所、海水浴場の東側にこれは平松という所から海岸のほうにおりていけるようになっていきます。ここに関しましては、駐車場というような案内はしていませんが、海岸のほうにおりていけるというようなことから、広さ的にはそんなに海水浴場の西側のほうと変わりませんので、1,000台強の駐車は可能だと考えています。

いずれにしても、駐車場につきましては、海水浴場の多くの方に利用していただくということで、現在無料で開放しているところでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） なぜ私がこの駐車場の台数をということでございますけれども、この旭市を初めとした近隣の海水浴場、例えば、九十九里海岸には四つあります。そしてまた、今はもう山武市ですが、元の成東海岸、それと大網白里、いずれもこれは協力金として駐車場の料金をいただいているわけです。また茨城県の方の大洗海岸、そしてやはり銚田市の大竹海岸、いずれもやはり同様の料金をいただいているということでございます。

現在本市におかれましては、環境面において、ごみの処理等は無料でやっていると思います。私も現地に、今の言ったところに個人的に視察に行きました。そうしたら、やはり駐車場の整備、あるいはトイレ等の整備、また環境面においてもこのような財源を使うということで確認をしてきました。

そこで課長さんにも私のほうからお願いして、今名前を挙げた近隣の状況、駐車場のスペース、あるいは集金の有料の金額、あるいはこの期間中はどのくらいやっているものか、分かる範囲内で結構ですので、ちょっとお示しを願いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは、ご指摘の市町村の平成21年度の状況ということで調べましたので、ご回答申し上げます。

まず、山武市ですが、本須賀海水浴場の駐車場で収容台数が2,000台、21年度ですが、利用台数が1万2,800台、利用料収入で約889万7,000円ということになっています。ここにつきましては、普通車で1台700円ということです。

それから九十九里町、ここは海水浴場が4か所ほどございまして、そのうちの3か所、不動堂、片貝、作田海岸、この3か所が有料駐車場ということになっています。総収容台数ですが、3か所で2,400台、総利用台数が9万5,000台、総利用料収入で約5,130万円になっています。利用料につきましては、場所によって違いますが、1台500円から700円という料金です。

次に、大網白里町、ここは海水浴場が2か所ございまして、そのうちの1か所、白里中央海水浴場の駐車場で収容台数が1,200台、利用台数が2万3,700台、利用料収入が1,027万円ということで、普通車500円という状況です。

それから、県外になりますが、茨城県の銚田市と大洗町の状況を申し上げます。

まず、銚田市の銚田海水浴場、この駐車場では収容台数が1,500台、利用台数約1万3,300台、利用料収入が1,330万円になっています。大竹海岸銚田海水浴場という名称です。利用料金ですが、1台1,000円ということだそうです。

それから、大洗町の大洗サンビーチ駐車場ということで、ここが収容台数はここは砂浜も使っているそうですが、砂浜を含めて約7,500台、利用台数が約7万4,000台、利用料収入が約7,450万円という状況でございます。

議員ご指摘のとおり、この利用料収入等につきましては、海水浴場等の維持管理経費に充てているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） ありがとうございます。大変きめ細かな数値を挙げていただきましてありがとうございます。大体主要な海水浴場は、ほとんど協力金として道路の維持あるいはトイレの維持、あるいは環境面のごみ処理とかに使っているようでございます。

本市におかれましても、これだけほかの自治体がもう既に実行していますし、我々の地域

としても、それだけの条件が備わっているわけなんですね。特に、飯岡地区の砂浜を利用しますと、2,000台ははるか収容が可能ということでございます。最近のニュースによりますと、川崎市が多摩川の河川敷におかれましてバーベキュー等で利用する皆様に対して、1人当たり500円を協力金としていただいているということがいろんな報道で流れています。

昨日、やはり日本テレビですか、たしか5時半ごろ、私見ていましたところ、土曜日から日曜日から知りません、4日から5日だと思います。入場者が1,800人入りまして、皆さんそんなに違和感なくこれをちょうどいできたという報道を承っています。

旭市としましても、これだけの収容台数があれば、500円としましても、うまくやれば四・五千万円、少なくとも3,000万円近くの収入は可能だと。多少、入場収入徴収する人を、民間の人を委託して頼んでも、これは相当の財源のこれからの手当になるのかなと。今、いろんな面で、国・県等にいろいろ補助金等要請しましてもなかなか渋い中で、ちょっと勉強してやればできるものは、これからそういう対応をしていただいて、幾らでも財源のプラスになるようにしていただければ、これも周年ではなくて期間でございます。わずか1か月間ぐらいだと思いますので、これからいろいろクリアする面もあると思いますけれども、各地の自治体におきまして現在実施しているということは、そんなに高いハードルはないと思いますので、その辺のお考えはどうでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 確かに、今ご指摘いただきましたことが実現されれば、数千万円、夏期シーズンだけで幾らか収入が見込めるのかなというふうに考えています。もう少し実施している所の駐車場の土地の状況ですとか、それが本市の海水浴場の状況とどう違うのか、例えば具体的に申し上げますと、矢指ヶ浦海水浴場に関しましては、舗装の場所が4か所で、未舗装の場所を加えますと5か所に駐車場があると。それぞれ数十台で5か所といったときに、この方法が果たしていいのかですとか、あとは、海岸が国の土地である等々のこと、あるいは出入り等をきちっと規制していった場合に、周りに与える違法駐車等の問題ですとか、いろいろなことが、導入するに当たっては研究しなくてはならないハードルが幾つかあると思います。その辺のことを研究しまして、非常に貴重なご意見ということで受け止めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） ありがとうございます。

これは前向きに検討していただきたいなど、このように思っております。

それでは次の七夕市民まつりということで伺いたいと思います。

先ほど、課長さんのほうからここ3年間の入場者数、2日間でございますので、20年度が6万人、6万人の12万人と、そして21年度もやはり6万人、6万人、今年は6万人の4万人、土曜日がちょうど銚子市の花火大会とぶつかったというところで、2万人が減かなと、このように思っています。

私もちょうど建設経済常任委員会ということで、毎年栈敷のほうに、たしか今年で5回上がりました。その中で、率直な意見としまして、この数値よりも毎年、実感としまして、じわじわと減っているのかなと、このように感じております。それも、出し物と申しましょうか何と申しましょうか、大体おみこし、あるいは踊りというのが、今年の場合は前の日がおみこし、後の日が踊り、その前の年はたしかサンドイッチで挟んでやっていたと思いますけれども、なかなかこれも56回という歴史の中で、今の経緯にたどり着いたと思いますけれども、これからはもうちょっと何かインパクトのあるような出し物をしていただかないと、じわじわと下がるのかなと。

そこで、たしか8月末の読売新聞、27日か28日かちょっとはつきり分かりませんが、東京のほうの高円寺の阿波踊りというのがございます。これは踊り手が5,500人、そして観衆が2日間で100万人ということで、これは本場の阿波踊りをはるかしのぐ勢いだ。これも最初のころは、たしか15年、20年前になるかと思いますが、本当にわずかな一団がやったものがこれだけの成果を発揮しているということでございます。

また、蓮沼の海浜公園ではウォーターガーデン、最後にサンバカーニバルをやりまして、これも大勢の人が出たと。これもやっぱり読売新聞に出ていました。この踊り手は松戸市のアマチュアのグループをお願いしたということで、だから、本当のプロを頼むとお金が高いんですけども、アマチュアの団体というのは、人に見てもらって快感を得るという人がかなり多いと聞いていますので、旭市としても、何らかのあれで安いあれでこういうものを頼めて、間に入れたらいいのかなと。それでまたそれについて阿波踊りを見て、市民のいろんな会社等あるいはいろんな団体が後に続いてやるようになっていけば、また夏の一つの風物詩にもなるのかなという考えでおります。

それでまた、ちょうどたしか9月に実行委員会の反省会があるということを聞いていましたので、そこら辺にでも、またそう言っていた人があるということでも言ってもらえればあ

りがたいのかなということでございますが、その辺どうでしょうか。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 七夕まつり、ご指摘のとおり、意見のほうは実行委員会、企画委員会のほうに伝えていきたいと思いますが、その前に、今年どんな組織でこういう形になったかの説明を若干させていただきたいと思います。

七夕市民まつりにつきましては、ご案内のとおり、関係団体ですとか地区住民が委員となる七夕まつり実行委員会というのが組織されまして、企画運営を行っています。その実行委員会の下部組織としまして、企画委員会が設置されまして、行事の詳細内容について検討してきております。

本年について、今年のイベントをどうしようかというようなことで検討した結果、昨年と比べて変わった点ということで幾つか申し上げますと、市内15校の小学校に願いを込めた竹飾りを中央イベント広場に飾り付けを行った。それから6日に、J R旭駅前で市内の新鮮な野菜を集めて、駅前夕市を行ったことということが新たに加えられ、また、議員ご指摘のとおり、夜のパレードについては、初日におみこし、2日目に踊りやダンスというふうのパレードを分けたということ、それとさらに、飾り付けのコンテスト等を実施したということで、去年とこのような点を変えて、何とか盛り上げようということで、実行委員会、企画委員会のほうでは頑張っていますので、きょう議員ご指摘の点につきましては、冒頭申し上げましたとおり、企画委員会、実行委員会のほうに伝えていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） ありがとうございます。

大変、皆さんいろんな方面から頑張っているということを承りまして、いずれにしても、この2日間という盛り上げで12万人ということでございます。旭市の夏の観光が大体36万人出る中の2日間で12万人ということは、相当の人数をかためていますものですから、いろんな意見を出し合って、もう56年続いていますので、これからももっともっと隆盛を図れるようにお願いしたいなと思います。

次に、食彩の宿いいおか荘、市営プールについて、まず、入り込み数を聞きました。ここに手元にデータがございます。平成21年7月、今年また同じ月22年7月、やはり宿泊数でマイナス121人、休息におかれまして22人マイナス、レストラン、やはり58万円のマイナス、

売店がこれがちょっと立派で、プラス64万円ということでございます。これは7月でございます。8月になりまして、やはり宿泊人数が1,974人に対して今年8月は1,799人、やはり175人のマイナス、休息も1人、レストランに至っては、70万円のマイナスということで、また、売店のほうは70万円のプラスということでございます。プールのほうはやっぱり追い風に吹かれて、ここ3年間では過去最高の1万116人ということで、大変な成果を上げているわけですが、ここで支配人、この要因はどのようにとらえているか、まず、率直な意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員に申し上げます。残りの発言時間は3分でございますので、承知おきいただきたいと思います。

○7番（平野忠作） 了解しました。

○議長（林 一哉） それでは、平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） それでは、今、平野議員の前年度に比較して今回検証した分についての理由は何かということでございますけれども、宿泊につきましては7月が121人の減、8月が175人の減というふうになってはいますけれども、大きな理由という、それはないんですけれども、8月分で見ますと、昨年来てくれた40人くらいの団体ですけれども、それが今年は来てくれなかったと、それは去年だけ来たということなんですけれども、今年はその団体は泊まってくれなかった。また、もう一つちょっと大きな理由としましては、エアコンが今夏の猛暑の関係で、ちょっと効きが悪いということで、部屋を予備室というような形で予約を入れなかった部分がございます。その辺が宿泊の人員のマイナスの理由だというふうに考えておるところでございます。

あと、休憩につきましてはさほどなかったんですけれども、レストランの売上げにつきまして、ちょうどプールの開設時期と重なります。その関係で、いいおか荘のほうにちょうどお昼どきに車で見えて、駐車場が満杯で、それでお客さんが帰っちゃったという、そういうのが何回か見たことは事実でございます。それだけではございませんけれども、そういうのが大きいのかなというふうに考えているところでございます。

あと、売店の売上げにつきましては、昨年度ちょっと売店のほうを充実させまして、その辺が大きかったのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） ご説明どうもありがとうございました。

今、課長さんのおっしゃるとおり、私はたしか22日、一般質問をやりようと思って、ちょっと駐車場をのぞきました。ところが駐車場は、たしかお昼のちょっと前だと思いました。11時前後だと思います。駐車場はもうプールのお客で満杯で、レストランのほうは入っていませんでしたということでございます。レストランの利用の時間帯と申しますのは、大体日本的に言えば12時が一つのお昼ということで、入り出すお客の早いのは多分11時半から45分と。そのときに既に車が、本当に必要な時間に満杯になっているんですね。そうしますと、お客さんの場合は、多分夏の場合は地元よりフリーのお客が多いと思います。見た瞬間に、これは満杯だなということで通過しちゃうんですね。ですから、今回のいいおか荘のコンセプトは客数を減らしても、そういうレストラン等で稼ごうというのが一つの狙いであったんではないのかなと。残念ながら、ちょっとその機能がされていないというのがちょっと残念と思います。

それで、いいおか荘本体のわきに敷地がございます。そこにプールと書いてあります。これはプールの駐車場という意味と私は判断しました。ところが、そこに管理人等誰もいないものですから、お客様は自分の車が次に出やすいように置いちゃうんです。例えばスペースが80台でも100台でもあるんですけども、二・三十台でそれが身動きとれないという状況に今置かれていますので、今後はそのようなことを十分留意されまして、いいおか荘もますます発展することを祈りまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の一般質問を終わります。

◇ 日 下 昭 治

○議長（林 一哉） 続いて、日下昭治議員、ご登壇願います。

（17番 日下昭治 登壇）

○17番（日下昭治） 17番、日下昭治です。

平成22年第3回定例会において一般質問を行います。

質問については重なる部分もあろうかと思いますが、3項目です。

初めに、袋公園西側進入路、駐車場整備計画について伺います。

この件については、第2回定例会でも私は質問させていただきましたし、またほかの議員からも質問がありましたが、土地収用等の経緯については、私としては今まだ不明朗な答弁

のみしか得られていないと思っています。

前定例会において、上申書の件、少し触れた質問を行いました。その際の市長の答弁では、担当課では法に基づき一生懸命やっている。職員を全幅の信頼をしているので、私としては関与したくない。また、上申書については見っていますが、個々の問題であり、関知しないという答弁がありました。

私としては、それら発言に疑問を持ったわけであります。なぜかと感じられるかと思いますが、そのことについては、上申書を見ることがなかったならば知ることができなかった疑問と思う部分は何点か出てきたということです。私一人が疑問を持つだけでなく、ほかの議員も、また数多くの市民が疑問を持つような土地の収用経緯であったのではと考えざるを得ません。

私も申し上げておきますが、民間での約束されたことを取り上げて質問しているわけではありません。行政として手続き上における不備はなかったか聞いているわけです。行政のトップ、責任者であるべき市長が、いかに職員を信頼されているとはいえ、関与したくない、関知しないという6月議会答弁での発言の真意は何であったのか最初に伺いたいと思います。

質問の1点目になりますが、公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項に基づく土地買取希望申出書における記載漏れではなかったかという質問に対し、前任者からの引き継ぎであって承知していないところもあるので、後でしっかり調査しますということでありましたので、それらの調査結果について報告をいただきたい。

2点目、公有地の拡大の推進に関する法律第6条土地買い取り協議及び第8条土地譲渡の制限における手続き上のプロセスについてと土地買取希望申出書受け付け時において、所有権移転請求権仮登記が登記されていることを知った上で受け付けされているのか改めてお答えを願いたい。

2項目目、袋公園22年度計画について伺います。

1点目、物件調査、不動産鑑定等の委託結果並びに土地の収用等の進捗状況について。

2点目、土地取得後の工事予定について。

3項目目、許認可権のない行政行為を誤った許可をしたため、責任を問われ、まだ係争中であろうと思われる環境シンフォニックについて伺うものですが、平成21年第1回定例会において、千葉日報掲載記事を見て、質問を行った経緯があります。その際、既に旭市に対し、平成20年12月に訴状が届いていて、第1回の口頭弁論が終わったということでした。民事訴訟でありますので、結審までには相当時間も要すると思われませんが、今までには何回かの口

頭あるいは書面による陳述があったと思います。それら裁判の経緯と、当然、弁護士の依頼もされていると思うが、それらの費用も含め、報告をいただきたいと思います。

2点目として、これまでに和解案等の提示があったのか、報告できる範囲で結構ですので、お示しいただきたい。

3点目として、2年近く経過しますので、そろそろ結審に向かうのではと思われますが、市の対応としては、和解を前提とした話し合いに臨まれるのか、あるいは判決を待つことになるのかについて伺います。

以上で、第1回質問を終わりますが、再質問は自席で行います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 日下議員の質問にお答えをいたします。

袋公園の問題についてでありますけれども、関与したくない、関知したくないという6月議会での答弁ということでありまして、関与したくないということは、やはり、先ほども議員がお話がありましたように、一生懸命担当課の課長がやっているわけでありまして、私も正直言って、このことについては就任前のことでありまして、あまり詳しくは知っていませんでしたわけでありまして、その時点では、担当の課長、担当課あるいはまたそれに関連した係の方々の答弁といいましょうか、説明で分かっていたわけでありまして、そういった部分で担当課に任せるという意味で答弁をしたと思います。

また、関知したくないということは、今も申し上げましたように、就任前のことでありました。行政は継続性が大事だということはいつも肝に銘じているわけでありまして、契約の問題ということにつきましては、やはり就任前の問題ということでありましたので、そういった部分で発言をしたのかと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） では、袋公園に関するご質問にお答えをさせていただきます。

ただいま、議員のほうからもご指摘いただきましたが、去る第2回定例会の一般質問の際に、公拡法第5条第1項の申し出に関する記載のないということについてのご質問に対しまして、その時点では私、すべてを承知していなかったということは事実でありまして、後ほど調べさせていただきたいというのをはっきり申し上げました。そのときの休憩後に、職員から状況を聞く中で、任意の申し出という中で、そこまで記載の義務はないのではないかと

いう解釈のもとに、そのときには答弁をさせていただいたものでありました。

その後、先ほど申しましたように、この件につきましては改めて調べ直してみました。結果として、今、議員からご質問のありましたような状況の中で調べたわけではありますが、施行規則第5条には幾つかの記載事項が規定されておりまして、その一つに、所有権以外の権利があるときは、その内容を記載する必要があるということでありまして、記載するかしないかは任意ではないということでございました。この場で、第2回のご答弁の内容につきまして訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

では、なぜ記載漏れになったのかということについて調査を試みたわけではありますが、この公法第5条第1項の申し出の際には、法律上において、登記簿謄本の添付を義務づけていないということがございます。ですから受け付けの際に、提出された書類の内容の正否まで確認を行っていないというのが実態でございまして、つまり、形式上の書類審査ということでございまして、結果として、私ども行政側からも適切な指導ができなかったということも事実であるというふうに思っております。

そこで、今後の対応でありますけれども、施行規則に定めがありながら、法律上におきまして登記簿謄本の添付を求めているという若干矛盾もございますので、市としては今回のケースを教訓といたしまして、今後は任意とはなりますけれども、登記簿謄本の添付を指導していきたいと、このように考えているところでありまして、今後におきましては、このような記載漏れという事態は防げるのではないだろうかと、このように考えております。

それから、2点目のご質問ですが、公法第6条、第8条の解釈という中で、仮登記が設定されていたことを承知していたのかという具体的なお質問でありますので、そのことについてお答えをさせていただきますが、私も引き継ぎを受けた中で、当時の状況を調べてみました。結果として3月12日に申出書が提出されておりまして、3月16日に知事から通知書を受けております。

そのときに、いつの段階で仮登記、要は登記簿の確認をしたんだということを調べてみたら、3月24日に謄本をとって確認をしたということでありました。ですから私が4月に引き継ぎを受けた段階におきましては、そのことは担当者から聞いている状況の中で、そこまで詳細はその時点では聞いておりませんでした。その後聞く中で、仮登記というものの性質につきましては、またいろんな議論がございますけれども、基本的には所有権以外の第三者の権利がすべて抹消されなければ契約はしないということは、私、担当のほうに指示をしていました。一般的には、土地売買契約書には、第3条に停止条件というのが必ずついて

おりまして、第三者の権利の抹消義務は相手方にあるわけですので、契約することはできないわけではありませんけれども、私の判断として抹消することができることが確認できなければ契約はしないということにしたわけでありまして、結果として抹消確認をいたしまして、所有権移転登記を行いまして、土地を取得したということでございます。

それから、ご質問の２点目、袋公園の22年度の計画についてでございます。

１点目の不動産鑑定、土地収用等の進捗状況につきましてお答えさせていただきます。

袋公園整備事業は、本年度が事業認可の最終年度となるものでありまして、本年度予算におきましては、２件、土地４筆の取得を予定しているものでございます。

不動産鑑定業務につきましては、鑑定業務を２社に依頼をいたしまして、この鑑定評価書に基づきまして価格評価調書を作成をいたしまして、買い取り価格を決定しているものでございます。

その後、関係する地権者と交渉を行いまして、去る８月19日付で、１件３筆の土地につきまして土地売買契約を締結いたしました。

なお、残り１件につきましては、現在相続の関係から、現在地元にお住まいの権利者の方々と交渉を行っているところでありまして、事業認可の最終年度を迎える中で、今後とも協力をいただけるよう努力してまいりたいと、このように考えております。

それから、２点目の工事の執行予定というご質問でございます。

先ほど、本年度の予算であります、本年３月定例会におきまして繰越明許費の承認をいただいている事業費と、本年度の当初予算において予算をいただいている事業費の２口分の予算がございます。今般、１件３筆の事業用地につきまして土地取得の契約ができましたので、10月中には繰り越し分の工事を発注したいと、このように考えているところであります。工事の概要につきましては、造成工事、給排水工事、電気設備工事などを予定しているものであります。

また、現年度分の事業費につきましては、先ほど申し上げましたが、１件の土地につきまして、関係する相続人の方々とご協議させていただいておりますので、今後はさまざまなケースを想定する中で弾力的に対応していきたいと、このように考えているところであります。

いずれにしましても、本年度平成22年度が事業認可の最終年度となりますので、年度内の完成に向けて努力をしてまいりたい、このように思います。

また、今後の進捗状況につきましては、随時、議会なり所管の常任委員会のほうにもご報告をさせていただきたいと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、私のほうから環境シンフォニックの関係でございます。

現在までに至る口頭あるいは書面による状況ということ、経過です。これから弁護の費用はどのくらいかということでございます。

まず経過について申し上げます。

旧干潟町における一般廃棄物処理業の許可の取り消しに係る環境シンフォニックからの損害賠償につきましては、訴訟となる以前に、市に直接2度の請求がございました。この辺から申し上げます。

最初は、平成19年4月に2億5,000万円余りの請求がございました。市はこれに応じられないということで、棄却をいたしました。

次に、平成20年6月1日に、今度は少し下がりました1億円余りの請求がございました。これにも市は応じられないということで回答を申し上げます。

これらの経過を経まして、平成20年12月に、今度は8,600万円余りの損害賠償、これは訴訟が提起されました。

お尋ねの口頭あるいは書面による陳述の状況でございますけれども、平成21年2月6日に第1回の口頭弁論が開かれまして、原告訴状及び被告である市の答弁書の陳述が行われました。以後、平成22年7月9日までに口頭弁論が12回開かれまして、原告からは9度、被告であります市からは8度の準備書面の提出を行ったところでございます。

なお、この間の期間中の平成21年9月3日の口頭弁論の中におきましては、先ほど請求額が8,600万円だったんですけれども、原告側が請求額を5,900万円余りに縮減をしております。

それから、弁護の費用ということでございます。

弁護費用につきましては、算定のシステムの基準がございまして、いわゆる経済的利益や紛争額、これに基づいて4段階に分かれておりまして、その4段階のものを合計したものが金額になるということで、申し上げます。まず、基準のほうを申し上げます。

300万円以下の部分については、これは着手金と成功報酬の2通りになりますけれども、まず、着手金のほうでは8%、それから報酬の場合ですと16%、それから300万円を超えまして3,000万円以下の部分につきましては、着手金が5%、報酬については10%、3,000万円を超え3億円以下の部分、これにつきましては着手金の場合には3%、報酬の場合には6%、

それから3億円を超える部分につきましては、着手金の場合には2%、それから報酬の場合には4%ということで。

私どもはまだ結審しておりませんで、報酬はまだ出してございせんけれども、出ないというのが正確でございますけれども、着手金につきましては、これを計算式に基づきまして、最初の訴訟額8,600万円、これをもとにしまして計算しますと、328万円ちょっとになるわけですが、これはうちのほうの弁護士が顧問弁護士をされているということで、0.8掛けということでおまけをしていただきまして、262万円になりまして、これに消費税を掛けた275万1,000円、これを着手金としてお支払いしたところでございます。

続きまして、2番目の和解案の提示はあったのかということでございます。

この和解案につきましては、平成22年4月23日の口頭弁論におきまして、裁判所から提示をされました。しかしながら、この和解案については、平成22年5月26日の口頭弁論におきまして、応じられない旨の陳述をいたしました。

それから3点目でございますけれども、和解か判決かということでございますけれども、今申し上げましたように、市としましては、裁判所の和解案を拒否したところでございまして、したがって、現在はこの期日を行進している状況でございます。いずれ判決が出る方向になるのではないかということで考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 再質問を行いたいと思います。

都市整備課長、記載漏れは間違いだったということですね。記載漏れはすべきだったと。でありますので、市長、なぜ関与したくない、関知したくないということを申し上げたかということをお願いいたしますよ。本来関知すべきものはあるんですよ。本来関知すべきものをしてあれば、そういう問題は起きないんですよ。6月議会でどういうことを言ったかといえ、問題ないと言ったんでしょう、あなた方は。そんなふざけたことを言って、ここで間違えましたじゃ、なぜ関知しないとか関知したくないという発言が出るんですか、市長。ちゃんと関知すればそういうことはないわけですよ。

その後、市民からこういうのがありました。議会中継モニター、インターネット等で見た方だそうですよ。市長の発言趣旨は何だったかと。本当にそうやって私が聞かれたんですよ。市長、行政のトップで関与したくなかったら、誰が関与するんですか。

ちゃんと関与してあれば、こういう問題は起きないわけですよ。私どもははっきり言って

調べてきたんですよ。分かりますか、これ、担当、都市整備課長、分かりますよね。千葉県県土整備部用地課土地取引調査室、そこへ出したんでしょう、あなた方は。これちゃんと、室長以下3名が、そこでそういうことはありませんと答えているんですよ。

それでその関係になりますけれども、次の譲渡の問題、記載がしてあったらそういうことはあり得ないでしょうよ。本来記載すべきものがあるんでしょう。仮登記だって記載しなければならないんでしょう、本来ならば。仮登記、所有権以外の権利ですから、そういうことを仮登記されていたのであれば、調査室長以下3名来たんですよ。そして多分その際、こういうことを答えたんですよ。県では、はっきり言って書類に基づいて審査しておりますから、把握できませんと。市でも把握していなかったんじゃないでしょうかと。そこまで県のほうは言っているんですよ。現実はどういうことじゃないんでしょうよ。であるから、6月に私どもはおかしいんじゃないかというふうに言ったわけですから、その時点でこういうことを答えれば、今、こんなことは終わったんですよ。

それで、市長、先ほども冒頭で申し上げさせていただきましたけれども、私どももあの上申書がなければ全然分からなかった話なんですよ。上申書を見た結果、こういうのがあるんじゃないでしょうかと言ったんですから、市長、それを見たときにどうでしたということを答えてもらったんですよ。その辺、どうですか。はっきり言って、6月から今までの今日までの経緯、市長、答弁をお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 上申書をもらった時点で、担当課、関係の職員が詳しくいろんな協議をいたしました。その当時は、それで記載漏れがあったとしても、記載漏れの時点を過失くらいのことでは県は認めてもらえるというような話も聞きましたので、担当の方が一生懸命やっているということで、契約時点でのことでありますので、上申書がどうのというような部分より、県とのやりとり、そういった部分を市の担当のほうに任せているというようなことで信用して、担当課の方々にやってくれというようなことで話をしたようなことであります。

それについて、6月の議場での答弁ということの中では、関与したくない、関知したくないという言葉につきましては、少し適切ではなかったのかなと、今反省をしております、今後、気をつけてそういった部分はやっていきたいと、そんなように思っております。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治）　じゃ、はっきり言って、間違っただということでしょう。本来ならば、市、行政が、こういうことは本来ならばしてはいけないことなんです。だから6月に言っていたでしょう、規則にのっとってやるべきであると。しかし、任意だから記入側の勝手だというような話を皆さんはしたんじゃないですか。

我々だって、それを調べて発言しているんですよ。はっきり言って、その時点で間違っただら訂正すべきだと思うんですよ。それをしないで、今日まで持ってきて、私ども県まで行って、ここまで聞いて来なきゃならないなんていう、そういうことをしなくてもいいわけですよ。どこで調査したかということをはっきりしていなかったわけでしょう、あなた方は。職員の内部で話をして、自分らの都合のいいように勝手に解釈したんでしょう。そういうことじゃないですか。どうですか。

○議長（林　一哉）　日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男）　お答えいたします。

6月の答弁で、記載漏れであるということにつきまして、先ほどご答弁をさせていただきまして、結果として、私どもも県のほうの指導を受けまして、この手続きについては、結果としては問題はないというふうな回答はいただいております。

やはり、先ほども申し上げましたが、行政側での指導の中で、やはり登記簿謄本というのは誰でもが閲覧できますし、交付も受けられるわけでありますので、ただ、先ほども申しましたように、第5条第1項の申し出の中で、施行規則に、日下議員おっしゃるように、書くようなことになっているわけですが、結果としてはそれを確認する手段がないという中で、これにつきましては若干矛盾があるということは申し上げました。県のほうにもこれから、やはり事務指針というのは県では定めることはできるわけありますので、この公拡法の申し出に対する、第4条、第5条いろいろありますけれども、そのほかにつきましても、事務指針の改善というものは求めていきたいとは思っておりますし、先ほども答弁しましたが、私の判断として、今後につきましてはそういった形で手続きをさせていただきたいということで、6月につきましてのご答弁については、申し訳ありません。訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（林　一哉）　日下昭治議員。

○17番（日下昭治）　終わったことを、確かに県にそのときに、今後こういう問題が起きたときにどうしますかと。これを市にもう1回もとに戻してということと言わないでしょうね

と、そこまで確認したんですよ。そこまでは私どもはできませんと。しかし、こういうことが本来ならあってはおかしいでしょうと。そういうことで、それがあると、この第5条、次の第6条、第8条の解釈も知事の許可後だという答弁をされていますよね。確かにそこですけども、県の要綱の中で注意事項があるんですよ。それはやっぱり、届け出、申出の際は土地所有者であることを確認するため、土地登記簿謄本や契約書の提示また写しの提出を求める場合がありますと、それはあれで、その中で届け出、申し出をした土地については、その期間、譲渡、売買、贈与などをすることができません。届け出、申し出をした日から買い取り協議を行う旨の通知をする日まではと入っているんですよ。だから、こういったものをその際記載されていれば、その時点で県はそれなりの指導をされたと思いますよ。それが記載漏れでなっているから、県は分かりません、把握できませんでしたということだったんですよ。

その辺、終わったものを私ども、壊せとかそういう問題ではないんですよ。やっぱり行政は法律にのっとってやってもらわないと、まして、これはちゃんとした監査をやっているでしょう。計数の監査だけでなくして、法律上にのっとった監査もしなければならいでしょう、監査委員は。監査委員事務局、ちょっとその辺も含めてお願いします。服務規程、その辺。ごめんなさい、職務権限。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（平野修司） 監査の範囲等、地方自治法の第199条で定められております。監査委員が必ず行う監査というのは五つありまして、一つは定期監査、それから決算審査、例月出納検査、あと基金の運用状況の審査、健全化判断比率等の審査、これが監査委員は必ず行わなければならないという形です。あと、任意で行うものがありまして、それは随時監査とか行政監査、あと援助団体等の監査等があります。

監査委員におきましては、この関係で、例年各課の定期監査等、あと決算等を行っております。

その中で、書類等の審査を行っておりますが、今後もこのような形で適正な法令に遵守とか、経営的なものとか、あと、効率性のものとか、そういう形でやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） ぜひ、そういったものをやはり法令に遵守した形でやるように心がけてください。お願いします。

その辺は過ちだったということでございますので、その辺は、スムーズに今後も問題のないように進めていただきたいと思います。

2項目目、今年度計画について、先ほど説明をいただきました。なぜこういう形を9月になってお聞きしますかと申しますと、今、冒頭でやりました昨年の取得した工事、緊急性を要するというので、わざわざ土地開発基金まで使って補正を組まないでやったんですよ。しかし、今度は当初予算で組んであるものなんですね。

だから、そういったものは今年度で終了するんですし、できるだけ市民の有益なもののためにやるわけですから、スムーズに早くやるべきであろうと思ったんですね。それがいまだにやっていなく、ちょっと私も勘違いした部分があったんです。土地取得契約等も契約案件に入るのかなと。しかし、5,000平米以下ですから、多分それはないみたいですので、そういうものを含めて、本来ならスムーズにやってほしかったなと、そういうことで去年はあれだけ急いだ事業だったわけですから、本年の9月に補正を組んだので、それからやっても間に合う事業ではなかったのかなと思ったんですよ。しかし、5月に我々知らない中で、土地開発基金で土地まで収用してあったと。そういうことをやったのに、今年度計画は大分遅れているんじゃないかなとそんな感じがしましたので、これはスムーズに今後、できるだけ早くやって、市民のために、それが有益のためだと思います。そうでないと、今のこの土地、駐車場の件だって、あそこで止まっちゃっているんですから、やはり継続できるように、その辺よろしくお願いしたいと思います。

それは答弁だけお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） いろいろご指摘、ご意見ありがとうございました。

来年の桜まつりまでにはぜひ完成させたいと、また、事業認可もございまして、繰り越しにならないように最大限の努力をしていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） よろしくお願いしたいと思います。

もうある程度、終わりましたので、早く行きます。

シンフォニックについて入ります。

今までに何回か陳述が行われたという話でございます。そして、和解案の提示等もあったように今伺ったわけですが、先ほどちょっと和解案でなく、8,600万円ぐらいの訴状だと思いますけれども、5,900万円というのが和解案の提示額ということではないんですか。その辺ちょっと。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 先ほど申し上げました12月に一番最初の請求があったわけですが、これが8,600万円余りということで、途中の経過、さっき5,900万円と申し上げましたが、平成21年9月3日の口頭弁論において、5,900万円ということでございまして、この額が和解案ということではございません。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） そうしますと、和解案の提示はあったことはありましたけれども、まだその辺は公表はできるものではないということですか。それはできるんですか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） これは、先ほど私のほう申し上げましたように、和解案を受け入れていないということで、期日が続行中ということでございますので、できれば差し控えたいなということで考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 分かりました。

例えば、この問題について係争中、裁判でございますので、いろいろあまり表にしないほうがいい部分があると思います。そういうことであるわけでございますけれども、もうそろそろ2年余りになるわけですから、先ほども申し上げさせていただきましたけれども、民事でありますので、やはりだらだらやればいいということではないわけですので、ある程度あるのかなと。どうしても合意に至らなければ、当然そういうことになるわけですが、その際、例えば必ずしも合意に至らないからと、賠償責任を多分負うわけですから、その辺のものとして、これは賠償責任ですよ。それは間違いなくあると思いますので、そうします

と、それが安くなるのか高くなるのか、長くなれば、必ず安くなるということもないと思う
んですよね。場合によっては、いろいろ弁護士費用だとか、そういうものがかさんでくる
わけですから、その辺をどう判断しますか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 確かに、どの辺が妥協線かというのは難しいところでございます。

ただ、先ほど、ちょっと日下議員も申し上げられましたように、これはあくまでも私ども
は被告ですね。要するに、瑕疵ある許可をしてしまった部分の因果関係については、我々は
被告ということでございますので、絶対それがゼロになるということはありませんと思いま
す。

ただ、先ほどの経過を申し上げましたように、最初に2億5,000万円ほど出たものをここ
まで努力してだんだん下げてきて、なるべく市のほうにも負担がかからないようにというこ
とで我々もやっておりますので、その辺の経過をこれからただだらだらということござい
ますが、相手側があることでございますので、その辺のところは弁護士と相談しながらいい
方向が出ればということで考えております。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） できるだけそういうことを、市民に負担がかかるわけですので、これ
はほかからお金は出てこないと思いますので、やはりできるだけスムーズな形でやっていた
だきたいなと思います。

それと、こういった問題になると、過去のものでありますけれども、やはり過去にさかの
ぼっていろいろ考えなければならぬ部分が出てくると思います。ただ、継続されたから、
市が全面的に責任を負うということになるわけですが、市であれ、市民の有意義なお
金を使わなければならないわけですので、その辺をどのような考えを今後持たれますか。そ
の辺、市長、お願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、議員がお話がありました過去の責任というような問題でしょうか。

その辺につきましては、今、なるべく和解金を少なく、今努力して係争している中で、今の
段階では、そういった部分で一生懸命やっているということだけで理解をしていただきた
いと、そんなように思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 理解はさせていただきます。でもやはり、これは私が理解すればいいわけじゃないんですよ。これだけ7万人の市民がいるわけですので、その辺がやはり、理解できるような最終判断をするのが市長だと思いますので、その辺をしっかりと市民向きに判断をしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時45分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 伊 藤 保

○議長（林 一哉） 引き続き伊藤保議員の一般質問を行います。

伊藤保議員、ご登壇願います。

（5番 伊藤 保 登壇）

○5番（伊藤 保） 5番、公明党、伊藤保、議長より発言の許可が出ましたので、通告に従い、質問をいたします。

6月度の質問で、水道管耐用年数を伺いましたが、橋や上下水道、また、港湾岸壁などの社会基盤の老朽化が進んでいます。これからの社会基盤の多くは、1950年代後半からの高度経済成長期に一気に整備が進められたため、今後、耐用年数を超えるものが急増する見通しで、これに伴って、更新費も急増するため、管理する国や地方自治体の財政を圧迫することもあり、対応が求められていますとありました。

今後50年で必要な費用は、国土交通省の試算で約190兆円に上るとされ、このうち30兆円が予算不足に陥ると見込まれております。具体的には、2037年度以降は公共事業予算が賄えなくなり、耐用年数が過ぎた橋や道路がそのまま放置される危険性が生じると言われています。

そこで1点目に、社会基盤の老朽化について、市が管理する社会基盤、橋梁、施設、道路など、耐用年数を迎えようとしているのかを聞きます。1950年代から1960年代に造られたものでいいですので、伺います。

2点目に、乳幼児紙おむつ給付事業について伺います。

この事業は、利用している方に大変評判がよく、乳幼児にかかる家計の負担を少なくしてくれると喜びの声を耳にしています。

現在の利用状況はどのくらいあるのか伺います。

3点目に、家庭で一時的に子どもの養育が困難になったときに子どもを預けることができる子どもショートステイという事業があるとテレビで放映されておりました。この子どもショートステイについて、実施している自治体はどのくらいあるのでしょうか、伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

なお、再質問は自席で行いますので、明快なご答弁をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、議員質問のまず舗装についての耐用年数ですが、おおむね10年であります。

市道延長約1,100キロメートルありまして、そのうち舗装は740キロメートルありまして、整備された時期については、すべて把握できておりませんが、ほとんどが耐用年数を超過しており、今後、補修工事が急増する見通しであります。

舗装の場合は、耐用年数が来たからすぐ舗装するのではなく、破損状況に応じた方法で補修工事を行っております。

また、橋梁の耐用年数は50年としているのが一般的であります。市では管理している橋梁の数は307橋ありまして、建設年が判明しているのは57橋でありまして、そのうち建設後50年を経過したものは1橋となっております。残りの250橋に関しては、台帳とかが不備でありまして、建設年が不明でありました。

以上であります。

○議長（林 一哉） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうからは保育所の施設についての件でお答えをさせていただきます。

耐用年数といいましても、19年度に実施した耐震診断の結果ということでご答弁をさせて

いただきます。

干潟保育所を含む15保育所のうちに、昭和56年6月以降の建築で、耐震診断そのものが不要だという保育所が5か所、それから耐震補強、それから改修が不要な保育所が3か所、耐震補強、改修が必要なのが3か所で、改築が必要だというふうに診断された保育所が4か所ということになっております。

なお、耐震補強が必要となった3保育所につきましては、もう既に補強工事を終了しております。

それから、改築が必要と出ている保育所4か所につきましては、行政改革のアクションプランでも書かれておりますけれども、そういったことを含めて、今後検討していくということにしております。

以上です。

○議長（林 一哉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、生涯学習課のほうから公民館施設につきましてご回答いたします。

私ども公民館施設ということで5館をとらえておりますけれども、先ほどご質問のように、1960年代までというと市民会館だけになってしまいますけれども、この5館につきまして説明させていただきます。

まず、海上公民館ですけれども、昭和56年3月の建設でございます。鉄筋コンクリート2階建てとなっております。耐用年数が50年ですので、平成42年で耐用年数となります。

次に、干潟公民館ですけれども、昭和49年7月の建設で、鉄筋コンクリート3階建てとなっております。耐用年数は、平成36年で耐用年数となります。

次に、いいおかユートピアセンターですけれども、平成2年6月の建設でございます。鉄筋コンクリート2階建てとなっております、耐用年数は平成52年となります。

それと市民会館ですけれども、昭和41年4月の建設でございます。鉄筋コンクリート3階建てとなっております。耐用年数は50年ですので、平成28年で耐用年数となります。

次に、青年の家ですけれども、昭和47年5月の建設でございます。鉄筋コンクリート2階建ての建物でございます。耐用年数は、平成34年で耐用年数となります。

なお、耐震診断ですけれども、いいおかユートピアセンターについては対象外となっております。そのほかの4施設については、対象建築物となっておりますけれども、現在のところ耐震診断等は実施しておりません。しかし、この施設につきましても、現在、公共施設の

見直し方針等の結果が出次第、計画化をしていきたいと、こういうふうに考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 申し訳ありません。答弁漏れしておりましたので。

まず、2点目の紙おむつ事業についてお答えいたします。

紙おむつ給付事業につきましては、子育て家庭の経済的支援ということで、今年度から実施しております、先ほど、伊藤保議員おっしゃられましたように、子育て家庭のお母さん方には大変好評な事業だというふうに私も聞いております。

この制度の概略を申し上げますと、市内に住所を有する2歳までの乳幼児を養育する家庭に対して、月額3,000円の紙おむつ券を支給するということです。したがって、1人の乳幼児に対して2年間7万2,000円という金額分のおむつ購入券を支給するということになっております。

現在の支給人数でございますが、8月末で申し上げます。1,238人、それから購入できる取り扱い店というのが市内で決まっております、市内の16店舗を指定させていただいております。

毎月、出生だとか転入やなにかで、50人程度の方が新たに申請をされているといったように状況になっております。

ちなみに、今の時点で購入券を実施に使用された方、お店で購入された方につきましては9,311枚、金額にして931万1,000円ということになっております。

それからもう一点、子どもショートステイ事業についてです。

子どもショートステイ事業というのは、なかなか認識が薄くて、正直私も初めて聞いた事業でした。調べてみましたところ、はっきり言って老人のショートステイと同じで、お子さんを親が面倒見られないから短期間、1週間程度預かるよという事業内容でございます。県内の状況を調べましたところ、県に確認いたしましたら、県はそういった事業をやっている市町村は把握していないというお話でした。各市町村のホームページや何かで検索していった結果として、県内で実施しているのが、東葛地域の9市のうち7市が実施しているということで、7市を申し上げますと、松戸市、流山市、柏市、我孫子市、市川市、船橋市、浦安市ということでございまして、ただ、この7市が松戸にある児童養護施設1か所と委託契約をして事業実施をしているということでございまして、松戸市に確認したところ、制度としてはありますが、あまり積極的な利用がされているケースはないんですよというようなお話

でした。

松戸市の例を申し上げますと、子ども1人1泊につき1,000円という形で、この児童養護施設に預かっていただくということです。ある特定の養護施設と委託契約をいたしますので、そこと契約をして、年間、要は介護のベッドを買うようなベッド数という確保ということと同じように、1市1人という確保の人員を確保していると。ですから最大7人なんですけれども、プラス1人で8人をいつでも、加盟している市であれば受け入れができるよというような事業内容になっているようです。対象者といたしましては、満1歳から18歳未満の児童ということでございまして、実際に事業実施が松戸市が平成14年度から、それからその他の6市が平成18年度からということで事業を始めているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） それでは、順次再質問をさせていただきます。

道路舗装は10年で寿命が来るということで、順次修繕なり何なりしていくと思うんですが、橋のほうの建築年数が分からない所というのは、どのように確認なり点検なりしているのか、また、耐用年数を延長させるための修繕計画というのはしているんでしょうか。また、優先順位などもお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、橋の修繕の計画でございますけれども、昨年度、国庫補助事業によりまして、橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしまして、市内の307橋梁のすべてを現況の損傷及び変形状態を把握しておりますので、来年度、この結果を踏まえまして、具体的な修繕計画を作成していく予定であります。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 策定していくということですが、点検などのサイクル、今、二百幾つかの建設年数が分からないというお話がありました。その橋とかの点検サイクルというのは2年に1遍とか1年に1遍とかというふうに、これから行っていくと思われそうですが、そのサイクルとかはどのようになっているんでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 点検のサイクルですけれども、国においては、橋梁の点検サイクルは5年程度というふうに考えているようですけれども、本市におきましては、来年度を予定している修繕計画の結果が出ないと、金額面ははっきりしませんけれども、その結果によっていつ直すのか、その損傷状態とかによって修繕していくような計画であります。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 先ほどお話ししたとおり、市も合併して、あと5年で10年過ぎようとするわけですけれども、そういった中で、今後、交付金が暫定的に少なくなってくるということがあります。そういった中で、この庁舎もそうですけれども、こういった古い建物に対して、また、人工物に対して、どのように今後予算づけ、あるいはまたどのくらい概略でかかるのかという試算もしているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 現時点では、すべてのこういった社会基盤の修繕にかかる費用というのは把握しておりません。それらについては、今後、あと5年たてば合併の特例期間が過ぎて、徐々に一般財源も厳しくなっていくという状況でございますから、当然それらについては関係する課から情報を得ながら策定していくというのは、これは財政課のみでできるものではございませんので、全市的にそれは対応して考えていくことであろうと思いますので、その辺は関係課と十分協議しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ぜひ、早目に補強、またそういった延命処置をとっていつてもらいたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

乳幼児のおむつ支給事業ですけれども、先ほど、1,238人が利用されているということでございました。もう少し、今、1か月3,000円で1年間3万6,000円という形で、引換券を事前に1年分渡すということですよ。そういう中で、おむつだけにしか契約書では使えないということで、利用者から、もう一工夫欲しかったんだよねという声がかかなり上がっているんですけれども、それはどういうことかという、粉ミルクかおむつかという選択肢を与えてもいいんじゃないかなというふうには私自身は思うんですが、その辺のところを市長にお聞きしたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） そういうことまで考えておりませんでしたので、今、伊藤議員から提案がありましたその件につきまして、担当とよく精査して、本当にそのほうがいいのかどうかという部分も含めまして、検討していきたいと、そんなように考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） ありがとうございます。

実は、おじいちゃんからお祝いにもらったとか、友達からもらったという、おむつが余ってくるというんですね。そうすると、引換券をその月に使わないで次の月にということはできと思うんですけども、中にはミルクと交換できないかというような声が非常に多いもので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次の3点目に移らせていただきますが、この子どもショートステイというのは、私も聞いてからちょっと調べてみたんですけども、都内ではかなりあるんですね。それと東葛地域と、人口が多い所はもう既に始まっているんですけども、旭市では2代とか3代世代と同居しているので、親に見てもらったり、おじいちゃんに見てもらったりということが多いので、今のところ要望はありませんが、近い将来、全国の各市町村で一つぐらいあってもいいのではないかなというふうな感じがするんです。

というのは、母子家庭の方でいわゆる3人とか2人とか子どもさんを育てているということになると、どうしても精神的なダメージとかそういったものがありますものですから、最近こういった精神的な面での虐待とか、そういったものもありますものですから、その辺のところを考えると、将来的には必要になっていくと思うんで、市としてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 伊藤議員おっしゃることは確かに旭市でも、ちょっと虐待の話が出ましたけれども、児童虐待が大分増えてきていまして、そういったこともあります。それはまたそれで緊急保護する措置というのがとれますから、ちょっとこのショートステイとは若干考え方が違うかなという気もするんですが、実際ショートステイ事業をやるとなると、児童を養護する施設どこかと契約をしなければならない。そうすると、養護施設の

ほうが受け入れてくれるだけの部屋がないと、市が入れたくてもなかなかそれはすぐ実行に移せないという部分もあると思いますし、伊藤議員もご存じでしょうけれども、一般の家庭にお泊まりをさせるといったことを東京都内で実施している所ではやっているようです。ただ、そこまでいくには、ちょっと旭市は人口的にも、それから東京都内にお住まいになっている方と若干条件が違うのかなという気がしますので、当面は、やるとすれば児童養護施設と契約をしてやれる方法がとれればと思いますが、ただそれが果たしてどういったことでいくかというのは、これからもうちょっと勉強させていただいて、将来そういったことが必要になれば、考えていきたいなと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） この各やっている所では、補助金を多少民間に出して、民間で委託しているというのが多いように見えます。その方法とかそういったものも、今後検討していただいて、要望が出てきた場合にはすぐに対応できるような、そういった措置をお願いしたいと思っているんですけども、今後こういった形で、先ほど考えているということですけども、具体的にはそういった、いまだそのことは考えていないということによろしいのでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 今の時点では、まだ具体的にすぐ事業化ということは考えておりません。

参考までに、松戸市とか東葛がどのくらいのお金をかけているかといいますと、年間で委託料として百四・五十万円支払っているようです。やるとなれば、そういったことを予算措置をして、施設にお願いするということになると思いますので、旭市については、まだ今すぐ事業化ということはちょっと考えづらいかなと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 現代社会というのは、変化変化の連続でして、ライフスタイルがどんどん変わってきているんですね。だから今は必要ないかもしれません。しかし、実施している自治体が現実にある以上、旭市でも実施できる方向で準備をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で、私の一般質問は終わります。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（林 一哉） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（２０番 高橋利彦 登壇）

○２０番（高橋利彦） ２０番、高橋です。

大きく分けて４点について一般質問をします。

まず初めに、職員の採用の方法についてお尋ねをいたします。

大学卒業者の就職率の低下、失業率の高止まり、今回の民主党の代表選でも、一にも雇用、二にも雇用、三にも雇用と言っているように、デフレ、インフレの中で、雇用問題は大きな課題となっています。

まして、我が旭市のように、これという企業がない中では、市役所、中央病院、農協は一番の雇用の場であります。その中でも、市役所は勤めたらリストラもなく、給料も景気に左右されずに上がる。そして退職時には高額な退職金、退職後も国民年金とは違い、生活には困らない年金、多くの応募者があると予測されますが、この採用に当たって学科試験はどのようにし、また、面接試験はどのようなメンバー構成になっているのか、それと、今回の採用に当たって、採用予定人数が若干名になっているのはなぜなのか。そして、雇用法が改正され、年齢制限が禁止され義務化されたのに、なぜ年齢制限を設けたのか、お尋ねいたします。

次に、道の駅についてお尋ねします。

先ほど、平野議員から道の駅について質問がありましたが、私は私なりの観点で質問したいと思います。

まず、建設の構想についてであります。車社会を反映した中で、休憩、情報交流、地域の連携等によって、個性豊かなにぎわいの場づくりをコンセプトに、道をただの通過からたまり場として地域おこしに役立てようということで、当時の建設省が平成５年から始めた事業で、全国で１,０００か所を計画し、県内では、最近佐原に開業しましたが、房州の観光地を主に十数か所開業しています。

なぜか国道１２６号線には１か所もありません。これは行政が一番頼りとするコンサル、リサーチの結果だと思われますが、しかし、我が市では初めからもう建設ありきで、場所も未

定、これというコンセプトもない中でのコンサルタント料約四百数十万円の補正予算の計上、これではあまりにも無為無策ではないか。予算を計上するからには、それなりの具体策を持った中でコンサルを活用する、これが筋ではないのか。その意味でも、どのような資金を使い、またどのような補助金を使った中でどのような建設構想を持っているのかお尋ねをいたします。

次に、2点目として、目的等についてお尋ねをいたします。

旭駅前アンテナショップとして、おあがんな旭が開業しました。しかし、大分苦戦しているようです。これらを踏まえた中で、道の駅は何を目的として、またどのように運営していくのか、具体策についてお尋ねをいたします。

次に、3番目として、都市計画マスタープランについて、初めに、目的と目標についてお尋ねします。

先般、都市計画マスタープランが市内全戸に配布されました。しかし、市の職員もどのようなものがいつ配布されたのか知らない中では、一般市民はなおさらで、大部分の市民は全く興味がなく、ごみ箱入りです。

このマスタープランの作成がどのようなメンバーが携わり、どのように検討して作られたのか、理解に苦しみます。それといいますのも、現状を知らないさくら台工業団地の工場建設推進とか、中心市街地への人口誘導等、旧町の過疎化を進めるような施策、また誰も理解できないような炭素型の都市環境など、まさに理解に苦しむようなこのマスタープラン、何を目的に何を目標としているのか。そしてこれにかかわった期間、そして予算は全額でどのくらいかかったのかお尋ねをいたします。

次に、土地利用についてお尋ねをします。

都市計画マスタープラン、これによって、当然のこととして旭市全域が都市計画法の網がかけられる。そして課税の対象となるわけですが、旭市は市とはいいいながら農業地帯、大部分が農振地域の中、さらなる土地の規制の強化によって、土地の活用、利用方法、どのようなになるのかお尋ねします。

次に、滝郷診療所について。

診療問題等についてお尋ねをします。

自治体病院の運営、経営は厳しいものがあります。近隣の市町でも廃業に追い込まれたり、一般会計からの多額の繰り出し、それからすると、我が旭市には、旭中央病院という今は亡き諸橋先生が長年にわたり築き作り上げた、今では全国屈指の自治体病院があります。

旭中央病院は市民はもとより近隣の市町、そして隣の茨城県民の命と健康を守っています。そして、医療についてはこれでいいということがない中で、旧干潟地区にはありませんが、旧飯岡には中央病院直営の診療所、そして旧海上には国民健康保険による海上診療所がありますが、この診療と運営はどのようなになっているのか。また、合併して5年が経過したのに、なぜ病院を二つ持たなければならないのか。それとともに、滝郷診療所についての検討委員会を立ち上げたとのことですが、何を目的とした検討委員会なのか、そして現在までの検討結果について、お尋ねをいたします。

これで1回目の質問を終わりました。あとは自席で行います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の質問に対しお答えをいたします。

私のほうから、道の駅の建設の構想についてと滝郷診療所についてお答えをしたいと思います。

道の駅につきましては、先ほど、平野議員から詳しくいろんなご質問がありました。そして今、高橋議員からあったわけでありすけれども、私もこの道の駅構想、議員になることから、旭市にこれだけの生産地を背負っているのに、やはり発信基地がないと。そんなような中で、ぜひ行政の中でリーダーシップをとってやっていただきたいという思いをずっと抱いておりました。そんな中で、今回こういった道の駅構想といいましょうか、そういった部分をいろんな方々に相談しまして、ぜひやりたいという声があちこちから聞かせていただきまして、そしてそういった準備段階といいましょうか、検討委員会を作って、今、協議をしているところであります。

先ほども、高橋議員のほうからお話がありましたように、道の駅の構想については情報発信基地、そしてまた休憩基地、そういった部分であったわけですが、今は先ほども平野議員がお話がありましたように、通過点ではなくて目的地だと、そんなような思いの中で今、全国でいまだに道の駅があちこちと計画をしている状況があると思います。

現在、全国で952駅があるそうであります。千葉県では21か所設置されておりますが、そんな中で今、近隣、匝瑳市、香取市、山武市、多古町、大きな栗源もそうですし、今度、芝山町がもう一つ、計画を今構想しているというような話も聞きました。銚子市もそんなような思いも今しているところでありまして、こういった状況の中で、やはりこれだけの産地、

そしてまた観光拠点、観光施設あるいはまた、本当に田園風景、海岸、そういったものを資源を抱えている中で、目的地にして、拠点にしていけるような施設をぜひ作りたい、そんなような思いの中で、今、検討委員会を立ち上げた次第でございます。

ご承知のように、先ほど申し上げましたように、農産物は県下一でありまして、水産物は県下二位ということでもあります。市民アンケートによる食の郷構想の中での道の駅、本当にそういった部分も多く多くの市民の皆さん方が要望されているところでありまして、そんな中でぜひ私の任期中にこの道の駅をやっていききたいと、そんなような思いの中で、今考えているところでもあります。

コンセプトというようなのが薄弱な中で、そういうのは無駄ではないかというような部分がありましたけれども、私のコンセプト、市民の皆さん方のコンセプトも大体同じとは思いますが、先ほど何回か申していますように、直売館、大生産地でありまして、その品物を全国に発信したい。旭市の品物が全国で知られるような、そんなようなブランドを作りたいと、そんなような思いが一つであります。

二つ目として、交流施設、先ほどからお話ししましたようにレストラン、ミニ遊園地、体験学習施設、そしてまたふれあいの場を、そんなような思いの中で作っていききたい。

三つ目として、地産地商、先ほど申し上げましたように、地元でとれているものを地元の人が食べていないというような話を多く聞かせていただいています。旭市の消費者が違う所の道の駅へ行って買っているというような状況がたくさん聞かせてもらっているわけでありまして、そういった部分でも、地場産品、そんなものを地産地商というようなことでもやっていききたい。

四つ目としましては、今景気の低迷の中で、長引く不況の中で、雇用創出といいいましょいか、企業誘致がままならないものがあります。この旭市が農業そしてまた中央病院、大きな財産を持っているわけでありまして。そんな中で、自分たちの力で雇用を創出していけるような施設を作っていききたいと、そんなような思いも、この道の駅構想の中にぜひ組み入れていきたいと、そんなようにも思っているところでもあります。

五つ目としましては、旭市全体の存在感、銚子の手前の旭だというような思いを全国に、そんなような思いでありますけれども、中央病院とこの農水産物全国9位、そういったものの中で、銚子の手前の旭だというイメージを払拭したいと、そんなような思いを強く抱いているわけでありまして、そういった気持ちの中で、この旭市の資源を利用して全国に発信したい、基地を作りたい、そんなような思いで今いるところでもあります。

目的についても、今話がまじったような答弁でありますけれども、ひとつご理解をいただきたいと、そんなように思います。

よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 答弁漏れがありましたので、お答えいたしたいと思います。

滝郷診療所についてご質問がありました。

滝郷診療所の建て替えに関しましては、地元住民の要望も強く、地域審議会、あるいはまた地元の方々から、何回となく要望をされております。これは昭和27年に滝郷村営の国保滝郷診療所として開設以来、昭和29年の海上町の合併、平成17年の旭市の合併と2度の合併を経て、現在も地域医療の一翼を担っているところであります。

現在、滝郷診療所のあり方に関する検討委員会に諮問をして、検討していただいていることについて、一つは滝郷診療所の役割について、2番目に滝郷診療所の機能について、3番目に滝郷診療所の運営について、4番目に前3号に掲げるもののほか必要な事項ということで、検討委員会でも、あり方検討委員会を設置し、検討していただいているところであります。

現在の私の気持ちとしましては、滝郷診療所の安定した存続をまず考えていきたい。地域の拠点施設として診療所を置いておきたい、そんなような思いを今持っているところであります。

干潟地域への診療所の新設をというようなご質問も含めてありましたけれども、今の時点では、行政改革の中で非常に厳しいと言わざるを得ない状況だと、そんなようにお答えをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、職員の採用関係についてお答え申し上げます。

まず、1点目は、学科試験ということですが、1次試験のことであろうかと思いますが、1次試験につきましては、東総広域を通じまして、千葉縣市町村総合事務組合で実施する合同採用試験というものに参加をしているところでございます。

試験内容につきましては、上級試験と、資格免許職、いわゆる保育士ですとか保健師等は択一式の一般教養試験と専門の試験、こういったものを実施しております。また、初級の職員につきましては、択一式の一般教養試験と作文の試験ということで実施しております。

それから、2次試験の面接でございます。面接のメンバーというようなことでございます。

面接につきましては、志望動機ですとか積極性、社会性あるいは特技、資格、自己PR、表現力、あるいは判断力、態度ですとかそういった項目について、メンバーとしましては副市長、それから教育長、私総務課長、それから総務課の職員班の主幹、それから消防職については消防長が入ります。そのようなことで行っております。

それから3番目に、採用予定者を若干名ということということでございました。

これは、最近数年間はこういった形で出していると思うんですけども、私どものほうでも合併もございまして、定年退職者というものの数というのは、もう想定はできるわけですけども、定年前にやめられる方が大分多かった。最近でもまだあるわけなんですけれども、その辺のところが、応募要領は7月に配布するんですけども、それまでにはまだそういった方が確定していないというところがございます、やはりその辺の数を見てからでないと決められないということもございまして、若干名という形にさせていただいております。

それから、年齢制限等を設ける必要がないじゃないか、法律は改正になったんじゃないかというところがございますけれども、高橋議員ご案内のとおり、年齢制限ということがございますけれども、まず、法律のほうの関係でというお話がありましたけれども、雇用対策法というのがございまして、これは平成19年10月1日に改正になりました。そういった中で、雇用対策法は全部公務員だけでなく、広く一般に向けた法律でございまして、その第10条で、年齢にかかわらず均等に機会を与えなければならないというのはあるんですけども、実は第37条で適用の除外というのがあります。今ご覧になっているかもしれませんが、第37条の第2項の中に、先ほど言った第10条の規定については、国家公務員及び地方公務員については適用しないという除外規定がございます。ただ、先進の市川市なんかでは、この法律を受けて年齢を一回撤廃したこともありましたけれども、今はまたもとに戻しているということをお聞きしております。

それから、年齢制限をなぜ設けるんだというところがございますけれども、市政を円滑に運営推進していくためには、職員の年齢構成を将来にわたってバランスのとれたものとしておくことが大切であろうということで考えております。

現在の本市の職員の年齢構成、これは高齢化が進んでおりまして、特に若年層の職員は少ない状況、これは合併後に大量退職があったということでございますけれども、長期勤務によるキャリア形成を図る観点、あるいは事業活動の継続や技能、ノウハウ等を引き継いでいくためには、若者の雇用、これが大事になるんじゃないかということで、それから、先ほど高橋議員申し上げましたが、雇用、雇用、新卒者の就職状況が非常に悪いという中で、やは

りまだ今の時点で若者の就職問題、こういったものにも対応していく必要があるだろうということで、年齢制限を設けているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、3点目の都市計画マスタープランにつきましてお答えをさせていただきます。

この都市計画マスタープランであります、おおむね20年後のまちづくりの将来像を示すものでございまして、合併後の旭市の秩序ある土地利用の実現を目指すとともに、誰もが健やかにゆとりと安らぎを感じ、市民が安心・安全で暮らせるまちづくりを総合的に進めていくための指針となるものでございます。

ご質問中に、策定の経緯というご質問と予算というご質問がございました。

策定につきましては、平成19年度から3か年計画で策定をしまいいりまして、市民の代表で構成をいたします都市マスタープラン策定委員会、こちらのほうにご協議をいただいているものでありまして、また、庁内会議も設置してございます。最終的には、市の都市計画審議会、こちらのほうに諮問をいたしまして、この3月1日付で、この都市マスタープランの方針を決定しているものでございます。

それから予算というご質問がございました。

マスタープラン策定委託料としまして、3か年間で2,742万6,000円でございます。

これは、3か年の債務負担行為で進めてきたものでありまして、このうち、本年3月の定例会におきまして、一部772万8,000円ほど繰越明許を再度設定しているものでございます。

それから、都市マスタープランの目的でありますけれども、現総合計画を受けまして策定してきたものでありまして、このマスタープランの中では、市の全域を視野に入れた都市計画区域の見直しを想定しているものでございまして、市民が同じ条件下のもとで安全・安心に暮らすことができるよう、市の一体的なまちづくりを計画的に進めようとしているものでございます。

目標であります、新たに例えば、3町の区域に都市計画を拡大する場合におきましては、当然ながら地域住民との合意形成はもちろんのこと、国や県との事前調整、これは農林調整が主になりますけれども、これらの事前の調整作業にもかなりの時間がかかるものというふうに想定しております。

また、都市計画は市民生活にとって大変重要なものと考えております。とりわけ、先ほど

ご質問がありました農振地域の規制にさらなる土地利用の規制がかかるのではないかと、こういうお話がありましたが、都市計画区域に指定されますと、必然的に建築基準法第6条が適用されることになりまして、住宅等を新增築する場合、建築確認の申請手続きが必要となっております。建築基準法では、接道の義務であるとか、不燃材の使用、それから構造計算を初め、最終的には、細かいところですが、火災報知器の設置等におきまして審査を受けなければならないということになっております。

現状におきまして、昨年度の実績でありますけれども、現旭地域の都市計画区域の地域で、建築確認、これにつきましては198件ございました。海上、飯岡、干潟地区それぞれの地域における確認申請、これにつきましても23件建築確認申請が出されております。都市計画区域外でありましても、一定の建築基準法の適用は現在でも受けておりますので、特定建築物になりますけれども、そういった状況の中で、一定の理解は得られるのではないかと、このように考えているところでございます。

今後も住民説明会等々を開催する中で、現状の旧3町が長い歴史の中で住民の皆様がお暮らししてきたわけでありますので、建築動態等につきまして詳細に調査をいたしまして、住民説明会に臨んでいきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、高橋議員の滝郷診療所についての中で、診療と運営について、それから検討委員会の経過につきまして私のほうからご回答申し上げます。

まず、診療と運営でございますけれども、現在、滝郷診療所では、診療時間につきましては午前が午前9時から12時、午後は午後2時から5時の診療時間となっております。磯村先生につきまして、月曜日は午前と午後、木曜日が午前、金曜日につきましては午前午後をお願いしているということでございます。あと、火曜日、水曜日の午前と木曜日の午後につきましては、旭中央病院から先生を派遣をいただいているところでございます。ですから、滝郷診療所については、土日が休診日で、月曜日が午前午後、火、水が午前のみ、木金が午前午後の診療となっています。なお、運営については市の直営で行っているところでございます。

それから、滝郷診療所のあり方に関する検討委員会の経過でございます。諮問等につきましては、先ほど市長が申し上げたとおりで、委員会の開催状況としましては、第1回目が5月31日に開催しました。これについては市長からの委嘱、それから資料の説明等、それから

6月、7月、8月、大体月1回程度開催しておりまして、診療所の視察、それから資料の説明なり、それから意見の聴取を行っているところでございます。5回目につきましては、10月14日に予定されているところでございます。

先ほど、市長が申しあげました各項目ごと、診療所の現状と改良を望む部分などの検討を進めていただいているところでありまして、いずれにしましても、答申まではいまい少し検討時間も必要かなという状況でございます。

私からは以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問いたします。

学科試験は合同採用試験でやっているということでございますが、この学科試験、毎年同じ点数なのか、まず1点。それから、面接、教育長それから副市長、それから総務課長を含めた中でやっているということでございますが、まず、この学科試験、毎年ボーダーラインが違ふという話を聞いているんですよ。それといいますのは、やはり採用にいろいろありまして、執行を初め市の幹部が採用を頼まれた場合には、あうんの呼吸の中で、その人を入れるべく、例えば今年は50点にしようとか、また、いろいろあるという話でございますが、毎年の採用試験は何点で1次試験、学科試験を通っているのか。

それと、先ほど若干名ということとは、定年前にやめる人がいるからということでございますが、市として職員の人員計画をどういうふうに作ってあるのか、それが作ってあれば、これは若干名というのはいらないと思うんですね。そしてまたその際、定年前の退職者がいれば、これは臨時職員でやってもいいと思うんですよ。それとまた、先ほど課長が行政の場合は年齢制限の撤廃が義務化された中で、公務員はいいという話でございましたが、二・三年前には30歳くらいまでの募集もしましたね。

そしてまた、今年、中央病院が臨時職員を正職員に40名ほどしましたね。その際、まるっきり年齢制限を撤廃したわけですよ。これは市長、よくご存じでしょう。市長のところのせがれの嫁さんも入ったわけですから、そういう中で当然市長だって疑問を持ったと思うんですよ。そういう中で、なぜ自分の都合のいいときはそういう年齢制限を撤廃する。そして今度はこういうときには年齢制限をするのか、まず、その辺をお尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 質問の4点ほどだと思うんですけども、毎年同じ点数なのかとい

うことでございます。これは毎年同じではございません。というのは、ある点数で、例えば100点以上が合格だということをやれば、それに達しないのはゼロの場合もありますし、あるいは何百人と出る場合もあって、そういった画一的な決め方はいたしておりません。それは先ほど言いましたように、採用予定人数によって変わってくるということになるかと思っています。

それから、面接のメンバー、それからあうんの呼吸でという話がありましたけれども、我々はそういった1次試験に基づいて選抜された者を本当にその中で適正な人といえますか、そういったのをディスカッションさせたり、個人の面接をしたり、そういったものの中から選んでいるということで、そのようなことでやっているということではございません。

それから、若干名の職員に関連しまして、職員の人員計画があればということでございますけれども、これは定員適正化計画の大枠はございまして、これも合併してから5か年の中で、ある程度の目標数値を持って、結果的にはそれ以上を、目標以上の定員削減ということを行いました。今後の5か年についても、定員適正化計画で目標とする数字を掲げております。そういった全体的なコントロールはしながらやっている所でございます。

人数を決めちゃって、あと足りない分であれば、臨時でもいいんじゃないかということでございますけれども、その辺はまたいろいろやり方もあろうかと思えますけれども、現状ではこのような形でやっているという所でございます。

それから、年齢制限30歳未満で中央病院の例もあってということなんですけれども、これは先ほども言いましたように、高橋議員もお手元に持っているようでございますけれども、さっき申し上げましたこの雇用対策法の趣旨につきましては、すべからず全般的に年齢制限を設けないというのが趣旨でございます。ただし、それを設けることができる規定が公務員にある。ですから、それを全廃の本法のほうを遵守してやる分には、全然違反でも何でもないということですね。ですけれども、そういった設けることができるわけですから、設けなくてもいいということですね。それは本法のほうが優先してやった例えば市川市なんかも、年齢制限を設けなくてやったという事例はあったんですけれども、応募者が殺到しまして、とてもやり切れないということで、1年ぐらいでまた年齢制限を設けたというような状況のようでございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 中央病院の例を出されまして、年齢制限は取り払ったほうがいいという
ようなご意見だと思いますけれども、そのことは今、課長が答弁されたように、年齢制限を
したほうがいいのか悪いのかという部分は、きちっと担当、そしてまた庁内でコンセンサス
をとりながら決めていきたいと、そんなように思います。

中央病院の私の私的なことについて言われましたことは、中央病院に任せてあるというこ
とでありますので、私に聞かれても困りますので、その点はよろしくお願いしたいと思いま
す。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 中央病院に任せてあるって、一気に40人から臨時職員を正職員にとい
うことになりますと、それは、事業管理者はいますよ。しかし普通であれば、何らか相談が
あってしかるべきなんですよ。それでは、事業管理者というのは市長が決めているでしょ
う。そういう中で、やはり、それは任せられていいかもしれないけれども、ある程度の重要
なことはやはり市長に相談すべきだと思うんです。相談をされないというのは、市長がそれ
だけばかにされているということですよ。そうでしょう。

そしてまた、課長、結局人員適正化計画とか何とかというのがありますけれども、それは
全体じゃなく各課ごとにやってあるんですか。今年も保母ですか、採用の予定になっていま
すね。来年ですか。来年採用の予定になっています。また今年採用したのは4人ですか。一
説によりますとすべて学校の先生の子どもだと。そしてそれがそれなりの能力がなくて、臨
時の職員を対応してくれと、そういう話も入っているんですよ。そういう中で、例えば、保
母、来年採用が1人でも2人でもいいです。将来子どもは変な目に見えていますね。そうい
う中で、その辺を含めた中で、今年の募集をしたのか、これは保育園だけじゃなく、ほかの
セクションもそうなんです。どうなんですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） それでは、定員適正化計画に関しまして、課ごとに作ってあるかとい
うことでありますが、これは課ごとという、そういうものではございません。さっきも言
いましたように、総枠の話でございます。

それから、保母さんの問題で、すべてが学校の先生、これは逆に言いますと、我々は一切
関知する所でない、ないというのは、高橋議員もご存じかもしれませんが、職業安定
法の中で、これは平成11年に指針が出ておりまして、労働者の募集業務の目的の達成に必要

な範囲内で、本文では個人情報収集して使用しなければならないというのがあるんですけども、平成11年に指針が出されて、原則として募集してはならない情報というのが示されました。個人情報ですね。そんな中に、人種ですとか民族ですとか社会的身分、あるいは家族の職業、そういったものが一切とってはいけないということになっておりまして、今、ここに履歴書がありますけれども、一切そういう情報はないんですよ。我々はそういったことを知る余地もございませんので、本当にその辺の所はご理解いただきたいと思います。それは誰が親だか誰の子どもだと、そういったのは実際書くようになっていません。本人の履歴しかございません。これは平成11年ぐらいからこういうように変わったようでございます。ですから、そういったことの誤解のないようにひとつお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） だから、そういうことじゃないんですよ。結局、たまたま採ったら、学校の先生の子どもであったと。それと同時に、やはり優秀な人材を採るためには、毎年一定の学科試験の点数、それは私は決めるべきだと思いますよ。それでなければ、私がさっき言ったように、やはり感情が入った中で、頼まれた中でそういうことも起きかねないわけですよ。それとともに、やはり面接試験の際、公平性を保つために内部だけでなく外部から入れたらどうかと思うんですが、その辺、市長どうですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野哲也） 先ほど、一番最初の質問に返っちゃうんですけども、基準点のようなものを設けて、優秀な者ということですけども、ただ、これは毎年の問題の難しさ、易しさもあろうかと思います。毎年、これは平均点自体を見ても上下はしているわけですね。そういった中で画一的にはできないということで、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、面接の中に外部の人を入れてはどうかということでございますが、ちょっと調べた資料があります。ちょっとお待ちください。

この関係でございますけれども、例えば応募者が500人とか1,000人、こういった多くの採用を予定している大きな団体、そういった所では、確かに最終合格者を決定する場合に民間のお力をおかりしている所があるようでございます。旭市くらいの所ですと、現在そういったことは考えなくてもいいのかなと。参考までに申し上げますけれども、県内で6団体くらいがやっている所があるということで承知しております。そういうことで、旭市の場合には

小さい市でございますので、そこまでやらなくても選抜はできるということで、現在やっております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、4時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 4時 5分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 先ほどの件ですけれども、これは要望ですから、優秀な職員を採るため、またそういう中で、情実にとらわれない採用方法を十分検討していただきたいと思います。

それでは次に、道の駅の問題でございますが、市長は任期中にぜひやりたいということで、今回この予算を付けたと思いますが、ただやりたいだけじゃ、それはただ作れば、例えばおれのときに学校を作ったんだ、それから道の駅を作ったんだということになりますけれども、税金を使うんですから、そういうことではないと思うんですよ。そういう中で、例えば直売館を作る。旭のブランド品を云々と言って、果たして、じゃ、あそこに旭のブランド品を出せる人がどれだけいるのか。逆にあそこに出せる人は二流、三流の人になっちゃうんじゃないかと思うんですよ。ブランド品を出せるというのは、それだけの量をやっていきますから、少量では手間も何もないわけですよ。そういう中で、果たして直売館で旭のブランド品を名乗れるものを出せるのか、それから体験、それからふれあいの場を作るといいますが、じゃ、それに対して、どのような補助金、それから資金を使うのか。それとともに、先ほど平野議員の質問に対しての答弁で課長が答弁していましたが、検討委員会、その答えが出るのが3月、4月、そういう中で、果たしてこの予算をどのように活用するのか。コンサルというのはどういうものなんですか。何もない中でコンサル、相談も何もできないでしょう。その辺どういうふう to 考えているのか、また、地産地商といいます、それは地元業者との兼ね合いをどうしていくのか。また、雇用場を作るといってございまして、大体どの

くらいの人をそこで雇用するような計画があるのか、何もない中でコンサルを頼んだって、コンサルも困っちゃうと思うんですよ。そういう中で答弁いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、いろいろ出していただきましたご意見、そういったものを検討委員会の中で十分意見交換をして、そしてまた意見を出し合ってコンセンサスを今作っているところでありまして、それぞれかかわってくれている人は、ある程度専門の人、そしてまた消費者というようなことの中で、道の駅をどう思うのかというような人が大勢、それこそ数が32名では多いではないかというような話もあったんですけども、いろんな市民の分野から検討委員会に加わっていただきまして、今、議員がおっしゃられましたことについて、検討を今、してもらっているところでありすけれども、コンサルにつきましてはそういった部分、具体的に旭市としてそういったことの中でどれだけのことをやれるのか、そんなような話もきちっと相談相手になってやってもらおうと、そういったことで今検討委員会の中のコンサルタント料、そういったものを今、予算組みをしているところでありす。

また、道の駅ということでありまして、直売館だけではないわけでありまして、そういった部分での旭市の集客施設といいましょうか拠点施設として、どれだけのものを作って、いろんな採算性、そういった部分も確かに精査していかなければならないわけでありすので、そういった総合的ないろんな部分で検討を加えてもらいたいと、そんなような話の中で、今、検討委員会に伝えてあるわけでありすので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私の質問に対する答弁とちょっと違うんですが、結局、何の具体策もない中で、コンサルというのは助言とか提言とか指導とか、そういうものをするのがコンサルでしょう。それが何もない中で、コンサルタントがどういうふうに助言、提言できるのか。そしてまた予算を組んでありますが、この予算、3月といたら何だかんだ、3月を過ぎちゃうと思うんですよ。どういうふうにこれを使うのか、せっかく予算を組んでも使い道がないでしょう。

それと同時に、施設もそうなんです。建物を建てる、何を建てる、これはできるかもしれませんが。しかしながら、まず土地ですよ。これは土地は相手のあることです。そういう中で、まず土地の確保を含めてどういうふうにしていくのか。建物を建てたって、コンサ

ルが、場所によってはまた助言、提言が全然違っちゃうわけですよ。

だからそういう中で、具体的にどういうふうを考えているのか。ただ、作ればいい、そんな考えじゃ困ると思うんです。やはり後の始末、それを考えないと、そういう中でどういうふうを考えているのか、答弁いただきます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員のほうから何点かご質問ありまして、1番目に旭市のブランドということで、多分議員おっしゃるのは、旭市には大きな農業経営者が多いというようなことで、なかなか直売所のほうへ持ってきてくれるかなという部分があるかと思っています。今回、推進委員の中にもJAにも入っていただいています。あるいは旭市の中には、JAを通さないでいろんな法人の団体に農産物を販売している方々もいる。そういう力をかりたいなど、そんなふう考えております。

それと、いろいろ補助金等云々ありますけれども、実は農水省の補助金につきましては、平成24年度に活用したいというようなことで、一応手だけは挙げてございます。そんなことで、できましたらこの9月にコンサルを入れまして、そこで具体的なことを練って、さらに平成23年、具体的な土地等も含めまして検討して、24年にもし国のほうがいろんな補助金が用意いただければ、そこから入っていききたいなど。

そのために、実はこの9月にコンサルを入れたい。そのコンサルの目的につきましては、地べたがということがありますけれども、例えばどのくらいの土地が旭市として妥当なのかどうか、あるいは、先進地の事例であれば、どういう資金を活用したいろいろないい事例があるかどうか、例えば民間資金の活用、佐原の道の駅、ここは民間資金の活用等もしております。そういう面も含めて、我々が持っていない情報、そういうものも民間のコンサルからも吸収して、事業の推進にしていきたいと、そんなことで考えております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） コンサル、コンサルと言いますけれども、いいおか荘はコンサルを入れたって、今度はコンサルの計画に従ってやったら、逆に赤字が増大しちゃうような施設の改修をするわけですよ。それと同じで、どれだけコンサルがノウハウを持っているのか。

そんな中で、また、多古、それから八日市場のふれあいパーク、この現状はどんなふうになっているのか。その辺把握していると思うんですよ。

それとまた、おあがんな旭、これは旭市のアンテナショップということですが、そしてま

た、126号線には道の駅が一つもないわけですね。そういう中で、先ほど、課長はいろいろ先進地を視察と、場所があるわけですよ。その地域地域の特徴があった中で、果たしてそれをここへ持ってきたから合うということはないわけですよ。いずれにしても、先ほど申しあげましたところの状況はどうなっているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 地域の状況というようなことで、知っている限りのこととお話をさせていただきたいと思います。

まず、多古でありますけれども、議員の質問にありましたように、多古は多古米をメインにして直売施設、あそこが相当の集客を集めているのかなと。それと一部花を、聞きました所が多古という地域は月に1度墓まいりをする、そういう習慣がある。だから毎月1回は花が売れるよという、そういう地域性を含んだところでうまく直売施設を仕組んでいるよと。それと隣のふれあいパーク、先般も経営をしている女性の方にもお話を伺いまして、多分行っていただいたら分かると思いますけれども、この間までは小さいカボチャですが、坊ちゃんカボチャを約300本ぐらい棚状にして植えてあったり、今はキュウリ、そういう人目を引くような体験、そういうようなものも用意しながら、ふれあいパークを今活動していると。

特に、そのふれあいパークの経営者の方からは、旭市がもし造ったとしたらば、ちょっとこれは脅威だねと。何で脅威かというようなことは、匝瑳市から比べると、旭市は農産物が豊富であると、そんなことで経営者の方からお話を伺いました。できれば二つの施設、共存共栄でいきたいねというようなことで、そんなことで、我々もほかの施設とけんかをすることなく、例えば、うまくよそのいろんな事例を組み込んで、旭市に合った施設を検討していきたい、そういうふうに考えております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 次に、目的についてお尋ねをします。

アンテナショップ、今、旭の駅前にありますね。答弁、1、2、大体同じようなものなんですが、そういう中で、旭のアンテナショップは現状どうなっているのか、その辺を踏まえた中でどういう計画を組むのか。そしてまた、今、よそとけんかと言いますけれども、やはり商売ですから、ある程度これはパイは一つですから取り合いということになっちゃうわけですね。そういう格好のいいことは言っていられないと思うんですよ。多古、それから八日市場、ですから先ほど答弁なかったんですが、内容は今どうなっているのか、それから126

号線にないのはなぜなのか、その辺お尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 個々の経営の状況につきましては、ちょっと具体的な資料が手元にありませんので、ちょっとお答え申し上げられません。後ほどまた資料等確認させていただきたいと思います。

あと、126号線になぜないかというのは、個人的には、用地が確保できないのかなというふうには考えていますけれども、ということによろしいですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） やはり検討委員会を重ねている中では、当然この近隣の経営状況は知っておくべきであるし、126号線にないということは、じゃ、旭にもないということなんですね。そうじゃないですか、市長。どこか飯岡のほうにあるんですか。現在、検討している場所は、土地は。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 土地については、それこそ一番重要な問題だと思いますし、私が発言をしたら、それが波及をするというようなことで、できるものもできなくなっちゃうんじゃないかなと、そんなような思いで、個人的にいいなと思っている所は、旭市の市内の住人でするので、あるはあるにしましても、まだどなたへも私がいいと思うというようなことは言ったことはありません。ゼロからの出発で検討委員会の中でやってもらうということで、ご理解いただきたいと思います。

もう一つついでに、立たせていただきましたので、きのう、実は多古町の町長と香取市の市長とちょっと会いまして話をしまして、道の駅の構想について話をしました。多古町の町長、菅澤町長が言うのには、一番の問題はやはり、先ほど高橋議員がおっしゃられましたように、品物を持ってきてくれる人がいるのかどうか、それが確保されれば道の駅は大体大丈夫だと。香取市の市長も、やはり道の駅といっても、一番やはりお客が寄るのは直売施設だと。そんなようなことを言っていました。そういうことで、十分そのことは肝に銘じて検討していきたいなと、そんなように思っています。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしましても、この道の駅、成功するかしないかは、まず場所、

それとともに、いかに人集めをするか、そしてまた、そういう中で、旭のブランドという中で、やはり農協を含めた、そして生産者も大型生産者、これを集めなければ、本当のただ単なる直売所、これで終わってしまうと思うんですよ。そういう中で、ただいま、市長はある程度の場所、目星がついているということでございますが……

(発言する人あり)

○20番(高橋利彦) 目星はないですか。それなら、この道の駅、よくゼロからゼロからと、予算を組んで、それでゼロからと、こんなばかな話ないと思うんですよ。やはりもう少し、やるという考えに立ったら、やっぱり信念を持って、そして後を、絶対経営は盤石だと、そういうことにしなければならないと思うんですよ。そのためにどういう考えを持っているのか。

○議長(林 一哉) 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長(明智忠直) ご意見、本当に大事に考えていかなければと、そんなように思っております。ただ、道の駅を造るという考え方の中で、いろいろ考え方があると思います。私は土地は最後でいいのではないかと。旭市に合った施設はどんなものかと、そういった部分からまず検討していただきたい。土地は当然みんな誰も分かっていることでありますし、土地といいましょうか、場所が第一であります。この成功するかしないかは場所が第一であると、そんなような思いは、誰もが、旭市民のある程度の方が誰もが分かっていることと思いますので、土地のことにつきましては最後の最後に決定していきたいと、そんなように思っているところであります。

また、思いは、先ほど高橋議員のときに言いましたように、直売だけではなくて、旭市がいろんな部分の資源を、道の駅を拠点にいろいろあると思います。屏風ヶ浦のとか、光と風の展望館、あるいはまた大原幽学、そういった部分の観光施設をめぐると、そういった部分でも、先ほどパイは一つだと高橋議員が言いましたけれども、パイを大きく拡大するための一つの施設にもしたいと、旭市へ来ていただける客を呼びたいと、そんなような施設にもぜひしていきたいと、そんなような思いでありますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○議長(林 一哉) 高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) では次に、都市計画のマスタープランの目的と目標についてであります。20年後の秩序あるまちづくり、そういう中で、このマスタープラン、2,700万円ほど

かけたわけですが、なぜこんなにかかるのか。特にゴーストライターというのを聞いたことがありますね。ゴーストライターだって30万円、50万円で作るんですよ。これだけかけたということは、市は全然関与しないで全部お任せであったのか。当然そうでしょう、債務負担行為で3年かけて金払ったんですから。マスタープラン、印刷だけなら今年だけの予算で足りたわけですよ。こんなにかからないわけですよ。恐らく、これは外部にみんな任せた。そういう中で、もう少し作るとき、精査してよかったと思うんですよ。例えばさくら台の工業団地、工場の建設の推進とか、もうさくら台は既に全部企業誘致がなって、工場が建っているわけですよ。またそのほかにも、中心市街地への人口の誘導なんかとありますけれども、そうなったら、旧3町はなおさら過疎化しちゃうんですよ。そしてまた、こういう誰が、ここにいる皆さん、炭素型の都市環境の整備と言っても、何が何だか分かりますか。

まさにこれは業者が作った金太郎あめみたいな都市計画ですよ。当然これを市民に提示したって、市民は、じゃ、果たしてこのマスタープランによって何が成るか。ただ、市が作ったあの計画だなど、よくなればいいやと、それで済んじゃうと思うんですよ。その裏を分らないわけですよ。都市計画法の網がかぶせられた中で、住民に何がメリットがありますか。建築確認作れば金がかかる。それから、4メートルの市道、あれが、市道がなくて家が建っているのもいっぱいあるわけですよ。そうすると、えらい負担になる。そして最終的には今度は都市計画税がかかるわけですね。都市計画税をかけた中で、外郭の住民はどれだけメリットがあるかということなんですよ。その辺、答弁いただきたい。市長のほうがいいでしょう。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

まず、マスタープランの費用ということがありましたけれども、これにつきましては、私が引き継いだときには既に契約ができておりまして、また、議会のほうにもご承認を賜っているということで、私どもとしては考えております。

それから、中の文言の中で、さくら台の工場の推進であるとか、中心市街地への誘導、逆に言えば、旧3町の過疎化が進むのではないかと、いろんなご質問がございました。

先ほどもお話ししましたように、1市3町はやはりそれぞれ長い歴史の中で住民生活が営まれてきているというのが事実でありますので、当然ながら、例えば干潟であれば農業中心であり、飯岡であれば漁業中心でありとか、いろんな特性の中でこれまで生活が営まれてき

ているわけでありまして、それぞれにやはり建築の対応というのは違ってくるだろうと思っております。そういった中で、良好な市街地というもの、また、既存の農業集落というものもきちっと守っていく必要もあるだろうというふうに思います。

1回目のご質問の中でも、農振法の中にとありましたが、旧旭市におきましても、基本的には農振法の地域と、それから都市計画区域の区域がすべて一緒であります。ただ、その中に、都市計画区域の中で農用地区域が除かれると、そういう判断でありまして、また一方では、そういったものにつきましては、農用地につきましては、農振法の中でまたそういった法律的な手続きがあるわけでありますので、良好な市街地を誘導するという中で一番大きなのは、道路の負担の話がございましたけれども、緊急車両、消防車両等が通行できるというのがやはりまちづくりの基本であると思っておりますので、そういった中で、建築基準法の適用があるということが逆に接道義務というのがありますので、道路要件等がありますので、結果として、住民が安心して暮らせるまちづくりを進めることができるのではないかなと、こんなふうに私としては思っています。私の立場としてはやはり、安心なまちづくりを進めていくということを考えているところでございます。

それから、都市計画税の話がございましたけれども、これにつきましては、私のほうは都市計画区域ということの中で必要性についてお話をしているわけでありますので、税については私がお答えする立場にございませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(発言する人あり)

○都市整備課長（伊藤恒男）　ちょっとすみません。

○議長（林　一哉）　ちょっとお待ちください。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男）　ちょっと手元に細かい資料がなくて、十分なお答えができるかどうかあれなんですけれども、委託の内容ということでここにメモがございまして、データの解析とか、現況と課題の整理というのがまず平成19年度に行っています。それから全体構想の検討、こういったことが20年度に行われております。それから21年度には地域別構想及び実現化方策の検討と、それから都市マスタープランのまとめ、それから住民説明会への対応ということであります。

中身でありますけれども、私は21年度から担当しているわけでありまして、その際に、やはり策定委員会の中で、直接的にいろんなご意見を伺いました。そうした中で、地域別構想

を作るという中で、私が引き継ぎを受けた段階では、四つの地域別に区分をされた構想がありました。これについてはすべてこれをやめさせまして、基本的には旧1市3町の区域でもって構想が作られておりましたので、それについてはすべて見直しをさせました。基本的にゾーニングの話になりますけれども、基本的には市街地ゾーンという中央部、飯岡の旧国道も含めて国道からJRの中央部、それから田園と台地のゾーンということと、それから海岸の海浜ゾーンという、こういった大きな三つの中の類型としては似たような区域についてゾーニングを示しまして、そこに課題であったり、そういったものを整理する中で、また、方向性についてそこで論じるということを21年度中にかかってしまったと。その中で結果として、本来、21年度で終了すべき業務でありましたけれども、22年度に一部繰り越しをお願いして、承認をいただいたと、こういうことでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 2,700万円の内訳ですよ。結局こういうリーフレットのなものに幾らかかったのか、あとは業務委託に幾らかかったのか。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

細かい内訳はないんですが、基本的にはリーフレットの作成であり、そういったものについてはずべてこの金額の中に入っております。

以上です。

（発言する人あり）

○都市整備課長（伊藤恒男） 大変申し訳ないんですが、ちょっと手元になくて、申し訳ありません。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 十分なお答えができるかどうか分かりませんが、まず、さくら台でありますけれども、私も何度も行っているわけでありまして、基本的に企業については、分譲はすべて済んでおります。ただ、やはり大規模な空地がございますので、そちらのほうの誘導というものは必要だろうというふうに思います。

それから、なぜ工業団地について特定すべきかといいますと、やはり住工混在というのはきちんと避けなければいけないということでもあります。やはり都市計画がないと、ある程度、

特殊建築物は建築確認が必要でありますけれども、そういった住工混在というものの解消ができないということが考えられます。

ですから今申し上げましたように、都市計画を引いた中では、既存の旭の鎌数工業団地は工業専用地域でありますので、基本的にはさくら台については工業専用地域として工場以外建たないという制限を加えたい。これは逆に言えば、住工混在を防ぐということになります。

それから、カンソ型の都市型の都市環境といいますのは、ちょっと詳しくは分からないんですが、逆に言えば、市街地の空洞化というのがある中で、お年寄りが市街地の中に残されている場合があります。カンソ型の都市型というのとは、要は歩いて買い物ができるというのが想定される中で、そういった……

(発言する人あり)

○都市整備課長（伊藤恒男） 炭素ですか……

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時36分

再開 午後 4時44分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長（林 一哉） おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

○議長（林 一哉） 引き続き高橋利彦議員の一般質問を行います。

答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 私のほうで聞き取りができなくて、お答えができなくて申し訳ございませんでした。

1点目、さくら台工業団地の工場建設でありますけれども、改めて今見ましたら、分譲の完了したさくら台工業団地というふうに記述してございまして、一方では、私どもとしては、空いている土地について、工場建設の推進、またそれによる就業の場の創出ということで、この中に記述をしたものであります。ただ、そこには産廃関係の事業所が入っておりますので、一定の空閑地が必要だということでも理解をしているものでございます。

それから、低炭素型の都市環境形成ということでのご質問であります。

この項目では、やはりこの1市3町というのは自然に恵まれていると、また、豊かな台地、斜面林等があるわけでありまして、こういった地域、あるいは海岸地域の山林、こういったものをきちんと保全をする方針が必要であろうと。そういった中で、生態系や環境に優しい低炭素型の都市環境の形成が必要であると、このような記述をしたものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、こういう市で作る計画、これはやはり業者に頼むのではなく、やはり市が作るべきだと。それで誰もが理解できるようなリーフレットとか、そういうものにしていただきたいと思いますよ。そうでないと、幾ら行革行革と言ったって、結局こういう経費はかなりかかっていると思うんですよ。

そしてまた、あとはマスタープランによって、都市計画税はいつごろからかけるのか、かけていくのか。それとともに、この都市計画税はどういうふうに使われるのかお尋ねをします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 現在のところ、全く検討はしておりません。といいますのは、前回、たしかご質問であったと思いますけれども、旧旭市、それから3町、マスタープランのほう

もですね、マスタープランの検討を踏まえて、今後検討されるであろうというふうに想定しております。ただ単に税務課のほうで税条例のほうを改正するということはできませんので、当然、全庁内で検討した上で、条例を制定するかどうか、線引きするかどうかということになろうかと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） この税を何に使うかということで、実際にまだ税を取る取らないが決まっていない中では申し上げようがないんですけども、ただ今、旧旭地域で都市計画税を取っております。これらは当然、都市施設の整備というのが大きな項目、目的税としてあります。それらの整備のために充当するというのが、まず大きな目的であろうと思います。ただそれで、都市計画税、目的税といいながらも、実際に収入として入った中では一般財源になります。ですから、その中でどういう使われ方をしたかというのは、内部で振り分けるというのは、それはちょっと話が変わですけども、そういう形になるんだと思います。

ですから、都市施設というのは代表的なものは何があるかということなんですけれども、従来でいえば、都市計画の公園、それから都市計画道路、それから例えば下水道、それからあと、ごみ焼却施設も都市計画区域の中に作りますと都市計画決定しなければいけませんから、そういうものも必要、例えばあと火葬場なんかも都市計画決定するというところでございますので、そういったものもこういった税が充てられるということになるんだと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 都市計画税、今使い道を答弁いただきましたが、実際問題、公園だって旭市には十分ある、それから、下水道だって今では負担になっているわけですよ。あの下水道なんか年間4億円から垂れ流ししている。借金ならいつの日かなくなるけれども、この下水道の繰り出しの負担というのは、もう極端に言えば、永久的に垂れ流しの税金なんですよ。そういう中でまた道路云々と言いますけれども、交付税というのは人口、道路、面積で来ているわけですよ。いずれにしても、外郭は旧3町、都市計画税を課税されても何らメリットがないと思うんですね。ですから、そういう中でこの都市計画税については、もうなるべくかけないと、このような方針でいていただきたいと思います。

それから次に、滝郷診療所の問題でございますが、滝郷の診療所はいろいろ検討委員会などで検討されておるわけでございますが、なぜ中央病院の傘下に入れて、この滝郷診療所を

継続していかないのか。そうすれば、医者の問題とかなんとかもいろいろ、それから業務の問題でも、専門屋は専門屋の中でスムーズな診療所の運営ができると思うんですが、その辺お尋ねすると同時にまた、干潟地区には行革の中で厳しいから作らないということでございますが、政治は弱い者を助ける、これが政治だと思うんですよ。行革でそんなに厳しいなら、なぜ今までこんなに公園も作ったのか、それから下水も作ったのか、行革で厳しいという中で、干潟の住民は健康はどうでもいいということになっちゃうわけですが、その辺、答弁をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） なぜ中央病院の傘下に入れてというご質問ですが、現状今、あり方の検討委員会をやっているところでございます。そういった中で、いろいろこれからの診療所のあり方を検討しているわけでございますけれども、今のところ傘下ではなく、現状のままで現状はいきたいと考えているところでございます。

○議長（林 一哉） では、市長。

○市長（明智忠直） 中央病院の傘下ということで、滝郷診療所はということでありますけれども、中央病院とも、その辺については、まだそういった具体的な部分では話をしておりませんし、今、あり方検討委員会が諮問して、審議していただいている途中でありますので、その中でそういった部分が議論に出るのかなと、そんなような思いもあります。

今、中央病院は本館建て替えというような部分、再整備事業をまず最優先してやるという中で、そういった部分でも、まだ具体的には話は進めていないわけであります。

また、干潟地区で診療所というようなことはいらないではないかと、干潟地区は病気にかかったらほうっておけばいいというような話、極論でそういった話をされたわけでありますけれども、行革が厳しいからというようなことは、私も答弁したつもりはありませんし、取りあえず滝郷診療所の問題を解決していかなければというような部分の中で、今いるわけありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、滝郷診療所はやはり中央病院の傘下に入れた中で、協力してくれるなら磯村先生に協力してもらおう。そういう中で、海上地区の住民の健康を守っていくのが本当だと思うんですよ。そういう中で、ぜひ干潟にも診療所の建設をお願いしたいと思います。それがまた合併した中で、3町の均衡ある発展と同時に、地域の旧3

町の住民の健康を守る。今までの5年間、予算の使われ方を見ますと、ほとんど旭市に偏っちゃっているんですね。まさにそういう施策では、干潟、海上、飯岡は遅れているというのが現状なんです。合併したからにはやはり均衡ある発展、それをお願いしたいと思うんです。市長、どうですか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） もとより、均衡ある発展、バランスのとれたまちづくりは基本に置かなければならないわけでありまして、旧旭市だけが施策を遂行しているというような部分というのは、違った見方をすれば、干潟のほうには、長熊、谷丁場遊正線、南堀之内線の延伸、いろんな部分でやっているわけでありまして、海上にしてもいろんな部分で道路の整備、飯岡にしてもいろんな、いいおか荘、ある程度景観、そういった観光資源、そういった部分では、やっているわけでありまして、そんな中で、干潟診療所といいましょうか、そういった部分がぜひバランスのというような部分でありますけれども、とにかく滝郷診療所が今議論に上がっているわけでありまして、これをどうするかという部分をしっかりと結論を出して、それでその後、どういうことになるということでご理解いただきたい。

また、滝郷診療所につきましては地元の方々、取りあえず診療所という形のほかに、やはりコミュニケーションの場といいましょうか、そういった部分でもぜひ必要だと。長くやっている中で、実質あまり、採算が赤字になるのかもしれませんが、実質は黒字が出ているわけでありまして、基金もあるわけでありまして、そういった部分でぜひやってほしいというような部分がありますので、この滝郷診療所を先に結論づけていきたいと、そんなように思っているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、滝郷の診療所を一日も早く中央病院の傘下に入れた中で、海上地区の住民の健康と命を守ってもらう。そういう中で、干潟にもぜひ診療所を建てていただきたいと思います。建てて、干潟の住民の健康と命を守っていただきたいと思います。市長、今、病院長のほうを指さしていましたが、事業管理者、これは市長が決めることです。市長がこうだと言えば、これは事業管理者としてもそれについては何も言うことができないと思いますので、そういう中でひとつよろしく申し上げます。

これで終わります。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（林 一哉） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時59分

平成22年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成22年9月8日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

追加日程第1 議案上程

追加日程第2 提案理由の説明

追加日程第3 議案の補足説明

追加日程第4 議案質疑

追加日程第5 常任委員会議案付託

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也
15 番	木 内 欽 市	16 番	佐久間 茂 樹
17 番	日 下 昭 治	18 番	林 俊 介
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦
21 番	林 正一郎	22 番	林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者	吉 田 象 二
秘書広報課長	米 本 壽 一	管 理 改 革 長	林 清 明
総 務 課 長	平 野 哲 也	行 政 推 進 課 長	神 原 房 雄
財 政 課 長	加 瀬 正 彦	企 画 課 長	堀 川 茂 博
市 民 課 長	石 井 繁	税 務 課 長	浪 川 敏 夫
保険年金課長	花 香 寛 源	環 境 課 長	石 毛 健 一
社会福祉課長	在 田 豊	健康管理課長	林 芳 枝
高 齢 者	渡 辺 輝 明	子 育 て 支 援 課 長	横 山 秀 喜
福 祉 課 長	堀 江 隆 夫	商 工 観 光 課 長	北 村 豪 輔
農 水 産 課 長	伊 藤 恒 男	建 設 課 長	佐 藤 邦 雄
都市整備課長	高 山 重 幸	下 水 道 課 長	佐 藤 清 和
会 計 管 理 者	小 長 谷 博	消 防 長	渡 辺 清 一
水 道 課 長	鈴 木 清 武	病 院 事 務 部 長	増 田 富 雄
病院経理課長	加 瀬 寿 一	国 民 宿 舎 支 配 人	平 野 一 男
庶 務 課 長	野 口 國 男	学 校 教 育 課 長	高 野 晃 雄
生涯学習課長	平 野 修 司	国 体 推 進 室 長	伊 藤 浩
監 査 委 員 長		農 業 委 員 会 長	
事 務 局 長		事 務 局 長	

事務局職員出席者

事 務 局 長	堀 江 通 洋	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘

開議 午前10時 5分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 滑 川 公 英

○議長（林 一哉） 通告順により、滑川公英議員、ご登壇願います。

（12番 滑川公英 登壇）

○12番（滑川公英） おはようございます。12番、滑川公英です。ただいまより一般質問をいたします。

平成22年旭市議会第3回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき誠にありがとうございます。

民主党は代表選挙真っ最中、菅総理が続投なるか、豪腕の小沢一郎が総理になるのか、国の23年度予算に直結する代表戦で、地方自治体の財政運営にも、それ相当の影響が出るものと思われまふ。いや応なく国民の誰しもが注目するところで、来週14日には決着します。どのようなになるのでしょうか。

では、一般質問をいたします。

大きい1といたしまして、行財政改革について。

6月議会において、行財政改革については、タイムアウトでしたので、もう一度質問させていただきます。

1 として、事業仕分けについて。

市長は、6 月議会で行っていかないと答弁しております。が、導入する自治体が相次いであります。名称は、事業仕分けないし事業見直し等です。行財政改革のために、行政改革推進課を設置したわけですが、本当に全庁ににらみがきくポスト、人材なのでしょうか。

皆様もご存じのように、旭市の場合、総務課がトップのように見受けられますが、それゆえに事業見直し、事業仕分けには、民間の目線、認識が絶対に必要だと思いますが、市長のお考えを改めてお示し願いたいと思います。

2 番として、道路整備について、6 月議会に続き質問いたします。

新市建設計画になかった公園や道路が予算計上されたり完成していますが、合併した 1 市 3 町の中で、4 メートル未満の生活道路の舗装は、旧旭市が一番遅れていると思われます。建設課長はどのように思われますか。4 メートル未満の生活道路の舗装は、1 メートル当たりどのくらいかかるのでしょうか、お答え願いたいと思います。

3 番目として、消防団の再編について。

合併協議会の中では、再編人数まで出ていたとの協議会出席者からの話がありますが、なぜ合併して 5 年にもなるのに再編が進まないのでしょうか。

16 分団 55 部 1,007 名が、消防団員を減らすと総務省からの補助金が減ると言われていますが、消防団員 1 名に対して国からの補助金はどのくらい来ておるのでしょうか、お答え願いたいと思います。

4 番目として、いいおか荘について。

合併時の持ち込み資産、約 7,000 万円を、一・二年で改修費に充て、その効果も出ないうちに約 3 億円のリニューアル投資をし大幅な赤字体質になりました。1 億 7,000 万円の売上げで約 5,000 万円の赤字です。今年の代表監査の 2 年にわたる指摘もありましたように、本年度は早急な改善策をと指摘されました。将来的には、指定管理者制度の導入も視野にと、6 月議会で市長は答弁されておりますが、この代表監査の指摘を受けてからの方針はどのように考えておるのでしょうか。

5 番目として、車検整備について。

3 年前には、旧旭市の管轄において、偏った車検整備事業者の是正を、当時の伊藤市長は約束されましたが、その後の経過、結果はどうなっておるのでしょうか。当時、旭中央病院はディーラー以外は 1 社、旧旭市役所管轄は 2 社で約半分を占めておりました。お答え願いたいと思います。

大きい2として、産業政策について。

1として、三川西部土地改良事業のその後と飯岡中建設について。

きのうの一般質問でも大分出されましたが、前農水産課長は、4月か5月の採択予定と3月議会で答弁されましたが、5か月が瞬く間に過ぎ去りましたが、どのようなになっているのか。

2番目として、萬力Ⅱ期支区のその後の経過について。

非農用地の処分計画、施設園芸団地のその後についてご報告をお願いしたいと思います。

3番目として、道の駅について。

昨年9月の市長答弁から、新市建設計画にあった道の駅が、やっと動き出しましたが、道の駅は産業振興、旭ブランドの発信、交流の拠点を目指し、立ち寄るだけの施設から目的地となる魅力的な施設を目指さなければならないと思います。

これまで、県内の道の駅の視察の中で、いつも視察先の職員に質問をされたのは、なぜ旭市や銚子市には道の駅がないのか、そのような質問でした。

今まで前市長は、一般質問のたびに検討中との答弁でした。合併後の新市建設計画には、道の駅構想が計画されております。近隣の農産物直売館にはない後発の強みを発揮した農業生産額の大産地「旭」を、商業、水産業、観光業とともに売り出そうではありませんか。この実行により、産業振興、ひいては行政の税収の増加がつながることを期待しております。市長の、先日も答弁しておりますが、また構想をお願いいたします。

4番目として、おあがんな旭について。

やはりきのうも一般質問で出ておりましたが、雇用促進、空き店舗対策、旭市の特産品PRとしてオープンしたおあがんな旭の2か月間の実績とよいところ、悪いところを忌憚なく課長にお話ししていただきたいと思います。

大きい3番目として、袋公園西側入り口事業について。

このことについては、3月議会で、コンプライアンスの欠如と一般質問いたしました。きのうの日下議員の質問に対する答弁では、やはり間違っていたということだと思います。

私は、当事者に悩みのあったこの案件は、行政自身で行うべき事業だったのではないのでしょうか。なぜ不動産業者を介入させたのでしょうか。その辺も答弁をいただきます。

第1回目の質問をこれで終わります。あとは自席で質問いたします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） 滑川議員の質問に対しお答えをいたします。

私のほうからは、事業仕分けということと、いいおか荘についてということをお答えをさせていただき、あとのことにつきましては、具体的な部分でのことについては担当のほうからお答えをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、事業仕分けというようなことでお話がありました。

今、民主党政権になりまして事業仕分け、国民の注目の的になっているわけでありまして、そういった部分で自治体、あるいは民間のシンクタンク等の協力を得て進行中の事業を洗い直し、事業の必要性の有無や事業実施主体のあり方を評価しようというもので、現在注目されている手法であります。

本市では、第2回定例会でお答えしましたとおり、行政改革アクションプランで計画した事業評価の導入について、試行的に取り組みを開始したところであり、事業仕分けについては当面実施する考えはありません。

事業評価の試行取り組みは、平成21年度の主要事業について、経費や実績は明らかにした上で、ニーズや効率性・公平性などから評価をしようというもので、当面この事業評価を確立し、事業の取捨選択や予算査定に生かしていきたいと考えております。

県内他市の事業仕分けについては、大きな関心を持って新聞等を確認しておりますが、また担当課にも情報収集を指示したところであります。

ご指摘の評価は市民がすべきとのことについては、試行中の事業評価の中でも、2次評価あるいは3次評価という形で市民のチェックを受けることが望ましいと考えており、評価項目等が固まってきた段階では、市民による評価を受けることを検討してまいります。

いいおか荘についてお答えをいたします。

今回、代表監査のほうからもお話がありました。昨年も今年も指摘をいただきまして、本当に真摯に受け止め改善しなければならないと、そんな思いで今、いっぱいしているわけがあります。

今後の見通しといたしましては、旭市の観光拠点施設として、今、支配人はじめ職員、そしてまた、いいおか荘運営委員会の皆さん方がいろいろなアイデアを練りながら、市民感謝デープランをはじめ、レディースデープラン、市民宴会プラン、催事イベントや体験イベント等、今までにない企画プランを打ち出しております。

今後も積極的に各種プラン、各種イベントを打ち出し、市民の皆様にも利用しやすいよう

な施設運営を図り、費用のさらなる見直しにより損失額を減少していくよう努力してまいります。

その結果を見ながら、改善が図られなければ、専門知識のある方や地元の方等による、そしてまた運営委員会ともども検討委員会を立ち上げて、いろいろな意見を聞きながら今後の方向性を検討していきたいと、そんなように考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、4メートル未満の道路を1メートル当たり幾らかということですが、路盤がありまして、舗装だけを5センチする場合ということで仮定しますと、大体1メートル当たり1万円ぐらいで施工できますのでよろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 消防長。

○消防長（佐藤清和） 消防団の再編については、平成20年4月に策定いたしました再編計画によりまして進めていくものであります。

消防団員の実数につきましては、先の議会答弁で市長が申し上げましたとおり、700から800名程度を想定いたしまして検討してまいりたいと思います。

本年度の進捗状況ですが、消防庫3棟の建設を進めておりまして、これにより班の合併がされますので、消防団、各地区の協議のもと団員の現数を見るものと考えております。

消防団員に対する国の交付金ということでございますが、申し訳ありません。現在、私、把握をいたしておりません。確認させていただきたいと思います。

なお、市では、補助金といたしまして、分団運営補助金、車両整備委託料等、1年間で各部に10万円支給をいたしております。

以上です。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 車検整備につきまして、以前と今の状況ということでございました。

平成20年9月30日に、財政課のほうで、公有車の車検につきましては、一定の業者に偏らないよう自主的な調整を各課にお願いしたところでありまして、その後、自主的な調整だけではなかなか難しいのかなということもございまして、21年の1月には市内65の業者ですかね。そこに車検を満遍なく出せるように各課に依頼してあるところでございます。今、その65業者が、車検を実施しているものと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、産業政策につきまして、3点、うちのほうからお答えをさせていただきます。

最初に、三川西部土地改良事業、若干進捗が遅いのではないかとというご指摘でございます。

確かに、当初の計画、年度の初めの計画からしてみると、四・五か月、今、遅いのかなという感はしております。ただこれ、どうしても土地改良事業3分の2の同意と言っておきながら、今は地権者の権利が強い、そんなことで県のほうの指示でなるべく多くの同意、そんなことで、ただここへ来まして大きな反対のあった方、これが同意いただきましたので、大きく一步前進している、そんな理解で県担当課とは、あの方が同意したら大丈夫だねと、そんなこともいただいております。

そういうことで、関係者の方のいろいろなご努力いただきまして大きく前進している、そういうことでお答えをさせていただきたいと思います。

それと、万力Ⅱ期支区の、特に非農用地の関係につきましてお答えをさせていただきます。

ご承知のように、万力Ⅱ期地区の土地改良事業、平成19年度に着工されまして24年度の完成を目指して、現在工事が順調に進められております。

この事業の中で計画されております創設非農用地、これは3.1ヘクタールあるわけでありますけれども、当初の目的どおり、民間において商業施設用地、これを誘致するために、千葉県干潟土地改良区が第一次取得としまして、即民間に非農用地が円滑に引き渡し処分できるよう、去る3月23日に非農用地検討協議会、これを県の職員の方にも入っていただきまして立ち上げしてございます。現在、4回ほど開催をしておるところでございます。

この協議会につきましては、民間への直接売却に伴います関係機関との協議や売却に伴います事務手続き、こういうものを協議しているところでございます。

現在、本施設の活用を検討している業者等に対しまして、平等の対応あるいは情報提供ができるよう関係機関で共通のルールづくり、これを取り決めているところでございます。

今後の事務としましては、計画変更に伴います県との協議、これは干潟土地改良区から民間への売却、それと売却に伴います各種条件の整理、これは非農用地売却に関しまして透明性あるいは公平性を確保するための原則公募による、そういうような方法等につきまして協議をしております。また、各委員によります審査で決定する、そういう方向では今進んでおるわけですが、売却金額のみでなくて実現性や地域雇用の確保等、総合的な判断をする、そういうようなことで現在協議を重ねておるところでございます。

それと、議員のほうから1点、地区内にあります施設園芸農家の団地の状況ということでご質問がございました。

現在、3つの法人、ここがトマト、キュウリ、こういうものを栽培目的で施設園芸の団地を立ち上げしてございます。すべて施設のほうは整っているわけですが、一部の農家の中でちょっと栽培、ちょっと病気が出たという、そういう実は報告もございます。

ただ、これにつきましては、現在原因等も究明できましたので、県の試験場、あるいは振興センターの方々に入っていただきまして、順調に栽培できるよう現在指導体制を整えているところでございます。

ただ、ここの団地につきましては大きな課題は、大きな面積を経営している、そういうようなことで、人の雇用の問題、あるいはどのような販売体制を整えていくか、この2点がこれからこの農家等に対しまして農水産課で指導すべきことかな、そういうことで理解しております。

それと、道の駅でございます。

議員の質問にもありましたように、道の駅、農業のみならず水産業あるいは商工業、観光業、これらが連携をしまして地域産業の活性化を図るために、現在道の駅構想を進めておるところでございます。

昨日の質問にもありましたように、この5月に旭市道の駅等設置推進委員会、これを発足させまして、現在32名の委員で幅広く意見をいただいております。

この委員会、先般は茨城県のみずほの村市場、ここの長谷川代表の話を直接伺うなど、視察研修等も含めまして、これから検討を重ねてまいりたい。

今後は分科会等の会議の開催あるいは専門家のアドバイス等をいただきながら、施設の管理運営体制、あるいはより具体的な旭市に合った施設の検討を進めていきたい、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは議員から、三川西部土地改良事業とその後の飯岡中建設についてと項目出されております。

ただいま農水産課長が、採択の状況につきまして、大きく前進という答えございました。

私のほうは、中学校建設の担当課として一言ご回答申し上げます。

飯岡中学校の建設につきましては、ご承知のとおり、この飯岡西部地区土地改良事業の非

農用地を充てることを、これを大方針として進めております。

教育委員会といたしましては、平成24年度、25年度の2か年での完成を目標に、現在関係課と協議を進めているところでございます。

当然ではありますが、この協議には農水産課も加わっておりまして、農地法、農振法及び土地改良法等の法的スケジュールを踏まえた協議を行っております。今後もこのようなスケジュール調整いたしながら、目標に向かってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） それでは私のほうからおあがんな旭について、その経過をということですのでご回答申し上げます。

ご案内のとおり、ふるさと産品ショップ駅前市場おあがんな旭は、県のふるさと雇用再生特別基金を活用した事業でありまして、一つ目には、雇用の場の創出、二つ目には、中心市街地の活性化策、三つ目には地域、いわゆる旭産品のPRということを目的としています。

なお、この事業は、100%の補助事業ということで行っているものであります。

運営に当たりましては、商業振興や活性化対策の公益的な立場で推し進めております旭市商工会がふさわしいと考え、委託いたしました。

場所、店舗の選定に当たっては、中心市街地活性化を踏まえ、衰退が見られます旭駅前周辺から選考しましたところ、店舗改修の有無ですとか契約期間の制約等がございまして、旭駅前三川屋本店2階といたしました。

6月30日のオープンから8月31日までの来店者数、購入者数、売上げについて申し上げます。

来店者数につきましては、63日間ですが4,795名、1日平均76.1名、購入者数ですが3,151人、1日平均ちょうど50人ということです。販売金額につきましては257万471円、1日平均で4万801円という状況です。

出店者ですが、オープン当時、当初は32店ということでスタートしましたが、現在は48店がご協力いただいているところであります。

それと、よいところ、悪いところ、担当課長として忌憚なくということ、お話でしたので、若干お話しさせていただきますと、よいところ、悪いところというよりは、この事業そのものが100%補助金で運営できているということで、この三つの目的のうち、それぞれ達成度につきましてはいろいろな解釈があると思いますが、少なくとも雇用の場の創出については、

お店が続いていく限り達成していると。

それと、旭市のPRということに関しましては、これもどの程度できたかというのは非常に難しい話なんですけど、何もやらないゼロの状態よりは、少しでも発信しているというふうに考えています。

それと、悪いところということよりは、難しさということで感じていますのは、今、旭市商工会のほうが一生涯懸命、出店者の確保ですとかお客さんを増やすようにということで、いろいろな形で努力していただいています。その辺の、どうしても見方によっては、三つの目的よりは経営という感覚で見られてしまうというところが非常に難しい。経営ということで見られてしまいますと、ほとんど、もうまるっきり持ち出しの事業ということから考えますと、何やってんだというようなお叱りを受けます。受けているというのは、ちょっと残念だなということで、少しでも旭市を今後ともPRしていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

3点目の袋公園進入路の整備につきましてお答えいたします。

この件につきましては、5条1項のことだというふうに理解しますが、昨日もご答弁をしておりますが、5条1項の申し出の際には、施行規則におきまして、他の権利等につきましては記載する必要があるということで、昨日訂正をさせていただいたものでございます。

なお、この件につきましては、県のほうに確認をいたしまして、行政手続きにおきましては違法性はないというふうに確認をいただいているところでございます。

昨日も申し上げましたが、今後は記載漏れがないように、登記簿謄本の添付を指導したいというふうに申し上げたところでございます。

次に、行政自身で行うべきではなかったのかということですが、申し出につきましては、あくまでも本人ということでありまして、あくまでも、私どもは直接本人と交渉して契約しているものでありまして、行政で直接行った事業であるというふうに認識しているものであります。

次に、不動産業者というお話がございましたが、基本的には合法の中での代理行為の行為でございますので、また宅建業法では認められている中での手続きでございますので、問題はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、再質問をさせていただきます。

大きい1番目の行財政改革についての中の1番目の事業仕分けですが、行政改革推進課の仕事につきましては、前回も答弁いただいております。組織・機構の再編、事務分掌の見直し、未利用資産の処分等ということでございましたが、やはり四半期ですか、3か月たっておりますので、その進捗状況についてご報告のほうをお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 行革推進課の事務の進捗状況というお尋ねであります。

前回、第2回の定例会でも申し上げましたが、まず最初に取りかかった事業、公共施設の見直しについてということにつきましては、小・中学校、中央病院を除く施設について、調査票を各課につくっていただいて、それを今まとめているところであります。まとめの中では、ヒアリング等も行っておりますので、結果が出る、あるいはその先のこととして活用方針みたいなものが出てくるにはもう少し時間をいただきたい、そのように考えております。

それから、組織の再編、事務事業の見直しにつきましても、その事務執行上の問題点の調査というものを実施いたしました。その結果についても、今取りまとめ、それからよその課と、他の課と関係のあることにつきましては、ヒアリング等を重ねているところであります、それについても答えが出るのはもう少し後かなというふうに考えております。

それから、未利用資産の処分につきましては、財政課と協議して進めているわけですが、今議会が終わりましたら進めようということになっております。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、各種委員会、審議会、協議会等の構成人員の中で、公募の割合というのはどのくらいあるのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） 申し訳ありません。各委員会については、きょう数字、統計等を持ってきておりませんので、後でまたお答えしたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 今の質問につきましては、公募をしたくてもできないという市民の方の声もあるので、なるべくその委員会とかそういうことについても、公募枠をちゃんと、ホームページなり広報にでも、すべてのことについてお示し願えればありがたいと思うので、そういうことで質問したんですから、後で結構です。

では、次に2番目の道路、企業誘致のための遊正線の北への伸延はいかなものでしょうか。波及効果の少ない蛇園線より、東京が近くなり企業誘致に貢献する道路への投資を優先するべきではないかと思いますがいかなものでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） この議会で、1級5号線の延伸についての市道認定の提案をしてございますので、それが通りましたら用地買収とかに入るような形になりますので、今年度から用地買収して、1級5号線の延伸については工事をやる計画でおりますのでよろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 遊正堀之内線と蛇園線の費用対効果、その資料を持っているのであればお示し願いたいと思います。もしなかったら後で、議会に報告していただきたいと思います。

遊正線というのは、合併時に、新市建設計画にあり、優先順位としては、やはり遊正堀之内線のほうが先ではないかと思いますので。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 遊正線に関しては、費用対効果、ちょっと資料ございませんので、海上連絡道に関しての費用対効果は1.68です。あと遊正線に関しては後で、多分調べてあげばご報告したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では消防団について。

3番、団の再編です。617万の県民に対し、消防団員数は2万7,433人。これを旭市に当てはめると、人口7万人では約310人です。団員数が1,000人以上の市というのが、成田市、市原市、香取市、旭市だけです。先ほど消防長が答えておられました600と700、七・八百というのは、いつごろ実現させていただけるのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） ただいま消防庫、これの建設を年次事業で進めております。

この消防庫の建設が平成28年、これまでに完成する予定であります。これが完成しますと、班編成してある部分が、合併できますので、その消防庫の建築計画に合わせてということで、緩やかな減少になろうかと思いますが、28年をめどに計画をいたしております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 自治会の登録をしているのは1万7,941戸で、これを55部で割ると、1部の市民ですね、約326戸で消防団をバックアップしております。

お住まいの地区の負担が、重いか軽いかは、それとも当たり前なのかは分かりませんが、公共的な事業は公平な負担が当たり前なのではないでしょうか。安心・安全に、約6,000戸の市民が負担をしていないわけですが、執行部はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 消防協力金の関係だと思います。

消防協力金に関しましては、各部、各班、ばらつきがあることを承知いたしております。

その金額につきましては、あくまでも各地区での協議で決定するのかというふうに解釈いたしております。

しかし、消防団、会議の中で、そういうものも議論をいたしまして、その結果を各地区で反映できればよろしいのかなというふうに考えます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 明智市長の言う郷土愛、ボランティア、精神教育には私も大賛成です。規律、体制を重んじる組織が、市長の答弁では、10人から30人の極めてアバウトな組織でもいいのでしょうか。組織とはそういうものなのでしょうか。1部の平均団員数というのは18名。29名から7名まで、ばらついているわけですが、それに対して執行部としてはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 各部の人員構成につきましては、使用します車両、小型であったり、あるいはタンク車であったりしますけれども、そういう車両によっても若干の差が出てまい

ります。

あと、いわゆるサラリーマン団員が多うございまして、ある程度の人数を確保しておきませんと災害に備えられない、通常の日にならぬですね。そういうものもございます。戸数の少ないところでは、15名、18名の人員を確保できない部分もありますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、次はいいおか荘についてお伺いいたします。

今年の予算で、いいおか荘には今までついていなかった約1,500万円の補助というのは、現実には赤字隠しになるのではないかと思います。執行部はどのようにお考えでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） それではお答えいたします。

平成22年度の市からの補助金、観光拠点の補助金として1,031万円、あとプールの補助金といたしまして411万2,000円ほどいただいておりますけれども、プールにつきましてはあくまでもプールの維持管理、監視業務でライフセーバー、そういうのを今、委託しておりますので、その辺はもう、もちろんかかります。あともう一つ、今年トイレの水洗工事、そういうのがありましたので、そういうことから市から補助金をいただいているというのが一つでございます。

あともう一つ、観光拠点補助金ということで1,031万円いただきましたけれども、あくまでもいいおか荘は市の観光拠点ということでいただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） きょうの一般質問の中でも、8月までの営業成績は前年度と比べると、売店以外は総崩れです。これからの対策については、もう一度考えを披露していただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） それではお答えいたします。

確かに、8月までの宿泊数につきまして、前年度に比べますと400人ほど減少しております。

しかし、9月以降でございますけれども、先ほど市長のほうからお話ありましたように、いろいろなプランを打ち出しております。例えば市民感謝デープラン、あるいはレディースプラン、宴会プラン等につきましては、例えば今現在集計している数字でございますけれども、市民感謝デープランにつきましては172人、レディースデープランについては19人、合わせて191人の申し込みを受けているところでございます。あと宴会プランでございますけれども96人、申し込みを受けております。

そういう中で、あともう一つ、今年、特別なんですけれども、国体が9月28日から10月3日までいいおか荘に宿泊するんですけれども、それが今、配宿されている人数を申し上げますと、最大で456人ほど泊まる見込みになっております。負けたら帰ってしまうというのがありますけれども、そういう中で今年は去年より宿泊数は伸びるのではないかというふうに予想しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 代表監査に指摘されました指定管理者制度とかそういうことにつきましては、行政としてはシミュレーション、検討しておるのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほども答弁申し上げましたように、代表監査から指摘がありました。国民宿舎については、本当に今、経営が厳しい状況がありますけれども、今いろいろな部分である程度プランを作って運営委員会、そしてまた支配人はじめ職員の皆さん方頑張っているところでありまして、もうしばらく、この計画が今9月から始まるというようなことで、プランが始まるということであります。

そういった部分で、今年度、予算も3月までである程度締められますので、その時点を見て、真剣に検討委員会を立ち上げて、今後の方針を決めたいと、そんなように今思っているところであります。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、車検について。

大分改良されていると思ひまして、どうもありがとうございます。

一つ懸念がありますのは、これ19年の12月議会で、伊藤前市長はやると言いましたけれども、現実にはその書類が担当課に回っているのは、約1年遅れているんですよ。今の総務課

長の時代だと思いますが、なぜそのようにタイムラグができたのか、弁明をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 19年の12月議会で実施するということで、その実施が20年の9月30日の通知であったと、約1年かかっているということでございますが、確かに12月議会でご指摘がございまして、年があけてすぐ、近隣の状況を調べているようでございます。そこの中では、近隣ではやはり、各所管でそれぞれ契約をしているという状況でございました。

そうすると、旭市は、その中で、すべて財政課が車の車検の割り振りをしていいものかどうか、そういう内部での話し合いがあったものと想定されます。その中で、各課の状況も、その翌年には調べていると。その状況を調べたら確かに相当偏りがあるということで、それは是正しなければいけないだろうということで通知を出したというのが現実だと思います。

ですから、ちょっと時間はかかってしまいましたところは、誠に申し訳ないと思うんですけども、ただ現実にはそれなりのデータをそろえて、こちらの協会、自動車の協会なんかもありますので、自動車整備振興協会の旭支部ですかね、そういうところとの話を聞いた、それからアンケートの実施等を実施していたということもあるかと思います。

そういった状況を踏まえて、今回の見直しになっているということでございますので、ご理解を賜りますようお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） データ的には、19年の9月議会の前にデータをもらっているわけですよ。そのときにもう偏りがあるのは分かっている、それから市長に言われてから、1年もかけてというのはおかしいのではないですか。市長の言うことを聞かなかったの。

現実には、データ的には出ているんですよ。19年の9月に出ているんですよ。それを踏まえて12月に質問しているわけで、市長も、あっそれはおかしいということで、やりますといった話が、なぜ1年かということなんですよ。ちょっと詭弁に近いのではないのでしょうかね。

やはり、今回も、その行政改革推進課というのはあるんですから、やはり市長がやった、やっていただきたいと言ったことは、行政当局はすぐにやるのが常識ではないでしょうか。道路の穴を直すだけが、言われたことをすぐやることではないと思います。いかがお考えなのか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず車検に関しましては、基本的な話といたしまして、まず新車で購入いたします。そうすると、新車の保証というのがまず普通は3年、主要な部分であると5年というのがあります。そうすると、まず買ったところで1回目を行うというのがあって、次に公平にならすということであれば最低5年かかるというところもあったんだと思います。ちょっと前任者、いろいろ話を聞いたところもあるんですけども、そういったところを整理して、やはりこれだけの日数がかかってしまったということであると思います。

今後、当然、一定の業者に偏らないように配慮していくんですけども、メーカー等も大分買いかえ需要に力を入れてきているところもありますので、そういったところの動きを見ながら、ただし公平にできるように、うちのほうは各課に指示を出していきたい、そのように考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございます。

では、2番の産業政策について。

○議長（林 一哉） では、ちょっと。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き滑川公英議員の一般質問を行います。

滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、産業政策について。

飯岡西部のことなんですが、昨日も答弁をいただきましたが、支区が認可されないうちから非農用地を設定というのは、土地整理ですか、農地法とか耕地整理法には触れないんでしょうか。もともと耕地整理がただでできるいい風が吹いてきたという、政治的判断からのつ

じつま合わせでこういう話になったのではないのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 議員のご質問にありますように、まだ土地改良事業、認可されていない中で非農用地の設定云々とありました。これは逆に、非農用地をどこに造るかということが、実はこの土地改良事業する際に、もう前段での協議になっております。

そんなことで、飯岡西部につきましては、非農用地を設けるべく今進めておりますけれども、既に県の農地課あるいは耕地課と、この非農用地については協議が調っております。

これがないと、土地改良事業が進まないと、そういうご理解で、一体的なものというようなことでご理解いただければと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 今、飯岡西部の中で、カインズ飯岡店の東側のほうで、大規模な土地取得の動きがあるように聞いておりますが本当なののでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 農水産課のほうでは、土地の移動等につきましては農振法の区域の設定あるいは変更等の中で把握しているわけでありまして、現在そのような事実は担当課では把握してございません。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、道の駅について。

道の駅等設置に関する委員会では、道の駅の概念、コンセプト、全体計画などが語られることなく道の駅に全員賛成で会議が進み、どちらかというと野菜直売所が前面に出て進行しておりますが、日程は昨日聞きましたが、これからの方向性というのはどのようなになっておるのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今まで3回ほど推進委員会の中で検討をしていただきました。特に、視察の中では、視察結果を踏まえてバスの中でも各委員の思い、そういうものも我々把握したつもりでございます。

今後につきましては、議員のほうからもありましたように、もう農業、水産業、これはもちろんでありますけれども、商工業、さらには観光業、こことうまく結びつきをつけて、市全体の産業が活性化するような、そういう道の駅の構想で考えていただきたいな、そういうふう担当課では考えております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 今議会の補正予算に計上されている委託料の中身と、その委託料設定の根拠についてお示しを願いたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今回、議会の補正予算の中で、道の駅等につきまして、若干の、例えば需用費、会議等の開催をさらにより多くしたい、あるいは視察研修の数を多くしたい、そんなことで若干事業費を計上させていただいております。

それと大きなものはコンサルに委託。コンサルに委託等につきましては、場所が先ではないかというご議論もあったわけですが、我々としては、場所をこれから選定していく中で、どのような規模が旭市にとってはふさわしいのか、あるいはどういう形態がいいのか、そのほうが逆に先なのかなと。そんなことで、概算の事業費あるいは規模の、おおむねの規模はどのくらいあるべきか、そういうことにつきまして外部の人間からいろいろなご意見をいただきたい。

それとあわせて、国等の政策がどんどん今変わってきております。いろいろ資金の調達等につきましても、例えば民間資金の資金調達がいいのかどうか、そういう面も含めまして、外部からいろいろな意見をいただきたい、そんなことでコンサルを入れたいという形で考えております。

なお、事業の要望に当たりましては、特に隣の匠瑳市に、当初、計画に携わったコンサルの方から、概算の計画づくりににつきましての見積もり、これをいただきまして、それをもとにしまして予算要求をさせていただいたものでございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、経営体のあり方は普通であれば、行政直轄でやるか指定管理者制度でやるか、第三セクターと、大体はこの三つだと思いますが、どれを選択するのか、それもすべてコンサルにお任せするのか、それとも市長、どのようにお考えなんですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今回のコンサルの問題でありますけれども、最終的な検討委員会の方向性といえるでしょうか、先ほどコンセプトの話がありました。まだそれを検討委員会で共有、共通していない中でというような部分もありましたので、そういった部分を、本当に検討委員会で十分共通、共有をしていただきまして、直売、交流、ふれあい、産業振興、雇用創出、そういった部分を本当にやっていきたいという私の思い、今は市の思いで、それを動いているわけでありまして、そんなことを徹底して議論をしていただきまして、そのために小委員会を作って、小委員会で10人くらいの規模の中で意見交換をしていくと。そのような中で、方向性がある程度出た中で、拠点施設と直売施設というような部分では、最終的には分けて議論を煮詰めていかなければならないのかなと、そんなように今考えているところでありまして、どちらにしましても検討委員会、もうしばらくその中でコンセプトの構築といえるでしょうか、そしてコンセンサスをとっていただくと、そんなような形でやっていきたいと、そんなように思っています。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） ということは、明智市長は、どのような経営体にするかというのも、すべて委員会ないしは部会の中で決定してほしいということによろしいんですね。

では、おあがんな旭につきまして。

雇用創出に補正で約450万円です。当初予算で1,371万円が出されております。皆様ご存じのように、2階のあれだけのスペースの中で、1年に1,800万円ほどそこにコストをかけるわけですが、先ほども課長が言われましたように、経営から見ればどうしようもないと、と思いますが、本当にそんなにかけながらというのが、一般の市民の考えだと思います。どのようなお考えなのでしょう。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 今回の補正ということを含めまして1,800万円、それだけの事業の価値があるかどうかというご質問だと思うんですが、何回も同じ答弁にはなってしまっているけれども、雇用の場の創出ということと、中心市街地の活性化、それから旭市のPRということを目的としている事業ということで、経営という視点ということから考えますと、もともと県からいただける補助金でやる事業ということを前提としていますので、かなり経営という感覚よりは雇用の場の創出、旭市をPRするということに力点を置いて進めている

事業です。

そのPRをするということは、多くのお客さんに来ていただく、多くの人たちに買っていただくということを考えれば、その辺は集客をもっと上げていくですとか協力していただく店舗数を増やしていくとかいうことを、今、全面的に進めている、力を注いでいくというようなことで進めています。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 来年度も同じような予算が、もう1年間あるわけですが、どのような姿、形を、今年と同じように継続するのとか、それとも来年はもうちょっと趣向を変えてみるのか、その辺のことにつきましても、考えがあればお示し願いたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（横山秀喜） 基本的には来年度までということで、来年度も同事業を進めていくつもりでいます。

ただ、改善策というようなことに関しましては、まだ2か月間の経過というようなことと、それと今、先ほど言いましたように非常に苦労している点というようなこともあります。非常に売れているところであれば、協力店が非常に増えてくるということは、これは当たり前の話なんですけど、その辺を中心に、今非常にその商工会のほうで、我々も一緒に参画して会議等出ているんですが、そこで話をして、今度どんな企画を打っていこうかですとか、そういうようなことを考えて、今非常に努力中でございます。

ですので、待っていては、お客さんが、例えば2階というようなことから、来ていただけないということであれば、例えば県の、千葉県の主催する物産展ですとか、その辺に出かけていこうですとか、そういったようなことも、徐々に動き出していますので、もう少しその辺の結果を見ながら、来年度こういったような方策をしていったらいいかというようなことも含めて、検討していきたいなというふうに考えています。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、どうもありがとうございます。

駐車場のことなんですが、一番の批判の対象になっているのが駐車場です。遠くに3台あるだけです。

それで、周りの商店の駐車場を利用している方があって、口には出せないけれども相当迷

惑をこうむっていると、そういうことでありますので、その辺の駐車場対策についても、十分な配慮をしていただければいいと思いますが、課長は来年については、その辺のことをやっていたらものと確信して私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○議長（林 一哉） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（15番 木内欽市 登壇）

○15番（木内欽市） 15番、木内欽市です。

毎日、毎日暑い日が続いております。きょうはしのぎやすいのですが、台風が行った後は、また猛烈な猛暑が襲ってくるようです。市内の小・中学校も、間もなく運動会が一斉に行われます。もう対策はとっておられることと思いますが、どうか児童・生徒、熱中症対策、よろしくをお願いをしたいと思います。

平成22年旭市議会第3回定例会において、3項目6点について質問を行います。

ただいままでに既に7名、今回質問者が計12名と多くの議員が質問を行います。質問は簡潔に行いますので、答弁も簡潔明瞭にお願いします。

それでは順次通告に従い、質問を行います。

まず最初に、海上キャンプ場について伺います。

県から無償譲渡を受けました大変設備の整ったキャンプ場ですが、利用の仕方いかんによっては宝にもなればお荷物にもなりかねません。ぜひ有効に利用していただきたいと思います。

そこで、現在までの利用の状況、今後の取り組みについて伺います。

次に、食彩の宿いいおか荘について伺います。

この件につきましては、昨日平野議員、ただいまも滑川議員、またこの後、向後議員も質問する予定でございますが、重複性もあろうかと思いますが、私なりの観点から質問をいたしますのでご容赦願いたいと思います。

まず最初に、利用状況ですが、昨日の平野議員の質問によりますと、書き入れの7月、8月、経営の柱であります宿泊客、ともに1割弱の減少となっておりますが、利用料に関しても同じようなくらいで減っているのかお伺いをいたします。

また、今後の取り組みですが、これからどのように運営していくのか伺います。

最後に道路問題について伺います。

合併して129.91平方キロメートルという大きな面積を有することになりました旭市、道路に対する要望も多いと思います。

そこで2点ほど伺います。

まず1点目は、これからの予定される道路、新設、改良あわせてお願いをいたします。

道路問題の2点目として、飯岡海上連絡道三川蛇園線について伺います。

道路ができるということに関しては、あまり反対の意見は耳にしたことはないのですが、この道路に関しては、なぜという意見を耳にします。聞かれても私も即答できませんのでお聞きするわけであります。

反対しているわけではありませので、誤解のないようにお願いをしたいと思います。どのようなことで計画をされたのかお伺いいたします。

以上で私の第1回目の質問を終了します。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それでは、海上キャンプ場につきまして、生涯学習課のほうからお答え申し上げます。

まず、利用状況ということでございます。

初めに、平成21年度の1年間のキャンプ場につきましての利用状況について申し上げます。

宿泊のほうですけれども2,255人、日帰りにつきましては1,202人、合わせまして3,457人でございます。

このうち8月まで、4月から8月までの利用状況でございます。宿泊につきましては1,806人、日帰りにつきましては644人、合計2,450人でございます。

これに対しまして、今年度の8月末までの利用状況でございます。宿泊1,919人、日帰り444人、合わせまして2,363人となっております。

昨年と比較いたしまして、宿泊で113人の増加、日帰りでは200人の減少となっております。

なお、平成21年度の地域別というのでしょうか住所別というのでしょうか、まず旭市内ですけれども1,063人、これは平成21年度の全体でございます。全体の30.8%。続きまして市外ですけれども、銚子市445人、全体の12.9%、匝瑳市400人、全体の11.6%、次に船橋市356人、千葉市221人、浦安市187人となっております。

傾向といたしましては、市内外ともに野外教育キャンプ、それと家族を含みます一般団体

の利用がそのほとんどでございます。今年度もこの傾向については変わっておりません。

続きまして、今後の取り組みということでございます。

今後の取り組みといたしましては、滝のさと自然公園や龍福寺の森等の自然環境を生かした青少年の野外学習施設としての役割を、今後とも果たしてまいりたいと思います。

本年度におきましては、その取り組みといたしまして、バンガロー8棟のうち2棟を畳敷きに変更いたしました。利用者から大変好評をいただいたところでございます。

また、隣接いたします滝のさと自然公園内、ちょうど西側の端になるのでしょうか。収穫体験をできるよう約300平米の菜園の設置を計画しておりまして、現在収穫に向けての土づくりの作業を進めているところでございます。当面はファミリー層を主体に収穫体験ができるよう来年の5月あたりには開始できるのではないかなと、こんなことで考えています。

また、キャンプ場専用のホームページ、今は千葉県から引き継いだホームページですが、これは新規に立ち上げようということで、ホームページの新規立ち上げも予定をしております。

あわせて、啓発用のパンフレット、これにつきましてもいまだ手で印刷した程度のもので、これも新規に新しく作るよう、あわせて計画しておりまして、その作業を進めているところでございます。

今後とも関係機関、団体等と連携を図りまして有効活用を図ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（林 一哉） 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） それではお答えいたします。

まず利用状況についてでございますけれども、宿泊者でございますが、前年度の8月までの宿泊実績は6,035人でございます。対しまして、本年度8月までの宿泊者数でございますけれども5,660人で375人の減少となっております。

また休憩者でございますけれども、21年度8月までの実績は2,412人で、本年度8月までの休憩者は2,424人となっております、差は12人の増加となっております。

この8月までの収益・費用ということでございますけれども、ちょっと宿泊、休憩者ということではなくていいおか荘全体の8月までの収益・費用ということになりますが、8月までの収益の合計額といたしまして8,937万8,595円。前年度の収益が8,381万3,978円ということで、前年度に対しまして8月までの実績額といたしまして556万4,617円が増加しております。

す。

続きまして費用でございますけれども、８月までの実績額といたしまして8,345万8,080円、前年度8,968万4,680円ということで、前年度に対しまして622万6,600円の減となっております。

これによりまして、利益といたしましては、22年度８月までの利益といたしまして592万515円、前年度の利益、これはマイナスでございましたけれども587万702円の赤字。差といたしましては1,179万1,217円の増となっております。

これは、先ほど滑川議員のほうの質問でありましたけれども、観光拠点補助金ということで1,031万円、あとプールの補助金ということで21年度と22年度の差額が133万1,000円ほどございますので、これを差し引きますとプラマイゼロというような形になろうかということでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 建設課長。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） 失礼しました。もう１点忘れておりました。

今後の取り組みでございますけれども、今後の取り組みにつきましては、本年度から実施しております催事イベントや市民感謝デー、レディースプラン、市民宴会プラン等の企画により、平日の集客を増やすこと、並びに加えて費用のさらなる見直しによって損失額の減少に努力してまいります。

今後もさらに、お客さまのニーズに沿った企画プランやイベントを実施し、旭市の観光拠点施設として、市のホームページや広報等を利用し、集客アップに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、道路問題について、今後予定されている道路計画案についてお答えいたします。

今後、整備を予定している主な道路整備について、合併前からの懸案でありました、先ほどお答えしましたH－１－005号線、南堀之内バイパス整備事業でしたか、その事業が今後予定しております。

なお今回、用地取得に当たりまして必要となる路線認定の議案を、今議会に上程したところであります。

次に、旭中央病院のアクセス道南北線、国道126号線から東総広域農道までの道路計画を計画しております。

次に、道路問題についての飯岡海上連絡道三川蛇園線についてお答えいたします。

新市建設計画においては、この道路は国道126号から蛇園の大坂を上りまして県道銚子旭線に至る計画でございましたが、当初の計画と路線が変更になった主な理由は、蛇園の大坂の道路勾配が、補助事業の規格に合わず、再度改良工事を行う必要があったため、この路線に変更になりました。

また、この路線を整備することによりまして、ＪＲ南側集落の流末排水が整備でき、また集落内の交通量が緩和され通行車両、通学児童の安全が確保されるために、この路線に変更したものであります。

以上です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは再質問させてください。

まず、キャンプ場についてですが、今年から利用料、若干ですが、取っていると思うんですが、この利用料は幾らぐらい、青少年の健全施設ですから利益云々ではないんですが、参考までに利用料は幾らぐらい。それと、管理料は市はどのぐらいかかるのか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） それではお答えいたします。

まず、料金ですけれども、バンガローにつきましては市内1人1泊500円ということでございます。市外につきましては750円となっております。

それと、テントサイトにつきましては、市内1泊1区画1,000円になっております。市外が1,500円であります。

デイキャンプですけれども、市内の方は1人1回300円ということでございます。市外の方は450円ということで、昨年7月からこの料金をいただくような形になっております。

21年度の収入の総合計ですけれども、144万9,250円という収入がございました。

これに對しまして、費用のほうですけれども、21年度の決算ベースで費用の合計は871万円でございます。利用者1人当たり1,178円ということになるのでしょうか。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それで、利用客が、近隣の市がそのようでございますが、例えばここへ泊まった方々がどのような行動というか、ほかの旭市の観光施設を回ってきたのか、あるいは次の日に、恐らく夏休み、家族連れが来る場合に、何泊かすると思うんですよ。1泊はキャンプ場で泊まって、2泊目は例えばどこかのホテルで泊まるとか、そういうようなアンケートのようなのはとってあれば、これからの市のこういう観光に生かせると思うんですが、そのようなことは分かりませんか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） アンケートということでご意見をいただきました。

平成21年4月に千葉県から受けまして1年間管理してきたわけですが、誠に申し訳ありません。アンケートにつきましては、現在のところっておりません。

管理人がおりまして、これは夏場に限ってのことですけれども、やはり東葛方面のご家族の方が非常に多いわけですが、そういった方のお話しする中で、やはり旭市に来るということで海水浴ですかね、こちらのほうの意見が大分多いのではないかなと、こんなことをおっしゃってありました。

アンケートにつきましては、利用環境を整えるためにも、今後ともこのアンケートが必要と考えておりますので、前向きに考えたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 利用料から見ると、収入が144万円で経費が970万円、830万円ぐらい赤字。これは、先ほども言いましたようにやむを得ないと思います。その代わり、どこか市内海水浴場でもどこでも、またお金を落としてくれればいいわけで。

それとあと、実はこれ8月6日の新聞記事がここにあるんですが、香取市で、貸し農園やキャンプ場などのそろえた農業のテーマパーク館が開業します。これを見ますと、敷地が10ヘクタール、そして、中に貸し農園、個人の農園が、これすごい金額なんです。5坪で年間8万4,000円取るんです。そうすると、1反に計算すると504万円になるんです、1反部の貸し農園。それで、10坪が年間15万6,000円です。年間にすると468万円です。それで企業向けは幾らか安いんですが、1反部200万円。これで500区画計画するんです。キャンプ場も併設するそうです。キャンプ場もつくるんですよ。そして、先ほど来、道の駅の構想、いろいろ

出ていますが、やはりこの事業者も、キャンプ場、レストラン、加工直売所、果樹園、そして現在ある温泉施設も一緒にやると。それで、この事業主は、ほとんどの敷地は借地で賄う。一部は耕作放棄地を借り上げる形で計画しています。そして、9月から、今月から、農園付きのマンションの募集を始めると。

ですから、このキャンプ場も、先ほどの道の駅と併せて、ここに道の駅を持ってくる、そんな意味ではないんですよ。それと関連して、こういう立派なキャンプ場があるので、それと併せてやったらいいのではないかなと、このキャンプ場を利用して。

冒頭申し上げましたように、せっかく県からいただいても、お荷物になってしまっては何なりませんので、これをぜひ有効に生かして、現実にもうこうやって始まる場所もあるんですよ。それで、このところ、事業所は、ロッジ型の宿泊施設15棟も建設すると。総事業費は4億円だそうです。うちのほうも今おっしゃったようにバンガローがもう既に8棟、立派なバンガローあります。ここは、当然宿泊もできるわけですから、そういったことをぜひ考えていただければなと思って質問したんですが、これは道の駅の構想と併せてどなたかお答えをいただければ。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（野口國男） 木内議員、ご提案本当にありがとうございました。私のほうも、利活用を進める中で、こういった事業、もしできれば、ぜひ連携を図っていきたいなと、そんなふうに思います。

それで、私どもの活用方法ですけれども、一つは、青少年の野外学習施設ということですので、訓練キャンプとしてのくくりがあると思います。これはスカウト手段だと思えますけれども、こういった訓練でのキャンプ。それと、子ども会を中心としたレクリエーションキャンプ、スポーツ少年団等もございますけれども、こういったくくりも一つあるのかなと。

また、最近は学校のほう、非常によく利用していただいています。市内の学校、市外の学校も含めまして、学校のほうも野外学習、野外教育ということで利用していただいておりますので、この辺のくくりもまた考えていきたいなと思います。

それともう一つは一般向け、いわゆるファミリー向けというのでしょうか。最近、千葉市から東京方面のご家族の方、非常に多くなっております。

そんなことで、この四つを基本といたしまして、キャンプ場につきましては、昨年千葉県

のほうから受けたばかりでございます。少し、こういった四つの基本をまずベースに、このキャンプ場のほうを運営してまいりたいなと思います。

きょうご提案いただきましたことにつきましては、単独の課では非常に難しいかなと思います。関係課と十分協議してまいりたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 場所も決まっていないようですから、もしも道の駅がお隣の匝瑳市にあるので、あまり向こうに近くても本当に競合してしまうので。ですから、いい道路ができたり、ちょっとキャンプ場、行き止まりなので、もし何かあればまた検討委員会でも、ちょっと投げかけていただいて、そういった意味で、また新しい道の駅の構想、またキャンプ場を生かしてもらえれば、旭市の特色を出せるのではないかなと思って質問をさせていただきました。よろしくお願いします。

次に、食彩の宿いいおかですが、利用状況をいろいろ伺いました。それで、先ほど滑川議員の質問の中にもありましたが、今年は国体の宿泊客がいるとかという話でございますが、一生懸命やってらっしゃると思うんです。恐らく利用状況は、この辺が限界なのかなと、私なりに思うんですがどうですか、支配人。これ以上そんなに増える、大幅に増える見込みというのも、私はないと思うんですが、現場のご意見はいかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） それではお答えいたします。

これ以上、宿泊等について増える見込みはあるのかというようなことでございますけれども、たしか定員について、旧飯岡荘については160人ございました。今現在88人ということで、稼働率は結構昔の水準くらいまでは来ているんですけれども、あくまでも定員数が限られていると。

そういう中で、いかに宿泊プラン等を打ち出して集客を図っていくかということだと思いますけれども、その辺で頑張っていきたいというような形で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 今、部屋数や何かあって、本当にそういう話ありました。

この話が出たときに、実は私も委員会委員だったものですから、何度も質問はさせてもらったんですよ。実際に部屋数が減ってしまうんだから大丈夫なのと。そうしたら、コンサル

タントのほうで出してきて大丈夫だと、売上げは伸びるんだということで、それならということで私ども賛成したんですが、今思うと、もっと強く反対しておけばよかったなと後悔しているんですがね、私がですよ。皆さんを責めているわけではないんですが、思っています。終わったことを言ってもしょうがないんですが。

そうすると、過ぎたことはしょうがないんですが、今年も一生懸命やって5,750万円の赤字、今後の取り組みについての質問ですが。そうすると、誤解を恐れないで言わせてもらえば、既にもうこういう国民宿舎の時代は変わったのかなという思いがするんです。旧飯岡時代も頑張っていたいて、国民宿舎では唯一の黒字ということは聞いていました。銚子市の国民宿舎、あるいは旭市にあった国民宿舎、あるいは野栄町にあった国民宿舎、みんな閉館している中、よく生き残ってこられたなと思っているんですが、ここへ来て、リニューアルをして再生をかけたが、やはり莫大な赤字です、これ。

それで、参考までに、今まで一番多かった年はどのくらいあったのか。それと、当然運営委員会では、民営化の話も出たやに聞いておりますが、過去にそういう話があったのかどうか伺いをいたします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（増田富雄） それではお答えいたします。

過去のいいおか荘で一番、宿泊人数が多かった年でございますけれども、47年度からちょっと持っておるんですけれども、一番多かった年が平成元年度、3万3,997人の宿泊者がございました。

それとあともう一つでございますけれども、今までの運営委員会の中で、そういう指定管理者あるいは民営化等についての話し合いが持たれたのかということでございますけれども、意見としてはまだリニューアルして日があまりたっていない、年数がたっていないということで、もうしばらく様子を見ようというような形では待つておるところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） いやいや今の運営委員会ではなくて、過去に、過去に直す前に、そういう話があったということも聞いていたので、それを今伺っているんです。

それとあと、このいいおか荘はもう42年に、昭和42年ですか、既にもう43年が経過しているんです。そうすると、この間、大金かけても、これからまたいろいろな悪いところが当然

出てくると思うんです。お金を、修理全部完全に終わったわけではないでしょうから。この間も説明があったように、何かボイラーを一つ直したと、350万円。そうするともう1個のボイラーも、これいつ壊れてもおかしくないと、そんな状態にどんどんなってくると思うんです。そうすると、この後もお金はかけ始めたら幾らでもかける、かかってしまうと思うんですよ。

ですから、そういったことを考えて、皆さんのほうからはこれなかなか言い出しにくいでしょうけれども、今後の経営はどうするのか。先ほど市長の答弁では、しばらく様子を見てということでしょうが、やはりどうしてもそれは残したいんですが、残すのであれば、もう毎年毎年五・六千万の赤字は覚悟で、これからも直しながらずっとやっていくのか、あるいはもうこの辺で民営化なり、あるいはほかの手だてを考えるのかということが必要になってくると思いますが、これに対してのお答えは、あれですか、市長のほうからお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、木内議員からお話がありましたいいおか荘、本当に非常に大変な問題でありまして、いろいろ皆さんのお知恵をかりながら、いい方向へ持っていかなければと、そんなように思っています。

先ほどもお話をしましたように、今年9月から始める市民感謝デー、月曜日から木曜日まで、それとレディースデーということで5,900円の割安料金で泊まっていただく。市民の皆さん方が、比較的いいおか荘に泊まっている方が少ないというようなことの中で、ぜひこの市民の皆さん方に利用していただくというようなことの発想の中で、今回プランを計画したわけでありまして、実質的には9月から始めるわけであります。宴会の割安料金も設定しましたし、そういった中で、いいおか荘運営委員会にも何回も私も出席をさせていただきまして、いろいろご意見を聞いているわけでありまして、もう最初から赤字だ赤字だ、本当に経営が悪い悪いというような中では、職員もやる気を失ってしまうのではないかと、そんなような話も運営委員の中では意見も出ておりまして、そういった部分を総合的にいろいろな部分で考えてみまして、先ほど申しましたように、3月の決算期を見まして、改善の余地があるのかないのかと判断をしていきたいと、そんなように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ありがとうございます。なかなか本当に執行部は大変だと思います

が、皆さん方から言い辛いでしょう。議員のほうから、こういうことがあったということで、今後とも進めていただければなと、こんなふうに思います。

続いて、道路問題についてお願いをいたします。

道路の新設のこと、いろいろ言っていただきました。改良、改良というか、今ある道路を有効に利用という点でひとつご質問させていただきます。

一つの例を挙げますと、海上支所、海上公民館のところから、真っ直ぐに海上中学校の田んぼの真ん中、広域農道まで道路が続いていますね、広い道路。あれ10何メートルあるでしょうが、あの道路が、昔はあわせ農道で、片方が土地改良の道路、片方が町道ということで、当時も通学道路で舗装してくれとお願いしたんですが、そういう関係でちょっと無理だったんですが、中学生の通学道路ということで、あれは本当にいい道路なんです。舗装になりましたものですから、今、大型車が結構通るんです。それで、保護者の方々から、通学時間帯ぐらいは、大型車、規制してくれないと、そういうことはちょっとできないでしょうから、それであるならば、せっかくある道路ですから、あれを幅何メートルでもいいですから、簡易舗装してもらって、もらえれば、そのまま即通学道路として子どもたちの安全面にも非常にいいので、そういう予定はないのか。総延長、あれは1.5キロぐらいしかないんですよ。それで、子どもたちの安全のためには、あのせっかくある道路を、わざわざ造らなくてもいいんですから、それを舗装してくれるだけで、通学道路として使えるので、その質問です。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） あわせ農道の歩道の整備についてですけれども、平成22年、今年の1月13日に、千葉県の実地農林振興センターより市のほうに道路の譲渡がありました。延長は、議員言われましたように1.5キロぐらいありまして、歩道として残っている分に関しては、約4.5メートルぐらいありますので、それを全面という形にも、ちょっといかないし、またそれをやるとなると、例えば歩道の歩車道ブロックとか交通安全設備を設けなければなりませんので、すぐにというわけにはいかないと思いますけれども、今後計画を立てて整備、検討していきたいと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そうですね。ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

運動公園が、あれは1周1キロなんです。結構、みんなウォーキングやっていますが、あ

そこを舗装してもらえば、今もちょっと話していた遊歩道として、そういった面でも非常にいいと思うんですよ。田んぼの中を、こう。

そうすると、旧町のときに質問したら、子どもたちの防犯面で不安だなということがありましたが、今はもう歩いてくれますから、1.5キロ、往復3キロ、グラウンド3周すると同じ距離なんですから、そういった面でも一般市民にも喜ばれる、また子どもたちの通学にもいいということで、これは学校関係者の方からもお願いされています。ぜひ、幾らもお金からないと思うので、お願いをしたいと思います。

それと、あと生活道路の整備について、先ほど滑川議員からもありましたが、今の資料をいただきました、4メートル未満の道路は今のところはできないということですが、先日もちょっとお願いがされまして、そうしたら担当の方すぐ来ていただいて、どうもありがとうございました。

現場見て分かると思いますが、幅員は3.5メートルしかありません。しかし、何でかという、その家は老夫婦が住んでいて、おばあちゃんは、何ていうんですか、押して歩くもの、何ていったかな、歩行車でしたっけ。

(発言する人あり)

○15番(木内欽市) 老人車、老人車なんですよ、移動が。それで、おじいちゃんは電動の車いすでないと移動できないんです。ですから、もう砂利道で買い物とかにも行けないんですよ。

ですから、そういうところを、やはり4メートル未満という、ただそれで区切られてしまっただけ舗装をやっていただけないのか。この後も触れますが、例えば連絡道、飯岡海上連絡道、トンネル抜くだけで、下を抜くだけ5億円とか、総工費15億円とか16億円と言われているんですが、それだけのお金があったら、1メートル……、1メートル1万円と言ったっけ。1メートル1万円でするんですから、15億円あったら、これ旭市の4メートル以下の生活路、全部舗装できちゃうんですよ。今、これ資料もらいましたけれども。

ですから、そういったところも、ぜひ考えていただいて、規則で4メートル以下の道路は、そういった場合でも、やはり舗装はしていただけないのでしょうか。

○議長(林 一哉) 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長(北村豪輔) 4メートル未満の道路ということで、全体で1市3町、旧1市3町は合わせると約370キロぐらいありますので、これを全部やるとなると約30億円ぐらいかか

りますので、4メートル以下を必ずやらないということではなくて、前々からお話ししてま
すように、広げられるところは広げて、広げられない部分に関してはそのまま移転したとか
いろいろなものを考えて、どうしてもできない部分に関しては、ケース・バイ・ケースでや
っているようなケースもございますので、必ず4メートルなければやらないということでは
ありませんけれども、距離的にかなり延長がありますので、それはまた状況に応じて考えて
いかなければならないのかなと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 今、30万メートルと言いますけれども、見ると旧旭市は6万8,000メ
ートルしかないんですよ。全部やっても6億8,000万円です。海上はこれ10万以上あります
けれども。ですから、これは恐らく畑の中の道とか、そういうのが全部入ってのことだと思
いますから、生活道路自体にしてみたらよく分かりませんが、10万メートルもあつたら、10
万メートルないんじゃないんですかね。10万メートル、そうすると1万円かけて10億円です
よ。新しい道路を、JR、あれ抜くの5億円もかかってしまうならという意見が出るん
ですよ。

ですから、ちょっと頭に入れてください。それで、では次の連絡道に入ります、関連で
すので。

ですから、この道路、当初は蛇園大坂を使ってやるということで、抜く予定ではなかった
でしょう。今聞いたら、道路の勾配が、何ですか、あれきついから駄目なんですか。道路の
勾配をもっと緩くしろという、そんな決まりあるんですか。そうすると大変だよ。道路削
るとか。でも大地の高さが決まっているんだから、そうすると不可能に近いですよ。です
から、では今のほうへ行つたと。

でも、何であんなに高いのか分かりませんが、下をトンネル抜くだけで5億円、旧町のと
きも問題になりました。それで、抜いたところから、わずか今度の出てくるところまで、
100メートルしかないんですよ、距離が。100メートルしかないところに何でまた新たにその
トンネルを5億円かけてつくるんだよと。300メートルの間に、既に下を通れるトンネルが
3本あるんですよ。そこに新たにもう1本、5億円を投入して造ろうという。それであれば、
もとのあつた旧海上のときに直した、あのトンネルを使えばという、そういう素朴な疑問な
んです、地区民から。地元の人からの疑問なんですよ。反対ではないんですよ、よく説明
してください。私も説明しますし、よろしくお願いします。どういふことでその道路を使わ
ないのか、抜いたところを。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） では、現在あるガードを利用できないかということですが、JRと交差するトンネル工事が多額になるたびに、現在あるガードに向けての路線も計画をしておりましてけれども、前に走っている県道銚子旭線ですか。それに新たに南側に右折ライン、北側に左折ラインを設けるような形になりますので、その場合は現在あるガードも拡張工事が必要になりますし、またあのガードを造ったときに、従前あった1軒、移転した住宅もまた、移転するというような形もありますので、トンネルを新たに造るような工事に計画せざるを得ないような形になりました。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そういうことで、では、実は私、先月なんです、8月に初めて聞いたんですよ。ここに新しい道路が来るんだと、持ち主の人に。持ち主って駐車場の持ち主の人に。私ども知らなかったんです。

それで、当時建設課の方に、新しい道路がどこに来る予定と言われても、あまり教えてがらないようなふうだったので、私もそれ以上聞いて、ではその新しい道路のわきを買う予定でもあるなんて、変なうわさ立てられても困るのでそれ以上聞かなかったんですけれども。

そうしたら、商店の今、駐車場のところへ来ると。そこで間違いはないんですか。うなづくでも結構です。

というと、そこに今もうあれ建っているんじゃないですか、新しい店舗が。道路ができるときに、新しい店舗、あれ確かまだ去年ぐらいに造ったばかりですよ。そうすると、その補償費用、移転費用というのは、補償、払うんでしょう。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 物件と補償に関しては、お支払いするような形になりますけれども、まだこれからその部分に対しての調査についてはこれから行いますけれども、その後の補償についてはお支払いするのは間違いございません。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そうするとやはり、それも同じく税金の無駄遣いです。建てて1年もしないところ、あれ全部補償料全部払ってやるというのは、何か、道路ができるのであれば、

あらかじめその人に、これは道路ができるんだからということで言えば、そういうことないのに、当事者も迷惑だと思うんですよ、分かりませんけれども。道路ができるの分かっている、建物建てたなんて言われたら、当事者大変ですよ、これ。そんなことないんでしょうけれども。

ですから、道路ができるのであれば、都市計画引いてないから、そういうことは言えないのかどうか分かりませんが、道路ができる予定であれば、そこに建物が建て始まったら、ではそれは道路用地ですからと言わないと、これからそういう補償とかなると、何かお互いに地権者も損して市も損して、誰も得している人いなくて、何か税金の無駄遣いのような気がします、この件に関しては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） ではお答えいたします。

実際、道路計画がそこに来るような形、素案のときに、ちょっと通りましたら、その店舗ではもう基礎工事をやっておりましたので、その時点でまた議会のほうの承認も得てませんし、またはっきりルート決まらない状況でございましたので、先方に言って、ここ道路できるからということとはちょっとできなかったのかなと、気がついた時点ではもう基礎工事をやっておりましたので、その時点で言って、まだはっきりそこというか、今、先ほどありましたようにガード下を通るとかって、いろいろな案もございましたので、一応そこに、原案ではそこを通る素案はありましたけれども、まだはっきり決まっていなかったというのは、もう現状でございまして、気がついた時点では、もう基礎工事をやっておりましたので、ちょっと間に合わなかったのかなという形があります。今後は、なるべく早くそういったのは事前に、どこまでその方に通るという約束もまたちょっとできないということもありますけれども、なるべくそういうことがないような形で、今後は進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 9分

再開 午後 1時15分

○副議長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 太 田 將 範

○副議長（嶋田哲純） 続いて、太田將範議員、ご登壇願います。

（４番 太田將範 登壇）

○４番（太田將範） ４番、日本共産党、太田將範でございます。ただいまより一般質問を行わせていただきます。

まず、国民健康保険について。

私は、８月２６日、旭市長明智忠直様あてに、国民健康保険税の引き下げ、国民健康保険行政の改善及び国庫負担の増額を国に求める請願署名を提出してまいりました。

国民健康保険制度につきましては、国民皆保険を実現し、国民の健康で文化的な生活を保障した憲法の基本的人権を守る制度として国民健康保険制度が大きな使命を果たしてまいりました。まず、国民病と言われた結核をはじめ、ほとんどの伝染病はなくなり、日本国民の平均寿命は世界一となっております。

しかしながら、国民健康保険は、農業者や商工業者の保険という、従来の加入者が急速に減少し、年金生活者などの高齢者、失業者など職を失った人、不安定雇用の労働者などの比率が現在は８割にも達しています。そして、団塊世代が一斉に定年に達し、労働市場から退場し、国民健康保険に大量に加入者となっております。また、青年労働者は正規社員として社会保険の加入者になれない働き方をするなど、他の公的保険に加入できない人々が大量に国保に流入しております。そして、国民健康保険の加入者、どんどん増えてきております。加入者の階層が大きく変化しているということが一つの特徴でございます。

次に、国民健康保険加入者の年齢につきましては、他の公的保険制度の加入者は定年で退職するのに、国保はこれらを大量に受け入れますので、大変高齢者が多いということです。また、高齢者の１人当たりの医療費は、他の公的保険の２倍以上となっております。

また、国保加入世帯の平均所得は、この１０年間で２４０万円より１６０万円前後に減少しており、他の公的保険加入者の半分程度に過ぎません。このため、国民健康保険税の負担が年々高ま

り納付が困難になってきております。

また、市町村国保収入の国庫支出金は、この27年間に58%から25%に半減しております。また、千葉県からの独自支出金も廃止され、そのしわ寄せが市町村国保財政を直撃し財政難となった市町村国保は値上げに継ぐ値上げになっております。この間、保険税は、2倍以上になっております。そして、低所得者に高い保険税を課税した結果、滞納者が増加し、国保会計を圧迫し、さらに値上げをするという悪循環に陥っております。また、旭市におきましては、これらの滞納者に対し、一斉に差し押さえ処分を行っております。

また、国保税の滞納に対する制裁措置である資格者証、短期保険者証などの交付が、2,000世帯以上に達しております。これらの世帯では、病気の受診を抑制したり取りやめるなどが生じ、後日重症化し最悪の悲劇が日本全国で多発しております。2,000世帯以上で受診が抑制されますと、仮にインフルエンザがこれらの世帯に発病し治療が遅れた場合、重症化するとともに感染への対処が遅れ、広範囲で集団発生が起こる可能性が生じております。また、日本から消え去ったと考えられている法定伝染病が、全国で発病する可能性も高まっております。こうした防疫に対する千葉県の体制というのは、保健所をはじめとした出先機関の統廃合で、かなり弱体化しているという今日、警戒すべき状況かと思われます。

国民健康保険制度は、国民のすべてが医療保険に加入するという国民皆保険の下支え的な制度であり、保険原理ではなく、社会保障の一環としての行政運営に努めることが実際の仕事になってきていると思います。国民皆保険に大穴をあけている現状を、今すぐ取り繕うのが、現在の自治体の仕事であると思います。

質問事項といたしまして、国民健康保険税の徴収について、概要をちょっと説明していただきたいと思います。国保世帯数、国保税の滞納件数、短期保険者証の発行件数、被保険者資格証明書の発行件数、市税全体で滞納整理を行うために差し押さえた件数、また差し押さえた財産の種類はどんなものか。

2、国民健康保険税の減免について。

旭市国民健康保険税条例第25条の説明をお願いいたします。

それから、今年の6月、国民健康保険条例の一部が改正されまして、離職者にかかわる保険税の減免についてという法案が出ていると思いますので、その説明も併せて行ってください。

3、資格証明書、短期保険者証について。

旭市国民健康保険滞納者に対する措置取扱要綱というのがございます。その第6条の説明

について行ってください。

それから、昭和21年1月20日、厚生省からの事務連絡で、被保険者の資格証明書にかかわる答弁書について。同じく新型インフルエンザにかかわる発熱外来の受診時における被保険者資格者証の取り扱いについて。

4、1世帯当たり1万円の国保税の引き下げを検討すべきである。市長の政治的判断を求めます。

5番、国に対して、市町村国保の国庫負担の充実を求めるよう国に要請することを検討していただきたいと思います。これも市長の政治的判断を求めるものです。

大きな2番目として、予防接種と地域医療ということで質問させていただきます。

さまざまな感染症に対する予防接種や行政の行う各種の検診は、地域の地域医療との連携により住民の健康を守る保健として大きな成果を上げてきたと思います。旭市においては乳幼児健診の受診率は平成20年には96.3パーセントとなっており、これ以上望めない良好な数値になっていると思います。

今、ワクチンで予防可能な疾患はワクチンで予防するということは世界の常識となっております。

先日、総務常任委員会の視察で、旭中央病院の救急外来の話を伺いましたが、二つの二次医療圏から患者が集中し、超多忙であり、特に小児科外来が厳しい状況に追い込まれているということが話されました。

全国の保険医団体の調査でも、小児外来の6割までが発熱外来であり、高熱、吐き気、頭痛が重なるとヒブウイルスや肺炎球菌による髄膜炎の疑いがあることから、医療現場に大きな負担と緊張を強いていると聞いております。

しかしながら、細菌性髄膜炎は、ヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチン接種によれば、ほとんど発病を防ぐことができる状態になっているということです。世界の先進国では、既に実施をされ、我が国においても導入が検討されつつあります。旭市でも二つのワクチンの公費助成事業を始めれば、地域の小児外来の負担を軽減することができると思います。

また、2008年7月23日の千葉日報の報道についてでございますけれども、コンビニ受診をしていませんかという記事が掲載されました。丹波市の県立柏原病院が、地域の産婦人科医院の廃止から、新生児の患者が急増し崩壊寸前になったとき、市内の母親たちが病人に帰る前に読んでもらおうとパンフレットを作り、熱が出た、吐いたなどのチェック項目をまとめ、大至急救急車を呼ぶ、かかりつけの医師に受診、様子を見るといった対応の仕方を指導して

まいりました。これを、乳幼児健診や保育園で配布した結果、柏原病院の小児救急外来診断は、1年後には半分以下になったそうです。

ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチン接種への公費助成制度とコンビニ受診を控える住民運動が進めば、地域医療の負担減に貢献できます。

しかし、これは旭市単独では、中央病院の小児救急外来の支援ができません。海匝・香取、山武・長生・夷隅の二つの二次医療圏全体が取り組まなければ、これは実現できません。旭市は、これらの自治体に対し、これらの事業を実施するよう指導的役割を果たさなければならぬと思います。

質問する事項、1、細菌性髄膜炎についての説明、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンについての効果、接種法、接種費用などの説明を求めます。

2、この二つのワクチン接種に公費助成を検討したらどうか。

3、旭中央病院小児救急患者のうち発熱による外来患者の比率はどのくらいあるのか。

4、小児救急パンフを作成し、配布し、啓発の事業を検討すべきだと思います。

5、旭市として、二つの二次医療圏の自治体に、これらの事業の実施を要請すべきだと思います。

6、千葉県に、地域医療再生計画にこれらの事業を入れるなど、県の制度として実施するよう旭市から要請していただきたいと思います。

次に、3番目の長寿祝金事業についてということなのですが、老人福祉法は地方自治体が高齢者の実態を把握し適切な支援を求めています。高齢者の実態把握の重点、責任は、現在は介護保険法に基づき2006年に始まった地域包括支援センターが建前になっておりますけれども、ここでは介護保険判定の業務に忙殺され、実態把握は予算、人員の状況から見て、まず不可能な状態だと思われます。また、契約先の介護事業者等に責任を負ってもらうということも無理がございます。

旭市では長年、長寿祝金支給事業を、80歳以上の高齢者に行い、実態を行政が直接把握しておりました。この事業によって、高齢者の実態把握の役割は大変大きなものがあつたと思います。

ところが今年より、この法案が改正されまして、年齢の節目に高齢者には届けられますが、それ以外の高齢者には除外されております。その結果、80歳以上のお年寄りの実態把握の能力が低下しているのではないかと心配されているところでございます。

今、100歳以上の高齢者の行方不明者問題が連日報道されておりますけれども、長寿祝金

を80歳以上のお年寄りに毎年全員に届ける、安否の確認をする方向で再検討してみたいかがかと思いますがどうでしょうか。

また、これに代わるような政策、施策が、検討しているようであればお答えいただきたいと思います。

以上、この壇上での質問事項を終わらせていただきます。自席に戻りまして、次の質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○副議長（嶋田哲純） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 太田議員の質問に対し、答弁をいたします。

私のほうから、国保税の世帯当たり1万円の引き下げはできないかということと国庫負担の拡充について、国や県へ要望できないかということをお答えをいたしまして、ほかの質問については詳細にわたりまして担当課長より説明をいたさせます。

今回、太田議員からは陳情、請願書も提出をいただいております。平成21年度の国保会計決算では、2,182万円余りの黒字決算となっておりますが、その内容、その実情は、前年度繰越金を2億円、そしてまた基金積立金がありまして、それから繰り入れたものが4億4,600万円、これを差し引いた実質単年度収支では6億3,000万円余りの赤字になっております。

また、財政調整基金残高も、国保会計の財政調整基金残高でありますけれども1億8,649万円ありますが、22年度において全額取り崩ししても、なお不足が生じる見込みであります。

合併以来、比較的順調に推移してきた国保会計も、非常に厳しい状況を迎えているわけでありまして、太田議員の質問の内容はよく理解をできますが、以上のような状況から、残念ながら国保税の改定もせざるを得ない状況となっております。

しかしながら、旭市は国保加入者も多く、長く続く大不況や少子高齢化などを配慮すべきところも多いものでありますので、一般会計からの繰り入れも、併せて考えて実施していきたいと、そんなように思っているところであります。

次に、国庫負担の拡充について、これも請願書をいただいております。

平成21年度の国保会計決算では、実質単年度収支で6億3,000万円余りの赤字となっている状態ですので、国庫負担が拡充されてくれば、それに越したことはないわけでありまして、今年も6月に、全国市長会のほうで、国へ重点要望事項というものを提出しております。

その内容をご紹介しますと、国保制度における財政措置の拡充はもちろん後期高齢者医療制度の廃止に際しても、国保制度の負担増を招かないように、国の責任において十分な措置を講じるように要望しているところであります。また、いろいろな部分の機会があれば、国・県に国庫補助、国庫負担の拡充ということで要望をしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○副議長（嶋田哲純） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） それでは、私のほうからは、国民健康保険の徴収、減免の関係についてお答えしたいと思います。

初めに、国民健康保険税につきましては、昨今の社会経済情勢も加わり、大変厳しい収納環境となっていることを踏まえていただきまして、徴収状況からお答えいたします。

国保税も市税と同じように未納となった期別ごとに、督促状の送付、年4回の催告書の送付を行っております。これに対して、適切な納税相談がないときは、最終催告を行い、これは差し押さえ予告ということになりますけれども送付を行い、さらに応じてくれないときは財産調査の上、順法な差し押さえを行っております。

なお、平成22年5月末現在の国保税の滞納者数は3,840人で、そのうち市外へ転出している方が510人となっております。

次に、減免についてでございますが、国民健康保険税条例第25条において、貧困、天災、その他特別の事情がある場合には、申請により減免または免除できることとなっております。しかし、現在のところ、減免申請書が提出された事例はございません。また、世帯の所得が一定額以下の世帯については均等割、平等割を軽減しているほか、非自発的失業者に対する特別措置も行っております。

それから、国保の加入世帯数でございますけれども、平成21年度で2万3,547世帯、22年度、現在までですけれども2万3,725と、議員おっしゃるように増える傾向にございます。

それから、差し押さえの件数でございますけれども、こちらにつきましては、国保税ということになりますと、21年度執行したものは、人数で179人でございます。全体的な、国保税、全税目と、例えば市民税とかいろいろ重複する場合がございますので、全体、全税目でいきますと234件となります。

それから差し押さえ、どのようなものを行っているかということですが、これはちょっと区分のほう、国保税を含むというふうにご理解をいただきたいと思いますけれども、不動産が11件、預貯金が134件、給与が36件、これは不動産の賃料を含んでおります。それ

から、生命保険39件、出資金1件、国税の還付金11件、参加差押えが2件の計234件となっております。

以上でございます。

○副議長（嶋田哲純） 保険年金課長。

○保険年金課長（花香寛源） それでは、私のほうからは、まず短期保険証、それと資格証の交付の関係ですけれども、短期6か月証につきましては594世帯、短期3か月証につきましては412世帯、短期1か月証につきましては663世帯、資格証につきましては524世帯、なお一般証については1万1,288世帯交付しているところでございます。

それから、短期保険証と資格証明書の取り扱い、これについて回答します。

まず、短期保険者証の発行する交付基準ですけれども、対象者としては前年度の保険税の賦課額の2分の1を超える滞納のある方及び前々年度以前の保険税について滞納のある方で、短期証の交付基準として6か月証の交付対象者は保険税の滞納が8期分以内の方、3か月証の交付対象者は保険税の滞納が9期分以上16期分以内の方、1か月証の交付対象者は保険税の滞納が17期分以上の方となっております。

資格証の交付対象者ですけれども、短期1か月証の交付を受けた方のうち、その後資格証明書が交付されることについて、通知しても対応がなく特別な事情に関する届けの提出もない世帯で、納付相談や指導に一向に応じようとしない、納税意識が希薄な方となっております。

交付については、今後も、税務課、財政課と連絡、連携しまして、滞納者と接触を図り、実態の把握に努めていきたいと考えております。

それから、質問の中で、滞納者に対する措置取扱要綱第6条でございしますが、これにつきましては、資格証の交付対象外の方だと思います。今、資格証の交付のことにも触れましたように、特別な事情に関する届けが提出のない、あれば当然この中に、要綱の中にあるように対象外になるわけですが、そのほかに、これは4項目くらいありまして、原爆一般疾病医療費の支給等を受けられるようになったとき、それから減免が認められ資格証の交付が適当でないと決定したとき、それと15歳に達する以後、これは今、自分が持っている要綱でございしますが、本年7月からは18歳ですか、に達する以後の最初の3月31日までの間にある者であるときというような交付対象外になっております。これについては、その取扱要綱に従って行っていることとでございます。

特に、3点目の弁明の関係ですけれども、当然これいろいろな方、資格証の方、いろいろ

相談にまいます。そういった中で、弁明書なりそういった納付相談なりしてくれた方には短期証に切りかえるというような状況でございます。

それから、あともう一つ、国の通達との関係、ちょっと2点ほどありましたけれども、発熱外来の取り扱いだったと思いますが、国・県の通達に関しましては、当然通知が来た場合には、市としては適切な対応をしているということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（嶋田哲純） 健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） それでは、私のほうから、予防接種制度と地域医療についてのうち3点についてご回答させていただきます。

まず、細菌性髄膜炎についての説明と助成についてということで。

細菌性髄膜炎についてであります。脳や脊髄の周囲にある髄膜に細菌が入り込み炎症を起こす病気で、発熱、頭痛、嘔吐などが見られ、症状が進行するとけいれんや意識障害が起こり、てんかん、発育障害など後遺症が残るとされております。

細菌性髄膜炎の原因は、b型インフルエンザ菌、略してヒブが50%以上、肺炎球菌が約20%ということが分かっております。

この二つのワクチンの接種回数は、月齢によって変わりますが、乳幼児期にそれぞれ初回に3回、追加1回、合わせて4回の接種を行います。

既に、外国では多くの国がワクチンの接種を実施しており、髄膜炎の発症率、重症化率等は減少し、明確な感染予防効果が示されております。

接種費用については、任意接種でありますので、全額自己負担で接種を受けることになり、ヒブワクチンは1回約8,000円ぐらい、肺炎球菌ワクチンは約1万円ぐらいかかるようです。

また、予防接種の助成についてであります。現在県内で実施後、実施予定も含め、ヒブワクチンが10市町、肺炎球菌ワクチンは3市町が助成を行っているようでございますが、財政的な面を考慮しながら、今後の県内及び近隣市町の動向に留意してまいりたいと思っております。

次に、小児救急パンフレットの作成ということでございますけれども、市では今現在、小児救急用パンフレットとして、乳児訪問の際に、県並びに県医師会が作成しましたチェックリストによる子どもの急病ガイドブックを配布しております。

このガイドブックでは、熱が出たとき、吐いたとき、下痢をしたとき、お腹が痛いとき、

けいれんをしたとき、頭を打ったとき等など、適切な受診を促すため、病状の程度をチェックし緊急性に応じた受診を勧めております。

ご質問にございますコンビ受診ですが、安易な受診を控えていただくような具体的なパンフレットにつきましては、中央病院への救急患者の減少の一つの要因と考えられますので、今後民間での成功例を踏まえながら、旭中央病院などと相談しながら、必要なら検討していきたいと思っております。

3点目でございますけれども、千葉県地域医療再生計画に関係した質問だと認識しておりますけれども、ご質問の細菌性髄膜炎ワクチンの接種や小児救急パンフレットの作成を、二次医療圏全体で考えて、県の事業として、つまり香取・海浜医療圏地域医療再生計画の中で実施できないかということだと思いますが、ワクチンの接種については、再生計画の目標であります圏域内の自治体病院の明確な役割分担と機能連携の下での地域医療提供体制の再整備と違いますので、これはできません。

小児救急パンフレットの作成については、再生計画で旭中央病院への患者集中の軽減を図ることが盛り込まれておりますことから、県が実施しております地域医療再生プログラム等情報発信事業が活用できるかもしれませんので、これから県と協議、または要望していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（嶋田哲純） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） お尋ねの旭中央病院の小児科救急外来者のうち発熱による外来者の比率についてお答えいたします。

平成21年度の救急外来受診者は6万5,311人となっております。このうち15歳未満の小児科の患者数は1万9,282人となっておりまして、全体の29.5%でございます。さらにこのうち発熱による受診者につきましては、4,436人となっておりまして、小児科患者の23%となっているところでございます。

以上です。

○副議長（嶋田哲純） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、長寿祝金の見直しということでご答弁申し上げます。

長寿祝金支給事業は、健全で効率的な財政基盤の確立を推進するため見直しをさせていただき、今年度から節目の年齢の方に支給するように改正をさせていただきました。

これによりまして、今までは80歳以上の高齢者全員の所在確認ができる事業でございまし

たけれども、本年度からは限定した高齢者は対象となるために、長寿祝金の支給時に所在確認ができるのは、80歳になられる方、88歳、99歳、100歳以上という限られた年齢の方のみとなりました。

高齢者の所在確認が、今、社会問題となっております。行政といたしましても、高齢者の所在確認や見守りにつきましては、大変重要で、長寿祝金支給事業も、そのための極めて有効な事業という認識をいたしておりますけれども、今年改正になるこの事業につきまして、すぐ見直しをするということは現在のところ考えておりません。

しかしながら、今後は、他の部署で実施をしている事業におきまして、高齢者とのかかわりを持っているものがございますので、関係課と今まで以上に連携を図ることはもちろんのことでございますけれども、地域でもかかわりを持っていらっしゃる社会福祉協議会の皆さん、それから民生委員の皆さん、そういう方々のご協力をいただきながら高齢者の見守りをさせていただきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○副議長（嶋田哲純） 太田将範議員。

○4番（太田将範） 国民健康保険の徴収について、再度質問させていただきたいと思います。

ただいま差し押さえにつきましては、差し押さえの財産等の名目はありましたけれども、差し押さえ禁止財産といたしまして、さまざまなものが、国税徴収法とか地方税法にあると思いますので、どのような条例があるか答えていただけますか。

○副議長（嶋田哲純） 税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 先ほど、冒頭申し上げましたとおり、私のほうからは、順法に基づいて差し押さえをしているというふうにお答えしましたけれども、議員おっしゃるような、差し押さえ禁止事項に該当するようなものにつきましては、差し押さえは一切行っておりません。

それらについては、十分、実は私どものほうで、議員のお話の中にもありましたけれども、公平な徴収を行うために、参考までですけれども、約4,159人のそれぞれの滞納事由というものを、うちのほうで、12区分に分類いたしまして、例えば生活困窮とか失業中とか、納税意識の欠如とか、すべて分類した上で、その上で差し押さえ禁止条項等に該当するものはあるか、資産があるかどうか調査した上で、実際には禁止条項に該当するものは差し押さえることは、まずございません。よろしくお願いします。

○副議長（嶋田哲純） 太田将範議員。

○4 番（太田將範） 次に、国民健康保険税の減免についてということで、先ほど25条の説明はございましたけれども、実際条例に従って、条例の中身といたしましては、所得が低いとか、そういった形での減免の制度があるわけですが、それを決めている規則というのはないわけです。

この第2項によりますと、先ほどありましたような念書だとか、そういった次の、前号に規定する規定によって減免を受けようとする者は納期日以前の7日までに、その理由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならないと書いてあります。

これは、申請するのに、こういった規則がない場合、申請できるものかできないものか分からないわけですから、きちっとした減免の規定は必要なのではないかと思います。ご回答お願いいたします。

○副議長（嶋田哲純） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） ただいまご質問の保険税の減免の基準ということでございますけれども、近隣の状況から申し上げますと、隣の匝瑳市で基準を設けてございます。それ以外は、近隣ではないように承知しております。

ただ、25条の減免でも、実際上は取扱基準と同様に取り扱っておりますので、先ほど申請がないというふうにお答えいたしましたけれども、うちのほうで猶予の、納税の猶予の関係の区分とか、それらからいきますと、実際に納税者の方が税務課あるいは保険年金課のほうにご相談いただければ、事情を伺って、減免になるものであれば当然対象とすることが出来ますので、現行では基準を設けなくても十分対応できるというふうに認識しております。

以上でございます。

○副議長（嶋田哲純） 太田將範議員。

○4 番（太田將範） 25条の規定によりますと、貧困により国民健康保険税の納付が著しく困難と認められるものということになっております。

そのほかに、以前から私が主張しているように、この貧困によるということは生活保護基準以下、生活保護の方々というのは、ご存じのように、医療は実費で給付されるわけですので、大体この辺の線を該当するところとして考えてよろしいのでしょうか、お答えをお願いします。

○副議長（嶋田哲純） 太田議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀川茂博） 生保の該当者になりますと、これは、当然社会福祉のほうにも申請がなされて、うちのほうはもう税のほうは免除になるということでございまして、当てはまらないぎりぎりの方といいたいでしょうか、そういう方の救済ということになるかと思えますけれども、実際に近隣の状況を見ますと、基準を定めてあるんですけれども、たまたま件数が非常に少ないということで、その基準を設けなくても、繰り返すようで大変申し訳ございませんけれども、基準を設けなくても十分納税者の方が相談いただければ、条例の25条で十分うちのほうは対応できるということで現在進めております。

以上でございます。

○副議長（嶋田哲純） 太田將範議員。

○4番（太田將範） では次の予防接種のほうの話に移りたいと思うんですけれども、ご存じのように、予算的に厳しいということではございますけれども、先日どのぐらいの負担になるかということの、大体、大ざっぱな資料として渡したと思うんですけれども、そんなに大きな数字ではないということなんです。両方で大体7万円ぐらいかかるわけなんですけれども、その全額を助成しろということでもなくとも結構なんです。例えばそのうちの半分以上を助成してほしい。そういった形でのセットの仕方は十分可能ではないかと思うんです。

ですから、そういった形でやりますと、1年間にお生まれになる方は大体500人ちょっとぐらいですから、その7万円ということになると3,500万円ぐらいですか。それで大体、先日試算した中身につきましては、受診率が4割ぐらいと見て、そのうちの何割かを助成するということになれば、1,000万円を超えるような数字にはならないのだと思いますので、ぜひとも検討していただきたい。

このところ、香取市においても、この制度を導入しようとする傾向が出ておりますし、先日私も参加しまして、社会保障の推進を求める要請を、2市1町に行ったわけなんですけれども、多古町におきましては、来年から、四つのワクチンを実施すると。必ずもうワクチンで予防できるものはワクチンで予防するという、そういう姿勢をはっきりと示しておりました。

特に旭市の場合は、中央病院という基幹的な病院を抱えておりまして、ここにある病院の負担を軽減するという上では、ぜひともこの二つのワクチンを実施していただきたいと。その実施することによって、周りの自治体にやってほしいということを要請していく。こういう政治的な立場が必要ではないかと思えます。そのことによって、旭中央病院の小児科の負担が幾らかでも減るということが考えられるならばすべてやるべきだと思います。

先日、6月議会におきましては、私が一般質問を行いましたときに、税務課長から、18歳

未満のお子さんを持つ家庭の増税が来年1月から始まります。このときの増収が約2億円ほどございます。ですから、その2億円を原資にすれば、十分に財源的なものはあるということになりますので、ぜひとも検討をしていただきたい、このように思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田哲純） 太田将範議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） それでは今のご質問にお答えいたします。

多古町もお話は聞いておりますけれども、今、庁内でもいろいろ話をしておりまして、検討している段階でございます。

今後、新年度に向けて、また検討をしていくと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田哲純） 太田将範議員。

○4番（太田将範） ありがとうございます。ぜひ前進的な方向でやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田哲純） 終わりですか。

太田将範議員。

○4番（太田将範） 3番の問題につきましては、おおむね良好な回答をいただいたと思いますので、私の一般質問はこれにて終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（嶋田哲純） 太田将範議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 房 代

○副議長（嶋田哲純） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（8番 伊藤房代 登壇）

○8番（伊藤房代） 議席番号8番、伊藤房代でございます。平成22年第3回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は、大きく分けて4点の質問をさせていただきます。

まず1点目、高齢者の掌握について、2点目、児童虐待について、3点目、放課後児童クラブについて、4点目、子宮頸がん予防ワクチン接種の助成について質問いたします。

まず1点目、高齢者の掌握について。

（1）旭市として100歳以上の住民登録をしている高齢者は何人いるか。先日も、テレビ

のニュースで話題になっていますが、世界一の長寿国となっている日本ですが、実際はとんでもないことになっています。大阪市66人、神戸市102人、長崎県の壱岐市では江戸時代の生まれ、文化7年の男性が除籍されず残っている。生きていれば200歳だということです。そしてまた、その高齢者の人の年金を当てにして、死亡届を出さずに年金の受給を受けている家族もいて、長寿国日本も揺るぎ出しています。

旭市として、住民登録をしている人は何人掌握されているのでしょうか質問いたします。

(2) その100歳以上の高齢者の方に、市の職員として、何人中何人の人に会えているのか。実際、高齢者の方を訪問し、敬老の日になにいろな品物や表彰状を届けて、その場で実際に手渡しで渡しているか、ご家族に代理として渡していたりしているのではないかとニュースになっています。

旭市として、実際に手渡しできている人と代理授与等を分けて後に訪問し、実際にお会いしているかどうか質問いたします。

(3) 会えていない人に対しては、地域ごとに組長さんたち、また民生委員の方々と連携を取り合って掌握する必要があるのではないのでしょうか。

2点目、児童虐待について。

(1) 旭市として、地域の住民同士でどのくらいの報告が出ているか掌握できているのでしょうか。

先日もテレビのニュースで、小学5年生の男子児童が、母親29歳に首を絞められて死亡したと報じられていました。母親は初め40代の男性と同居をしていたが、別れて29歳の男性と同居するようになり、子どもが転校し別名で小学校に通っていたとのことでした。

その母子は転居してきたとのことですが、学校の受け入れも住民票によって受け入れていると考えていますが、戸籍を見て受け入れているのではないのでしょうか。

少子化の時代、1人の子どもがどのように生活し、どのような状況なのか、学校側にも警鐘が鳴っているのではないかと考えますが、今回の質問は、隣近所の住民同士、どんな人が引越ししてきたか、どのような家族状況かなど、また一般的な付き合いができない場合は民生委員、児童委員という役割の人もいるのですから、話し合い、掌握ができているのか質問します。

(2) もし、少しでもご近所で、いつもあざがあつたり、暗くなっても家に帰りたくない様子の子どものいたりした場合、子どもに傷つけないように気配りをして、警察や市の相談員とか児童民生委員とか連携を取り合っているか質問いたします。

(3) その報告によって、どのように具体的に動いているか。

その結果において、縦割り行政でなく横の連携を密にとり、大きな事故の前に解決ができるようにできないか質問いたします。

3点目、放課後児童クラブについて。

(1) 放課後児童クラブの子どもたちは、各学校何パーセントくらいの子どもがいますでしょうか質問いたします。

(2) 次に、放課後児童クラブの先生方と教職員の連携のことですが、沖縄の諸見里（ゴルフ）のおじさんが試みているニュースを見ました。

ゴルフとか、スケートとか、小さいときから練習して一流になった人たちはいますが、その沖縄の方の試みは、放課後の児童に対して、塾やクラブ（有料）に入れない子どもたちに、一人ひとり面談し、今、一番何に興味を持ち、将来何になりたいか聞き出して、漫画が描きたい、水泳が好き、本を読むのが好き、野球の選手になりたい、サッカー選手とか、いろいろ聞き出して、週に一度、自分の一番好きなことをする日を決め、その日は定年で退職して家にいたりするシニアの先生方に、漫画の描き方教室、サッカー教室、野球クラブ、ピアノの日とか、お金をかけずに子どもたちの芽を育てている様子が放映されていました。将来の夢のある子どもたちが、お金をかけずに自分のやりたいことに夢中で取り組む姿を見て、放課後児童クラブの先生方の重大な役割を見た気がしました。

旭市を担って立つ大事な子どもたちに、児童クラブの先生方が子どもたちと対話し、一人ひとりの授業クラスの先生と連絡を取り合いながら、一人の子どもに目を向けているのでしょうか質問いたします。

(3) 放課後児童クラブの先生方が重要になってくるのではないのでしょうか。その待遇はどのようなものなのでしょうか。

やはり縦割りでなくコミュニケーションを取り合って、宝物の子どもたちを大事にする旭市になっていきたいと考えますがどうでしょうか質問いたします。

4点目、子宮頸がん予防ワクチン接種の助成について。

(1) 私が、平成22年第1回定例会3月度の質問の答えで、健康管理課の答えに、平成22年度から全国で7市町村が実施、今後の国内及び県内の動向を注視してまいりたいとのことでした。

鉾子市では、11月1日より実施と聞いております。対象は中学1年生から3年生、費用は1回9,000円を助成するとのこと。他の市町村は別にして、我が旭市はいち早くワクチ

ン接種の助成はできないか質問いたします。

衆議院議員の野田聖子議員が、49歳で体外受精で妊娠しました。彼女も、若いころに子宮頸がんになり子どもが産めない体になり、どうしても子どもが欲しいとのことで、今年5月、アメリカで第三者の女性から卵子提供を受け、野田氏と事実婚の夫の精子との受精卵を野田氏の子宮に戻す体外受精で妊娠し、出産の予定は野田氏が50歳になっている来年2月中旬と聞いております。若いうちに子宮頸がんのワクチンが受けられていたら、このように苦労しないで産めたのにと彼女は言うておりました。

専門的な状況は分からないけれども、中学生以上の女子に対して、ワクチンの接種は大事なのではないのでしょうか。

以上で質問を終わります。

○副議長（嶋田哲純） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市民課長。

○市民課長（石井 繁） 旭市として、100歳以上の住民登録をしている高齢者は何人いるか
とのご質問ですが、市内で100歳以上の住民登録をされている高齢者の方は、9月1日現在
で20人でございます。うち男性が4人で女性が16人であります。

○副議長（嶋田哲純） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、高齢者の掌握についてということで、（2）、
（3）を一緒にご答弁させていただきます。

毎年、100歳に達する高齢者に対しまして、内閣総理大臣からのお祝い状と記念品の贈呈
を、そしてまた旭市から長寿祝金を支給する事業が実施され、市長と県職員及び市職員が、
直接ご本人と会うことになっております。今年度も、10月18日に予定をしているところで
ございます。

なお、今年度100歳を迎えられる方は9名ということでございます。

また、今、旭市では、103歳の方を最高齢としまして、101歳以上の皆さん、18名の皆さん
いらっしゃいますが、この方、全員に100歳を迎えられたときには、市長が直接お会いをし
まして、お祝いのお言葉を申し上げております。

また、この方々につきましては、今年も民生委員が直接ご家庭等をお邪魔しまして、長寿
祝金を手渡ししていただくことになっております。

したがって、お会いできていないという人はいないというふうに認識をしているところ
でございます。

しかしながら、先ほどの太田議員のご質問にもございましたように、高齢者の皆様の所在確認ということが社会問題になっております。介護保険、そしてまた後期高齢者医療制度、それらのサービスを使っているかいらないか、それを調査をさせていただきました。

22年6月のサービスを利用している方が、いずれかのサービスを利用しているという方全員でございましたので、所在の確認ができたというふうに考えておるところでございます。

今後も、議員お話ございましたように、地区の民生委員さん、それからさまざまな地区の皆さんのお力をおかりしながら、また市役所の担当同士の連携も密にしながら確認に当たってまいりたいということを考えております。

以上です。

○副議長（嶋田哲純） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうからは、2番の児童虐待について、ご質問3点ほどございましたがお答えしたいと思います。

まず第1点目の、旭市として児童虐待について、地域住民同士でどのぐらいの報告が出ているか掌握できているかというご質問ですが、児童虐待として受け付けをした件数といたしましては、平成20年度で44件、平成21年度で16件というふうになっております。

児童虐待の通告の程度といたしますか、そういったご相談があるケースとしては、病院から、あるいはその保健所、もしくは学校から、それから保健センターの保健師であるとか、家族、親戚、それから近隣住民の方という方からの連絡や情報等があります。

虐待の種類というか虐待の内容といたしましては、その身体的な虐待とか、ネグレクトと言われる育児放棄、それから心理的虐待とかということが見受けられております。

それから2点目の、その報告に対して、警察、市の相談員とかに報告はしているかというご質問ですが、子育て支援課に家庭相談員というのが3人、嘱託として置いております。

この3人の先生方が、そういった虐待の通報などがあったときには、その家庭を訪問するなどして、もしくは電話などするなどして、その状況を把握して常に支援体制をとっております。

相談員は、常に同じ情報を共有していますので、児童相談所だとか警察とかの関係機関とも連携をとって対応しております。

それから、3点目の、その報告によって具体的に動いているかというご質問ですが、旭市では、平成18年2月に、旭市要保護児童対策地域協議会というのを設立しまして、児童相談所あるいは警察、それから医療機関、学校、地域などと、虐待に係るネットワークを構築し

ておりまして、その関係機関の連携で児童の支援を実施しております。

具体的には、家庭相談員や保健師による、先ほども申し上げましたが電話相談ですとか家庭訪問、それから学校や保育所による見守りなどを実施しております。

また、児童にその危険が、本当に究極の危険というか、そういったケースが見られる場合には、児童相談所によって保護をしていただくというような対応をとっております。

以上です。

○副議長（嶋田哲純） 学校教育課長。

○学校教育課長（平野一男） それでは、放課後児童クラブのご質問についてお答えを申し上げます。

まず最初の放課後児童クラブの子どもたちは何人くらい各学校でいるのかとのご質問でございますが、現在の利用者は1年生から3年生までで520名、4年生から6年生までで64名、合計584名の児童が放課後児童クラブを利用しております。

学年別で申し上げますと、1年生が196名、市内の全1年生の児童数が592名でございますので、その占める割合は33.11%。同様にして、2年生が164名、2年生の全児童数が606名でございますので27.06%、3年生の利用者は160名でございます。3年生の全児童数が624名でございますので25.64%となります。また、本年から受け入れてございます4年生から6年生でございますが64名が放課後児童クラブをご利用いただいております。この全児童数は1,862名でございますので、同学年に占める割合は3.43%と、このように把握しているところでございます。

それから、放課後児童クラブの先生方と教職員の連携、これについてはとれているのか、また放課後児童クラブの先生方の待遇はどのようなものかというご質問がございました。これについてお答えをさせていただきますが、教育委員会といたしましては、放課後児童クラブの指導員に対して、日ごろから職員室へ出向き、児童クラブの状況報告を行うとともに、学校の授業計画等を把握をして確認をし、開所時間を決めるなどの児童クラブを運営するよう指導しております。学校とのコミュニケーションは、そういった面では図られているものと考えております。

また、ご質問にございました退職した先生方を活用したりして、お金をかけずに、ピアノでありますとか漫画、水泳、サッカー、または野球の教室等々を実施して、子どもの夢を育てることが放課後児童クラブの先生方の、とても大切な役割ではないかというお話がございました。

放課後児童健全育成事業の目的であります。児童福祉法で保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ると規定されております。

子どもたちの夢をはぐくんでいくことは、とても大切なこととは考えますが、放課後児童クラブの授業の目的、それから現状等から考えますと、スポーツや文化的活動を組織的にやっていくのには、ちょっと難しいものがあると、このように考えるところでございます。

なお、児童クラブ指導員の身分につきましては、臨時職員として採用し対応しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（嶋田哲純） 健康管理課長。

○健康管理課長（石毛健一） それでは、私のほうから、子宮頸がん予防ワクチンの接種の助成についての質問にお答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチンの接種の助成は、3月には、先ほど議員おっしゃったとおり、全国で7市町村という状況でありましたが、その後、大分増加いたしまして、7月末では150市町村以上が助成を実施、または予定しているようで、さらに増加していると考えられます。また、千葉県内では、8月末現在で10市町が実施、または予定しているようでございます。

先の新聞報道にもありましたように、厚生労働省は、平成23年度予算の概算要求案に子宮頸がんワクチン接種費用の助成に150億円を盛り込むということであり、詳細についてはまだ発表されておりませんので、旭市における助成については、今後の国の動向や県内の各市町村の動向を注視をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（嶋田哲純） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 再質問というよりは提案という形で何点かしたいと思います。

先ほどの1点目でございますけれども、高齢者の掌握ということでございますけれども、全員直接市長がお会いして、もう大丈夫だということでありましたので、本当に安心しました。旭市は、そういう方が一人もないということです。これからまた気をつけて、また皆さんとともに、一人もなく、またやっていただければというふうに思います。今のよう、全員にお会いしてということでもありますので、これからもよろしく願いいたします。

また、2点目のほうの児童虐待についてでございますけれども、もう現在連携を取り合いながらということですので、これからも各地域で連絡を取り合いながら相談窓口を設けて、

学校、地域、警察など、コミュニケーションを図りながら、住みよいまちづくりを提案します。

それから、最後になりますけれども、子宮頸がん予防ワクチンの接種の助成についてでございますけれども、やはりこちらも提案でありますけれども、子宮頸がんは日本で年間約1万5,000人が発症し、約3,500人が亡くなるという推計され、発症、死亡する女性の低年齢化も指摘されています。

一方、がん検診と予防ワクチン接種で、ほぼ100%防げるため、ワクチンは世界じゅうで広く使われており、日本でも12歳女性にワクチンを接種した場合、発症を年間約71.1%減らせると試算されています。

国内では昨年10月に、厚生労働省がワクチンを承認し、12月に発売が開始されました。しかし、接種費用が1回1万円を超え、3回の接種が必要なため、高額な経済的負担がかかることから、ぜひ旭市としてもいち早く子宮頸がん予防ワクチン接種への助成を強くお願いして、私の一般質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田哲純） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○副議長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐久間 茂 樹

○副議長（嶋田哲純） 引き続き一般質問を行います。

続いて、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（16番 佐久間茂樹 登壇）

○16番（佐久間茂樹） 議席番号16番、佐久間茂樹です。第3回定例会の一般質問をさせていただきます。

極めて初歩的で単純素朴な疑問に基づきましての質問で、大変恥ずかしい限りでございますが、よろしくお願いいたします。

最初に、入札についてであります。去る7月22日に、旭市立第一中学校屋内運動場の改築工事の入札が行われました。この入札では最低制限価格2億9,568万円に対して、460万円、約0.2パーセント安い業者が失格となりました。逆に3,102万円、約8.4パーセント高い業者が落札しております。その差は3,562万円になると思いますが、この金額は、議員の年間報酬にして七・八人分に相当するものだと思います。2億9,568万円ならば落札する仕事に対して、460万円安いからといって、失格になるほどのものなのかなと、素朴に疑問に思うものであります。

そこでお伺いしたいと思います。

1 番目、入札について。

(1) 建設工事の入札方法と落札について。最近の入札方法と落札率の変遷について。できれば、一般競争入札、ダイレクト入札の前、19年あたりからの予定価格と落札額の差、そして落札率をお願いしたいと思います。

(2) 最低制限価格と落札者の決定方法について。

(3) 現況、本年度の把握とその評価について。

(4) 他市の状況について。ほかの市町村ではどういうふうな入札形式をとっているか。そして(5) 今後の改善予定についてをお尋ねいたします。

次に、旭中央病院の新病棟についてお尋ねいたします。

私が申し上げるまでもなく、この新病棟は、旭市内でも最大規模の建物でありまして、どんな災害時でも完全な形で残っていただかなければならない重要な拠点施設であろうかと思っています。

周辺では、新病棟より規模の小さい建物でもくい基礎となっているとの話が聞かれますし、東側の旭中央病院アクセス道南北線の橋梁工事でも、たくさんのくいが打たれていると聞きます。新病棟の規模は、これよりはるかに大きいものと思われそうですが、新病棟の基礎にはくいは打たれてないと聞きます。

えっ、なぜ、本当に大丈夫なのと、素朴に思うわけでございます。私以外にもそう思っている人は少なくないのではないかと思います。ぜひこの機会に新病棟が安全で十分安心できるものであることを証明していただければと思います。

旭中央病院新病棟についてお尋ねします。

(1) 契約から現在までの進行状況について。

(2) 地盤及び基礎資料調査について。いろいろ資料調査を行ったと思いますが、どんな

調査を行ったのか。

(3) 基礎形式について。くい基礎は全く考えてなかったのかどうか。

(4) 周辺構造物の基礎形式について。周辺構造物の基礎形式についても、調査していると思いますが、どの程度把握していたのでしょうか。

(5) 基礎形式決定に至るまでの経緯について。

(6) 残されている問題点は。直接基礎となれば、沈下量が問題となります。建物の沈下量及びその周辺の沈下予想はどのようになっていたのでしょうか。建物の許容沈下量はどのくらいでしょうか。

(7) 動態観測について。沈下が予想されているわけですので、施工中にも沈下の観測をやっていると思います。その沈下観測はどのように行ったのか、そして近接する建物周辺の状況はどうなっているか。

(8) 耐震設計について。どんな地震を予想して耐震設計を行ったのか。基盤震度を何メートルとしたのか。

(9) 免震施設の保守管理について。耐久性、費用等をお願いできればと思います。

(10) こういうことはないと思いますが、万が一の場合の責任についてをお尋ねしたいと思います。

以上で第1回の質問とさせていただきます。再質問は自席で行わさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、入札につきまして、財政課のほうからお答えさせていただきます。

まず(1) 建設工事の入札方法と落札についてということで、最近の入札方法と落札率の変遷、これは予定価格と契約金額もということでございましたのでご説明いたします。

まず、入札方法の変遷でございますが、従来、ご存じのとおり、合併してその当初は、130万円以上の工事につきましては指名競争入札により行ってまいりました。近年は、透明性、競争性が高いこと、それから地方自治法第234条の規定もありますので、平成19年7月からは原則として一般競争入札として、また平成19年の10月から130万円以上の工事については、郵送によりまず事後審査方式の一般競争入札を導入してまいりました。

さらに、平成22年6月から、原則として130万円以上の工事は電子入札を実施していると

ころでございます。

落札率でございますが、まず19年度からと言いましたけれども、1年間通じて統計がとってあるのが18年度からありますので、そこからお話しいたします。

18年度、これは財政課が受けた契約事務ということで、予定価格が23億5,837万1,400円で、契約金額が23億2,307万2,500円、落札率は単純平均で98.5%になります。

19年度です。予定価格32億5,720万1,200円、契約の金額は30億5,512万5,150円、落札率は93.8%です。

平成20年度、予定価格34億1,925万8,850円、それから契約金額が20億8,750万3,950円、これは落札率が51.05%なんですけれども、ここの中で防災無線がございまして、防災無線が非常に低い落札率、これは物品がほとんどの内容でございましたので、それを除きますと80.63%という数字になります。

それから21年度でございます。予定価格28億9,109万8,350円、契約金額は21億3,964万3,800円、落札率は74.01%です。

22年度、一応8月の末までということで、建設工事48件実施しておりますけれども、予定価格が14億2,009万9,800円、契約金額11億5,294万9,350円ということで81.19%になります。

続きまして、最低制限価格と落札者の決定方法ということでございますけれども、最低制限価格につきましては、地方自治法の施行令第167条の10第2項の規定に基づく制度でございまして、広く地方自治体で取り入れられております。

入札に当たりましては、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格で、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とするもので、最低制限価格を下回った入札書は無効となります。これはどこの自治体でも、すべて同じでございます。

それから、3番目の現況の把握とその評価ということでご質問がございました。

この制度の導入の目的でございます公共工事における品質の確保、それからダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請業者へのしわ寄せ、それから労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を未然に防止するとともに、建設業界の健全な発展に寄与できるものと考えております。

それから4番目で、他市の状況ということでございました。最低制限価格、これは近隣の市町村すべからく取り入れております。近隣ということでございますので、最低制限価格を取り入れている中でも、事前に公表している近隣の自治体、ちょっとお話しさせていただきますと、成田市、これはちなみに土木工事が70%、建設が85%、これは事後と事前、併用し

ているそうでございます。それから東金市が、土木が70%、建築が75%、香取市が、土木が80%、建設が85%、山武市は、70%から85%の間でということで、実際には土木が75、建築が85ということで聞いております。横芝光町、土木が80%、建築が85%、そのほか、多古町、東庄町も、事前に公表をしているということがあるそうです。ただ、事前に公表いたしますと、問題点として、公表した価格を目安とした不適切な入札が行われるということから、最近の傾向としては、県をはじめといたしまして事前公表から事後公表に移行する傾向にあるということでございます。

ちなみに、銚子市は、事前公表はしてないんですけれども、70%以下は失格というような、そういう取り扱いをしているそうです。

それから、今後の改善予定ということでお話がございました。

当然、今年度から導入した最低制限価格でございます。これは、当然様子を見ていくというのもありますけれども、これと併せまして、今年度建設工事を対象に試行するというところで総合評価落札方式、それから低入札価格調査制度というものも施行制度作りしました。これについては、建設課等工事を発注するところと調整しながら、実際には手続き等非常に複雑なところもございますので、その辺どういうものが施行できるのか、その辺を試しに実施していきたい、そういう形で少しずつ入札の改善制度をよりよいものにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（嶋田哲純） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） それでは、旭中央病院の新病棟につきまして、10問お尋ねでございます。かなり専門的な基礎部分についてのお尋ねということでございますので、私のほうでどこまでお答えできるかというところありますけれども、できる限り、理解した限りで簡明にお答えをしたいというふうに思います。

まず、1点目の契約から現在までの進行状況でございますが、新病棟の建築工事、電気設備工事、それから給排水衛生設備工事につきましては、平成20年12月26日に契約し、翌日から着工しております。

工事施工につきましては、仮囲い等の仮設工事を21年1月、土工事を3月に開始いたしまして、8月に耐圧版コンクリートを打設いたしまして、9月に免震装置を設置しております。

以後、各階コンクリートの打設が工程に沿って順調に進んでおり、現在最上階12階の施工を行っております。また、外部のタイル張り、内部につきましても9階の間仕切り工事を施

工しており、いずれも予定した工程どおり進捗しているところでございます。

今後につきましては、2月にはほぼ完成いたしまして、その後消防等の検査を経て、3月25日の引き渡しを予定しているところでございます。

それから、2点目の地盤と基礎資料の調査でございますが、新病棟の基礎工法を採用するに当たりまして、ボーリングによる地質調査、それから載荷試験による地耐力調査、これを実施しております。

計画地の地盤の概要ですが、表層から1.5メートル程度が盛り土で、その下が1.5メートルから32メートルの範囲が、細かい砂が締まった状態の地層ということで、これが今回の基礎の地盤という形になっているということでございます。

その下には、粘土層や砂とシルトが混じった層が続いているということで、表層から75メートル以下の部分につきましては、今回くい基礎の検討もしておりますけれども、その地盤でありますシルト層、飯岡層というそのシルト層です。シルトというのは、砂と粘土の中間の粒の混じったところということでございますけれども、それが75メートル以下の層については続いているということでございます。

地質については以上です。

それから、地耐力調査の結果ですが、約6メートルの深さで4か所行いまして、すべて地耐力は320キロニュートン以上、平方メートル当たりです。320キロニュートン以上あるということで、十分な耐力が確認されていると。これ以上ある、その320キロ以上あるということを確認した時点で、地耐力の調査は終了していると。これがあれば十分だということでございます。

それから、基礎の形式ですが、先生ご指摘のとおり、ベタ基礎となっておりますが、この深さ、約6メートル掘削した地盤に、ベタ基礎方式による、いわゆる直接基礎という、このベタ基礎というのは直接基礎の一方式ということでございますが、ベタ基礎方式を採用しているということでございます。

周辺構造物でございますが、こちらとしては病院の内部、病院の中の形式については把握しておりますが、病院内の他の建物につきましては、階数及び建物の過重に応じまして、ベタ基礎、布基礎、それから独立基礎、これらはいずれも直接基礎という形式の一つでございますが、これを採用しております。

なお、新棟に隣接する1号館、2号館、3号館、それから7号館、これについてもベタ基礎ということでございます。

それから、基礎形式決定に至るまでの経緯と問題点、沈下予想量、それから動態観測、その変動の観測、どのように行っているのかというお尋ね、ちょっとまとめてお答えさせていただきます。

新病棟の基礎形式につきましては、今申しましたベタ基礎形式によるもののほか、表層から75メートルの深さのくいを使用した、くい基礎にて検討を行っております。

ベタ基礎による直接基礎の検討におきましては、地盤の沈下、これは即時沈下というものと圧密沈下といえるもの、二つについて、詳細な解析を行っております。いずれも安全が確認できたということで、ベタ基礎方式、直接基礎のベタ基礎方式を採用しております。

建物の影響による地盤の変動を計る動態観測につきましては、近隣の水準点からの比較を行っておりますが、許容範囲内に十分おさまっているということでございますが、今後も観測を続けてまいる予定でございます。

なお、その許容値でございますが、最終沈下量といたしましては、平均で150ミリ以下ということで想定をしております。

基礎を含めたこの新病棟につきましては、国土交通大臣の構造認定を受けておりますので、またその適正な工事監理を行っているということで考えておりますので、構造上の問題というものは生じないというふうに考えているところでございます。

それから、耐震の設計でございます。

どんな震度というか、想定をしているのかということですが、新病棟におきましては、免震構造を採用しております。これは、地震力を、免震装置によりまして吸収して建物への影響を低減するというところでございます。

この免震装置を採用した新病棟につきましても、これも全体として、国土交通大臣の認定を受けておりまして、阪神淡路大地震相当の、震度7ですね。震度7というのは、震度階の最大の震度でございますけれども、震度7の地震にも十分耐えられるような建物となっているということでございます。

それから、免震施設の保守管理でございますけれども、免震装置の維持管理につきましては、継続的な点検を通して所定の機能を維持させることを目的といたしまして、免震建物の維持管理基準というものがあるそうなんですけれども、これに基づきまして点検・検査を、免震建物点検技術者、専門の方が、これを行いまして、定期点検につきましては、毎年の目視を中心とした免震装置の点検のほかに、5年、10年、それから以後は10年ごとに実際の計測を含めた点検を行うということでございます。

なお、費用につきましては、1回50万円から100万円程度かかるというふうに聞いておるところでございます。

したがって、構造設計も国土交通大臣の認定を受けておりますし、また適正な現場監理が行われているというふうに考えておりますので、万が一ということにつきましても、通常の瑕疵担保以上のものは現在考えておらないということでございます。

以上でございます。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） それでは、最初に入札について再質問させていただきたいと思います。

1番目の建設工事入札方法と落札率の変遷についてでございますけれども、19年度からきれいに整理していただきましてありがとうございます。

それで、平成19年度、これは10月から始まったということで、落札率93.8%です。それで、これ差し引き額は何ていうんですかね。執行残というんですか。執行残でいいんですか。

執行残と呼ばさせていただきますかね。それでは、執行残が約2億円あります。それで、平成20年度では、執行残がそうすると、防災無線があったということでも含めて13億円出てきます。21年度では7億円出ております。

それで、今年度は、さっき14億円と、11.5億、ですから約2億5,000万円ぐらい出ていますかね、半期でね。8月の初めまでの分でね。それで、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、この執行残と一般会計予算の実質収支との比較、実質収支額、実際に一般会計で残ったお金の中で、この執行残がどのくらいのウエートを占めるのか、分かったら教えていただけますか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） いわゆる執行残、それが決算のときの実質収支、そのウエートどのくらい占めるかということでございますけれども、現実には、そのお金がすべて残るわけではないということでございますので、ウエートを占めると言える概念はちょっと当たらないかなというふうに思っております。

要するに、総枠の中で、例えばこれだけやって、どうしても必要なものはその先に延ばすということもありますから、それぞれ単独の予算の路線で決めて、もうちょっとあればできただけけれどもというところがあれば、執行残ができればその部分はやってしまうという、

そういうこともありますので、具体的にはなかなか、比較して考えるのは難しいということでご理解いただきたいと思います。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 単純に、それはそっくりそのまま執行残にいかないというのは分かります。

ただ、この入札の方法がすごく、言ってみれば行財政改革、お金ですから、今現在ざっと言われた金額だけでも、19年度で2億円、20年度で13億円、21年度で7億円出るわけです。それで、これはそのまま一般会計の収支、実質収支額に行くとは思っていませんけれども、実際この入札方法でもって、かなり変わっているわけですね、落札率も変わっているから。一般競争、特に平成20年度は、かなり下がっています。21年度も下がっています。22年度に、最低制限価格が導入したことによって上がっています。上がります、これ。間違いなく上がります。

だからその辺で、行財政改革に、何か最も何ですか、即響く、やろうと思えばすぐ浮かせるわけですね。その辺で、なぜ旭市の場合、建築で80%で土木で70%なのかと。

先ほど他市で聞きましたけれども、それ以下のところもあるわけですよ。先ほど第1回目の質問でした例、旭市立第一中学校屋内運動場、これ最低制限価格が80ですけども、75だったら下の人がとっているわけですよ。そしたら3,562万円浮くわけですよ。議員の報酬の半分ぐらい浮いちゃうんですね。

だから、そういう意味でこれね、市長の考え方、人件費を減らすとか何とかよりこっちのほうが早いですよ。簡単に12億円浮いちゃうんですから。

その辺で、では2番目に、その最低制限価格と落札者の決定方法なんですけれども、これどうなんですか。先ほどの例で、市長、どういうふうに思います。さっきの旭市立第一中学校屋内運動場で。460万円安い業者が、仕事できないと思いますか。その辺をちょっと考えを聞かせていただきたいと思います。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに佐久間議員が言われるように、金銭的に予算の面から考えれば、そういうことになると思います。そしてまた460万円安かった業者が請け負ってどうだというようなことも分かりますけれども、一応庁内、そしてまた近隣の市町、いろいろ検討を加えて、今年の4月から最低制限価格を旭市でも設けようというようなことになりまして、

その基準というものはきちっと決まっているわけでありまして、決めたわけでありまして、その70%以下、土木は70、建築は80という基準も、いろいろな方面から考えまして、これでいいだろうというようなことになりまして決めたわけでありまして。その中で、最低制限価格割った人、もう少し下げればというような部分は、今決めた段階で、今年から始まった段階では、その基準に合わせてやっていかなければならないと、そんなように思っているところでありましてご理解をいただきたいと思います。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） それでは、なぜ80%にしたのか、なぜ70%にしたのか、いろいろ検討したと言われましたけれども、その検討経緯をご説明いただければと思います。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、それでは検討の経緯ということでございますが、この70%、80%というのは、去年、たまたまこの4月から、最低制限価格というのを導入したということになっておりますけれども、現実には一般競争入札、いわゆる従来。例えば1億円以上の工事、昨年度も一般競争入札でやっておりましたけれども、それらはすべてこのパーセンテージで既に行っております、ということなんです。

このパーセンテージを決めたというのは、実際にはもう相当昔の話になります。一番最初、旧旭市の話をしていただければ、昭和58年の4月の段階で、土木が80%、建築が85という数字がもう既に決まっております。その後で、引き下げて、建築が80、土木が70という数字になっております。

この数字は、当時、県、それから他の市町村、ある程度足並みをそろえた形で実施してきたものだと思います。

では、今、うちのほうの数字が高いのか低いのかという話になってしまうんですけれども、現実には、今の県のやられている制度というのは、実は工事というのはいろいろな交渉の積み重ねになって、実際に工事にかかる部分、それから共通架設にかかる部分、それから現場監理にかかる部分、一般管理にかかる部分というのがあります。

今、県のほうは、この21年、平成21年度から、工事にかかる部分については95%、共通架設にかかる分については90%、現場管理にかかる部分については70%、一般管理にかかる部分については30%というのを最低制限価格としております。

東葛のほうの市については、ほとんどこれでやっておられます。実際にこれで計算してみ

ますと、ではどのくらいにいくのかなということなんですけれども、現実には83から84、ちょっと物によっては八十四・五っております。

ですので、そういう高いところに、本来であれば国等の通知からいくと、この数値を使ってくださいという、そういうちょっと通達のようなものも来ているんですけれども、うちのほうは従来の低い数字で合わせてきたというのがその経緯であります。そこをわざわざ高くする必要ないでしょうと。従来、一般競争入札でやってきている、この数値がありますから、入札にも取扱要綱の中で決めてある数値ですからこれでということで決定した経緯がございます。

以上でございます。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 何か説明ちょっと、分かったような分からないような、ちょっとあんまり分からない、申し訳ないんですけれども、いろいろあれした、言われましたけれども、ちょっと分からない。ちょっとすぐには理解できませんで申し訳ないです。

ただ、実際問題として旭市は、今、21年度、平均で74.1、22年度が61.0と。急に上がるわけですよ、22年度になって。

それで、先ほど成田市が70の75、旭市より随分低いところがいっぱいあるみたいなんですけれども。

（発言する人あり）

○16番（佐久間茂樹） 74、84、85。どこでしたっけ、70、75って。

（発言する人あり）

○16番（佐久間茂樹） 東金市ですか。

実際、ほかにも安いところあるわけですよ。今、さっきお伺いした中で。

それで、それが違法だとか、そういう話では多分ないんだろうと思うんです。問題は、やはり市のトップの考え方だと思うんですよ。

それで、その辺で、さっきの話も市長にお伺い、トップ、やはり市がどういうふうに財政改革をしていくのかと、そういう中の一環だと思っていただきたいと思うんです。

市長のお考えを、もう1回聞かさせていただきたいと思いますけれども。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに、総予算といいましょうか、財政厳しい中で、そういった工事の

中で入札価格、最低制限価格をもっと下げれば、執行残があるわけでありまして、そういった部分では、確かに佐久間議員の言うとおりのかもしれません。

ただ、総合的に今の経済状況の中で、平成21年の状況下の中で、大手の建築業者が旭市内で3社倒産といいましょうか、企業の中で倒産みたいな形になったわけでありまして。

そういった部分を含めると、雇用の創出、あるいはまた市民税、税収の問題、総合的にいろいろな部分を考えてみますと、その企業、ある程度頑張ってもらわなければと。そんなような意味の中で、国においても、そのほかに品質の確保、ダンピング受注による公正な取り引き、そういった部分を、国からの指導も受けておりますし、そういった部分で、今回70%、80%のすべての工事に対して最低制限価格を設けようというようなことを決定したわけでありまして、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

佐久間茂樹議員、これ1番と2番、全部これ混同してやっているもので、これ4回目の質問になりますから。

○16番（佐久間茂樹） （2）が4回目ですか。

○副議長（嶋田哲純） はい。

○16番（佐久間茂樹） まず、ダンピング防止と、市長先に言われましたけれども、70、80って、もともと制限価格というのはダンピング防止、要するに談合防止、それから公取委のほうから談合防止と、それから談合防止と言ってくるんですけれども、業者のほうは値崩れしてはしょうがないから、ダンピング防止を入れてくれと、抱き合わせで来ていると思うんですよね。だけれども、70、60でダンピングにはならないと思うんですよ。

さっきの、それは460万円が、だから、もし制限価格に引っかかったら、460万円安いからダンピングだという評価になるわけでしょう。だから、私は、これは460万円ぐらいは安いからって、別にダンピングだとは思わないし、5割かぐらいで入れられたら、これはしょうがないと思うんですけれども。

その中で、他市も聞いたんですけれども、70、75というのものもあるわけですから、ちょっとその20から21年度から22年度に段差が大き過ぎるのではないかなと思うんですよ。もうちょっと緩やかでもいいのかなと。その辺もう1回、どうですか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、国並びに県、いろいろなところの指導をいろいろ仰いでいる

わけなんですけれども、そういう中で、まず国庫補助事業等いろいろやっています。

そういう中で、国のほうはどういう言い方をするかというと、建設省単価決める……、今、建設省と言ってしまいましたけれども国土交通省、それから農林水産省が出している省庁の単価があります。

その単価はきちんとした歩掛かりで出しているのです、それで、当然それに準じて千葉県の歩掛かりができます。その歩掛かり自体は、基本的に設計額イコール、それは予定価格だというのが、国・県の言い方なんです。

それでは、あまりにもひどいだろうということで、うちのほうは、地域性を考えて若干の、少し切って、それを予定価格にして、それでさらに最低制限価格の率を掛けているという状況もあります。

現実に、たまたま低いところ、東金市は、たまたま低かったんですけれども、千葉県内見ても、ここと匝瑳市ぐらいなんです。それ以外はみんな、うちよりも高い率でほとんど設定しているという状況があります。

特に県、近隣の工事の状況を推しはかるときに、やはり県の出先機関等ありますから、県の出先機関は、うちよりもさらに高い率でやっている。これは当然、業者をちゃんと生かしていくという大変なんですけれども、健全な業者を育成していくんだというのが、まず一つあると思います。

それと、建設業というのは、非常に裾野の広い産業だというのは国のほうでもよく言われておりまして、そういうところはきちんと育成していく必要があるというところがあります。

ちなみに、県内の企業倒産のデータも持っているんですけれども、実は20年、408件、企業倒産がありまして、そのうちの118件、これが建設業であると、約3割近い。率としては非常に高いんです。21年はさらにそれが上がりまして436件倒産があつて、データとして取り込んだものだけなんですけれども149件が建設業であると。約35%近いと。22年度も、173件ほど、これ8月までなんですけれども倒産があつて、そのうちの51件、約3割がやはり建設業だという状況があります。

そういった中で、やはりそういったのを、きちんと育成していく必要もあるというのが、今の考え方であると思うんです。

ですから、佐久間議員言われるのはもっともなんですよ。ですから、それをどちらに振れるかというのは、非常に大切なことだと思うんですけれども、今できる最低限の制度の中で、うちのほうは導入しているということがあるということと、それから昨年入れるときには、

当然外部の方の意見も聞かなければいけないということもありましたので、代表監査委員を交えてご意見をいただくとか、そういうことも実施しております。

そういった中で今回の制度導入になっているということでご理解いただければと思います。
以上です。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） では（3）現況の把握とその評価についてに、（2）は4回目でしたんですね。

○副議長（嶋田哲純） はい。

○16番（佐久間茂樹） では（3）のほうに入らせていただきます。大体一緒なんで。

今、市長、財政課長、お話がありました。財政改革も必要だけれども、業者育成という面もあると。そういうことで80と70にしたという話でよろしいですかね。それ1回お願いします。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 業者育成というだけではなくて、やはりそこには雇用者が大勢いるわけでありまして。その業者が21年には、20年、21年には、大手2社プラス1社が、営業がやれなくなった状況になったわけでありまして。

そういった部分で、そこに勤めている大勢の労働者、雇用者、そういった部分も、今この雇用が厳しい時代に、維持していかなければならないと、そんなような総合的なやはりことも含めまして決断をしたような次第であります。よろしくお願いします。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 不景気の折、大変難しいところだろうと思います。そういう意味では、できるだけおいしい仕事が多いほうが、やはり旭市にとってもいいのかもしれない。

ただ、そうはいっても、野放図に、野放図ということもないですけれども、できるだけ高い値段ですするというのも、ちょっとどうかと思います。

それで、70、80と決められましたけれども、他市ではそれを公表している、少なくとも公表すれば、その70、80に近くなってくるのかなと。公表すれば、いろいろな、疑惑の話も出てこないですし、オープンにすれば、誰も何も言いようがないんだろうと思いますので、オープンにして建築80、土木70というふうに設定って、多分オープンにすればその辺に落ちつくんだろうと思うんですけれども、それをオープンにするということはお考えになっていら

っしやいせんですか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 冒頭のご質問でもお答えしたんですけれども、事前公表している近隣の自治体ということで、特に有名なところは山武市があるということで、当然成田市もやっている、それから香取市もやっているということでお話をさせていただきました。

山武市、ちょっとここで言ってしまっていていいかどうかという、よその市の事例なので。ただ、あそこのホームページを見てもらえれば分かります。工事を発注します。そうすると、予定価格幾ら幾らというのがもう数字に出ています。その何割で最低制限価格幾らというのまで公告をして、それで工事を発注するという自治体なんです。

横芝光町も公表しているんですけれども、横芝光町は予定価格幾らと公表してしまっています。それで最低制限価格のパーセンテージは分かっていますから最低制限価格を設定しますということで言うてしまうと、もう最低制限価格が幾らというのもそこで、公告の段階で分かっているということなんです。

ただ、そうすると、現実になんという話なんですけれども、冒頭に申し上げましたとおり、確かにその価格でもって下に張りついて、どうしてもお金が欲しい、工事が欲しいという、そういう、要するに運転資金が欲しいときには、その最低制限価格に張りついてしまうということがあると、従来から。

ついこの間も、先月、先々月ですかね。新聞にちょっとにぎわせましたけれども、どこかの給食センターの工事がくじ引きになったと。ある市の例でいけば、当然くじ引きが増えましたという話も、ちょっとされておりました。どうしても運転資金、目先のお金が欲しいところはそういう形になってしまうというところあって、それではやはりいけないのではないかとということで、県も一部事後公表になってきているということなんです。

ですから、少しずつ、こっちに、少し緩くなったらまた少し調整しながらというような形で進んできているのが入札制度なんではないのかなというふうにちょっと思っております。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 分かりました。

ただ、70、80で公表して、そこから下に入れるということはないでしょうから、今のお話どうかなと、ちょっと思うんです。

それと、ちょっと私も上がってて気がつかなかったんですけれども、これ執行残を残して、

それが先ほど実質収支に向かわないという話でしたけれども、執行残が出れば、ある程度また別の仕事ができると思うんですよ。2割、3割のお金が浮いたら、別の仕事ができると思うんですよ。そのほうが雇用につながるのではないですか。どうですか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 枠配分で出したお金、それ以外のものについては、まず余ったときには補正予算で減額します。3月にいつもその数字を調整するんですけども、当然国から国庫補助をいただく事業で、その成果で工事が100%でき上がればそこまでで必要ないわけですから、それ以外のものは減額させていただくということは当然しておるところなんですけれども、それが従来からの制度です。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 今のお話ですけども、ちょっと私には納得できない。

というのは、その事業に対して、執行残してほかに戻りますよね。そのお金、消えてしまうわけではないので、執行残、例えば1億円あって8,000万円で2,000万円残りましたと。それは会計、戻りますよ、たしか残らないで、返す。国なり何に。返したら返したでまた戻る、別の事業に戻ってくるわけでしょう。消えてしまうわけではないので。何かその辺が、何かいかにも、予算で余ったら全部、確かにそれは残らないのは分かりますよ。だけれども、県に戻り、あるいは国に戻り、それがまたフィードバックして来るわけでしょう。全部ではないかもしれませんが。だけれども、そこを。私はそう思うんですけども。

ちょっと時間がありますので……

○副議長（嶋田哲純） 佐久間議員、順番に質問してくれないかな、どこやっているのか。こっちでチェックが分からなくなっちゃう。あっち行ったり、こっち行ったり。

○16番（佐久間茂樹） もうこれで最後です。すみません。

では、あと残り20分ですから、別の質問もしなきゃいけないので。

今いろいろ、るる申し上げさせていただきました。あとは市長の決断次第だと思います。

市長、最後に、その今後の改善予定ということで一言お願いできればと思います。

○副議長（嶋田哲純） 明智市長。

○市長（明智忠直） 佐久間議員の意見、いろいろ参考にしながら、今、今年4月1日に全面的に70%、80%というような最低制限価格を執行したわけでありますので、しばらくの間、この状況でやっていって、いろいろなところの意見を聞きながら、また改善すべきときがあ

れば改善したいと、そんなように思っているところであります。

先ほど佐久間議員から話がありました70%、80%の公表の部分はもう、すべての人が知っていると思いますけれども、そういった部分で今後、今年から、4月から始めたということの中で、しばらくこのままでやっていきたいと、そんなように思っております。よろしくお願いします。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） それでは、続きまして、旭中央病院新病棟についてということで再質問をさせていただきたいと思います。

県の担当の方も、1年ごとにかわるので大変だろうと思いますけれども、この際、新病棟が本当に安全で十分安心できるものであるということを表明していただければありがたいなと。

と申しますのは、私どももちょっとくい基礎は全く考えてなかったって、従来聞かされていたんです。さっきの答弁では、75メートルのくい基礎を検討したというお話がありました。だからそういう意味で、ちょっとえっと思うところがあるわけでございます。

あんまり、大事な病院のことですから、あんまり根掘り葉掘り今までも聞いてはいなかったんですが、何か聞きたびにちょっと違うようなお話を聞かされるような気がしています。

それで、1番目はいいです。2番目、地盤及び基礎資料調査についてということで、ボーリング再調査していると思うんですね、追加調査を。

160メートルまで調べたというお話をお伺いしています。なぜ160メートルまで調べる必要があったのか、なぜ160メートルで終わったのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） ボーリング調査のお尋ねでございしますが、ボーリング調査には目的が二つあったというふうに聞いております。

一つが、当該敷地における支持地盤の調査、それから、もう一つが、免震構造の計画において振動解析においての検証をする必要があるということで、その発生し得る地震波の想定のための工学的、ちょっとこれ私も詳しくは分かりませんが、工学的基盤の確認と。地震波の関係で、この工学的基盤の確認が必要だということで行ったと。

これが、この2点目の調査について、当初予定していた65メートルにおいては、地震波作

成に必要な地層が確認できなかったために、155メートルまで掘削して、一応工学的基盤等を判断し得る地盤を確認して、ここで地震波の速度を確認したと、こういうことを聞いております。

以上でございます。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 今、先ほど75メートルのくい基礎ということで、65メートルから飯岡層という基盤が出ていると、くいのね。

160メートルで、その地震の基盤となる地層が確認できたんですか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 155メートルまで掘削いたしまして、いわゆる地震波の測定における工学的基盤を確認していると。

それで、この後、何か地震波の関係でP S 検層試験というものを行っておりますが、ここで地震のS波速度が400メートル毎秒以上を確認したということで、この地震波の震度解析に必要なデータが得られたということでございます。

なおこの深さ155メートルの掘削につきましては、振動解析における地震波作成に必要な掘削の調査ということで、建物を支持する地盤強度とは直接関係がないということを確認しております。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 75メートルから155メートルで、ちょっと大切な話なので、ちょっと丁寧に聞かせていただきたいと思います。

155メートルで、飯岡泥岩層は抜けたんですか。S波速度で400メートル毎秒と言いましたけれども、変わってないじゃないんですか、160メートルで。160メートルで何メートルになりましたか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 申し訳ありません。その下の層がどうなっていたのかというところ、ちょっと今、現時点で、私のほうで今データ持っておりませんので、取りあえず155メートルのところで、振動解析に必要なS波速度が確認できたということでございます。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 70メートルから160メートルまで掘っても、多分地層は変わってないんだろうと思います。

ではなぜ160メートルまで掘ったのか。ずっとS波で400メートルパーセック以上ある地層というのは、もう75メートルで出ているわけですよ。なぜ70から160まで掘らなければならなかったのか。90メートルですよ。お金にすると四・五百万円くらいすると思うんですけども、無駄な調査ではなかったのかなと。

ただ、それよりも何よりもなぜ、なぜこんなに掘ったのか、何かを探していたんだろうと思うんですけども。探し物が見つからなかったから160メートルでやめたのではないんですか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間議員、4回終わりましたので、次の質問のほう。

○16番（佐久間茂樹） それでは、（3）の基礎形式に入ります。すみません。

従来、基礎形式というのは全く考えてなかった、そんな話が出てきてなかったというふうに聞いていたもので、それで、今初めて聞きました。

では、くい基礎75メートルを検討したという話なんですけれども、なぜくい基礎ではなくて直接基礎になったのでしょうか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 今回設計のほうから確認しておりますのは、一応検討の段階でくい基礎のほうも一応の検討はしているということでございます。

先ほど申しましたように、ボーリング調査の結果といたしまして、75メートル以下につきましては、いわゆる飯岡層と言われる砂と粘土の中間層であるシルト層ということで、その下には150メートル掘っても以下岩盤がないということで、そういう意味でくい基礎の場合には、結局その支持となる岩盤等がないと、結局は摩擦によるもので支えるということになって、十分な強度が得られないということを聞いております。

○副議長（嶋田哲純） 嶋田茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） ちょっと今聞きにくいところがあったんですけども。

○副議長（嶋田哲純） 失礼しました。佐久間茂樹議員、どうも失礼しました。

○16番（佐久間茂樹） 75メートルの飯岡層というのは、この病院に対しての基礎、くい基礎の支持地盤として不十分だったということですか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一）　くい基礎のいわゆる持たせる強度といたしますか、75メートルの深さでも、結局飯岡層というシルト層なものですから、くいがそこでとどまらないということなものとちょっと、平たく言いますと、そこで岩盤にくいが支えられないということなものですから、そういう意味ではくいとしては、ここで75メートルまで打っても、あまり強固なくいにならないということを今回、設計屋さんから聞いたところでございます。

まあちょっと、先生、専門ですので、なかなかこちらのほうが一般的なちょっと言葉で、なかなかそのお答えになって、十分なお答えになってないかもしれませんが、聞いた内容としては、そういうことでございます。

○副議長（嶋田哲純）　佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹）　そういう意味では、私ども、これ一般質問で言うの初めてなんですけれども、再整備計画ができたときから、その飯島重雄県議の「マイ・ウェイ」という本は、文化会館で計画したときに、県の職員が、こんな悪い地盤はないからほかに移してくれと、そういう、書いている一説があると。計画の段階から、結構お話ししているわけです。その流れの中で、くい基礎は全然出てこなかったとかつて。

今、だから絶えず、何か隠されている、警戒されているんでしょうかね、警戒してもしようがないと思うんですけれども、もっとオープンにしないと、やはり皆さん安心しないと思うんですよ。

今のお話ですと、要するに飯岡層75メートルで出るけれども、あの病院を支えるには不足だという話なんですよね。

○副議長（嶋田哲純）　佐久間茂樹議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一）　まず、基礎の設計に当たって、検討した経緯ということになりますけれども、そのボーリング調査で、1.5メートルから32メートルの地層については、細かい砂が締まった状態に、要するに砂が硬く締まった層だということで、今回の基礎に当たっては、ここを地盤として、ベタ基礎で十分な強度が出ると、これは地耐力調査の結果も含めて、強度が十分ベタ基礎で保てるという結論がここで出ております。

念のために、くい基礎のほうも、一応設計屋さんとしては考えた。その検討結果として、その75メートルのくいを打っても、こちらの基礎のほうで十分とは言えないので、もともとベタ基礎で十分だという話になったということを聞いております。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 分かりました。どうもありがとうございます。

それで、くい基礎については、それに今お話、ようやく、きょう初めてお伺いしました。

それで、くい基礎が駄目、駄目ということはない、駄目と判断したんですよね。直接基礎でいこうという話になっているんですが、直接基礎にしたらしたでいろいろ問題出てくると思うんです。

それで、（6）の残されている問題点はという話なんですけれども、あの建物が建つことによって、当然、今度は直接基礎ですから、おもりをかければ下がるわけです、地盤ですから。これも何回か見学に行ったときにお話、どのくらい下がっているんですかと言ったら、いや全然岩盤だから下がってない。

三・四日前、その後にお伺いしたとき5ミリです。この間、おとといかな。そしたら、いやあれは間違いでした。19ミリですという話が出てくるわけです。

こんなのは動態、次の動態観測もそうですけれども、これは設計で、これいただきましたけれども、ようやくきのう、おとといでしたっけ、横河さんの設計で、総沈下量平均で150.9、高層部でね。FEM解析で140。それで、限界値が150ミリなんですけれども、大体それにおさまっているから大丈夫ですよ。最大で300。それで最大で258ミリ下がりますよという報告書があるわけです。150という15センチですよ。最大で258ミリといたら25センチです。こういうふうに横河さん、ちゃんと計算して、これだけ下がりますよって報告書があるわけです。

ですから、各階、ベースを打ったときにどのくらい下がる、1階を造ったときにどのくらい下がる、2階、3階、4階を造ったときにどのくらい下がるというのを通常観測してなきゃいけないわけです。その辺はやっているんですか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） その沈下の許容値につきましては、横河設計のほうで構造設計をしている、新本館に係る構造設計をしております、今、先生ご指摘のとおり、総沈下量としては、即時沈下というんですね、圧密沈下等ありますけれども、最大で150ミリが許容範囲だということで聞いております。

それで、測定ですけれども、この9月に、測定した結果として、最大で19ミリの沈下が確認されているということでございます。

ちょっと今後も、この動態観測につきましては行っていくということを聞いておりますけれども、ちょっと具体的にどういう間隔で行っていくということについては、後ほど確認したいと思います。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） いろいろその折に触れて言っているんですけども、最終的にいただいておりますのは、9月1日のこのデータ、最大で19ミリ、6ミリから19ミリくらい下がっていますよというデータをいただきました。それで、長いこと言っていたんですけども、2日前にこれをいただきました。

それで、ただしこれは、1階の床面がその計画より19ミリ下がっていますよという話です。ですから、ベースはもうちょっと下がっていたのかもしれない。

それで、この報告書の中で、圧密沈下、圧密が107ミリ、約10センチすると書かれているんですけども、それで、これの80%が終わるのに10年かかると書いてあるでしょう。あるいはもっとかかるかもしれないです。

それで、通常、圧密って、建物建てたとき、あんまり出ないと思うんです。家財、中を、資材を入れたとき、入れてから出始めるんですよ。建物とその圧密降伏応力というのは大体一緒なので、建物を建てたときはそれほどでもない。というか家財を入れてから出始めることが割と多いんですよ。

そういう意味で、今後もしっかり計測して、皆さんに安全であるということを、できれば報告してもらいたいなど。

もう1個、今現在、周辺地盤の沈下、これは何番になるんだろう、7番でもいいんですけども。周辺地盤の下がりというか変化状況は把握していますか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 現在、私のところでは確認しておりません。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） ちょっと、それではちょっと答弁になっていないと思うんですよ。

確認していないでは、ちょっとまずいと。実際やっていると思うんですけども、確認していただけないか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一）　すみません。ちょっと私の聞いた範囲では、そこを確認しておりませんので、後ほど確認してお答えさせていただきます。

（発言する人あり）

○副議長（嶋田哲純）　佐久間茂樹議員。

○１６番（佐久間茂樹）　では（８）耐震設計についてということで、どんな地震を予想して、応答解析していると思うんですけれども、部長にこんなことを聞くのも申し訳ないんですが、結局お話ではエルセントルとか八戸地震を入力していると言っていました。だから、70メートルぐらいのところにその地震波を入力して、地表面変異が多分計算で出てくるんだろーと思いますけれども、どのくらい動く、どのくらい変異が出るというような結果になっていましたですか。

○副議長（嶋田哲純）　佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一）　すみません。地震の耐震性能の判断に当たりまして、どんな地震を想定しているかということにつきましては、今、議員おっしゃられたとおり、過去に起きた地震の最大、最強と考えられる地震波の幾つかを、今持ち上げました1940年のアメリカで起きたエルセントル地震、それから1968年の十勝沖地震、こういった地震波を、ほかにも4波ほど入れて想定をしているということですが、それが地表面でどのぐらいに表れているのかということにつきましては、ちょっと私の、ちょっと今、確認できておりませんが、こうした地震を、地震波を入れて想定をして、十分耐えられるということを含めて大臣認定を受けているというふうに思っております。

それから、その大臣認定を受けるに当たりましては、日本E R I 株式会社というところがございまして、これは大学の先生ですとかそういった方がメンバーになっておりますけれども、その超高層建築物構造性能評価委員会というところ、先生ご存じだと思いますけれども、そこで基礎を含めた構造の性能評価を受けておりまして、ここでも3回審査をいただいて詳細なデータを出しておりますので、そういった強い地震に十分耐えられるものというふうに病院としては考えているところでございます。

○副議長（嶋田哲純）　佐久間議員に申し上げます。

残りの質問時間が、あと9分でございますので、簡潔にお願いいたします。

佐久間茂樹議員。

○１６番（佐久間茂樹）　ちょっと今、パスしようと思ったんですけれども、一応現地に80番

くらいの観測点と思われるようなナンバーが打ってあるんですよ。実際、写真をお見せしてもいいんですけども、ある程度の建設建物のところに出ています。お答えしにくいでしょうから、いいですけども。

それで、今、E R Iでしたっけ。かなり、非常にたぐいまれといいますか、本当に旭市内でも初めての建物だと思いますので、いろいろなところにチェックしてもらっていると思うんです。そういう意味では、多分大丈夫だろうと、安心できるんだろうと思います。

ただ、これからもまだ少し下がるだろうという予測もあるし、そこで、万が一って、万が一って、多分ないだろうと思うんですけども、今E R Iって言いましたけれども、万が一、ではあったときに、そのE R Iというのは責任とってくれるんですか。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） これは、構造物の性能評価をする委員会ですので、ここがオーケー出したからといって、ここが責任をとってくれるのかといえば、最終的には、これは最後の責任は病院になってくるとは思いますけれども。

今申し上げたように、こういう専門的な機関が、基礎を含めた構造物の審査を行いまして、最終的には建築基準法等の国土交通大臣認定を受けておりますので、普通に考えれば、これ以上はなかなかこちらとしても余り心配しようがないのかなというところでございます。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 設計では、外の地盤に対して、1階の床面が7センチ高いんですかね。8センチ高いんですか。8センチ高い中で、予測が150ミリになっているわけですよ、15センチ。そうすると、あと80%沈むのに10年かかるというんですけども、そうすると、外の地盤より床が下がってしまうということも、ひょっとしたらあるのかも。多分ないだろうと思いますけれども。

そうすると、倒れるとか傾くかもしれないんですけども、そういうことはないにしても、長年の間に、その不等沈下等で、例えば亀裂が入ったとかなんとかという話が、ひょっとしたら出てこないとも限らないなと思うんです。

多分そういった責任というのは、もうだから、瑕疵担保責任の話ではないんですけども、10年、20年先行って出る可能性も全くないわけではないのかなと思えるわけです。

そういう意味で、だから、免震装置もそうですけれども、きちっとそのメンテというか、絶えず保守管理をお願いして、市民に安心を与えていただきたいなと思いますので、ぜひよ

ろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

○副議長（嶋田哲純） 佐久間茂樹議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、4時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時15分

○副議長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○副議長（嶋田哲純） おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（嶋田哲純） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

◇ 向 後 悦 世

○副議長（嶋田哲純） 引き続き一般質問を行います。

続いて、向後悦世議員、ご登壇願います。

（10番 向後悦世 登壇）

○10番（向後悦世） 10番、向後悦世です。平成22年第3回定例議会において一般質問を行います。

1、市長の政治姿勢について。

毎日のように新聞やテレビで、民主党の代表選挙が報道されていますが、菅首相は公約の

一部修正もやむを得ないとの考え、小沢さんは国会との約束だから必ず実行すると言っており、これが争点の一つになっているようですが、この代表選挙を見ていて、公約の重大さを感じるのは私だけではないと思いますが、明智市長はどのように感じたのでしょうか。

前議会で、私は市長の選挙公約の一つである財政健全化への見直し事業の一つである公園整備事業については公約違反ではないかと私が質問したのに対する答弁で、国の有利な財源を使ってやっている事業で、22年度で終わるので終わった後はやらないと何回も議会で答弁しているから公約違反ではないと確信を持っているとの答弁されましたが、国の有利な財源や事業の終了年度には全く関係なく、選挙公報で財政健全化のために見直しが明記されている事業が見直されないことが公約違反でなくて何ですか。人件費も、公園も、前市長の計画どおりです。

前市長は、特例債をどんどん使って、やれるものは何でもやっていくという方針であり、これも基本的な考え方としては、ある面では評価できますが、明智市長は財政健全化を打ち出して事業の見直しを公約していますが、前市長とは全く違います。

これは、新聞折り込みにされたものですが、市長さんのものですから、ちょっと紹介いたします。

旭市安定化宣言でございます。

選挙のときだけ口当たりのいいことは言いません。何よりも市長は、市民に信頼されることが第一だと考えています。選挙で市民に選ばれた市長が、責任を持って政策を実行することが民主主義の原点です。必ず実行と、大きく書かれています。

これだけ熱意を持って臨んだ市長でございます。明智市長、確信持って、公約違反でないと言うならば、後々まで尾を引きますよ。

市長さん、市民が、安心・安全を実感できるように、明快な答弁をお願いいたします。

(1) として、三川西部土地改良区の進捗状況についてお尋ねします。

どのような体制で指導、支援していますか、お伺いいたします。

(2) として、飯岡中建設について。

飯岡中建設の進捗状況をお伺いいたします。

(3) 飯岡中現行校舎について。

市長は、飯岡中の現状を把握していますか、お伺いいたします。

(4) として、高齢者、弱者に対しての取り組みについて。

選挙公報の少子化対策、高齢者、障害者、介護者の支援、内容を具体的にお伺いいたしま

す。

（５）双葉団地について。

今後の双葉団地、どのように取り組むのか、市長の考えをお示してください。

（６）長寿祝金について。

前年度の祝金支給者数と金額と今年度の祝金支給者数と金額をお伺いいたします。

（７）いいおか荘についてお尋ねいたします。

市長は、いいおか荘の経営健全化について、どのように考えておりますか、お伺いいたします。

１回目の質問は以上で終わります。再質問については自席で行います。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 向後悦世議員のご質問に対し、答弁をいたします。

初めに、市長の政治姿勢ということで、マニフェストのチラシを見せられました。毎回、そのマニフェストを見せていただいておりますけれども、私も忘れることなく、きちっと、時に触れ、折に触れ見ているところであります。

そのマニフェスト、公約に沿って、頑張って、今いるところでありまして、公園整備、人件費、あるいはまた下水道の問題、今まで補助をしていただいている中での国との約束、そういうものものなおざりにするわけにはいかないという部分がありまして、22年度いっぱいまで終わりにすると。下水道は、少し延びるのかもしれませんが。最初の202ヘクタールの部分がまだ、かなりの部分残っておりますので、その辺はまた、皆さんとご協議をしていきたいと、そんなようにも考えているところであります。

具体的な質問に入ります。

三川西部土地改良区の進捗状況についてということでお尋ねありました。

飯岡西部地区の土地改良事業につきましては、合併以前からの長年の懸案事項であり、また地元工区からの切なる要望がございますので、これが成功いたしますよう土地改良法等のルールに基づき、地域の方々のご協力をいただきながら進めてまいります。

細かな進捗状況については、担当課より報告をさせますが、みんなで一刻も早く、この土地改良事業が成功するように、議員の皆さん方にも応援をひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

また、飯岡中学校の問題でありますけれども、この建設も今の土地改良事業に絡んでいるわけでありまして、土地改良事業が早く進捗することが、この飯岡中学校の建設に欠かすことのできない要因でありますので、これも土地改良事業を基準に、基準、あるいは法令に、一刻も早くクリアをして着手できるように頑張っていきたい。担当課のほうへも全力投球で指示しているところであります。

3番目の飯岡中学校の現状を把握しているのかということでもありますけれども、四・五日前、飯岡中学校、向後悦世議員の質問ではありませんけれども、現状把握をいたしました。その前にも、二・三回行きましたけれども、今回またそういった部分であるということで、今の現状どうなっているのかなと、そんなようなことで、1時間余り視察をしました。

確かに、耐用年数といいましょうか、築40年ぐらい過ぎているというようなこともあります、かなり老朽化が進んでいるわけでありまして、そしてまた海岸地帯ということもあります、さびがかなりあちこちに入っていると。危険な部分もかなりあるというようなことも認識しております。

そういった部分で、生徒たちが本当に障害といいましょうか支障が出るようなことは一刻も早く、即補修、補強していただくようにと、担当課に指示してありますし、体育館の問題も隅のほう、床が腐っているというような部分も見ました。職員の皆さん方が頑張って、それを補修したというようなことも聞きました。そういった部分で、できるだけスピーディーに、そういった部分は把握しながら補修をしていかなければと、そんなようにも指示しているところであります。

高齢者、弱者に対しての取り組みということではありますが、高齢者の皆さんや社会的な弱者と言われる方々の支援に対する私の考えの基本は、これらの方々の声を直接お聞きし市政に反映させることであると考えております。

私は、高齢者の皆様や障害者団体の皆様との会合などへは、できるだけ欠かさず積極的に出席し、直接自分でお話をお伺いするようにしております。そして問題となっている事項などについて、万全な対応を期すよう担当課へ指示しております。

また、これらの方々が、日々安心感を持って地域で生活をしていくためには、地域の皆様、特に隣組の皆様のお力をどうしてもおかりしなければならない面が多々ございます。とりわけ災害が発生し避難をしなければならないときなど、隣組での見守りや声かけが日々行われているか否かが大変重要なこととなります。

社会福祉協議会、民生委員、老人クラブなど、高齢者や弱者の皆様と、日々かかわりの深

い方々にご協力をいただき、地域コミュニティの醸成も図っていきたいと考えております。

福祉サービス等の制度的な部分は、担当課長から答弁を申し上げます。

次に、双葉団地の問題であります。

双葉団地の問題につきましては、これも四・五日前に現場を見させていただきました。6月の議会でも、恐らく向後議員から質問がありまして答弁があったと思います。

今、現状、かなりの部分、空き家でありますけれども、入っている人も、かなり半数以上あるように見受けられました。その部分で、空き家になったところは速やかに取り壊しをして、取りあえず駐車場等に使っていただく。

そしてまた、今、新たな入居者は募集していないということでありますので、そういった部分である程度、めど、目安、そういった部分を出たときにやはり考えていかなければならない、こんなように感じているところでありまして、もとより壊れた部分は早急に直す、そんなような対応をしていきたいと、担当に申し付けておきました。よろしく願いを申し上げます。

長寿祝金については、担当のほうから詳しく説明をさせていただきたいと思います。

いいおか荘についてでありますけれども、きょうは、きのうからきょうにかけて、平野議員、滑川議員、木内議員から、いいおか荘についてお話がありました。質問がありました。

私は、就任当時から、いつも言っているわけでありますけれども、いいおか荘は、やはり旭市に数少ない観光資源、海というような中で、その拠点施設として大事にしていきたいと、そんなような話をいつもしていたわけでありますけれども、そういった意味で、今、本当に経営が苦しいというような部分、本当に心配でたまらないわけでありますけれども、今、大変な努力を、いいおか荘の支配人をはじめ皆さん方、運営委員会、あるいはまた行政サイドでも、いろいろとプランを練ってやっているわけであります。しばらくこの新しいプランに沿って頑張ってくださいながら、先ほど来申し上げますように、今年度、3月くらいをめどに、本当にやっていけるものか、違う方法を考えなければならないのか、そういったものの決断をしていきたいと、そんなように思っているところであります。

以上であります。

○副議長（嶋田哲純） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、飯岡西部土地改良事業の進捗の状況等につきまして、担当課のほうからご説明させていただきます。

再三申し上げますように、飯岡西部の土地改良事業、これは県営の土地改良事業で、現

在実施をお願いしているところでございます。

県営の土地改良事業というようなことで、受益者の中から施行申請、こういうもので県のほうに申請をいたしまして、それを県が計画の認定をする、そういう段取りになっております。現在、この施行申請に必要な参加者の同意取得等が行われまして、土地改良法によります手続きが今されておるところでございます。

同意率は、再三言います、96.1。この96.1というのは、旭市内でいろいろな土地改良事業をやっておりますけれども、この施行申請する際の率としてはかなり高い率だというふうに我々は感じております。

あと議員のご質問の中に、どのような体制で今まで指導、支援してきたかというのがございます。

当然、大根土地改良区の役員さん方、それと特に、ここは支区の役員さん方、いろいろな方々がこの土地改良事業、厚い思いで実は同意取得に本当にご協力いただいております。

ただ、それだけでなく、直接うちの農水産課の職員も、例えば遠い東京、いろいろなところの相続関係で権利が取得されている方、ここにも直接職員が出向いて同意取得を直接市の職員がいただいている、そういうことも報告をさせていただきたいと思います。

本当にこの土地改良区の部分では、支区の役員が、いろいろな部分でやっております。それも市の職員が一体となってやっておる、そんなことでご理解を賜ればと思います。

特に、この飯岡西部につきましては、今、担当の県の農林水産部長、重田部長も旭市をよく知ってるよということですね、本当にいろいろな面でご指導をいただいております。

特に、うちのほうの市長も、直接農林部長室へ行きまして、この土地改良事業の早期採択というようなことでお願いをしている、そういう経過でございます。

どのような体制指導というようなことで、以上のような結果で今まで進んでおるところでご報告をさせていただきます。

○副議長（嶋田哲純） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、長寿祝金の支給の実績と本年度の予定という中での人数と金額を申し上げます。

21年度の実績でございますけれども、人数は4,840名、支給金額が2,790万円でございます。

22年度の支給の予定で、9月1日現在の人数が1,551名、金額で1,105万円でございます。

以上です。

○副議長（嶋田哲純） 高齢者福祉課長。

○高齡者福祉課長（渡辺輝明） それでは、高齡者に対する取り組みについてお答えいたします。

介護認定を受けられている方々につきましては、それぞれのケアプランに基づいた各種のサービスをご利用いただいております。また、特定高齡者など近い将来要介護になるであろう方々につきましても、ご本人の希望によりまして、介護予防のための筋力トレーニングやデイサービスのご利用を推進しております。

また、年々増加しておりますひとり暮らしの高齡者の方、あるいは75歳以上の高齡世帯に對しましては、例えば調理が困難な方々については、昼食を週3回を限度として安否確認をかねて配食サービスというものを実施しております。ひとり暮らしの方については、緊急事態に備えまして、24時間つながる緊急通報装置の設置を行っております。

その他、寝たきりあるいは認知症状のある高齡者の方につきましては、常時失禁状態等の条件ございますけれども、紙おむつの支給等も行っているところであります。

しかしながら、議員もご存じのように、本市の人口の減少とは裏腹に、高齡化、高齡者の人口のほうが増加しており、この厳しい財政状況と相まって、市民の方々の皆様にご満足いくような施策が厳しくなっているのが現状でございますので、ご理解のほうよろしく願いたします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、大きな1番の市長の政治姿勢について再質問いたします。

市長さんも一生懸命取り組んでいるとのことですが、これだけ熱意を持って取り組んでいるならば、もっと各課に具体的な指示をしたらどうでしょうか。やはり市長さんの指示が一番欠乏しているのかなと。今議会見ても、自分はそういうように感じました。

やはり各課長が、何かもう答弁すれば、おれ、用ないというような感じにお見受けしましたので、やはり各課長が答弁しても、ちょっと市長、おれの考えと違うなと思ったら、ちょっと補足答弁でも何でもして、熱意あるところを見せてほしいなと思いますので、市長としての何か自覚と責任感が欠けているように思います。

以前、議員でありました神子先輩より、市長としての自覚をしっかり持って取り組んでもらわないと困ると指摘されたことをお忘れでないでしょうね。

○副議長（嶋田哲純） 悦世議員、政治姿勢はやったもので、1番の三川西部から願いたします。

○10番（向後悦世） 議長、政治姿勢は幅が広いので、前に5回も自席で質問した事例もあ

りますし、いろいろな面で幅広く許可した事例もあります。何で私だけがそういうように差別されなければならないのか、議員として公平感に疑問を抱いています。

○副議長（嶋田哲純） 一応、通告順序をお願いしたいと思います。

○10番（向後悦世） 1番、大きな1番で通告してあります。

○副議長（嶋田哲純） さっきほら市長、答弁したでしょう。

○10番（向後悦世） だから再質問ということです。

○副議長（嶋田哲純） （1）からお願いします。

○10番（向後悦世） ではそういうことで。

では（1）の三川西部土地改良区の進捗状況について再質問いたします。

市長が、事業採択要件の緩和等について、県と直接な交渉したことがありますか。部、課、誰とどのような交渉をしたのか、年月日をお尋ねいたします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） さっき担当の農水産課長のほうからお話がありましたように、ここには日時は用意してありませんでした。そうした通告ありませんので、面談ありませんので、今ここでは分かりませんが、県庁へ3回くらい行きました。八日市場の農林振興センター、これも3回くらい行きました。担当課長、そしてまた部長以下、県も重田部長以下、担当の課の人とも会いまして、ぜひ早くやってくださいというようなこと、今お願いをした次第でございます。よろしくお願いします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 今、三川西部の土地改良事業も、大きく前進しているとの農水課長の説明も、これは誰のときのあれだったかな、滑川議員のときの答弁であります。

もうこういう体制になってきたら、市長が積極的に、県でもどこでも出て行って、一日も早く事業採択になるように努力しなければ、やはり市民だって不安に感じるし、飯中の生徒たちだって、飯中建設どうなっているのと、先生方がよく、飯中の生徒から尋ねがあつて、我々もどう説明していいか分からないと、そのような生の声も、私よく聞いています。

ですから市長、真剣にそういうような交渉や折衝に、県でもどこでも出向くところは出向いて熱意を見せてください、よろしくお願いします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 担当課のほうから、今まで市長に何回となく、実は県庁のほうにも行っていただきました。

ちょっと私もきょう、手帳持ってきてなかったもので日にちあれですけども、ただこの会場では、飯岡地区ですので、覚えているのは貴味メロンが一番おいしい時期ということで、そんな時期に、実はこのメロンの大産地であるから、ぜひこの土地改良事業についてはよろしくお願ひしたいと。

直接、実は市長には、県の担当の室長のところにも行っていただきまして、市長のほうから同意率を上げてくればという、それだけのハードルというような我々も聞いております。

先般も電話入れまして、その方には同意率上がったよと。あとは採択をしないという、何かものはないでしょうという話をしましたらば、もう採択に妨げがないという、そういう意見もいただきました。

そんなことで、一步、大分一步進んだということで表現させていただいたところでございます。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 一生懸命取り組んで、市長は何か、二・三回出向いたけれども、二・三回の時間等は日にちは覚えていないと。これだけ市民が不安を抱いているのだから、そういう出向いた日時、やはり自分で、やはり頭の中に、本当に真剣に取り組んだ部分は、なかなかもう忘れないもんです。あのときに、何月何日だったと。やはり熱意感じるように取り組んでいただきたいと思います。

（2）の飯岡中建設について再質問に移らせていただきます。

今、土地改良区が、飯中建設が、時期や何かも、事業採択がかぎになっていると、そういう部分で、やはり今、自分も見に行って、飯中は危険校舎ではないかと思うような場所が何か所もあります。子どもたちも、危険校舎だと感じるから、飯中建設どうなっているのかなというような、身近な者に、先生方だったり何か尋ねることになっているのかなと、自分も思っています。

ですので、やはりこの先ほどの滑川議員のときの答弁で、飯中建設は、平成25年完成に向けてと、説明がありましたが、25年というと、もう3年余りもあるわけですよ。そうすると今現在危険だと。子どもたちに何の罪もないわけですよ。それも、自分なんか言わなければ、危険な場所があっても、何か修繕しようとしめない。もっと何かこう、行ったら何かこう、古くでも何か工夫してやって努力しているなという部分が必要かなと思いますので、や

はりそういう配慮を、市長どのように考えていますか、お尋ねします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申し上げましたように、確かに現場に行ってみて、壊れているところや腐っているところなんかもありました。そういった部分では、スピーディーに早急に修理をすると、してくれというようなことを担当課長にも申しました。そういった部分で、確かに飯岡中学、建設が遅れているわけでありますけれども、一にも二にも、飯岡西部の土地改良、クリアできなければできないわけでありますので、ひとつ議員にも飯岡西部のほうへも働きかけて、ぜひ応援をしていただきたいと、そんなように思います。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 自分も、三川西部の土地改良区は、やはり地権者や農家の皆さんの所得向上につながるから、以前にも、一時も早く事業採択を目指して頑張っていたきたいと、何回も申してしますので、きょうももう1回目の質問でも、そんなようなことを申しております。

やはりこの事業採択のめども、以前には、絶対間違いなく4月には事業採択になると。これ、6月にも事業、2か月ばかり遅れて6月にはなると。この前のちょっとおれ、調べてもらったら、10月ころには何か事業採択になるという予定なんですけれども、この辺のめどもはどうなんでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（嶋田哲純） 悦世議員、今の三川西部の話のほうは終わっているもので、次のほう、今行っているもので、ちょっと間違っ、ちょっと。今……

○10番（向後悦世） ちょっと待ってください。

今ね……

○副議長（嶋田哲純） 順番にもしあれだったらお願いしたい。

○10番（向後悦世） 答弁で、三川西部の土地改良区の進捗状況によって学校建設が左右するとの答弁だったから、それについて質問しています。そういう答弁だったでしょう。

○副議長（嶋田哲純） では、今2番ですか。

○10番（向後悦世） 3番ですよ。

○副議長（嶋田哲純） では、向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 土地改良事業の採択のこれからの予定でございましてけれども、よ

ろしいですね、土地改良事業の関係、今ご質問あったと思います。

よろしいですよ。三川西部の土地改良事業についてのご質問いただきましたので、それにつきまして担当課お答えさせていただきます。

今まで説明しましたように、ただ先日、担当しています室長には直接電話を入れまして、今までのある方ということで表現させていただきます。土地をいっぱい持っておりまして、その方がどうしても賛成いただけないと。その方を除いて土地改良事業しますといろいろな、俗に言います虫食いですかね、そういう土地改良事業になってしまう。それをしますといろいろな、その方への道路の確保、あるいは排水路の確保等やりまして、いろいろ土地改良事業費が多くかかると。そんなことでいろいろ、県としては、極端に言うと、法律は3分の2ですので、もう3分の2は、もう、とうにクリアしている。

そんなことで、県は採択をしたいわけだったんですけれども、今回その方が快く同意をしてくださったと。そんなことで、その方が、すればという、そういう声でありましたので、それはクリアしましたよと。そんなことで我々は、もう採択をしないという、そういうことはすべてないということで理解してまして、これは採択ということでいいんですねという話をしましたら、ほかの地区は90%でも採択しているところがある。その同意の中身だということで、今回同意の中身につきましてはよく説明してありますので、一歩大きく前進したということでご理解いただきたいと思います。

(発言する人あり)

○農水産課長（堀江隆夫） 我々今、市から直接、実は事業、施行申請ではなくて、この事務的には大和根土地改良区で実施をされております。そこから県に提出をして、県のほうでは、いろいろな事業計画の適否の決定、そういう部分、県でやっていただきまして、我々としまして、10月くらいにはいただければなと、そんなことで。できましたらその後、いろいろ公告縦覧等を市民の方にしていただきまして、でき得れば12月ころから、土地改良区内の地区界測量、そういうことで業務に入っていきたい。

今回、この地区の一番いいのは、お金がついてると。今、土地改良事業の一番の問題は、土地改良事業費の確保という、お金の確保でございますけれども、既に県予算の中でお金は確保されている、そんなことで推進してまいりたいというふうに考えております。

(発言する人あり)

○副議長（嶋田哲純） 明智市長。

○市長（明智忠直） 今、本当は、（3）の飯岡中の現行校舎ということでありますけれども、

その中で私が、一にも二にも土地改良というようなことで答弁をしたということで再質問があったようでありますけれども、私ももう事実上は採択と認識しておるわけでありまして、もうこれ以上、できれば全員が同意をもらうということが最高なんだと思いますけれども、もう98.、実質的には98.何パーセントというようなことでクリアしていますので、実質的には工事に、10月以降、今、課長が言ったように、10月以降には、今着手できると、そんなように認識しております。

○副議長（嶋田哲純） 向後議員、ちょっと庶務課長のほうから、ちょっと答弁があります。庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、私のほうから校舎、（3）の校舎の関係で回答をひとつさせていただきたいと思います。

向後議員さん、大変心配かけまして、校舎、現場のほう、なかなか私のほうも目が届かない部分があります。市長から飯岡中、それこそ目いっぱいやれよ、全力でやれよと言われていいます。校舎ももっと丁寧に回ればよろしいんですが、見えない部分がありまして、大変申し訳なく思っております。

先日、現場、いろいろ見ていただいた部分ですが、危険な部分、見えた部分、市長からすぐ指示を受けまして、その辺はすべて改修、大至急終わりました。まずご報告いたします。

校舎の全体の管理、維持管理なんでございますが、これは飯岡中に限らず、どこでもそうなんです、市内すべての学校にお願いしまして、危険性があるもの、緊急性があるもの、それはそのままにしないですぐやれよと、私のほうもすぐやる、そのような形で連携を図っているつもりでしたが、足らない部分があったようでございます。これからさらにその辺は、お互いの連携は強めたいと思っております。

修繕、必要のあるものに対して、ちょっと時間を見てやらないとできないものもでございます。その辺は、また場所を確認しながら、例えば雨漏り等なんです、ちょっと時間を置いて確認したりしてやらせてもらっています。場合によっては先生方、その確認しながら、現場で、自分の体を使って床の上をはねてみたりとか、そんなこともやっています。そこまでやらなくていいよと、それは言っていますので、いろいろご迷惑をおかけしますが、やりたいと思っています。

飯岡中、もう1回飯岡中に戻りますが、本格、大規模なものはちょっと先が見えていますので我慢していただいて、本当に緊急、それから生徒に迷惑をかけないもの、それは意識してさらにやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、そういう部分で、子どもらは、なおさら公平に考えていかなければいけないと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、（４）の高齢者、弱者に対しての取り組みについて、お尋ねいたします。

これから旭市も市内に、高齢者、弱者、またいろいろな旭市も、市税見ても分かるように、滞納者や何かもう、経済状況なんかも、日本の場合には何かもう、すごく厳しい状況が何か今、円高不況だとか何か襲ってきていますので、市長はどのように、この高齢者、弱者に対する取り組みを考えているのか、ちょっと市長の考えをお尋ねいたします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど1回目の質問でお答えしましたように、私の心情としまして、高齢者、弱者、そういった方々の会合には、もう本当にすべて参加したいと、そんなような思いで、今ほとんど参加しているわけでありますけれども、そういった中で本当にどういったことが必要なのかと。そういったものを具体的に把握しながら、担当の課へ、課長以下職員に指示をしまして、そういった部分の応援をしていきたいと、そんなように思っております。

やはり一番私が思うのは、物や金ではなくて、やはり心だと。まして高齢者に対しては、そういった気持ちを持っていかなければと、そんなように思っておりますので、今後ともそういった方向で取り組んでいきたいと、こんなように思います。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 市長さん、本当に、心が何よりも、心がやはりなければ相手も分かりません。だけれども、心だけでは、また今補えない部分もありますので、またよく調査検討して、できる限り支援していつていただきたいと思います。

それでは、（５）の双葉団地について再質問をいたします。

市長は、双葉団地の整備についてはどのように考えているか、お伺いいたします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） これも先ほど答弁をしましたけれども、現場も見させていただきました。

今、現実、かなりの部分、入居しているわけでありまして、その入居どうこうというような部分ありません、できないわけでありまして。いい住宅を建てかえたら、もっと大きなお金を支払ってもらわなければならないわけでありまして、今聞くところによると、2,000円

で入れるというような状況の中で、現状、本当に入っているんですから、生活をしているんですから、生活に不自由な部分はちゃんと入居者に言ってもらって、それは応急、救急に、緊急に直すと。そんなような中で、取りあえずは取り組んでいきたいと、そんなように思っています。

空き家になった部分は、なるべく早く取り壊して駐車場等に利用していきたいと、そんなように思っています。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） それはもう以前の自分が質問したときに、そういうような答弁もいただいていますし、自分も見ていると、やはりもう何か大分空き地になってしまっているところもあるし、部分的に新しい施設をあいたら建てなさいと国のほうの方針もあるし、やはりもう空き家、またこの空き家が、何かうっかりしたら、きょうは幸い台風でも雨台風になりそうだからよさそうなものですが、実際に風でも吹いたら、もうかわら等とも飛んでいるわけですよ。そして、やはり双葉町に入居してくれている方々も、そういう部分では不安を感じている入居者の方もいます。

幾ら何でも、本当に、人が出て、ちょっとこのまま放置しておくのに、危険な建物だなというような部分、自分感じたりすることがありまして、やはり出たら壊すと言ったなら、説明してあるわけですから、もう約10棟くらいあいているわけですので、そういう部分は何か説明どおりにちゃんと、壊すなら壊す。

また、コンクリートの1階造りの建物等もありますけれども、ああいう場所は事によったら、入居は、新たな入居者がいれば入居も可能ではないかなと思われるような部分もありますし、やはりいろいろな旭市民の方々が有効に利用できるように何か取り組んでいるなど、周辺住民も感じるように、取り組んでいただきたいなと自分も思っているわけです。

そういうことについて市長、あいたら、ある程度こういう計画だよとか、将来こんな構想でここ取り組むよとかというようなビジョンを、市長さんに示していただければありがたいと思います。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 双葉団地のことということで、3月にも一部お答えしたところでありますけれども、確かに今、12戸空き家がございます。

できれば速やかにということであつたんですけれども、なかなか地域住宅計画というのが

実はうちのほう持っておりまして、今年、下永井団地の改修と、それからできれば提案事業で双葉団地のあいたところの取り壊しというのを計画しておったんですけども、なかなかその分のお金もついてないというところがございます。

ただ、下永井団地のほうの事業がほぼ額が確定しておりますので、残っている事業費で、一部取り壊しができるのかなと、そのように考えております。

この地域住宅計画、今ある住宅を、できるだけ長く伸ばしていきましょうということなんです。

そういう中で、今、市営住宅376戸管理しています。そのほかに県営住宅が189戸あるという状況の中で、この双葉団地の平屋のほうについては、あいたら取り壊させていただいて、あいたところは駐車場にということで、今その方針で、住民の方々、また管理をしている方も、代表の方もいらっしゃいますので、そういう方にはお話ししている状況です。今年度中に何戸か取り壊していけると思います。

あと、全部あくというのは、相当時間がかかるのかな、少し長い目で見なければいけないかなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 平屋の部分と木造、木造平屋部分なんかは、片側だけ道路に沿って残っているもの等ありまして、その、裏通り側になるのか、表通り側になるのか分からないけれども、そっちに2階建て等建設する気になれば十分できるスペースもあります。

本当に、市長がおっしゃる高齢者、弱者対策、唱えるならば、そういう部分、ちゃんとした部分が、何か取り組んでいったなという姿が見えてきてほしいなと思います。

そういう部分、どのように今後取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 双葉住宅に関しましては、今4階建ての中層の住宅があります。そこについては、当面、耐用年数が、一応住宅の場合には、中層耐火と言いますけれども、これが70年あります。まだ30年以上、期間残っておりますので、そこは順次直してきれいにしながら使っていくという方針でございます。

ただ、残りの部分、ではあいたからすぐ違う住宅を建てるということは、今の現状の中では非常に難しいということでお答えせざるを得ないと思います。

飯岡地区については、双葉団地の24戸、中層耐火の24戸と、それから下永井の16戸、あと

県営住宅の66戸があるという中で、そこだけでも100以上の、いわゆる公営住宅というものが存在しておりますので、市全体の公営住宅見ましても、近隣の市から比べますとやはり多いという状況もありますので、やはり老朽化したところ是一部取り壊していくという方針を立てざるを得ないということがありますので、すぐ新たな市営住宅を建てるということはなかなか難しいかなというふうに思っております。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、すぐでなくても構いませので、建てられる時期がありましたら、なるだけ早目に建てられるように取り組んでいただきたいと思います。

それでは（6）番の長寿祝金について、お尋ねいたします。

前年の祝い金の受給者が4,840人、今年度の受給者が1,531人、前年の3分の1以下、前年の受給者の3分の2以上が対象外になることが、市長の公約にある介護者、障害者、高齢者支援ですか。高齢者は大不満だと思います。

太田議員からも質問がありましたが、やはりそういう長寿祝金なんかを支給することによって、所在を確認したり環境を確認したり、やはりそういう市長さん、先ほど思いやる心が大事だと言っていました、そういう部分で私も太田議員と同感、長寿祝金は見直したらどうかと思いますが、いかがでしょうか、市長さん、答弁お願いいたします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） この問題は、確かにもらっていた人がもらわなくなったというような部分で、本当に不満もある方もいると思います。

ただ、この問題については、3月議会で、議会で可決したわけでありまして、長寿祝金制度を見直すというようなことで、議員の皆さん方のご理解をいただいて始めた仕事であります。まだ1年にもなっておりませんので、見直しということは今考えておりませんのでよろしくをお願いします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では再度お尋ねしますが、今は見直す気はないと。では、将来的に見直す気があるのかどうか、お尋ねいたします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 将来といいましても、近い将来なのか中間的な将来なのか分かりません

けれども、一応今年からまた長寿祝金の制度を変えたわけでありますので、1年でころころと変える、民主党でなくて総理大臣のようなわけにはいかないと思いますので、当分の間はこの制度でやっていきたいと。

また、そういったいろいろな方面から、不満や要望、いっぱい上がってくるようなことになったら、また考えざるを得ないのかなと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） では、不満が上がってきたら見直すということでよろしいんですね。

では以上で質問を終わります。

○副議長（嶋田哲純） 向後悦世議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 5時 7分

再開 午後 5時25分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第18号、工事請負契約の締結についての1議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

ただいま追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

それでは、その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、日下昭治議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 日下昭治 登壇）

○議会運営委員長（日下昭治） ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う日程の追加について協議をいたしましたので、その内容について私のほうよりご報告申し上げます。

追加議案は、市長より提案のありました議案第18号の1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成22年旭市議会第3回定例会議事日程（その2）の本日9月8日水曜日のとおり、この後、追加日程第1、議案第18号を上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、議案の補足説明。追加日程第4、議案質疑。追加日程第5、常任委員会議案付託。議案の付託については、文教福祉常任委員会を予定しております。

以上で、追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第18号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長（林 一哉） 追加日程第1、議案上程。

議案第18号の1議案を上程いたします。

議案第18号 工事請負契約の締結について

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（林 一哉） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議をいただくことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第18号は、工事請負契約の締結についてでありまして、旭市立矢指小学校校舎改築工事について、一般競争入札を執行し仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 一哉） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（林 一哉） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第18号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第18号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

契約の名称は、旭市立矢指小学校校舎改築工事であります。

契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は6億5,412万円であります。

契約の相手方は、千葉県旭市ニの1469番地、株式会社伊藤工務店、代表取締役伊藤晃であります。

なお、工事の期限でございますが、平成23年3月31日でございます。ただ、国からの交付金等の繰越承認がされ次第、変更契約により、平成24年1月31日まで延長する予定でございます。

以上の工事請負契約について、議会の議決を求めるものでございます。

次に、契約の経過を説明いたします。

入札業者及び契約方法については、入札参加資格申請の受け付けを経て、資格要件審査を実施した結果、申請のあった6社すべてが資格要件を満たしておりました。

このうちの1社から辞退届が提出され、5社による一般競争入札を執行いたしました。

入札の結果、予定価格に達しましたので、契約の相手方として決定し、9月7日に仮契約を締結したものでございます。

なお、落札率は81.92%となっております。

以上で、議案第18号について補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

◎追加日程第4 議案質疑

○議長（林 一哉） 追加日程第4、議案質疑。

これより議案の質疑を行います。

議案第18号について、質疑はありませんか。

日下昭治議員の発言を許可いたします。

○17番（日下昭治） 議案第18号について、若干質疑を申し上げたいと思います。お聞きしたい部分はあろうかと思しますので。

まず、契約をされた時点において、選任の技術監理者というんですか、多分それを求めていると思いますが、それが分かりましたらまずお願いしたい。

それと、前回、一中の屋内運動場ですか、その際に、出た業者ほとんど、1社、それより増えているわけでございますけれども、ほとんど同じ業者であった。

そして、前回も、県内大手であります、最高の完工高を誇っておりますフルヤ建設、無効でありました。今回も無効である。そしてまた、次に続くような業者でございますアビル工務店が辞退、両面において適格審査、提出あったにもかかわらず、応札については辞退されていると。その辺が……、ごめんなさい、フルヤ建設には無効だったと。それは最低制限価格に達していないということがありますから無効だと。アビル建設の辞退は両面、二つの工事にまたがってやったについて辞退があるということでございますけれども、その辺が、なかなか分からないと思いますが、その辺のものが何かあればお知らせいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、まず選任技術者の関係、ご説明いたします。

伊藤工務店につきましては、建築の技術者6人ございます。このうち監理技術者が3人資格を持っております。

資格審査を、一般競争入札ですので事前に資格審査をいたします。その時点で、提出された方は、他の工事の選任技術者となっておりますので、今回入札の資格があるとい

う形になっております。

なお、ちなみに、一中の体育館とは別の方が、今回の矢指小学校の監理技術者として届け出される見込みとなっております。

それと、アビル工務店の辞退につきましては、こちらではちょっと理由は分かりかねます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 確かに一中の技術監理者については、多分問題ないと思います。

ただし今、ほかの工事やっているんです、伊藤工務店は。例えば市から1億2,000万円余りの補助金を出しておるおうめい保育所、それと海上寮でも今工事をされておるそうです。多分それも補助金を使って事業をやっておると思います。

当然そういうところにおいて、専任技術者は求められておると思うんですね。その辺を把握されているのか、後でいいですから、その辺の技術監理者の、その辺を集めていただきたいと思います。それを、問題ないでしょう、技術監理者は。それを後でいいですから、出していきたいと思います。ここでは出ないと思いますので。市のほうは分かると思いますけれども。民間、半民間というんですか、補助金を出したとき。

海上寮の聖母園、何ですか、あれがやっているのは、多分市から行っていないと思います。しかし、国なり県からの補助金を使っているのではないかなと。私の想像ですから。

そういうものを含めて、できればそういった技術監理者の、どなたが当たっているかお願いしたいと。

それと、市長、先ほど佐久間議員の入札関係の件で、市長、質問ございました。今、確かに、最低制限価格の設け方というのは、いろいろお聞きして分かります。しかし最低制限価格は、例えば先ほど佐久間議員が75%としたらどうですかと提言あったと思います。しかし、75%の、例えば最低制限価格を75%で設けてあっても、例えば75%になるわけではないんですよ、業者は。自分らで事業をやるんですから。そのやれる範囲で応札してくると思います。その結果、90%でもいいんです、その差があっても。

例えば、逆に、今度はそれとは逆に、こういう80%で設けるんだったら、分切りを5%、何パーセントでなくして10%でやったらどうなんですか。そうすれば、もっと上がるんですよ、はっきり言って。80%そこそこでなく。その、例えばそうなると、このフルヤ建設も上がってくるんですよ。そうすると、先ほど言いました、これ今回のかなり違うでしょう、これ。一応何かで、三千何百万円って、さっき佐久間議員言いましたけれども、恐らくそれが浮いてきたんですよ、そういうことをやれば。

恐らく、今度は6億円でしょう。6億円の1%、幾らになりますか。1%。6億幾らですよ、これ。6億3,000万円ですから、1%といたら六百何十万円でしょう。だから、それを、分切りを、例えば市長、市長しかできないでしょう、分切りの、この分切りは。だから市長は1%浮かしたけど、ちょっとやっただけで、それで例えば上に行ってしまったら、随契ということもあるんですよ。下のやつはできないんですよ、それは。どうですか、市長。その辺は。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） その辺につきましては、十分参考にさせて、これからいろいろやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） では、あとほかの点は。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、おうめい保育所につきましては、市の補助金が出ておりますので、その工事については把握しておりました。

その工事についても、既に聞き取りをいたしておりまして、これについては、国・県の発注する工事ではありませんので、ただ主任の技術者が必要になります。それは確保してあるということで別の方の名前を聞いてはおります。

あと個々の技術者の名前というのは、業者さんのところの話なので、私そういうのはちょっとどうかとは思いますが、現実には6人いらっしゃるというのは、うちのほう名簿で確認はしておりますので、それでよろしいでしょうか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 6人というのは、いろいろな分野も含めて6人ですね。例えば、実はここに私も持っているんですよ。1級建築士3名。それで、2年度の平均の完成高10億5,000万円。そういう、もう既にこの2本で10億円になるんですよ。これは平均、2年間の平均の完成高ね。

例えば過去にいろいろ話ございました。流れが変わるとか変わらないとかという、そういう話もありました。それは、流れがどう変わるとも、私ども関知することではないかもしれない。そういうことは関知することではないかもしれませんが。

しかし、そういったのがここへ来て、ある日しっかりそういうものが、例えばおうめい保育所のものは違いますとありますけれども、例えば今回の伊藤工務店が、多分落札するでし

ようというのは、はっきり言って業者間で公然のうわさなんですよ、それは。出ていたんですよね。

だからやはり市長、そういうことの中で、1%が物を言いますよということはそういうことなんです。

例えばそういうことが、1%、もし2%だったなら1,200万円ですよ、これ。そうしますと、場合によっては1,200万円が、これフルヤ建設が上がるかも分からないんですよ。県下のトップの業者ですよ、フルヤ建設は。100億円から公共事業をやっている業者ですよ。そういう業者が、これだけのものでやりますよということでさしてくるんですから。

やはりその辺しっかり、これからもう、もう恐らくそういった工事は、今度は飯岡中くらいしかないから分かりませんが、そういうものをしっかり、市長はやはりそのときに、分切りというのは、副市長ではできない金額ですから、それは分かりますけれども、市長一人でやるんですか、これは。

ちょっと、市長、裁量でもって、ちょっとやったら、それだけの金額違うんですから、十分その辺考えて、市民のためにですからね、それは。誰のためでないんですから、確かに。

そういうことで、業者も多分、例えばこれで伊藤工務店を落札してもいいんですよ、そういうことで。そうしたらたまたま、そういったたまたま上がった、要するに落札率が予定価格に対して上がるだけのことなんです。

そういうことをしっかり、これからお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 答弁いいですか。

○17番（日下昭治） 市長、お願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申しましたように、日下議員の今の意見を十分これから参考にして、その分切りのほうもやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 伊藤工務店なんですけれども、今期に入りまして4月から8月までの間に、多分6件で3億9,000万円、旭市から仕事出てますよね。

今回、これ6億2,000万円という話なんです、そうすると10億1,000万円ぐらい。半年で、

2年間の施工高、今、日下議員言われましたけれども伊藤工務店は10億円。年間の施工高が10億円です。半年で、それを1市から、それと同じ金額が発注されるということで、この、まず最初に6件、今、多分6件出ていると思うんですけども、もう終わったかもしれません。

これがちょっと私には、ちょっと普通ではないのではないかなと。1市から、年間施工高10億円、半年で発注されるというのが。本当に施工できるんですかね。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 6件ということでお話がございましたけれども、個別の事業につきましては、工期的には短いものが結構ありますので、既に終わっているものというものはあると思います。

特に、例えばもうシルバー活力センターの解体工事であるとかは、もう工期が終わっていますし、一中の運動場を建てる前段の解体工事も、もう既に工期は終わっている。道路維持工事も8月中の工期になっていたということで。

あともう一つ付け加えれば、土木一式の技術者、別途7人いらっしゃるの、建築と土木は完全に分かれているのかなということも。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） ダブっている方もいらっしゃる、両方持っている方もいらっしゃるんでしょうけれども、それだけの人数を確保して、した中で、自分のできる工事のスケジュール、あと人を、配置のことも考えながらやられていると思います。

現実には、去年の暮れあたりですと、応札者なしという入札も何件かございました。これは事実としてお伝えしておきたいと思います。そういった例もございましたので、要するに、人がいなくてとれないものはとれないということだと思います。

とっていることということは、それはできるということだと、うちのほうは解釈せざるを得ないのかなと思っております。

○議長（林 一哉） よろしいですか。

佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 先ほどの一般質問で、佐久間議員の質問から、ずっとちょっと疑問と

いうより思っていたんですが、例えば最低価格、よく不動産の最低競売価格などの場合に、最低価格から1割か2割下でも落札できるというのがちょっとあったと思うんです。

ですから、こういう場合にも、最低制限価格設けてありますが、そこから、例えば先ほど佐久間議員、言っていました、半値ぐらいではこれはダンピングの可能性があるでしょうけれども、最低制限価格から、5%でも10%でも、そのぐらいまでは入れるとかって、そういうことは市独自ではできないのでしょうか。

不動産の競売の場合、そういうことがあるので、ちょっとお聞きます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 最低制限価格を定めた法律なんですけれども、地方自治法の施行令の167条の10の2項というのは、先ほどちょっと法律で申し上げたんですけれども、この条文で、あらかじめ最低制限価格を設けて予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうちの最低価格をもって申し込みをした者を落札者とする。要するに、その、最低制限価格と予定価格の間で、一番安い価格を入れた者を落札者とするというのが法律の条文でもう書かれてしまっています。ですから、その5%のところはできないということで、はい。

○議長（林 一哉） よろしいですか。

木内議員、よろしいですか。

木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そうすると、やはり、例えば最低制限価格が10億円だとしますね。それを、9億9,999万円でも駄目ということになってしまうんですか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） そのとおりです。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第18号の質疑を終わります。

以上で、議案の質疑を終わります。

◎追加日程第5 常任委員会議案付託

○議長（林 一哉） 追加日程第5、常任委員会議案付託。

これより文教福祉常任委員会に、議案第18号の1議案を付託いたします。

付託いたしました議案は、17日までに審査を終了されるようお願いいたします。

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の会議を閉じます。

なお、本会議は22日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時48分

平成22年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成22年9月22日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 決算審査特別委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 常任委員長陳情報告
- 第 6 質疑、討論、採決
- 第 7 事務報告
- 第 8 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 常任委員長陳情報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 発議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 質疑、討論、採決
- 日程第 7 事務報告
- 日程第 8 閉 会

出席議員（22名）

1 番 大 塚 祐 司
3 番 宮 澤 芳 雄

2 番 飯 嶋 正 利
4 番 太 田 將 範

5 番 伊 藤 保
 7 番 平 野 忠 作
 9 番 林 七 巳
 1 1 番 景 山 岩三郎
 1 3 番 嶋 田 哲 純
 1 5 番 木 内 欽 市
 1 7 番 日 下 昭 治
 1 9 番 嶋 田 茂 樹
 2 1 番 林 正一郎

6 番 島 田 和 雄
 8 番 伊 藤 房 代
 1 0 番 向 後 悦 世
 1 2 番 滑 川 公 英
 1 4 番 柴 田 徹 也
 1 6 番 佐久間 茂 樹
 1 8 番 林 俊 介
 2 0 番 高 橋 利 彦
 2 2 番 林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 明 智 忠 直
 教 育 長 多 田 哲 雄
 行 政 改 革 推 進 課 長 林 清 明
 企 画 課 長 神 原 房 雄
 税 務 課 長 堀 川 茂 博
 環 境 課 長 浪 川 敏 夫
 健康管理課長 石 毛 健 一
 子 育 て 支 援 課 長 林 芳 枝
 商工観光課長 横 山 秀 喜
 建 設 課 長 北 村 豪 輔
 下 水 道 課 長 佐 藤 邦 雄
 消 防 長 佐 藤 清 和
 病院事務部長 渡 辺 清 一
 国 民 宿 舎 支 配 人 増 田 富 雄
 学校教育課長 平 野 一 男
 国体推進室長 高 野 晃 雄

副 市 長 増 田 雅 男
 秘書広報課長 米 本 壽 一
 総 務 課 長 平 野 哲 也
 財 政 課 長 加 瀬 正 彦
 市 民 課 長 石 井 繁
 保険年金課長 花 香 寛 源
 社会福祉課長 在 田 豊
 高 齢 者 福 祉 課 長 渡 辺 輝 明
 農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫
 都市整備課長 伊 藤 恒 男
 会 計 管 理 者 高 山 重 幸
 水 道 課 長 小長谷 博
 病院経理課長 鈴 木 清 武
 庶 務 課 長 加 瀬 寿 一
 生涯学習課長 野 口 國 男
 監 査 委 員 長 平 野 修 司
 事 務 局 長

農業委員會 伊 藤 浩
事務局長

事務局職員出席者

事務局長 堀 江 通 洋 事務局次長 向 後 嘉 弘

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 決算審査特別委員長報告

○議長（林 一哉） 議案第1号から議案第16号までの16議案と、議案第18号の1議案及び陳情第11号の陳情1件と、閉会中の継続審査である陳情第9号、陳情第10号の陳情2件を議題といたします。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

日程第1、決算審査特別委員長報告。

これより決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、滑川公英議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長 滑川公英 登壇）

○決算審査特別委員長（滑川公英） おはようございます。

では、決算審査特別委員会委員長報告をいたします。

去る9月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第1号、平成21年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成21年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第3号、平成21年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、議案第4号、平成21年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第5号、平成21年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成21年度旭市下水

道事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成21年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第8号、平成21年度旭市水道事業会計決算の認定について、議案第9号、平成21年度旭市病院事業会計決算の認定について、議案第10号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定の10議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月10日及び13日のそれぞれ午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長、教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑6点について申し上げます。

1点目として、歳入の財産収入のうち、利子及び配当金について、財政調整基金の利子と地域振興基金の利子が大分違っているが、こういった運用をしているのかとの質疑では、利子の差については、財政調整基金は、企業で言えば運転資金のようなところがあるため、長期での運用ができず、国債の短期証券や1か月ものの定期など、短い期間での運用をしている。また、地域振興基金については、5年ものの県債などを購入して、非常に有利な運用をしているためであるとの答弁がありました。

2点目として、総務費の医療福祉・食・交流の郷づくり事業の江戸川区とのスポーツ交流事業について、旭市が一方的に交流をしている感じがするが、江戸川区にも同等の予算は組まれているのかとの質疑では、この事業は、あくまでも旭市へ来ていただくというもので、江戸川区の予算については把握していないが、一方的な交流という部分も感じているので、少なくともスポーツが終わった後には交流する時間を設けていきたいとの答弁がありました。

3点目として、総務費の定額給付金給付事業について、給付率99.4%と非常に高いが、給付を受けなかった人数と、その理由は何かとの質疑では、給付対象人数が7万299人で、そのうち申請された人数が6万9,836人、申請をされなかった人数は463人である。理由については、辞退された方が4人と、そのほかの理由については特に分からないが、できるだけ100%に近づけるということで、市の広報やホームページを利用して最大限、行った。近隣の給付率の状況については、銚子市が99.4%、匝瑳市、香取市は99.5%であるとの答弁がありました。

4点目として、民生費の老人クラブ活動促進事業について、老人クラブの数と、クラブに対する補助はどのくらいかとの質疑では、平成21年の状況は、クラブ数は76クラブ、人数は3,064人で、毎年、老人クラブの数と会員の人数は減少している。また、クラブに対する補助については、クラブ割として年間4万6,000円、それと会員割として1人150円を計算して

交付しているとの答弁がありました。

5 点目として、土木費の地籍調査事務費について、旧干潟地区を中心に調査されていたが、今後、どの程度調査をする予定なのかとの質疑では、市内全域を調査するとなると、かなりの年数がかかるので、現在の予定としては、鎌数地先のうち、広域農道に面した部分までで、その後は決まっていないとの答弁がありました。

最後に 6 点目として、教育費の大原幽学記念館管理費について、3 年間の入場者の推移と入館料は幾らなのかとの質疑では、入場者については、平成19年が5,611人、平成20年は6,839人、平成21年は7,155人である。入館料については、高校生・大人が300円、小・中学生が200円、また、15人以上の団体となると、高校生・大人が250円、小・中学生が150円となり、平成21年度の入館料収入は75万円であるとの答弁がありました。

次に、議案第 2 号の主な質疑について申し上げます。

国民健康保険事業の特定健康診査等事業について、受診者数の状況はどうなっているのかとの質疑では、平成21年度の受診者数については、保健センターで実施する集団健診や市内の指定医療機関で実施する個別健診などを合わせて 1 万483人で、そのうち特定健康診査対象年齢である40歳から74歳までの受診者数は8,433人であった。特定健診については、保険給付費の抑制にもつながるので、一生懸命取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、議案第 5 号の主な質疑について申し上げます。

介護保険事業の成年後見制度利用支援事業について、市ではどんなことをするのかとの質疑では、成年後見制度の支援については、法定後見ということで、既に認知症が進んで、自分で判断が難しく、また、4 親等以内の親族がいない場合に、市町村長が家庭裁判所に申し出をするというものであるとの答弁がありました。

次に、議案第 7 号の主な質疑について申し上げます。

農業集落排水事業について、区域の拡大は考えているのかとの質疑では、現在、市の一般会計から繰り入れをしている状況にあるので、現段階での地域のさらなる拡大は考えていない。少しでも市からの繰り入れを少なくし、区域の中で接続率を上げるとともに、維持管理が多額にならないように努めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第10号の主な質疑について申し上げます。

国民宿舎事業について、監査委員の審査意見書に、宿泊利用率40.8%とあるが、まだ利用率を伸ばせると考えているのか。また、経費の削減については、さらに削減できる部分があるのかとの質疑では、利用率については、いいおか荘の歴史の中で一番よかったときで、宿

泊人数 3 万 4,000 人、利用率は 58% となっており、40.8% が決して低い数値ではないと思うが、もっと上げていかなければならないと考えている。また、経費の削減については、人件費の削減と併せて効率的な職員の配置、また、食材の見直しということで、加工品よりも、素材で材料を購入するなどして削減を図っていきたいと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、10 議案とも全員賛成で認定することに決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成 22 年 9 月 22 日、決算審査特別委員長、滑川公英。

○議長（林 一哉） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

◎日程第 2 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 日程第 2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 1 号、平成 21 年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は認定することに決しました。

議案第 2 号、平成 21 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、平成21年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、平成21年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、平成21年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、平成21年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

議案第7号、平成21年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

議案第8号、平成21年度旭市水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第8号は認定することに決しました。

議案第9号、平成21年度旭市病院事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第9号は認定することに決しました。

議案第10号、平成21年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第10号は認定することに決しました。

◎日程第3 常任委員長報告

○議長（林 一哉） 日程第3、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、滑川公英議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 滑川公英 登壇)

○建設経済常任委員長（滑川公英） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案第11号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第16号、市道路線の認定及び廃止の2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月15日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第11号の審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

農水産物直売施設整備事業のコンサルタント業務委託料435万8,000円について、まだ場所

が決まっていない中で、何を委託するのかとの質疑では、コンサルタントへの委託については、場所よりも先に、旭市が何を求めるのか、その基本的な部分を重要と考え、旭市の条件に合った整備計画や施設のイメージ、あるいは必要な機能や場所なども含めて提案をいただき、コンサルタントの意見と検討委員会の意見を併せながら、よりよい施設の建設を進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第11号は賛成多数で、議案第16号は全員賛成で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成22年9月22日、建設経済常任委員長、滑川公英。

○議長（林 一哉） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 向後悦世 登壇）

○文教福祉常任委員長（向後悦世） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案第11号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成22年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第15号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、また、9月8日の本会議において付託されました議案第18号、工事請負契約の締結の4議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月16日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑等とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第11号の主な質疑について申し上げます。

諸収入のスポーツ振興くじ助成金として82万8,000円計上されているが、算出の基準は何かとの質疑では、独立行政法人日本スポーツ振興センターが平成14年から実施しているもので、補助対象経費の中に地方公共団体が行う体育祭等のスポーツ事業を開催する場合に、事業費の上限を640万円として、その3分の2を助成するものである。補助対象については細かい規定があり、すべてが経費の対象とはならず、事業内容を精査して内定を受けたものであるとの答弁がありました。

次に、議案第18号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、旭市立矢指小学校校舎改築工事の参加資格の要件について、過去10年に主たる構造が鉄筋コンクリート造りで延べ床面積1,500平米以上の工事を元請として施工した実績がある者と公告しているが、受注された業者については、この要件を満たしていないのに参加できた理由は何かとの質疑では、市内の業者については、過去10年に新たに建った公共施設というのは非常に少なく、この要件でいくと市内の業者がほとんど参加できなくなってしまうことから、資格審査委員会の中で議論し、参加資格要件のただし書きを適用して、若干の緩和で入札を実施したとの答弁がありました。

次に、2点目として、旭市立矢指小学校校舎改築工事の工期が平成23年3月31日となっているが、この工期で大丈夫なのかとの質疑では、現在、国との交付金等の繰越承認を受けているところで、その承認が受けられ次第、工期を平成24年1月31日まで延長する予定である。新校舎の予定については、来年の8月くらいを目安に完成させて、その後、現校舎を解体したいと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第18号は賛成多数で、その他の3議案については全員賛成で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成22年9月22日、文教福祉常任委員長、向後悦世。

○議長（林 一哉） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 島田和雄 登壇）

○総務常任委員長（島田和雄） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案第11号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定の3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月17日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第14号の審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

火災警報器の設置については、旭市では42%と低い設置率になっているが、市の広報紙も

利用して啓発してはどうかとの質疑では、啓発等については、広報紙であるしょうぼうだより
に随時掲載して市民の方に理解を求めるようにしているが、市の広報紙にも掲載をお願い
して普及に努めていきたいとの答弁がありました。

以上、質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、
3議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成22年9月22日、総務常任委員長、島田和雄。

○議長（林 一哉） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第11号、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めま
す。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成22年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求

めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、市道路線の認定及び廃止について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 賛成多数。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 常任委員長陳情報告

○議長（林 一哉） 日程第5、常任委員長陳情報告。

これより各常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、滑川公英議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 滑川公英 登壇）

○建設経済常任委員長（滑川公英） 建設経済常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る第2回定例会において、閉会中の継続審査となっておりました陳情第9号、備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める陳情、陳情第10号、国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める陳情の2件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、9月15日、付託議案の審査終了後、直ちに審査を行いました。

審査では、農業者を守らなければならないとの意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり、陳情第9号及び陳情第10号は、全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成22年9月22日、建設経済常任委員長、滑川公英。

○議長（林 一哉） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 向後悦世 登壇）

○文教福祉常任委員長（向後悦世） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る9月3日の本会議において付託されました陳情第11号、最低基準の改善と待機児解消・定員増実現のために公立保育所への特定財源の復活などを求める意見書の提出を求める陳情の審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、9月16日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、陳情の趣旨に待機児童の解消や定員増実現とあるが、当市においては、入所率86.8%で、既に定員割れが生じており、待機児童解消のための施設整備は必要ないのではないかとの意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり、賛成多数で不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成22年9月22日、文教福祉常任委員長、向後悦世。

○議長（林 一哉） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第6 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 日程第6、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

陳情第9号、備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める陳情について、建設経済常任委員長の報告のとおり、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、陳情第9号は採択と決しました。

陳情第10号、国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める陳情について、建設経済常任委員長の報告のとおり、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、陳情第10号は採択と決しました。

陳情第11号、最低基準の改善と待機児解消・定員増実現のために公立保育所への特定財源の復活などを求める意見書の提出を求める陳情について、文教福祉常任委員長の報告のとおり、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

り、不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 賛成多数。

よって、陳情第11号は不採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前11時 0分

○議長(林 一哉) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書の提出についてと発議第2号、国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める意見書の提出についての2発議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 配布漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う日程追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、日下昭治議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 日下昭治 登壇)

○議会運営委員長(日下昭治) ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について、私のほうよりご報告申し上げます。

本日提出のありました発議案は、発議第1号、備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書の提出についてと、発議第2号、国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める意見書の提出についての2発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成22年旭市議会第3回定例会議事日程(その3)の2枚目、

本日 9 月 22 日のとおり、この後、追加日程第 1、発議第 1 号及び発議第 2 号の発議案を一括上程。追加日程第 2、提案理由の説明。提案理由の説明については、2 発議案とも建設経済常任委員長の滑川公英議員が行います。追加日程第 3、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第 1 号及び発議第 2 号の 2 発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第 1 発議案上程

○議長（林 一哉） 追加日程第 1、発議案上程。

発議第 1 号及び発議第 2 号の 2 発議案を一括上程いたします。

発議第 1 号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書の提出について

発議第 2 号 国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こす E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求める意見書の提出について

◎追加日程第 2 提案理由の説明

○議長（林 一哉） 追加日程第 2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第 1 号及び発議第 2 号について、建設経済常任委員長、滑川公英議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 滑川公英 登壇）

○建設経済常任委員長（滑川公英） それでは、発議第 1 号及び発議第 2 号について、提案理

由を申し上げます。

初めに、発議第1号、備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書。

「米戸別所得補償モデル事業」や「水田利活用自給力向上事業」の受付が4月から始まり、事業が動き出しました。

「米戸別所得補償モデル事業」に参加する農家にとっても、参加しない農家にとっても、最大の懸念は、米価の下落に歯止めがかかっていないことです。特に、政府が2月に、16万トンの備蓄米買い入れを実施したにもかかわらず、米価はさらに下落していることは重大です。その原因は、買い入れ数量の少なさと合わせて、12,900円台という異常な安値で買い入れた政府・農水省の姿勢は、市場に米価先安のシグナルを発信し、過剰感を一気に広げたことにあります。備蓄米の買い入れが米価の下落を招いたことは重大な失政といわなければなりません。

米価の下落に歯止めをかけ、価格と需給を安定させることは「米戸別所得補償モデル事業」の成否を左右するものと考えます。今日の過剰感のある米の需給状況のままでは「米戸別所得補償モデル事業」が、さらに米価を下落させる引き金となる可能性を否定できないからです。米価が下落すれば、制度上、さらなる財源の投入は避けられなくなります。

したがって「米戸別所得補償モデル事業」の円滑な運営にとっても、米の再生産や食料自給率を向上させるためにも、下落した米価を回復させ、価格の安定を図ることは緊急の課題です。

今、市場で問題視されているのはせいぜい30万トン程度の過剰ですが、もし、現状を放置すれば秋には過剰が雪だるま式に広がり、米価下落は「底なし」の状態になりかねません。今、ただちに対策をとることが強く求められています。

政府は、今回の買い入れによって国産米による100万トンの備蓄を満たしたとしているが、その中身は、05年産米など、主食には不向きな30万トン程度の米が含まれており、これらを主食以外の用途に振り向ければ30万トンの買い入れは充分、可能です。

以上のことから、次の事項を要望する。

1. 当面、緊急に30万トン相当の備蓄米を適正な価格で買い入れること
2. 新政権のマニフェスト、300万トンの備蓄を回転備蓄方式から棚上げ備蓄方式に早期に

実現すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、農林水産大臣あてでございます。

続いて、発議第2号、国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める意見書。

FAO（国連食糧農業機関）は先般、飢餓人口が10億人を突破したことを公表し、農水省も「世界の食糧は、穀物等の在庫水準が低く需要がひっ迫した状態が継続する。食糧価格は2006年以前に比べて高い水準で、かつ、上昇傾向で推移する」と分析しています。こうした事態は、これまでの自由貿易万能論のゆきづまりを示すとともに、今日の深刻な世界の食糧問題を解決するためには、それぞれの国が主要食糧の増産をはかり、食糧自給率を向上させることの重要性を示しています。そして、農産物の全面的な輸入自由化と生産刺激的な農業補助金の削減・廃止を世界に押し付けたWTO農業協定路線や、WTO路線の前提にした2国間・地域間の協定であるEPA・FTA路線の見直しを強く求めています。

昨年末に閣議決定した「新成長戦略」では、2020年を目標にAPEC（アジア太平洋経済協力会議）の枠組みを活用した「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）」を構築することを打ち出すに至っています。APECには太平洋に面するアメリカ、カナダ、オーストラリア、中国、韓国、ロシア、東南アジア諸国など、世界の主要な農産物輸出国を含む21カ国が加入しており、仮に、この枠組みで自由化が実施されれば日本の農業は壊滅的危機に直面することは明らかです。

政府は「農業に影響を与えないFTA交渉」を強調しているが、農産物輸出国のねらいは農産物関税の撤廃にあり、一旦、交渉が始まったら取り返しのつかない事態を招くことは避けられません。こうした輸入自由化路線は、国内の農産物価格の暴落を引き起こし、現在、政府が推進している「戸別所得補償」の政策効果を台なしにし、制度そのものを破綻させかねません。

今、求められることは、食糧をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧問題に正面から向き合い、40%程度に落ち込んだ食糧自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことです。

以上のことから、次の事項を要望する。

1. E P A ・ F T A 推進路線を見直すとともに、日豪交渉を中止し「アジア太平洋自由貿易圏（F T A A P）」による農産物の関税撤廃を行わないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、農林水産大臣あてでございます。

以上でございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（林 一哉） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号及び発議第2号について、一括して質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号及び発議第2号の2発議案について、一括して討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

発議第1号、備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号、国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすE P A ・ F T A 推進路線の見直しを求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 事務報告

○議長（林 一哉） 日程第7、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 平野哲也 登壇)

○総務課長（平野哲也） それでは、篤志寄附を受納いたしましたので、ご報告いたします。

1つ、金50万円を藤野貞子様より、8月25日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（林 一哉） 事務報告は終わりました。

◎日程第8 閉 会

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成22年旭市議会第3回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 林 一 哉

副議長 嶋 田 哲 純

議員 林 七 巳

議員 向 後 悦 世